

2009  
創刊号

国士館史研究年報

楓原



学校法人 国士館

Kokushikan



2009  
創刊号

国士館史研究年報  
楓 原



学校法人 国士館

Kokushikan

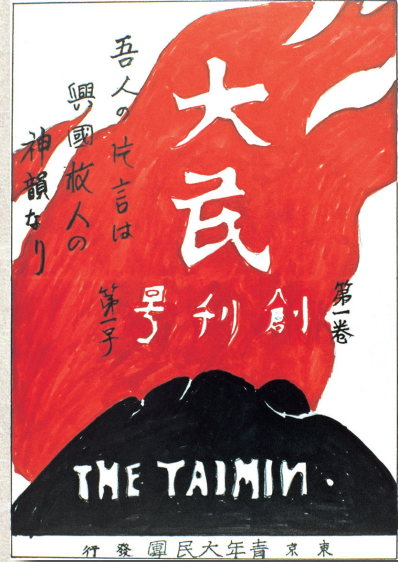


▼青年大民團主旨 (『大民』創刊号)

**青年大民團主旨**

今や内外多事、皇國の隆頌は一つに係つて吾人の雙肩にあり、見よ天下は滔々として虚偽輕薄に流れ、剛健質實の氣風は全然跡を絶ら、殊に似非文明の思潮は益々險惡に、固有の民性は方に地に拂はんとす、斯の如くんばかきりくも皇室の尊嚴を傷つり、延いて皇國の前途を危うせんとす、實に冷汗恐怖の至りならずや、奉公愛國の士、正に蹶然憤起すべきの秋にあらざりして何ぞ、是れ吾人青年が國家の柱石となり、勇往邁進せざる可からざる所以なり、願ふに國家將來の鴻圖を期し、刻苦砥礪以て志操を練磨し、精進向上の實を擧げ、他日國勢を大成するの基礎を造り、皇國をして宇内の宗と仰がしめん事、是れ當りに同志青年の務めならずや、青年大民團創立の趣旨亦實に茲に存す。

▼『大民』創刊号表紙 (大正5年6月)



▼宣言「活學を講ず」 (大正6年11月)

**大民**

**宣言**

**活學を講ず**

物質文明の輝日に眩だしたる人は識た科学書を重んじて個性の涵養を知る、今日に於て教育は唯だ科学書の買入たるのみ、科學の必要は本より言ふを得たれども此の如きは唯だ物質文明に移る、精神文明なくして國家は一日の安きは得んや、蓋し精神文明は物質文明を統一指導するものなり、精巧の武器並し精進するも、英士忠つては運用するに非れば、鐵馬に何等の效果なからん、吾人は精神文明と稱するを此際唱進して國權の柱石たるべき眞智識を養成せん事を期す。

文化學に及ぶの今日、幸福として此の如きの言を聞かば、或は吾人を以て迂となす者あるん、然れども、今日の日本文化は倣真似の文化なり、悉く之れ西洋眞智の文化なり、其の表面を模倣せしものなり、其の弊害を識別する處なくして凡て唯だ舶來品を崇め仰ぐの文化なり。

(1)

▼青年大民團規約 (『大民』創刊号)

**青年大民團規約**

- 一、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を維持し、皇室の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 二、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 三、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 四、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 五、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 六、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 七、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 八、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 九、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 十、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 十一、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。
- 十二、本團は皇國の隆頌の爲め、皇國の尊嚴を擁護することを目的とする。

▼國士館設立趣旨 (大正 6 年)

國士館設立趣旨

物質文明の進歩に並だし人は唯だ科學學習を重んじて徳性  
 學問を怠るるは本より吾々を待たざれば此の如きは唯だ物  
 質文明に移る精神文明なくして國家意に一日の安きを得んや  
 蓋し精神文明は物質文明を統一指導するものなり精巧の武藝  
 萬難羅列するとも民士起つて之を運用するものなり是は戰場  
 に何等の效果なからん吾人は精神文明と精神教育とを此際  
 賜望して國家の柱石たる天下に公開せん事を期す  
 一國の最高学府はまた天下に公開せらるるのみ其意は高く遠  
 達なるかとも蓋し之の形式範疇のみ何等の熱情なく信念  
 なるものなり  
 吾人技に於てか卓落不羈高く形式の外に立つの士に依り膝  
 を交へて親しく活學を講ずるの道場を開設せんと欲す法三章  
 唯だ眞に即たり弟たるの情誼に依つて之を維持せんを期す來  
 る者は拒まず去る者は追はず天空海闊他の現來なく唯だ自ら  
 守るの禮と節とを尙ふのみ  
 此の禮と節とを尙ふの力を孕むの契機たるを期す酒淫  
 かに膝を容るる一小寺小現たりと雖も大正維新の松蔭幾  
 かの餘果あり一心足つて高麗始め川ゆべし我が道場の期  
 する處は心學なり活學なり信念の交感なり理を説いて理に證  
 せず術を語つて術に溺れず吾語萬有を吐吞して方丈室に風雲  
 を捲かんとするに在り

一、場所 皇居對面(公園通) 青年大民團本部  
 一、時間 午後七時より九時(山縣侯) 日 否 否  
 一、費用 一月一圓二圓(學費) 否 否  
 先生

課目	先生
米國研究 演 義、世界時事、東洋古史、種 學	原 口 竹 次
財政 演 義、經濟學、政治、經濟學、美 學	山 崎 澤 二 郎
基礎法則 社會學、歷史、東邦學、美 學	伊 藤 重 次 郎
發會式 青年大民團本部(臨時會場) 第一六六	三 阿 部 重 次 郎
一、期日 十一月四日(星期日) 午後七時(山縣侯)	宮 北 野 次 郎
一、先遣の講話	江 田 風 船 次 郎
田尻端次郎 三浦 梧 樓 頭 山 濱 江 木 真 犬 養 毅	尾 木 大 次 郎
宮崎 大八 三宅 隆 次 郎 時 尾 寬 洋 田 隆 二 原 口 竹 次	山 德 大 次 郎
山崎 隆 二 阿 部 秀 助 伊 藤 重 次 郎 長 島 隆 二 中 野 正 剛	井 山 德 大 次 郎
野田 大 助 神 武 吉 太郎 結 城 隆 五 郎 (兼 他)	永 頭 山 德 大 次 郎
十一月一日(星期日) 午後七時(山縣侯) 第一六六	藤 原 那 辛 次 郎

青年大民團本部

皇居對面(公園通) 電話 四六二番地

▼國士館開館式 (大正 8 年 11 月 9 日)



## 「楓原」を繹ねる

国士館百年史編纂委員長

国士館史資料室長 阿部 昭

平成二九年、学校法人国士館は創立百周年を迎える。法人はこの機会に創立以来の歴史を顧み、国士館発足の淵源まで遡り悉皆調査と厳選精査によって得た確実な記録史料に照らして、建学の由来と、よって来たところの教育精神の原点を明らかにすることにした。これまでも国士館の足跡を訪ねる試みは幾度となく試みられてきた。しかし戦災と戦後の混乱で多くの記録史料を逸したため、史実を窮めようとしても、その手段に事欠く点も少なくなかった。今ならば各地に散逸したまま残存する資料も少なからずあると思われるが、このまま打ち過ぎればやがてはすべてが失われ、ついには先人の志操や努力の跡は永久に後人に継承されなくなる。今こそ思いを新たに国士館創設の淵源を繹ねる事業を開始しなければならない。

百年史の編纂を進めるにあたり、調査・研究した成果を発表、蓄積するため、年ごとに「国士館史研究年報」を公刊することにした。年報には「楓原」の愛称を付す。「楓」は創立者柴田徳次郎が国士館教育の象徴として、校章や校旗の意匠に用いてきた。「原」は湧き出たばかりの泉を意味し、ものごとの起源を表す。すなわち「楓原」は国士館教育の淵源を意味する。

国士館史研究年報「楓原」を通じて編纂事業の成果をいち早く公表・紹介するとともに、事業意義についてご理解をいただき、ご支援・ご協力の輪を広げてゆきたい。

平成二二年三月三一日

国士館史研究年報二〇〇九―楓原―創刊号／平成22年3月

目次

巻頭言「楓原」を繹ねる……………阿部 昭

国士館百年史編纂事業の現状と課題……………国士館百年史編纂委員会 9

論文と資料紹介

論文

国士館と嘉納治五郎……………岩間 浩 23

『教員免許台帳』にみる国士館専門学校……………山崎 真之 49

研究ノート

森俊蔵懐中日記に見る国士館創立期……………熊本 好宏 79

国士館史関係資料の翻刻並びに補註 第一卷……………国士館史資料室 127

国士館の思い出

松陰の風背に受けて―職員ドタバタ奮戦記―……………今坂 節也 179



国士館を支えた人々

長瀬鳳輔……………浪江 健雄  
宮島詠士(大八)……………漆畑真紀子

平成21年度事業報告……………国士館史資料室 201

1 国士館百年史編纂委員会並びに専門委員会

- (1) 国士館百年史編纂委員会
- (2) 国士館百年史編纂委員会 専門委員会

2 国士館史資料室収蔵資料区分と検索目録の整備状況

- (1) 収蔵資料の区分について
- (2) 検索目録の整備状況

3 国士館史資料室の活動

- (1) 百年史編纂にともなう資料の調査と整理
- (2) 平成21年度の主たる資料調査
- (3) オーラル調査結果
- (4) 資料保存
- (5) 主な寄贈資料
- (6) 教育普及活動
- (7) 室の構成
- (8) 活動日誌

関係法規

国士館百年史編纂委員会要綱／国士館史資料室規程……………



## 国士館百年史編纂事業の現状と課題

国士館百年史編纂委員会



はしがき

平成二九年十一月の国士館創立百周年に向けて、国士館百年史の編纂事業を進めるため、法人がこれまで行ってきた修史編纂事業の経緯を顧みるとともに、今後の編纂計画と国士館史資料室充実のための課題を概括的に整理し報告するものである。

### 一 修史編纂事業の経緯と現状

ここではまず、法人がこれまで行ってきた修史事業の経緯について、時期を国士館百年史編纂委員会が設置された平成一四年を境に、前後二期に分けて概述する。

#### 1. 国士館百年史編纂委員会設置以前

##### (1) 法人の修史編纂事業と資料室の設置組織

###### ① 修史事業の開始

法人が創設以来の足跡を顧みる修史事業を開始したのは、昭和五一年頃であったといわれている。国士館創立六十周年（昭和五二年）ないしは六十五周年を期して法人の歴史を編纂することが計画され、図書館内に校史編纂資料室（史料編纂室）が設置され、担当者（高杉善治氏）が配置された。当時の大学新聞に校史に関する資料提供を依頼する記事が掲載されている（『国士館大学新聞』第一六五号掲載）。しかしながら、この計画は草稿の作成を試みながら、ついには未定稿のまま完成に至ら

ずに終わった。

こうして法人としての修史事業が一時頓挫している間に、大学及び同窓会が中心になって初代館長柴田徳次郎と国士館の足跡を顕彰する出版事業が進展をみた。昭和五三年に大学同窓会編『信念と気魄の生涯―柴田徳次郎伝』が出版されたのを皮切りに、昭和五年に村中嘉二郎編『柴田徳次郎言論集』が大学から刊行され、ついで同五九年には大学同窓会編『写真で見る国士館の歴史』が国書刊行会から出版された。

### (2) 国士館資料室設置

法人としての修史事業が進展をみないなかで、在職卒業生会から法人の沿革史編纂を目的に基金二五〇万円を寄付する動きが起った。これを機に法人も早急なる資料室設置を目指すことになり、創立七十周年を迎える昭和六二年に、法人総務部（企画調査室所管）のもと国士館資料室準備委員会を発足させた。準備委員会委員長には三浦信行政経学部教授が就任、同年のうちに「国士館資料室開設準備要領」を制定した。この動きを受けて同年の「国士館会報」第六二―一四二号及び第六三―一六号、『国士館大学新聞』第二九八号等で国士館史に関する資料提供の呼びかけを行い、元教職員・同窓会関係

者三〇〇名へ資料の寄贈依頼を発送、その結果、昭和六三年現在、内一パーセントほどの方から資料提供の回答を得た。

これらの活動成果が実り、平成元年、上記「開設準備要領」にもとづき柴田会館四階に初めて国士館資料室が開設され、同資料室に法人職員一名（吉田丈作氏）が配置されることになった。法人は同資料室運営の基準を定めるため、「国士館資料室運営要領」を制定し、これに従い国士館資料室運営委員会を設置、同委員長には三浦信行政経学部教授が就任、所管は総務部広報課（課長内田輝光氏）の担当するところとなった。発足した国士館資料室運営委員会は、同年のうちに「資料室の整備充実等に関する要望書」をとりまとめ清水成之理事長に上申した。同要望書には「理事長直轄の資料館設置」と「仮称）国士館学園沿革史編纂」の二つの事業への取り組みを進めることが上申されている。

その後、国士館資料室運営委員会は、八十周年史編纂事業が始まるまで活動したが、同事業の開始後は再任されずに活動を停止したままとなり、その事業は事実上、八十周年史編纂委員会に引き継がれることになった。

### (2) 創立八十周年記念事業と国士館史編纂

(一) 八十周年史の準備活動

法人が平成九年に創立八十周年を迎えることから、「国士館創立八十年史」を編纂する計画が立案され、平成四年から八十年史編纂委員会が組織されて準備調査活動が開始された。

編纂の基礎となる基本資料を収集するため国立公文書館・東京都公文書館・渋沢資料館等の学外機関において教育史関係の資料調査を実施した(編纂委員、湯川次義文学部教授担当)。また、学内においても資料室嘱託職員を中心に資料収集に努め、これらをもとに年表式の編年資料の作成を行った(資料室嘱託、佐々木宗興氏担当)。同年表は平成五年にまず簡略な「国士館粗年表資料」としてとりまとめられた後、さらに平成一七年まで資料室嘱託職員の手で改訂作業が加えられ、「国士館年表資料」が第一輯く第六輯まで草稿としてとりまとめられている。

同資料は、今後編纂を進めるにあたって有力な手がかりではあるが、資料収集の方法にまだ体系的や組織性がなかったため、一次的資料も聞き取り調査の結果も同列に扱われるなど、史実を確定する典拠資料使用の方法に難点と課題を残している。

(二) 『国士館八〇年のあゆみ』の刊行

法人は当初、八十周年記念として通史編二巻と年表編一巻の刊行を目標にしていたが、平成八年になり創立八十周年記念事業運営委員会(委員長、松島博理事長)が発足して記念事業の具体化と計画の練り直しが行われ、写真図版を多く使用した『国士館八〇年の歩み』を刊行する計画が立案され、これを進めるプロジェクトチーム(責任者三浦信行学長)が広報課所管のもとに組織された。

プロジェクトチームは国士館八〇年の歩みを「学校制度の推移を中心に区分し、その時期における写真・資料等を掲載するとともに関連する主要な出来事・学事等を概説」した、いわば「目で見る学園史」(同書あとがき)として『国士館八〇年のあゆみ』をとりまとめ、法人が(株)出版文化社の協力を得て刊行した。

(三) 収集資料の整理・保存と問題点

沿革資料の調査が進むにともない、収集された資料を整理し保存する体制の整備が必要になった。収集資料の台帳整理について、昭和六三年に「資料室準備委員会が収集し整理する資料の管理要領について」が理事長通達で出された。つづいて平成元年には事務局長通達「国士

館資料室における資料及び物品の管理要領について」が出され、資料整理の基準とされた。これによって受け入れ資料は、資料室への受け入れ時に「寄贈・移管・購入・その他」（法人の物品管理上の管理区分）に区分して台帳に記載されるとともに、カード目録が作成されることになった。

一方、この作業と平行して受け入れ資料に「整理分類」が施され、この分類にもとづく配架整理（書棚への保存）が行われることになった。この分類には図書館の日本十進分類法にならった方法が採用され、A-Zの主題別カテゴリを設け、これを基準に分類するものとした。これは記録史料（アーカイブズ）の整理に、誤って図書分類の方法を適用しようとするものであり、現実はこの方法によって資料を分類しようとすると、分類基準の主題カテゴリの理解に個人的差異を生じ、たちまち整理作業の困難を招き、保存管理上の区分や資料の検索利用のためにも不向きなものであった。

そこで資料室収蔵資料について、法人の物品管理台帳の整理と資料検索用の目録とを、その役割を見直しつつ、より効率性のあるものにするよう早急なる整備を進める必要が生じてきた。



国士館史資料展示室

#### (4) 資料展示室の整備と利用状況

開設された国士館資料室では、収集した沿革資料の展示が平成元年から開始された。平成二年には「創立者柴田徳次郎生誕百年祭行事写真展（企画展）」を実施した。以後、全国から寄せられた貴重な資料を公開する常設展示施設として関係者の要望に応じてきている。戦災などで既に失われた資料が多いなかで、かろうじて大学や外部の関係者のもとに遺されていた貴重な資料について複製物を作成するなどして公開展示している（昭和十二年 国士館憲則」、「昭和二十七年 国士館再建趣意書」等）。

しかしながら、保存施設を兼ねた展示施設の狭さ、施設設備の老朽化、防災設備の欠如、専門学芸員の不在、アーキビスト（記録史料整理の専門員）の欠如、資料室のたびたびの移転などによって、開設時から展示してきた資料の劣化が進行し、早急なる対策が必要となつていく。また、施設・人員の不備から、入学生に対して施されるべき「初年次教育」のための機関としても、十分な機能発揮ができないでいる。

## 2. 国士館百年史編纂委員会設置以降

### (1) 法人の百年史編纂への取り組みと組織

平成一五年、法人は来るべき創立百周年（平成二九年一月）を目指す記念事業として、徹底した記録史料調査と学術的研究成果にもとづく本格的な法人沿革史編纂を目指す『国士館百年史』編纂計画を立案し、新たに「国士館百年史編纂委員会要項」制定した。同年、これにもとづき国士館百年史編纂委員会を設置し、初代委員長には大澤英雄理事が就任した。この際、事務担当として年史編纂室を設け、これを理事長室広報課（課長下村誠氏）に置くこととした（当時の担当は広報課職員兼任）。

あわせて当面する平成一九年の創立九十周年に向けて記念誌を出版することとなり、百年史編纂委員会のもとに「国士館九十周年記念誌編集部会」を設置することとした。ついで平成一七年には「国士館百年史編纂委員会要項」の一部を改訂するとともに、委員長に阿部昭理事が就任し、九十周年記念誌編集部会長を兼任した。さらに九十周年記念誌編集部会の副部会長に佐々博雄文学部教授が就任することで、新たに佐々教授を中心に記念誌の編集・執筆が行われ、その成果が平成一九年、『国士館九十年』にとりまとめられ、（株）ぎょうせいとの協力を得て出版された。

(2) 百年史編纂のための資料調査・収集・整理

九十周年記念誌編集のかたわら、百年史編纂を視野に入れた資料調査を進め、国士館創立の時代背景をさぐる資料調査を実施、徳富蘇峰記念館・九州大学蔵麻生家文書・国会図書館憲政資料室・JICAなど、外部資料機関の調査を行った（佐々博雄文学部教授担当）。

あわせて卒業生からの聞き取り調査を実施、昭和二〇年頃に卒業した専門学校・中学校卒業生（現在一〇名）からの聞き取りを行い、翻刻作業を進めた。

また、収蔵する資料については、百年史編纂に備えパソコンを用いた検索目録（データベース）の作成を企図し、従来行ってきた主題カテゴリー（A～Z）別分類は停止するとともに、これに代わり、記録史料整理の基本に則った「組織の出所原則」にもとづく資料群構成と「自然語による横断検索」も可能とするデータベース化（Excel使用）を開始した。既存の収蔵資料約二万件余の検索用データベース作成をめざし目下急ぎ作業中である。収蔵資料の数量と目録整理の進捗状況については次頁に表を掲げた。

(3) 資料の保存と利用

法人の沿革資料はすでに失われてしまったものが多

く、その不足を補うために各方面にわたって悉皆調査を徹底的に行う必要がある。しかしながら、法人の沿革資料は、当面する百年史編纂のためにだけあると考えるべきではない。法人の足跡を記録する貴重な歴史遺産として教学の日常的な教育研究の活動で活用され、とりわけ新しく入学してくる学生・生徒に対する初年次教育において、国士館の建学の由来や、創立以来堅持されてきた教育の基本理念を理解させるために生かされ、国士館に集い学びあう学生・生徒、そして教職員全体のアイデンティティーの涵養にこそ最大限に活用されなければならぬ。

当然のことながら、収蔵資料が将来にわたって法人の貴重な歴史遺産として引き継がれ護られてゆくために、万全な保存体制が構築されなければならない。これまで国士館史のために集められた資料は、柴田会館の展示室以外に確たる保存場所もなく、編纂室が移動するたびに柴田会館から一〇号館へ、一〇号館から八号館、八号館からまた柴田会館へと再三移転を余儀なくされてきた。そのたびに梱包と荷解きを繰り返し、このため作業が遅延するとともに、再三、資料散逸の危険にさらされてきた。

現在、ひとまずは柴田会館内に一室を設けているが、



収蔵資料及び目録化の進捗状況（2009年11月18日現在）

名 称	内 容	収蔵資料 総点数	目録 化済
法人記録史料	法人(教学を含む)組織が作成・発行したか、 または外部機関より受領した文書	10,300	1,145
出版刊行物	学内で刊行される出版物	2,400	1,590
写真・その他の 映像・音声史料	国士館に関わる写真その他の映像・音声 資料	8,100	3,611
物品資料	国士館に関わる物品資料	400	130
調査収集資料	学外の関係資料所蔵機関への調査収集資料	499	499
参考図書	主に各関係機関が発行している出版物	1,600	1,059
合 計		23,299	8,034

とくに防火・防湿・盗難の備えのある収蔵庫ではなく、一か所に固定した専用収蔵庫と十分な展示施設を持たない国士館史資料室の現状は、いまだ真の意味で資料の保存と活用を将来にわたって託せる状態にはなっていない。

従来、法人・教学とも、将来に備えて資料を遺そうという意識に不足するところがあったように思われる。このため教学が刊行した出版物にも、計画的・系統的な保存対策が施されてこなかった。それを行う責任ある組織・場所がどこであるかの確認もなされていなかったのである。このため近年刊行されたものでさえ、すでに失われてしまったものがある。今後の資料保存には組織的な意識改革やシステム見直しも必要である。

## 二 今後の事業計画と基本方針

ここでは法人が平成二一年度から本格化させた国士館百年史編纂事業の基本計画と、これに付随する事業等について、今後の課題を述べる。

### 1. 国士館百年史編纂事業の推進

(1) 国士館史資料室の整備と編纂計画の策定

平成一九年度に『国士館九十年』を刊行した後、新たな体制整備を準備していた法人は、事業を本格化するため、まず平成二一年四月に国士館史資料室を設置した。これまで広報課内に置き、広報課職員に兼務させていた国士館資料室と年史編纂室の業務を独立統合して、国士館史資料室としたものである。

このため「国士館史資料室規程」を制定し、同室長には阿部昭理事が就任した。同資料室には室長以下、事務長と専任職員一名、準職員二名を配置した。同規程には、このほかに研究調査活動のため、必要に応じて学術調査員及び専門員を置くことができる条項が盛り込まれている。

これにあわせて、法人は従来の「国士館百年史編纂委員会要綱」に、同委員会のうち専門的に調査研究を担当する小委員会として専門委員会を設置するなど一部改訂を加えるとともに、委員長には阿部昭理事が引き続き就任することにした。これとともに発足させた専門委員会の委員長には阿部昭理事、同副委員長には九十年記念誌の編集担当者だった佐々博雄文学部教授、同委員として八十年記念誌担当者湯川次義氏（早稲田大学教育学部教授、元国士館大学文学部教授）と新たに本学大学

院の卒業生で教育史研究者の山崎真之氏（国士館大学非常勤講師）が就任し、活動を開始した。

国士館百年史編纂委員会は、その第九回委員会において、法人の方針にもとづいて百周年記念事業の一環として、(仮称)『国士館百年史』を編纂する基本計画の概要を策定した。同案によれば編纂刊行計画のあらましは、以下の通りである。

平成二九年一月を目標に、(仮称)『国士館百年史』を編纂・刊行する。同書はおおむね全二巻とし、通史編(約一〇〇〇頁、平成二九年刊行)、史料編(約一〇〇〇頁、平成二五年刊行)とする。

なお、計画の詳細部分については、今後、専門委員会が行う調査研究活動の進捗状況をみて、百年史編纂委員会が作成することとなった。

(2) 資料の調査・収集体制の構築

資料の調査・収集は、当面する国士館百年史の編纂のために、取り急ぎ悉皆的な重点調査・収集を実施するが、あわせて、今後は平生から系統的に重要資料の保存がなされるよう、永年保存文書や期限切れ廃棄文書からの選択移管等を含む恒久的な保存システムの体制整備が必要となるであろう。

資料の調査・収集は、法人組織の内外において同時に実施されねばならない。

### (一) 学内資料の移管・引継

法人（教学を含む）組織が作成・発行したか、または外部機関より受領した文書・記録史料は、学内各組織の文書管理責任者のもとで、文書管理規則に則って管理保管された後、保存管理すべき期間が過ぎて廃棄される際、歴史資料として今後も保存すべきかどうかの判定を行い、必要性が認められれば、国士館史資料室に管理を移管し、その後は歴史的な資料として十分な保存対策を講ずる必要がある。

また、当初、永年保存の扱いを受けた文書であっても、長い年月を経てすでに非現用（歴史資料）化し、法人の経営資料としての役割が終わったと判断されるものについては、同じく管理を移管する手続きを施し、国士館史資料室において万全の保存策を講ずるとともに、百年史編纂の基本資料として活用してゆく必要がある。

学内で刊行される出版物は、定期・不定期を合わせか  
なりの数にのぼる。法人の歴史を知る上では、これらの  
刊行物も欠くことができない。刊行物の引継・収集につ  
いても、学内で啓蒙活動を行い資料保存について教職員

の意識改革を行うとともに、文書管理規程の一部を見直  
すなどして、今後は系統的に移管・引継・収集が可能と  
なるシステムをつくるべきである。

### (二) 学外からの調査・収集

百年史編纂のため、平成二一～二三年度中に悉皆調査  
を重点的に集中して実施し、その後もこれを補う補充調  
査を続ける。とくに多くの資料が失われた大正・昭和戦  
前・戦後期の資料については、外部からの調査・収集に  
力点を置く必要がある。資料の不足を補うため、外部の  
資料保存機関と大正・昭和期に関係された役員・教職員  
ならびに卒業生の個人宅に所蔵される資料を、関係者の  
聞き取り調査も含め、総合的に実施しなければならない。  
外部からの資料収集は、各種複製物の収集が中心とな  
るが、貴重な資料があれば、必要に応じて寄贈・寄託・  
購入の手続きを講ずることも必要であろう。

なお、学内外から集められる国士館史に関する収蔵資  
料の区分とその受け入れまでの経緯について末尾に概念  
図を掲載した（二二頁）。

## 2. 国士館史資料室における資料の整理・保存と活用

(1) 資料の整理・保存

国士館史編纂のために集められた資料は、系統的に整理されることによって、活用するとともに、将来にわたって保存してゆく体制が整えられねばならない。

(1) 資料整理

資料整理の基本は、受け入れた資料の管理台帳と検索用目録を兼ねた目録(データベース)を作成することが、もつとも効率的であり、利用上も便利である。パソコンの技術が発達した現在では、これを利用した目録作成と一部資料のデジタル化による保存が可能となっている。

国士館百年史編纂事業では、とくに前半期において、資料の調査・収集と平行して目録(データベース)作成が重点的に行われる必要がある。目録の整備によって、はじめて資料の保存配架管理、利用に応ずる出納管理が可能になる。

データベースには、資料目録のほか、出版刊行物(新聞・参考図書類他)・写真等の索引類も加え、最終的には、各種資料目録・出版刊行物記事索引などを総合的に横断検索できるデータベースとすることが目標となる。

(2) 資料の保存管理

国士館史資料室に集められ収蔵管理される資料には、資料成立(出所)の由来によって大別すれば、国士館の法人(教学を含む)組織が作成または受領した記録史料群のうちから移管(引継)された「法人記録史料」「出版刊行物」「映像・音声資料」「その他物品資料」と、学外に存在する「諸機関・個人から調査収集した記録史料群」とがある。これらの資料区分と、デジタルデータも加えた各資料の形態に合わせた適切な整理と保存管理が必要である。

資料の保存にあたっては、展示室や事務作業室から独立し、防火・防湿装置を完備した収蔵庫が欠かせない。またデータベースの保存には、安全性に配慮したハードディスクとそのバックアップシステムも必要である。

(2) 資料の公開・利用

国士館史資料室に収蔵する資料は、百年史編纂に利用することはもちろんのことであるが、国士館の歴史と由来を調べようとする者であれば、法人の内外を問わず、誰にでも公開し、閲覧や展示に積極的に活用されるべきである。

(1) 国士館史資料室における資料閲覧

国士館史資料室に収蔵する資料のうち目録整理が終了したものは、学内の教職員・学生はもとより学外の一般人であっても、検索用目録（データベース）を用いて検索し、必要なものがあれば、原本または複製物によって閲覧することを許可する。

資料の写真撮影・複製コピーについては、条件等の規則を定めて希望に応じるものとする。

### ② 展示室における資料展示（常設・特別企画）

国士館史資料室に附属する展示室で、国士館の歴史を展観するため、常設・特別企画の展示を行う。常設展は、新入生の初年次教育や、新採用教職員の研修会等に用いるほか、創立記念日、父母懇談会、オープンキャンパス、同窓会行事などに活用する。また、百年史編纂事業の進捗に応じて、特別企画展を実施する。

### ③ 国士館史研究年報『楓原』の発行

百年史編纂事業について広く学内外に周知することを目的に、百年史編纂に寄与するための研究論文・史料紹介等を掲載した国士館史研究年報を毎年次発行する。あわせて国士館史資料室の活動報告や本学関係者のエッセイ・回想録等も掲載するものとする。

### ④ 国士館史資料室ホームページからの利用

学内者はもちろん、学外の一般人も、誰もが自宅から国士館史資料室のホームページにアクセスし、国士館の歴史とその資料を閲覧し学べるようにする。資料室が作成した資料目録（データベース）をホームページにリンクさせ、自宅から検索可能にする。また、国士館教育の理念や足跡を知ってもらうために、役立つ資料は、デジタル映像としてネット上で積極的に公開する。

### ⑤ 創設期以来の歴史的遺産（大講堂）の保護と活用

創設期以来の歴史的文化的遺産である大講堂を記念館として、大切に保存整備するとともに、それに相応しい活用法を工夫してゆく。とくに機会あるごとに創立者をはじめ、大学の発展に貢献した人々の活動を顕彰し学ぶ場として、大学のさまざまな行事で活用する。

### ⑥ 国士館史資料室の博物館実習等での活用等

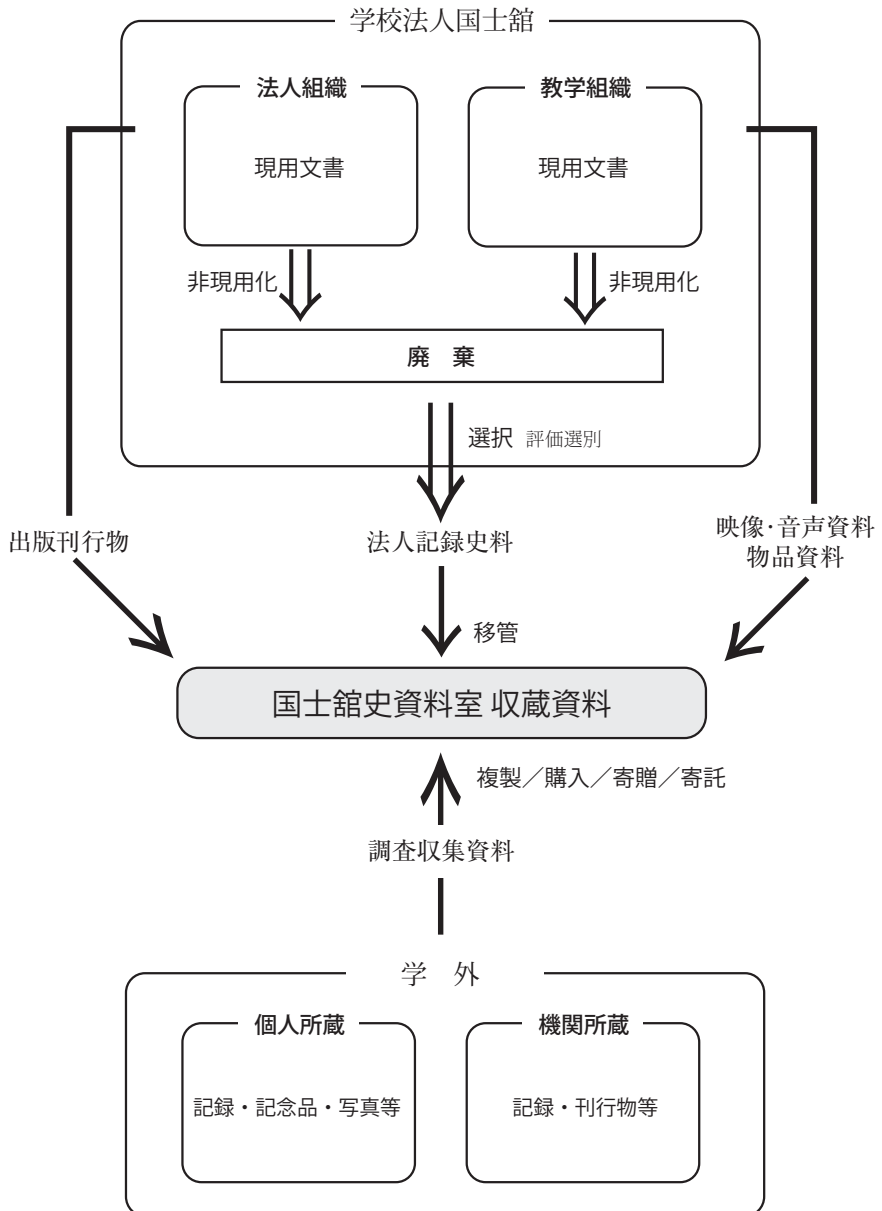
資料室の施設設備が拡充されるならば、施設とそこでの作業を、博物館学芸員養成課程の実習や、史料学実習の実習用に活用することができる。上記実習はこれまで

学内に実習施設を持たないことから、すべて外部施設に依頼して行ってきたが、資料室の作業室や展示施設を実習用に活かすことも視野に入れたい。

### おわりに

国士館百年史編纂事業を通して、伝統ある国士館に由来する多様な資料を調査・収集、整理・保存、利用・公開し、国士館が果たしてきた歴史的役割と使命とをあきらかにすることで、国士館に対する理解を内外に押し広げ、本学の今後の教育文化活動に資するものとする。

国士館史資料室収蔵資料の区分と移管・収集の流れ







論文と資料紹介

論文

国士館と嘉納治五郎

はじめに

嘉納治五郎（一八六〇—一九三八）といえば、日本国内はもとより海外でも柔道の創始者としてその名が知られている。その嘉納が国士館の教育に積極的に関与したことを知る人は、国士館においても、体育学部の柔道関係者の一部以外にはわずかしかない。筆者も数年前まではこのことを少しも知らなかった。知るようになった事情については後に記すことにして、今回、国士館百年史編纂事業のための『国士館史研究年報 楓原』を創刊するに当たり、国士館と嘉納との関係を調べる機会が与えられた。本論文の目的は、出来る限りこの関係を明らかにし、このテーマ研究の端緒を開くことである。そ



嘉納治五郎  
（東京文理科大学・東京高等師範学校『創立六十年』より）

岩間  
浩



ここで、なぜ、いつごろ、どのような形で、どのような程度、嘉納は国士館教育に関与したのであるか、などの概



嘉納治五郎先生（国士館名誉教授）を囲んで

1929（昭和4）年の国士館専門学校創立の春、嘉納治五郎が「講道館柔道と文化」と題して講演後の記念写真。中央に嘉納先生、その左に山下義韶九段、右に会田彦一六段、左に工藤一三五段、右に村岡源八四段。（上野孫吉編著『国士館柔道80年史』より）

要を明らかにしたいと思う。これらのことが明らかになれば、国士館において柔道教育の原点を省みることとはもとより、同時に、国士館全体にとっても有意義なことであるといえよう。

筆者が最初に両者の関係に気づいたのは、二〇〇二（平成一四）年のことであった。当時筆者は大学院人文科学研究科で国際教育関連の科目をも担当しており、中国からの留学生（胡穎氏）がこの科目を選択した。彼女のテーマは嘉納が創設・運営した清国留学生のための日本語教育施設「宏文学院」の教育についてであった。筆者は教育学者として嘉納の教育者の側面に関心があり、横山健堂の『嘉納治五郎先生傳』（講道館、一九四一年）を所有していた。しかし読んではいなかったため、この機会に中国からの留学生とこの書を読もうと思いつき、大学院事務室で一部をコピーしていたところ、通りかかった福本正幸大学院課長（当時）がこの書を見つけ、嘉納が国士館の柔道教育に直接関与していたことを知らせてくれた。福本氏がかつて国士館大学の学生時代に柔道部で活躍し、そのことを知っておられたのである。その根拠を求めると、彼の恩師である上野孫吉・国士館大学体育学部名誉教授編著『国士館大学柔道八〇年史―国士館を創った人々と柔道の歴史―』（国書刊行会、一九九九

年)を示してくれた。この書には嘉納の写真はもとより、一九二九(昭和四)年に、嘉納が国士館専門学校創立の春に講演を行なったときの記念写真などが添えられており、実際に嘉納が国士館教育に係わったことが判明した(写真参照)。そこで、直接上野名譽教授(元国士館大学柔道部部长)に二〇〇七年二月にインタビューした。氏は快く応えて下さり、嘉納が義務的ではなく、積極的に国士館における柔道教育担当に応じたことを話してくださった。氏は彼の恩師で、嘉納から直接薫陶を受けた会田彦一元教授などから嘉納と国士館との関係を聞かされていたのである。

このような事情を経て、嘉納と国士館の関係について執筆する機会が与えられたので、短期間ではあるが、主要な史料に眼を通し、嘉納と国士館との関係を明らかにしたいと思う。相互の書簡や当時のさらなる記録を探すゆとりがないが、将来、どなたかがさらに詳細にこのテーマを追求するためのきっかけとなれば幸いである。

嘉納がなぜ国士館教育に積極的に関与するに至ったかの背景には、彼が本来教育者であり、学校教育に熱意を抱いていたということがある。そこでまず、嘉納の教育者としての本質を浮き彫りにすることに力を注ぎ、嘉納の人格を分析してそれを基礎に構造的にこれをとらえる

方法をととり、その中で、嘉納と国士館との接点を探る。史料としては、前記・上野孫吉氏の書があり、教育者としての嘉納に関しては、長谷川順三著『嘉納治五郎の教育と思想』(明治書院、一九八一年)と、教育史専門の加藤仁平著『新体育学体系第一七卷「嘉納治五郎」』(逍遙書院、一九八二年)とがある。前者の著者は、嘉納が長期にわたり校長職を務めた(東京)高等師範学校の後身・東京教育大学体育学部及び同大学院教育学研究科を修了し、また、教育大学の後身である筑波大学教授(野外教育、社会教育・社会体育の専門家)を勤めた人物であり、後者は、東京高等師範学校で嘉納の直接の薫陶を受け、京都大学で教育学を修め、東京文理科大学及び東京高等師範学校で教鞭をとった人物である。これらに、横山健堂『嘉納治五郎先生傳』(講道館、一九四一年)や、嘉納先生伝記編纂会『嘉納治五郎』(講道館、一九七八年)などを使用する。特に、長谷川の著書には、嘉納が直接記した『柔道』などの機関誌中の文章や、嘉納の口述筆記「嘉納治五郎自伝」が載せられてあるが、これらを項目ごとに自伝としてまとめたものが嘉納治五郎『嘉納治五郎―私の生涯と柔道―』(日本図書センター、二〇〇六年)があり、基本史料となる(文中では「自伝」として示す)。

## 一 教育者・教育改革者としての嘉納治五郎

一般に嘉納治五郎といえば「柔道の創始者」と反射的に連想するように、嘉納が柔道家であることは間違いないことではあるが、彼の性格と生涯の歩みを知ると、彼の本質が「教育者」であったことが浮き彫りにされてくる。そのことは先に挙げた文献などで再三強調されているが、一般にはそのことがほとんど浸透していない現状である。嘉納自らが教育者としての自分を知らず、教育者としての自己の天分を率直に語っている。

「自分は性来人を教へることに興味を有して居たので、幼少の時分、四書の素読を教はつてゐた頃、親類の自分より更に年少のもの共を集めて、いろいろの文字を書きぬいて教へたこともある。又、東京に来てから、大学の学生時代にも、下級のものにいろいろの本を講義したこともある。自分にとっては、人に物を教へるといふことが一種の楽しみであつたのである」<sup>1)</sup>

と語り、大学で嘉納は政治・理財科を卒業したのに、他の多くの卒業生が望む官庁に就職せずに、学習院に奉職した理由を述べている。

### 1. 学習院教員・教頭時代

二二歳で東京大学文学部を卒業し、哲学科の選科生であった二三歳のとき（一八八二「明治一五」年）華族会館設立の、華族の子弟を教育する学習院（のち宮内庁所管）に政治学と理財学を教える教師として勤めることになった。以後八年間、学習院にあつて講師、教授補、教授、幹事兼教授、教授兼教頭となつて学習院の教育に当たり、同時に改革を実行した。当時、華族は徳川時代の元藩主など身分の高い家系の子弟が在学しており、教師が生徒に遠慮がちであったり、生徒が教師を軽蔑していたりして、教育の効果が上がらなかつたのを嘉納は不満とし、自らが生徒の中へ入つて指導すると共に、生徒の封建的な身分の差を取り上げ、選科を作つて学力の弱い者の学力を強化し、華族以外にも優秀な者を入学させ、切磋琢磨して学習する環境を作り出した。嘉納のこうした学習院改革があつたればこそ、明治三〇年代に学習院に学んだ武者小路実篤や志賀直哉らの「白樺派」による文芸運動が起きたのであろう。

学習院の教師になつた一八八二（明治一五）年に、二三歳の若き教育者・嘉納は自ら他に三つの教育的事業を起こしている。

一つは後世にまでつながる柔道教育のための「講道館」

の創設であり、二つは家塾としての「嘉納塾」の創設、そして三つ目は文学の学校「弘文館」の創設である。

## 2. 講道館・嘉納塾・弘文館の創設と運営

嘉納は現在の神戸市東灘区御影町の灘の酒造家の第五子三男に生まれ、家庭と寺小屋で学んだ後、一八七一年（明治四）年、一二歳のとき東京在住の父の下へと上京し、両国の生方桂堂の書道塾（成達書塾）に入学し書道を中心に学ぶと共に、箕作秋坪の英語私塾に入り、英語をすべてを英語で教える育英義塾に入ったが、翌明治七年試験を受けて東京外国語学校英語部に転校、翌八年一六歳で諸藩の更進生（諸藩派遣の優秀生）の集まる大学校所轄の開成学校に入学し、外国人教師から法科・理科・文科などの西洋の学問を学ぶ。育英義塾のときも、開成学校のときも、腕力の強いものにいじめられるなど、嘉納は学業は優れているのに、腕力での非力を痛感し、これを克服しようと師を求めて柔術修行を始める。一九歳で東京大学で政治・理財を専攻し、傍ら二松学舎で夜間に漢学をも学びつつ、三つの流派の奥義を究め、これらを合わせてついに柔道を編み出し、大学を卒業し学習院の教師になった時に柔道を教える「講道館」を設立した。

嘉納は若い頃、柔術に励むことによって非力を克服したのみか、痲癩もちをも克服し自制的精神が向上したことを実感し、それを知育・体育・徳育にも、また、社会生活にも応用できることを発見し、人格形成と社会人形成の基礎となる道<sup>①</sup>があるとして、これを「柔道」と名づけた。後年この思想は柔道における「精力善用」と「自己共栄」という、柔道による自己形成と社会平和への哲学へと結実する。このように見てくると、嘉納の講道館は、武術を学ぶ所という観念を大きく超えて柔道を通して人間形成の場となった。これは嘉納の教育者としての本性から生まれたものであるといえる。

家塾としての嘉納塾は、講道館創設と共に東京下谷稲荷町永昌寺で始められたもので、親戚や知人から指導・監督を依頼された者や嘉納を頼ってきた者の個人的な指導にはじまり、やがて人数が増え、規則を設けて、労働を尊び、困難を忍び、克己、勤勉、努力の習慣を養う、人格練磨の場とした。この塾は大正八年まで約三八年間続いたのであり、嘉納の教育事業の大きな部分を形成した。

やはり講道館や嘉納塾と同じ頃に設立された「弘文館」は、一八八九（明治二二）年、嘉納が欧州視察旅行に赴くまでの八年間ほど続いた、文科系の私立学校であった。

多数の教師が参加したが、嘉納自身がもっとも多くの時間を受け持ち、ここでも教育者としての天分を發揮した。

このような若き日々の教育経験は、官立の諸校の校長を努めたときに、教育者としての能力を發揮する土台となつてゐる。

### 3. 第五高等中学校・第一高等中学校校長時代

嘉納は三名の学習院院長（立花種恭、谷干城、大島圭介）に信頼され、学習院の運営を任されていたが、明治二二年になって三浦梧楼中將が院長に就任すると、当時の国家主義・国粹主義を体現し、華族・士族・平民の区別を明らかにする三浦の教育方針と対立し、海外視察の名目で教頭職を免じられる。嘉納三〇歳のときである。アジア經由の欧州旅行は明治二二年九月から二四年一月までであり、「教育を主として諸般の視察を遂げ」た。<sup>(4)</sup> 嘉納はこのときの事情についてこう述べている。

「自分は、大学において政治学・理財学を卒へ、学習院でも最初さうした学科を教授したが、元來、教育に興味を有していたのである。処で、学習院において幹事として又、教頭として職務を尽くしている間に、益々教育の尊重すべく、且又其偉大なるものであるといふことを感得するに至つた。此度欧羅巴に行く以上は、政治・理

財よりか、むしろ、教育をしらべようという志を起こしたのである。<sup>(5)</sup>

嘉納はまた、宗教にも関心を持ち、欧州で宗教の様子を観察したが、キリスト教の衰えを実感し、「嘉納としてはこの旅行を通して、断然宗教を捨てて教育第一主義におちつくことになつた」。<sup>(6)</sup>

嘉納の不在中に学習院と文部省との間で話が進められ、帰国後、嘉納三三歳の時、熊本第五高等中学校校長職が待つていた。彼は一八九一（明治二四）年四月に学習院教授免職と同時に文部省参事官（文部大臣は芦川顕正）に就任し、七月に結婚。平山校長死去により八月に第五高等中学校任命、九月就任というめまぐるしさの中、単身熊本に赴き校長職に就いた。

予想に反し、当時の第五高等中学校は、施設は立派であつたが予算が貧弱で有力な教師を集めることもままならない状況であり、在職中に政府部内で財政の都合上、この学校を廃止しようとの内儀が起こつたほどであつた。嘉納はこれに断固反対し、教育の中央集権の弊害を指摘し、高等中学校の大学予備校的性格に反対し、<sup>(7)</sup> 存続を訴える意見書を提出したのみか、逆に、九州大学創設を提唱するなどの積極策を訴えた。特筆すべきは、在職中に島根県中学校の教師をしていた小泉八雲（ラフカ

デオ・ハーン）をこの学校の英語教師として招いたことである。前任の外国人英語教師がやめたためではあるが、嘉納は修行時代に英語学を習得していたために、八雲のすぐれた英文学の力を知っていて八雲を招いたのではなからうか。八雲の給料は松江中学校時代の倍になった。これは九名の家族を抱える八雲にとつて好条件であった。八雲は嘉納からよい印象を受けた。八雲は嘉納校長から柔道の説明を受けて、力を持って力に対抗せずに、相手の力を利用して相手を倒す柔道が東洋精神の真髄を体現していると感嘆し、海外にこれを紹介するに至っている<sup>8)</sup>。武芸の盛んな熊本において、講道館館長の嘉納は全生徒の渴仰の的となり、教師を掌握し、嘉納は第五高等中学校に道場を作り柔道を教えた上、熊本講道館を開設した。しかし、明治二六年一月の東京出張の際に、「修身教科書機密洩洩事件」が文部省内で起り、大臣官房図書課長の澤柳政太郎が引責辞任をして謹慎生活に入るといふことになり、教科書の検定事務が著しく滞るといふ事態が発生していた<sup>9)</sup>。嘉納は当時の河野敏鎌文相や久保田譲文部次官などに図書課長就任を要請されたが、高等中学校の教育に魅力を強く感じていた嘉納は一旦断るものの、教科書検定のほかに学制改革にも参与してほしいという説得を受け入れ、転任を決意し、惜し

まれつつ熊本を去る。わずか一年四か月の第五高等中学校校長職であったが、嘉納の学校改革は大きな影響を残している。

文部省における嘉納は、大学、高等学校、高等師範学校等から学者を依頼し、嘉納自身も奮闘努力し、わずか数か月の間に山積していた教科書検定の後始末をすませ、学制改革にも意欲を燃やした。折から河野文相が没して井上毅が文部大臣になり、牧野伸顕が次官になり、東京の第一高等中学校校長・木下広治が文部省の専門学務局長になるに及び、井上文相と木下らが嘉納の第一高等中学校校長就任を要請した。嘉納は図書検定の仕事有一段落したのを機会に、快くこれに応じ、一八九三（明治二六）年六月に高等中学校校長兼文部省参事官に就任した。

第一高等中学校といえば、全国から秀才が集まるナンバースクールであり、その校長となることは教育者として最高の荣誉であった。しかし当時の第一高等中学校に對して、嘉納は自治主義が行き過ぎて、「正しき自治の精神に基づける学校の制裁によらず、生徒各自が勝手に制裁を加ふることが度に過ぎ、自治の精神を誤っており（中略）その寄宿舎内の清潔・整頓は甚だ不行届きであったが如きは、決して善い教育の跡とは受け取れなかつ

た<sup>10</sup>」と批判している。江戸時代の塾では、人数も少ない上に、塾生は塾主の人格や専門を慕って来ており、また、先輩格の塾頭などが塾生を監督・指導していたのに、近代学校制度下の学校では、そのようなことがないので、江戸時代のような生徒の自治性は適切ではない、校長自らが学生を薫陶すべきである、という意見を嘉納は抱いていた。嘉納はわずか三か月しか校長として在籍しなかったのであるが、第一高等中学校の放任的自主主義の教育を改めるべく努力を重ねたのである。

#### 4. (東京) 高等師範学校校長時代

嘉納が第一高等中学校の校長に就任してわずか三か月後、学校改革に意欲を燃やしていた矢先に、突然、井上文相から、高等師範学校長の高嶺秀夫が急に退任することになったので、その後任になってくれないかとの要請を受けた。嘉納は当時第一高等学校と文部省参事官という二つの役職を担っており、三職を兼ねるのは重荷であるのだが、心身ともに旺盛なとき(三四歳)であったので、引き受けることにした。実際にやってみると大変であることがわかり、第一高等中学校の方を嘉納を補佐していた首席教授・久原躬弦にゆだねることにして、高等師範学校の校長職に専念するにいたった<sup>11</sup>。

嘉納は三四歳のときの明治二六年九月に高等師範学校に就任し、四年間校長職を勤めた後、明治三〇年に二か月間ほど非職となり、三一年に退職、一九〇一(明治三四)年、四二歳で三度返り咲き、一九二〇(大正九)年一月に六一歳で退職するまで、「足かけ実に二六年(正味三三年四か月)に及ぶ<sup>12</sup>」長い間、しかも働き盛りの三〇歳台から五〇歳台を通して高等師範学校教育に従事した。それゆえ「高師の嘉納か嘉納の高師か」といわれるほど、嘉納の高等師範教育への影響力は深く及んだ。高等師範学校とは、当時、中等教育教師養成の唯一の専門機関であつて、「教育の本山」的資格を持つており、嘉納はまさに教育職の中の最高の教育職を生きたのである。嘉納が教育者といわれるゆえんがここにもある。なお、一九〇二(明治三五)年に師範学校の制度改革があり、高等師範学校は「東京高等師範学校」への校名変更があつた。

この時代の嘉納の業績は、(東京) 高等師範学校の質的改革と量の拡大である。

当初は文学科・理化学科・博物学科の三学級、生徒数わずか合計八〇数名、教授数一五名にすぎず、経費も貧弱で図書費もわずかであった。これを、文・理の二分科制とし、従来の在学年限三か年を四か年に改め、科目目



を充実させ、入学資格を師範学校の卒業生のみから、尋常中学校の卒業生にまで広め、優秀な生徒を入学させることに工夫を施した。さらに、専修科制を導入し、国語・漢文専修科と英語専修科を設置した。また、大正四年には体育科を設置し、その結果、嘉納が退職する一九二〇（大正九）年には、在学生数七二四名に達し、多数の卒業生は全国の中学校長、高等女学校長、師範学校長に就任するに至った。高等師範の年限延長問題では、木場貞長・普通学務局長の反対に会い、嘉納は井上文相のもとをしばしば訪れ、意見をたたかわせ、深夜にまで及ぶことがあるなどして実現にこぎつけた。<sup>13)</sup>

嘉納が高等師範学校在籍中、一九一七（大正六）年から一九一九年まで我が国初めての内閣総理大臣直属の教育全般の審議機関「臨時教育会議」が寺内内閣での岡田良平文部大臣の下で開催された。嘉納は平田東助総裁、久保田讓副総裁下の四〇名の教育関係権威者の一人として選ばれ、とくに高等師範学校の大学への格上げを目指す「師範大学案」を提出し、教育者養成の重要性を訴えて大演説の「獅子吼」<sup>14)</sup>を行い、孤軍奮闘した。委員の多くは師範学校の重要性について認識が薄く、大学と名づけることへの抵抗も強かった。そこで高等師範学校に専攻科を置き、年限も延長して大学と同等の科目を置き、教

授陣を充実させ、設備を改良するという妥協案が浮上し、嘉納はこの案を受け入れざるを得なかった。大正七年七月二四日の高等師範学校の改革に関する答申では、教員の待遇改善と教員の増加や生徒への給費の復活と並んで、「研究科及び専攻科はこれを常設とする」ことが示され、高等師範学校が「師範教育を持って特殊の任務とする」と同時に、「特殊専門の学科」に関する精深な研究を可能ならしめる方策を示した。<sup>15)</sup>一九二九（昭和四）年には東京・広島両高等師範学校に「文理科大学」を付置することになった。これは大学への昇格の意味があるが、嘉納は文理科大学がアカデミックな性格が強く、嘉納が意図した「教育精神」を養い「実践的」である大学ではなかったために、これに対して不満があった。

嘉納はまた、一八八六（明治一九）年に「学校令」を設定し、我が国における学校制度の整備・発展に寄与したかつての文部大臣・森有礼（一八四七—一八八九）の、師範学校に兵式体操を導入する方策に対して強く反対し、高等師範学校でこれを廃止するという英断を下している。

嘉納は森が大いに師範教育に心を注ぎ、東京師範学校を高等師範学校と改めるなどの功績があったことを認め、た上で、師範学校に対して素人考えて兵式体操を奨励し、

軍隊教育のごとく教育者を育成しようとしたことを強く批判した。「教育事業そのものを楽しんで職にあたることが教育者の魂である」とし、この精神を顧慮せず、魂を入れない形式主義のあり方に強い疑問を呈した。そして「自分は高等師範学校校長就任以来、訓育は大いに重んじたが、兵式の形のごときは格別注意は払わぬことにした<sup>(1)</sup>」のである。

ところで、嘉納は、師範教育の意義について、その重要性について解き明かしている。「国家の盛衰から見ると、政治・産業・軍事、必ずしも常に永続しない。併し教育は、一人の人のなせる事が、其一生の間にさへ何万人にも其力を及ぼし、更に、其死後、百代の後までも其力を及ぼすことが出来る。其意味を自分は、次の語にあらはし、屢々人に示した。」<sup>(18)</sup>

教育之事天下莫偉焉  
一人徳教廣加萬人一  
世化育遠及百世

進字常

嘉納先生伝記編纂会  
『嘉納治五郎』講道館より

教育之事天下莫偉焉、一人徳教広加万人、一世化育  
遠及百世

とし、この精神を師範教育で徹底的に養うことが重要であるとした。また、転じて、教育事業を大いに楽しむことが必要であると説く。教育の仕事は、自分が力を尽くしたことが、教育を受けた者に満足を与え、父母兄弟からも喜ばれる。ただし漫然とするのではなく、適切に手段を選び、相手が理解できるように教育することが肝要である。そして自らが範を示すことが大切である、と説き、次の言葉を残している。

教育之事天下莫楽焉、陶鑄英才兼善天下、其身雖亡  
余軍薫永存

これらの言葉は嘉納の精神を伝えるものとして、講道館に今もなお伝えられている（写真参照）。嘉納が本質的に教育者であることを如実に物語るものである。

嘉納の高等師範学校在職中に、教授陣に一流の学者を集め、また、付属小・中学校を充実させ、中等教育研究会を設立（明治四一年）するなどの功績があり、中等教

育研究会会長として諸学校の連結、雑誌発行、協議会の開催<sup>19)</sup>などの目覚しい働きがあった。そして、教え子たち英才は、多くの分野で名をなし活躍するに至っている。

また、(東京文理科大学・東京高等師範学校)『創立六十年』(昭和六年)は、嘉納が高等師範学校において、貧弱であった体育を改め、柔道、剣道、各種運動競技を奨励し、運動会を設立し、体育科を設置したこと、大日本体育協会を創立し、オリンピック運動にまい進したことなどの功績を列挙し、<sup>20)</sup>顔写真を一頁全体を使って掲載している。嘉納の高等師範学校教育への功績は、校史においても第一級のものとして扱われているのである。

## 5. 留学生教育

嘉納が高等師範学校校長を勤めた初期の一八九六(明治二九)年当時、文部大臣兼外務大臣であった西園寺公望から清国(現中国)の留学生受け入れを頼まれ、留学生一三名を受け入れた。日清戦争で破れた清国は、近代化の遅れを痛感し、日本に留学生を送って近代化を進めようとしたのである。嘉納は高等師範学校の一教授に留学生の教育を依頼し、日本語、日本語文法、普通科の教授を開始し、明治三年には「亦楽書院」と命名、次第に留学生数が増え、明治三五年には発展拡大して「弘文

学院」を創設、後に「宏文学院」と改名し、多くの留学生を受け入れ、中国人留学生受け入れの先鞭をつけた。閉校する一九〇九(明治四二)年まで一三年間に、後の小説家・魯迅を含む七〇〇名の留学生を受け入れ、松本亀次郎をはじめとする熱心な教師陣による工夫ある日本語教育が施された。嘉納は優秀な日本語教師を集めると共に、「自他共栄」の東亜民族共栄を理想として、学校を運営し、自らが二回も清国に赴き、日中友好のために努力した。その結果、中国に帰国した留学生たちが新学校の創ったり、新知識を伝えるなど、その後の中国の近代化の担い手として活躍した。<sup>21)</sup>嘉納が上海滞在中に、宏文学院出身者が彼を慕って続々集まり(一説に三五〇〇名)、盛会になったという。<sup>22)</sup>嘉納の教育精神は、日本国内を越えて国際的に広がっていったのである。

## 6. 体育の促進とオリンピック運動への参画

嘉納の東京高等師範学校における体育の育成・充実は顕著なものがある。その代表的なものが従来の文科・理科に加えて体育科を設けたことである。嘉納の就任以前は、「体操専修科」が設けられており、体操指導者の育成が行なわれていた。ただ、実際にはほとんど体操の

みを中心としており、武道も他のスポーツも採用されてはおらず、体操の教師は各学校教師の下位に置かれていて、地位が低かった。一八九九（明治三二）年の改正で体操専修科に副科として柔道と剣道の二種が加えられ、また、明治三五年の改革で体操教師としての人格養成に重きを置く処置を行い、大正二年の改革で武道の正課採用が認められると専攻を「体操」「柔道」「剣道」に分けた。一九一五（大正四）年に「高等師範学校規定」が改正されて、文科・理科のほかに（特科としての）体育科が設置された。さらに、体操専修科時代の学習年限三年間から文科・理科と同じ四年間に延長された。大正一〇年に「特科として」の文言が取り除けられ、完全に他の二科に並立されるに至るまで、体育科はその地位を向上させたのである。嘉納は単に柔道の育成発展にのみ尽力したのではなく、水泳や陸上競技などスポーツ全般にわたってその発展に努めた。

このような嘉納の働きを知ったオリンピック再建者クーベルタン男爵は、嘉納にオリンピック委員の白羽の矢を立て、一九〇九（明治四二）年に駐日フランス大使ゼラールを通して、国際オリンピック委員就任を要請した。嘉納はこれを受諾し、日本最初の国際オリンピック委員になった。「共存共栄」思想の持ち主の嘉納は、ほ

ぼ同じ年齢のクーベルタン (Pierre de Coubertin, 1863—1937) の「オリンピックで重要なことは、勝つことではなく、参加することである」と語ったその精神に共鳴し、オリンピック運動にまい進する。

嘉納は日本にオリンピック参加選手を育てるべく、東京帝大、早大、慶大、明大、一高などの協力を得て、「大日本体育協会」を結成し（明治四五年規約制定）、事務所を東京高等師範学校内に置き、陸上競技、水泳、サッカーその他の競技を奨励し、大いにスポーツの発展に寄与した。嘉納が日本スポーツ界の父といわれるゆえんである。嘉納はオリンピック委員会やオリンピックに参加するために何回も海外へ赴き、オリンピック運動に励んだ。嘉納の若いときに鍛えた英語力も大いに役立つと共に、スポーツ競技を通しての世界平和実現への情熱が嘉納を動かし、支えたのである。一九三八（昭和一三）年、カイロでのオリンピック委員会に出席し、第一二回東京オリンピック開催決定を土産に日本に向け帰国中、嘉納は太平洋上の秩父丸船中で病を得て没した。五月五日、七九歳のときであった。嘉納の体育への功績は東京高等師範学校後身「筑波大学」で今も語り継がれ、嘉納治五郎生誕一五〇周年記念事業として、シンポジウム（二〇〇九～二〇一〇年）や「高等師範学校—嘉納治五

郎と高師教育―展(二〇〇九年一二月、筑波大学体育芸術中央棟体育ギャラリー)などが学長を实行委員長として開催されている。

## 7. 教育者の魂

嘉納はこのように柔道を通して、体育・スポーツを通して、教育精神を発揚し、日本国内はもとより、世界に大きな教化の働きを残した。学習院や高等中学校の校長から、文部省での勤めと改革、講道館での指導と、嘉納塾などでの指導を通して青年を教化したのみならず、宏文学院を運営し日清の友好に寄与し、造士会を創り(明治三〇年)、金曜会を興し(大正八年)、また、講道館文化会を結成して(大正一一年)、嘉納が会得した人生哲学「精力善用」「自他共栄」の精神を広めて社会一般を啓蒙し続けた。このように学校教育、体育、教育行政、国際教育、社会教育など、広い範囲にわたって教育活動に献身した一生であった。

ドイツの教育学者で精神科学的了解(理解)心理学者シュプランガー(E. Spranger, 1882—1963)は、その大著『生の諸形式』(Lebensformen, 1921)において、人の人格を、体格や心理テストではなく、人の持つ価値観によって分類し、「あなたは何を価値としているか

を告げよ。さらばあなたの性格を告げん」と述べた。その価値とは、経済的価値(利益や効率優先の価値観)、認識的価値(真理探究を優先する価値観)、美的価値(美や調和の追求を優先させる価値観)、権力的価値(力やリーダーシップを優先させる価値観)、社会的価値(人への愛や献身を優先させる価値観)、そして聖なるものを優先させる宗教的価値観の六つである。被教育者の成長のための献身、すなわち教育愛は、社会的価値観に相当する。医者、看護師などと共に、教育者は、人への関心と愛と献身を特性とし、これらの価値を優先させる存在である。別な言い方をすれば、人が幸せになるときに、はじめて自分が幸せを感じた教育者ベスタロッチのようなタイプが教育の魂を持った人である(ドイツの著名な教育学者ケルシエンシュタイナーも同じく述べている)。

これまでの嘉納の教育的思想と教育への情熱と業績を見ると、嘉納は、柔道という専門を通して青少年を教化した、中等教育段階における優れた教育者であった。そして、嘉納の人格の本質は、人類の教化者という広い意味を含めて、教育者の魂そのものであり、彼の一生はその輝きを放った生涯であったということが出来る。

次に、このことを前提として、国士館と嘉納の接点を見ようと思う。

## 二 国士館と嘉納治五郎

国士館と嘉納との関係は、人物的かかわりと、理念的かかわりの両者がある。

### 1. 人物的かかわり

国士館大学名誉教授で、柔道部長として長年、学生との教育と柔道指導に当たってこられた上野孫吉氏（一九二五―）編集・執筆の『国士館大学柔道八〇年史―国士館を創った人達の歴史―』（図書刊行会、平成一一年）の中に、嘉納治五郎の写真と共に、国士館専門学校創立時（一九二九「昭和四年」）、嘉納が来館し「講道館柔道と文化」と題する講演を行なった時の記念写真が載せられている（写真参照）。さらに、別頁（八一頁）に、国士館専門学校初代柔道部長・山下義韶（やましたよしかず）や第二代柔道部長の飯塚国三郎（八七頁）の写真と略歴が掲載されている。

山下義韶（一八八四―一九三五）は、神奈川県小田原市の士族の家に生まれ、東京帝国大学嘱託、警視庁柔道世話係、慶応義塾の柔道教師などを歴任、一九〇三（明治三六）年に渡米し、アメリカ合衆国第二六代大統領・

セオドア・ルーズベルトら二〇〇名余に柔道を指導、ルーズベルトは山下を師と仰ぎ尊敬した。また、アメリカ海軍兵学校の正課に柔道が採用されるにいたり、三年間アメリカに滞在して、アメリカに柔道を根づかせ、また、日米友好に多大な功績を残した。帰国後山下は、警視庁柔道世話係に復帰、講道館指南役、高等師範学校、宮内庁警察部、早稲田、国士館などで柔道教師を勤め、また、大日本士道会を創設、七一歳で亡くなった際に、多年講道館柔道に貢献した功績で、嘉納から十段を追贈された。山下は講道館で最初の十段となった人であり、講道館「四天王」の一人と言われた<sup>(25)</sup>。山下は嘉納の五歳年下で、嘉納が開成学校生徒時代に生活を共にし、二松学舎塾生時代に共に漢学を学んだ、兄弟のような間柄であり、アメリカでの成功を嘉納は我がことのように喜んだという。山下死去での「永訣の辞」で嘉納は亡き山下に感涙むせぶ次のような言葉を贈っている<sup>(26)</sup>。

「君は予の門下にあること五〇年、其の間終始一貫講道館の事業を助け以って柔道の発展に貢献したり。明治一七年始めて予の門に入るや、夙に頭角を顕し、二〇歳にして既に各地より集まれる柔術の諸大家と角逐して常に優秀の技量をしめせり。明治二二年我が海兵学校に於いて初めて生徒に柔道を課するや、君は初代の教師とし



晩年の山下義韶（松本芳三（代表）  
『柔道の百年の歴史』講談社より）

て赴任しよく其の任務を尽くせり。其の他東京帝国大学・警視庁・慶応義塾・東京師範学校・早稲田大学・皇宮警察部・国士館専門学校等、東京における殆ど総ての重要な道場の教授に任じ其の成績を挙げたるのみならず、又遠く海外に出でて柔道を指導し柔道の世界的普及の端緒を開けり。

今日講道館は国内においては柔道の充実を図り、海外に対しては其の宣伝普及を策するの大方針の下に館員一同の一致協力を要望せり。この時に当て君の如き予が特に信頼せる講道館最高段の門下を失いたるは予の最も遺

憾とする所なり。茲に於いて君に贈るに左の旗頌を以てせんとす。

九段 山下義韶

常二予ノ教旨ヲ守リ柔道ノ形乱取ヲ修メ技熟達ニ至レリ又終始一貫其道ノ普及ニ努メ 其ノ成果国内ニ遍ク遠ク海外ニモ及ビ其ノ功績極メテ顕著ナリ今ヤ幽明界ヲ異ニス茲ニ永訣ヲ告グルニ当テ特ニ十段ヲ贈ル

昭和一〇年一月二四日

嘉納は彼の愛弟子・山下義韶を国士館専門学校初代柔道部長として、国士館に送ったことは、嘉納が国士館での柔道教育にいかん期待し力を入れていたかを物語っている。他にも飯塚国三郎らの優秀な弟子たちを国士館に送っているが、紙面の関係でその詳細を記しえない。『柔道』二〇一〇年一月号（本橋瑞奈子「講道館十段物語・第五回」）は、飯塚国三郎について詳しく掲載している。上野孫吉・国士館名誉教授・元柔道部長は、彼の柔道の師・飯塚国三郎、会田彦一、斉藤武雄ら嘉納の直弟子から聞いた言葉として、筆者にこう語ってくれた。

「柴田が学校を創った。オレが行く」

上野八段によると、最初の一年間は嘉納は国士館専門学校名誉教授の肩書きであったが、直接国士館に赴いて

柔道の指導を行なったという。また、彼の高弟たちを国士館に送り込んだと述べた。実際、山下のみならず、高弟・飯塚国三郎十段（教授・第二代柔道部長）、会田彦一九段（教授・柔道部長）、斉藤武雄八段らの高段者が国士館の柔道指導に送られたのである。

では、嘉納を国士館専門学校での柔道指導を依頼した、国士館創立者・柴田徳次郎（一八九〇—一九七三）は柔道とどのような関連があったのであろうか。

柴田は早稲田大学に入学すると、故郷・福岡出身の集まる「筑前学生会」を通して、早稲田大学柔道部の宮川一貫四段を知り、柔道部に入部し、「宮川四段、田中健介三段に真剣に稽古をつけて貰い、寒稽古には、大寒の朝二時に起き、四時までに（牛乳）配達を終え、前夜の握飯を懐中にして、二里（約八キロメートル）ある戸塚の道場へかけつけ、満三年皆勤、卒業の時には、当時学生の最上級三段になった」。

このように、柴田は学生時代に柔道修行に打ち込んだのであり、当然、柔道の創設者・嘉納へ尊敬の念を抱いていたであろう。また、嘉納は柔道に励んだ柴田に親近感を抱いたに違いない。そして、約三〇歳年下の柴田を息子のような感覚で接したかもしれない。柴田がいよいよ本格的に文武両学の専門学校を創設することを知るに

及んで、嘉納は「柴田は本気だな」と受け取ったのではなかろうか。

## 2. 理念的かかわり

理念のかかわりを求めるに当たり、まず国士館と嘉納治五郎の接点を求めて、国士館専門学校創設にいたる歴史を概略する必要がある。

国士館は、一九一七（大正六）年に東京麻布の大民団事務所内に「国士館」夜学塾が開かれたことに始まり、「国士館設立趣旨」には、物質文明の弊害を除き「精神文明と精神教育」を唱導して、「国家の柱石たる真知識を養成し」「膝を交えて親しく活学を講ずるの道場」を開くこと、そして、「大正維新の松陰塾」を指すとしている。学科目は、政治、社会、宗教、哲学、武道、外国語などであった。大正八年には財団法人国士館を設置し、「国士たるべき人材」の育成を目的とし、中等教育程度の卒業者を入学資格とする修業年限三年間の学校・高等部を置き学校教育に乗り出す。学科には、「訓練（修身）」「知識（実際）」「材料及発表」の三柱からなり、国体論、歴史、哲学及思想史、財政及経済、法学、漢文、宗教、軍事、英会話、武道が並んでいる。さらに大正一二年四月に文部省規定に準ずる中等教育機関として、小学校（六



年間）男子卒業者に五年間の普通教育を施す「国士館中等部」を開設、修身、国語及漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制経済、図画、体操・武道と法定どりの科目が置かれたが、「体操・武道」が毎週二時間ずつ多く、これが教育上の特色のひとつになっていた。このように、国士館教育は、当初から武道を重んじ、いわゆる文武両学の日本の教育の理想を実現しようとした痕跡が認められる。一九二六（大正一五）年には、時代の要請に応えて、「実業学校令」に基づく修業年限四年の勤労青少年を対象とする夜間の「国士館商業学校」を設置した。

そして、一九二九（昭和四）年に、「中等教員の養成」を主たる目的とする「国漢剣道科・柔道科」からなる「国士館専門学校」を設置するに至る。本科は修業年数四年で生徒定員数は四〇〇名、研究科は本科卒業後の進学課程として位置づけられた。全学に渡り「武道」関連科目が毎週一四時間ずつ、「国語」と「漢文」は合計一六時間配当され、生徒は剣道か柔道のいずれかを専攻することになっていた。この専門学校設置に至って、文武両学の理想が完全な形で実現したのである。昭和四年当時に体育を専門とする専門学校は他に「大日本武道専門学校」（明治四〇年設立）と「日本女子体育専門学校」（大

正一五年設立）しかなく、国士館専門学校は日本で三番目に設置された体育系（武道）の専門学校であった。<sup>28</sup>さらに特徴として「武道並ニ訓育」のために全寮制がしかれており、これは学校に塾的性格を与えていた。当時の専門学校は、中学校・高等学校卒業者を入学資格とする「高等ノ學術技芸ヲ教授スル」学校であり、今日の大学に匹敵する。そして同年の専門学校・大学・高等学校などの高等教育機関在学者の該当年齢人口に占める割合は、三パーセント未満（男子約四・三パーセント、女子約〇・五パーセント）であり、専門学校まで進学する者は極めて少数であった。<sup>29</sup>しかもこの専門学校は、他の国士館の付置校がいずれも早い時期に廃止されているにもかかわらず、昭和三〇年三月まで続いたのであり、戦前から戦後一〇年間にかけて二五年間以上存続した基幹校であったといえる。

ところで嘉納は柔道を教える講道館を作って後進の指導に当たったのであるが、「柔道」というその名のとおり、単に技術を教えるのではなく、柔道の修行を通しての青少年の人格形成、人間性の養成を目指していた。そのために嘉納塾を経営し、塾生に文化的教養を身につけさせようと願った。さらに、成蹊塾、善養塾、全一塾をも作っている。このことは、嘉納の根幹的教育方針が日本古来

の「文武両道」の理念を継承していたことが明らかである。その意味から柴田の設立した「文武両学」の国士館専門学校は、両者が教育理念を共有していたことを示している。嘉納が国士館専門学校に寄与したいと思つた理由がここにあつたのだといえよう。

嘉納は若くして学習院の教員になり、また、講道館を設立した一八八二(明治一五)年に、文科系の私立学校「弘文館」を同時期に設立した。ここに嘉納が学校を創り運営したいとの強い願望が伺われる。ところが学習院を辞める流れのなかで欧州旅行をすることになった一八八九(明治二二)年を境に、弘文館を閉校せざるをえなくなり、学校経営の道が途中で途絶えてしまった。政府の依頼で一八九六(明治二九)年に開校した清国留學生のための日本語教育機関「宏文学院」も、国際情勢の変化で一九〇九(明治四二)年に閉校になった。それ以来嘉納は社会啓蒙運動のための造士会、金曜会、講道館文化会などを創り精力的にこれらを運営したが、これらは学校ではなかつた。壮年期には、高等師範学校校長などの公職にはげみ、晩年は体育の育成や国際オリンピック委員会での活動など多忙であり、学校経営と言う嘉納の夢はかなえられることはなかつた。

そこへ、学生時代に柔道に励んだ柴田が、文武両道理

念の学校を創つたことを知るに及び、嘉納が自分の果たせなかつた夢を実現しているものとして、国士館専門学校で柔道を教えることに強い意欲を持ったことは想像にかたくない。この学校はまた、教育者の養成を主たる目的にしていたのである。それゆえに、「柴田が学校を創つた。オレが教えに行く」という積極的な言葉となり、かつ、愛弟子の山下義韶や飯塚国三郎などの優秀な弟子を国士館に送り込んだのであるといえよう。

いずれにせよ、これまで指摘してきたように、嘉納が本質的には青少年の教育者であることが、同じ青少年の文武両道による教育を行なおうとする柴田と国士館専門学校とを結びつけた根本的な要因であつたといえよう。しかも当時の国士館専門学校は、人格教育主義、鍛錬主義の全寮制をとり、嘉納塾のそれと本質的な教育方針を共有していた。そのことは「国士」を頂く校名に顕れている。実は嘉納が一八九八(明治三一)年に創つた「造士会」の月刊機関誌名が『国士』であつたのである(写真参照)。この機関誌は、造士会が終わる明治三六年まで続いた、青年のための修養的雑誌で、嘉納の論説をはじめとする諸名士の論説、雑録、質疑応答、彙報などからなる堂々たる啓蒙誌であつた。

嘉納自らが記した「造士会創立の趣旨」に、時勢を憂

# 國士

第一卷  
第二卷

國士 第壹號

明治三十一年十月五日發行

少壯の士に告ぐ

嘉納治五郎

我々が諸子と共に生を享けたる日本帝國は建國以來既に三千年を経たり其間既に外訛と交通を聞き或は三韓より文學技藝を輸入し或は支那より文物制度を移植し是を採り短を補ひ我國の文化之が爲に大に進みたり又上古には神功皇后の征韓あり中右には元の來寇あり近古には豊公の征韓あり外國との交渉繁からずとせすとの我が國勢を獎勵せしもの亦多からずとせす然れども安政以後歐米各國と依約を結び或は文明を輸入し或は制度を參取し近細亞の諸國に盤居せる一島國が一體して世界の競争場に出でたる大變動に至りては三千年間幾多の變動に比してその規模の大なること其關係の廣きこと固より同日の談に非ず爾將以來四十年の諸國國の交渉益々繁を加へ國家は益々多事に向ひしが遂に日清

## 造士会『国士』

い國民の奮起を促し、指導者養成の必要性を訴え、次のように述べている。

「而して人力を進むるは、固より学校教育に待つ所多しと雖、殊に必要なは、各人をして天賦と時勢とに依じ、國家の公に抛りて其精力を活動せしめるにあり。此希望に副はんとするには、各人個々の趨く所に放任せず、之を正当に指導するものなるべからず。而して後始めて能く其望達するを得ん。此希望に副ふ所の人は、吾人之を國士といふ。國士を得るは容易ならずと雖、吾人の望む所は、実にかかる國士を以つて、自ら期せんことを希ふの士を養成するにあり。」<sup>(30)</sup>

この後の文で、学校教育を補うものとしてこの雑誌を出すことが語られている。要するに「國士」とは、志を持つて國家・社会を善導する優秀なリーダーのことを意味するのである。「國家の柱石たる真知識を養成し」とする國士館設立趣旨と共通する概念であるといえる。

嘉納と柴田は年の差三〇歳と離れてはいたが、また、嘉納が若いときに英語や洋字を学び、西洋の合理主義思想を身につけてはいたが、「文武両道」「鍛鍊主義的教育方針」「塾的教育」「非形式的な人格主義教育」「國士の養成」「教員養成」という教育理念において共通するものを持っていた。そして個人的には、柔道を通して共通の基盤を

持っていた。嘉納は自分の果たそうとして果たしえなかった学校経営を、柴田が国士館専門学校で実現しようとした意気を感じ、一肌脱ぐ気持ちを抱いたに違いない。青年への文武両学的人格教育という絆で、嘉納と柴田の国士館とは固く結ばれていたということが出来る。

註

- (1) 長谷川純三「教育家としての嘉納治五郎」『嘉納治五郎の教育と思想』(明治書院、一九八一年)一頁。
- (2) 加藤仁平『嘉納治五郎』(『新体育学体系一七 嘉納治五郎』(逍遙書院、一九八〇年)七九頁。
- (3) 長谷川純三「柔道家としての嘉納治五郎」前掲註(1)三頁。
- (4) 同前、八頁。
- (5) 前掲註(2)九二頁。
- (6) 同前、九六頁。
- (7) 前掲註(1)二二頁。
- (8) 前掲註(2)一〇四頁。
- (9) 教科書の検定制度時代の明治二五年に、教科書会社が文部省に自社の修身教科書を持ち込んでいたところ、検定の標準と現時点での検定合格の一覧が或る新聞記者によってスクープされ、大さわぎになっ

た事件で、澤柳は一月に依願退職した。

- (10) 前掲註(1)七頁。
- (11) 嘉納治五郎『私の生涯と柔道』(日本図書センター、二〇〇六年)二四四頁。
- (12) 嘉納先生伝記編纂会『嘉納治五郎』(講道館、一九七七年)一九二頁。
- (13) 前掲註(2)一一六～一一七頁。
- (14) 横山健堂『嘉納先生傳』(講道館、一九四一年)一一頁。
- (15) 同前、一三三頁。
- (16) 文部省『学制百年史』(帝国地方行政学会、一九七二年)四九八～四九九頁。
- (17) 嘉納治五郎『私の生涯と柔道』(日本図書センター、二〇〇六年)二四八頁。
- (18) 前掲註(1)八頁。
- (19) 前掲註(14)一三四～一三八頁。
- (20) (東京文理科大学・東京高等師範学校)『創立六十年』(東京文理科大学、一九三二年)二四〇～二四二頁。
- (21) 胡頴「嘉納治五郎の教育思想と宏文学院の教育実態に関する一考察―清朝末期における中国人日本留学生教育の一段面として―」(国士館大学大学院・人文科学研究科修士論文、平成一七年度)四九頁。

- (22) 前掲註(2) 一三五頁。  
 (23) 前掲註(1) 五〇頁。  
 (24) 前掲註(14) 九七頁。  
 (25) 本橋端奈子「講道館十段物語・第一回・講道館最初の十段 山下義韶」(『柔道』第八〇巻第四号) 一〇〇～一〇八頁。工藤雷介「講道館七人の十段」(『柔道名鑑』日本柔道新聞社、一九六五年)。  
 (26) 上野孫吉編著『国士大学柔道八〇年史―国士館を創った人達と柔道部の歴史―』(国書刊行会、一九九九年) 八四～八五頁。  
 (27) 国士館大学創立六十周年記念同窓会・記念出版編集委員会『国士館大学創立者柴田徳次郎伝―信念と気魄の生涯―』(国士館大学同窓会、一九七八年) 二九頁。  
 (28) 湯川次義「母校の歴史を振り返る」(『国士館大学に学ぶ(2)』国士館大学、一九九一年) 四七～四八頁。  
 (29) 同前、四六頁。  
 (30) 造士会『国士』第一巻第一号(講道館、一八九八年)。

参考文献

- ・上野孫吉編著『国士館大学柔道八〇年史―国士館を創った人達と柔道部の歴史―』国書刊行会、一九九九年

- ・加藤仁平『嘉納治五郎』(『新体育学体系一七 嘉納治五郎』逍遙書院、一九八〇年)  
 ・嘉納治五郎『私の生涯と柔道』日本図書センター、二〇〇六年(大滝忠夫編『私の生涯と柔道』新人物往来社、一九七二年)  
 ・嘉納先生伝記編集会『嘉納治五郎』講道館、一九六四年

- ・工藤雷介編『柔道名鑑』日本柔道新聞社、一九六五年  
 ・工藤雷介編『柔道名鑑』柔道名鑑刊行会、一九八九年  
 ・胡穎『嘉納治五郎の教育思想と宏文学院の教育実態に關する一考察―清朝末期における中国人日本留学生教育の一段面として―』国士館大学院・人文科学研究科修士論文、平成一七年度

- ・国士館大学創立六十周年記念同窓会・記念出版編集委員会『国士館大学創立者柴田徳次郎伝―信念と気魄の生涯―』国士館大学同窓会、一九七八年

- ・シュプランガー(伊勢田耀子訳)『文化と性格の類型』(Lebensformen, 1921) 明治図書出版、一九六七年  
 ・ケルシエンシュタイナー(玉井成光訳)『教育者の心』(Die Seele des Erziehers und das Problem der Lehrerbildung, 1927) 協同出版社、一九五七年

- ・東京文理科大学・東京高等師範学校『創立六十年』東

- 京文理科大学、一九三二年
- ・造士会『国士』第一卷第一号、講道館、一八九八年
- ・中村良三「本誌（柔道）の今後について」『柔道』第七九卷第五号、講道館二〇〇八年
- ・長谷川純三編著『嘉納治五郎の教育と思想』明治書院、一九八一年
- ・松本芳三編集（代表）『柔道百年の歴史』講道館、一九七〇年
- ・本橋端奈子「講道館十段物語・第一回・講道館最初の十段山下義韶」『柔道』第八〇卷第四号、講道館
- ・本橋端奈子「講道館十段物語・第五回・一押し二引き三かわせ、技は方の花とこそ知れ 飯塚国三郎」『柔道』第八一卷第一号、講道館
- ・文部省『学制百年史』帝国地方行政会、一九七三年
- ・湯川次義「母校の歴史を振り返る」『国士館大学に学ぶ(2)』国士館大学、一九九一年
- ・横山健堂『嘉納先生傳』講道館、一九四一年

嘉納治五郎の教育活動表（付国士館関連事項）

岩間浩作成

年	年齢	公職	兼職	会（雑誌）	講道館	その他の塾	嘉納塾運営	その他学校	備考
一八八二（M15）	23	学習院教員・教授・ 教頭			講道館 館長		嘉納塾運営	弘文館運営	
一八八三（M16）	24								
一八八四（M17）	25								
一八八五（M18）	26								
一八八六（M19）	27								
一八八七（M20）	28								
一八八八（M21）	29								
一八八九（M22）	30	第1回欧州視察旅行							
一八九〇（M23）	31								
一八九一（M24）	32	（熊本） 第五高等学校校長	文部省 参事官						○柴田徳次郎 生まれる
一八九二（M25）	33								
一八九三（M26）	34	文部省図書課長 第一高等中学校校長 高等師範学校校長 （一八九七年九月か ら一、二か月非職）							
一八九四（M27）	35								
一八九五（M28）	36								日清戦争
一八九六（M29）	37								
一八九七（M30）	38							弘文学院（の ちの宏文学院）	

一九四三	一九四三	一九四一	一九四〇	一九〇九	一九〇八	一九〇七	一九〇六	一九〇五	一九〇四	一九〇三	一九〇二	一九〇一	一九〇〇	一八九九	一八九八		
(T 3)	(T 2)	(T 1)	(M 45)	(M 44)	(M 43)	(M 42)	(M 41)	(M 40)	(M 39)	(M 38)	(M 37)	(M 36)	(M 35)	(M 34)	(M 33)	(M 32)	(M 31)
55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	
												東京高等師範学校校長（明治三五年に高等師範学校から名称変更）					
												清国視察		文部省普通学務局長			
												国際オリンピック委員会		造士会『国士』			
												講道館館長					
												成蹊塾善養塾全一塾		嘉納塾運営			
												宏文学院運営					
戦勃発 第一次世界大 成 青年大民団結 ○柴田徳次郎ら ○柴田徳次郎早 稲田大学入学												日露戦争		山下義韶渡米			



国士館と嘉納治五郎

一九二七 (S 2)	一九二六 (S 1)	一九二五 (T 14)	一九二四 (T 13)	一九二三 (T 12)		一九二二 (T 11)	一九二一 (T 10)	一九二〇 (T 9)	一九一九 (T 8)	一九一八 (T 7)	一九一七 (T 6)	一九一六 (T 5)	一九一五 (T 4)		
68	67	66	65	64		63	62	61	60	59	58	57	56		
		ロンドン出張				参加(アントワープ)		←							
										国際 オリ ン ピ ッ ク 委 員		←			
		『作興』		講道館文化会		『柔道』		『柔道』		『大勢』		『有効な活動』		柔道会 『柔道』	
														講道館 館長	
														嘉納塾運営	
														第一次世界大戦 終了 嘉納ら「金曜会」 を設立 ○国士館高等部 開校	
														臨時教育会議 ○大民団夜間 国士館開校	
														○国士館中等部 開校	

一九二八 (S3)	一九三〇 (S5)	一九三一 (S6)	一九三二 (S7)	一九三三 (S8)	一九三四 (S9)	一九三五 (S10)	一九三六 (S11)	一九三七 (S12)	一九三八 (S13)
69	71	72	73	74	75	76	77	78	79
オリンピック国際委員会列席		第10回オリンピック(ロスアンゼルス)参加	オリンピック誘致のため渡欧		国際オリンピック会議に列席(渡欧)	オリンピックカイロ会議列席	5月帰路の船上にて死去(79歳)		
国際オリンピック委員会									
講道館文化会『作興』									
講道館文化会									
講道館館長									
○国士館専門学 校開校 嘉納治五郎、国士館名誉教授として柔道指導 山下義韶十段、初代柔道部長		満州事变勃発			山下義韶死去	日中戦争勃発			

(註) 機関誌の変遷については講道館発行の『柔道』第79巻第5号(平成20年5月)を参考にした。

論文

『教員免許台帳』にみる国士館専門学校

— 中等諸学校武道教員免許状取得者数の検討を通して —

山崎 真之



一 はじめに—本稿の目的

明治以来、武術家を中心に幾度となく懇請された剣道・柔道の正科採用とその必修化であったが、他の学科目に比し、その実現は多年を要すものであった。すなわち、中等諸学校における剣道・柔道の正科採用は、一九一一（明治四四）年七月三一日文部省令第二六号による中学校令施行規則の改正がその嚆矢であり、必修化は一九三一（昭和六）年一月一〇日文部省令第二号による中学校令施行規則の改正時であった。他方、剣道・柔道の必修化が決定された昭和初期にいたっても、武道教員界は未だ慢性的に有資格教員を欠く情況にあった。こうした機運のなか、国士館専門学校は一九二九（昭和四）年三月一日に設立認可を得て、同年四月、「専門

学校令ニ依リ真摯堅実ナル精神ヲ涵養シ兼ネテ中等教員ヲ養成スル<sup>(2)</sup>」学校として開校している。そして、第一回卒業生が卒業を迎えた一九三三（昭和八）年三月一五日には、教員検定上、同校卒業生に対する無試験検定の取扱いが剣道・柔道に関して認可され、以後、多くの卒業生が教員免許状を取得することとなった。<sup>(3)</sup>そこで本稿では、『教員免許台帳』（国立公文書館所蔵）を手がかりとして、旧学制下における中等諸学校武道教員免許状取得者数を総体的な視点から明らかにし、もって武道教員養成史上における国士館専門学校の位置づけを実証的に検討することとしたい。なお、本稿執筆については、つぎの三点をあらかじめ断っておくこととする。（一）本稿中で使用する「武道」とは、剣道および柔道の総称を示し、薙刀や銃剣道などは含まないものとする。（二）教員免許状では一九三二（昭和七）年八月三〇日の「教員検定

二関スル規程」改正時まで剣道は撃剣、柔道は柔術との記載となっていたが、煩瑣をさげ本稿ではすべて統一して剣道・柔道と記すこととした。(三) とくに註記で示す場合のほかは、法規等についてはすべて教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』(教育資料調査会、昭和三九年)、近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』(大日本雄弁会講談社、昭和三十一年、昭和三十四年)の各巻および米田俊彦編『近代日本教育関係法令体系』(港の人、二〇〇九年)によった。

## 二 旧学制下における中等諸学校教員任用制度および武道教員資格法制の概要

中等教員免許資格主義の原則は、一八八五(明治一八)年八月一二日太政官布告第二三号による教育令の改正にはじまり(第二十五条)、翌年四月一〇日の諸学校通則(勅令第一六号)がこれを受け継ぎ(第四条)、一九〇〇(明治三三)年三月三十一日の教員免許令(勅令第一三四号)がこれを再確認するものであった(第二条<sup>4)</sup>。また同令は以後、数回の部分的な改正が加えられながらも、そこで定めた教員任用制度に関する基本的体系は維持されたまま、一九四七(昭和二二)年に廃止されるまで一貫して各種の教員資格を包括的に規定するもので

あった(第一条<sup>5</sup>)。他方、後述するように剣道・柔道に関する独立した教員免許状は、一九一六(大正五)年三月二九日文部省令第八号による「教員検定二関スル規程」の一部改正によって授与されることとなった。したがって、本稿の考察対象である教員免許状はすべて教員免許令の規定に基づき文部大臣より授与されたものであるから(第三条)、本章ではまず教員免許令を中心に中等諸学校教員任用制度の概要を一瞥し、ついで武道教員免許状に関する法制上の位置づけ等を確認しておきたい。

### 1. 中等教員任用制度の概要

まず、教員免許令では中等諸学校教員任用制度をつぎの二種の方式に大別している。すなわち、第二条では「特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ免許状ヲ有スル者ニ非サレハ教員タルコトヲ得ス但シ文部大臣ニ定ムル所ニ依リ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得」とし、教員任用については有資格教員の採用が原則であることを明示するとともに、他方、その但し書きでは無資格教員の採用もまた文部大臣の定める規定に基づく限りにおいて容認することを明らかにした。そこでまずは原則とされた有資格教員の任用につき、少しく検討しておこう。

同条では有資格教員の任用につき、「特別ノ規定」で定める学校教員以外は、すべて同令に基づく教員免許状取得者をもって採用することを原則とした。すなわち、中等諸学校教員の場合、師範学校、中学校、高等女学校については何ら特別な規定が設けられることはなかったから、その任用を求める際には、原則、同令による教員免許状を取得する必要があったといえる。他方、実業学校教員についてはこの限りではなかった。実業学校の場合、一八九九（明治三二）年二月七日に実業学校令（勅令第二九号）が定められ、同令第十条では、「実業学校教員ノ資格ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」とし、この規定に基づき一九〇七（明治四〇）年九月二一日には「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」（文部省令第二八号）を制定した。したがって、実業学校教員についてはそのほかの中等諸学校教員とは異なり、資格法制上、教員免許令第二条の適用外におかれることとなったとみてよい。

もっとも、実業学校といえども、「実業ニ関スル科目」のほか、修身等のいわゆる「普通学科学目」も学科課程上に加えられていたことはいうまでもなく、その担当教員を要する。そこで、その任用についてはつぎのとおりとした。すなわち、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル

規程」第一条では、「左ノ各号ノ一二該当スル者ハ実業学校ノ教員タルコトヲ得」として実業学校教員に関する任用資格の要件を示している。このうち、同条第三号では「文部大臣ノ指定スル者」とし、ついで同日発した文部省告示第二四八号では、「師範学校、中学校又ハ高等女学校ノ教員免許状ヲ有スル者」を任用資格の一つとした。またその後、一九二二（大正一一）年一月二四日文部省令第五号による同規程の改正では、「第一条中「文部大臣ノ認可シタル者」ヲ「教員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者」ニ改ム」とし、この改正に合わせて同日先の告示から「教員免許状所有者」を削除することが確認されている（文部省告示第一八号）。要するに、教員資格法制上からすれば、中等諸学校のうち、実業学校教員資格については教員免許令第二条の外に置かれ、別に定めた省令の規定によるものであったと解されるが、他方、実際には教員免許令に基づく中等教員免許状取得者は師範学校、中学校、高等女学校のみならず、実業学校においても指定された学科学目につき、その任用を受けることが可能であったことには留意したい。後に考察を加える武道教員免許状取得者もこの限りであった。

なお、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」は、一九四三（昭和一八）年四月二三日文部省令第五六号に

よる「教員免許状ヲ有セサル者ヲ教員ニ充ツルヲ得ル件」の改正によって廃止され（附則）、以後、実業学校に関する教員任用資格は同規程第二条第二項により定められることとなった。その際、これまで任用資格の一つであった「教員免許状所有者」は同規程改正以降に示された適用範囲から除外され、「一 学位ヲ有スル者／二 大学ヲ卒業シタル者、大学ニ於テ試験ニ合格シ学士ト称スルコトヲ得ル者又ハ官立学校ノ卒業者ニシテ学士ト称スルコトヲ得ル者／三 文部大臣ノ指定シタル者」とされた。また同日には文部省告示第五〇〇号を発し、第三号に基づく指定がなされている。<sup>6)</sup>これは主として官立・公立高等教育機関卒業生等に実業学校教員としての任用資格を与えるものであったが、なかには私立学校卒業生もわずかに含まれていた。とくに本稿との関係でみれば、そのうちのひとつとして「元私立日本体育会体操学校高等科、高等師範科卒業生」および「日本体育専門学校本科、師範科卒業生」が指定されていたことは注目される。すなわち、日本体育専門学校は前者・私立日本体育会体操学校を改組し、一九四一（昭和一六）年三月一〇日に専門学校令に基づく学校としての認可を受けた専門学校であるが、同校では一九〇四（明治三七）年以来、一貫して剣道・柔道を正科授業として教授していた。<sup>8)</sup>また、専門

学校へ昇格した際には本科を三部にわけ、本科第一部は修身、本科第二部は剣道、本科第三部は柔道をそれぞれ兼修するものとし、師範科においても剣道・柔道のいずれかを専修するものであった。<sup>9)</sup>要するに、武道教員についてみた場合、実業学校における教員任用は一九四三（昭和一八）年四月以降、原則的に「元私立日本体育会体操学校高等科、高等師範科卒業生」および「日本体育専門学校本科、師範科卒業生」とに法制上、限定されることとなったとみてよい。

他方、教員免許令第二条但し書きに示された無資格教員の任用について検討しておこう。無資格教員の任用については、一九〇〇（明治三三）年九月六日に「教員免許状ヲ有セサル者ヲ教員ニ充ツルヲ得ル件」（文部省令第一五号）を定め、その諸条件を規定している。これによれば、無資格教員を任用するための条件は、第一に師範学校、中学校、高等女学校において「教員免許状ヲ有スル者ヲ得難キ場合」（第一条）であることとし、ただし、この条件下で採用した者は「公立学校ニ在リテハ教諭助教諭又ハ訓導ト称スルコトヲ得ス」（第三条）こととした。もっとも、こうした教員の採用者数については一定の制限が加えられることとなった。同規程第四条では無資格教員の任用における第二の条件を示し、「中学

校高等女学校ニ於テ新ニ採用セントスル者ヲ加算シ教員免許状ヲ有セサル者ノ数教員免許状ヲ有スル者ノ二倍ヲ超過スル場合ハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」とし、以降、同条で示した学校毎に占める無資格教員者数の範囲はその改正を行うたびに逐次、制限されていくこととなった<sup>⑩</sup>。これは無資格教員の任用が例外的な容認の上になり立っていることを考えれば、当然の措置であったと思われる。すなわち、さきの範囲は一九〇五年（明治三八）年一月二〇日文部省令第一号による同条改正では、「中学校高等女学校ニ於テ新ニ採用セントスル者ヲ加算シ教員免許状ヲ有セサル者ノ数教員免許状ヲ有スル者ノ数ヲ超過スル場合ハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」とされ、さらに一九〇八（明治四一）年一月七日文部省令第一号による改正では、「中学校高等女学校ニ於テ新ニ採用セントスル者ヲ加算シ教員免許状ヲ有セサル者ノ数教員免許状ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スル場合ハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」とこととなった。また、これ以後の改正は一九四七年（昭和二二）年五月二三日の「学校教育法施行規則等」（文部省令第一一號）によって同規程が廃止（附則第八十二条）されるまで行われていない。要するに、一九〇八（明治四一）年以降についてみれば、無資格教員の採用については各学校に

占める教員全体数の三分の一まで、法制上、容認され得るものであった。

つづく教員免許令第三条以下では、有資格者として授与される教員免許状に関する諸規定が明示されている。まず第三条では「教員免許状ハ教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学校ノ卒業者又ハ教員検定ニ合格シタル者ニ文部大臣之ヲ授与ス」とし、教員免許状の取得方法を養成方式と教員検定方式との二種とした。このうち前段に示した「教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学校ノ卒業者」とは、原則的には高等師範学校および一九〇二（明治三五）年三月二八日に制定された「臨時教員養成所官制」（勅令第一〇〇号）によって「文部大臣ノ指定スル帝国大学及直轄諸学校内」（第二条）に設置された臨時教員養成所等の卒業生が該当し、そのほか、官立諸学校卒業生等も適宜これに準ずる者として認められる場合もあつた。詳細は後述する。

また第三条後段に示した教員検定方式（「教員検定ニ合格シタル者」）については、つづく第四条でその検定方法を試験検定（直接検定方式）と無試験検定（間接検定方式）の二種とし、教員検定委員会がこれを実施することとした。このうち前者の一つとして実施された検定試験が「師範学校中学校高等女学校教員検定試験」（以下、

文檢)であつた。なお、教員検定の詳細については第七條で「教員検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム」とし、この規定に基づき「教員検定ニ関スル規程」(一九〇〇「明治三三二年六月一日文部省令第一〇号)が制定された。ちなみに、同規程はその後改称も含めた改正が数回加えられ、さきの「学校教育法施行規則等」により廃止されているが(附則第八十二条)、「その後の検定制の実施は、この規程によつて行われたわけで、検定制はこの時に確立したといふことができ」、旧学制下における中等教員資格制度においては、とくに重要な意味をもつものであつた。ただし、紙幅の関係上、ここでは同規程に定めた教員検定の実施方法等に関する詳細までには立ち入らず、後の考察に直接関係する無試験検定の出願資格に関する事項についてのみ確認し、その概要を検討しておこう。すなわち、該当者は左のとおりであつた。

第五條 左ノ第一号乃至第四号ニ掲クル者ハ文部大臣ノ適当ト認メタル学科目ニ関シ第五号ニ掲クル者ハ其ノ免許ノ学科目ニ関シ第六号ニ掲クル者ハ其ノ教授シタル学科目ニ関シ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル官立学校ノ卒業生及選科

修了生ノ二 師範学校、中学校、高等女学校及之ト同等以上ノ学校ノ卒業證書ヲ有シ更ニ卒業生ノ教員免許資格ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立学校ニ入り三年以上在学シテ卒業シタル者ノ三 師範学校、中学校、高等女学校及之ト同等以上ノ学校ノ卒業證書ヲ有シ更ニ外国ノ大学若ハ之ニ準スヘキ学校ニ於テ修学シ学位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者ノ四 外国ニ於テ師範学校、中学校、高等女学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シ更ニ大学校若ハ之ニ準スヘキ学校ニ入り修業シ学位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者ノ五 教員タラムト欲スル学校ノ学科課程ト同等以上ノ学校ノ教員免許状ヲ有スル者ノ六 教員タラムト欲スル学校ノ学科程度ト同等以上ノ官立学校ニ於テ一箇年以上教員タル者若ハ教員タリシ者

このうち第一号に示された条件に関する認可を得た学校がいわゆる「指定学校」であり、第二号に示された条件に関する認可を得た学校がいわゆる「許可学校」であつた。なお、一九〇八(明治三四)年の同規程改正(文部省令第一二二号)では、第五條に定めた第一号中より「官立」の文字は削除されており、以後、私立学校も指定学校としての認可を受けることが可能となつた。もつとも、同



規程第五条はその後数回にわたり改正が加えられ、各時代とともに無試験検定適用者の範囲も変更されている。その方向性を総じていえば、不足する中等教員需要を補充するために、漸次、拡大されていったといえる。このうち、本稿との関連でみれば、一九二二年（大正一〇）年三月四日文部省令第一四号による同規程改正はとりわけ注目される。すなわち、一九〇〇（明治三二）年に制定された同規程は、一九〇八（明治四一）年一月二六日文部省令第三二号によって全文が改正されている。この時の改正では、第五条で従来規定していた無試験検定の適用に関する諸条件は同規程第七条で改めて示されることとなったが、その後の改正（一九二二「大正一〇」年三月四日文部省令第一四号）によって第七条に「第五号 相当ノ学歴ヲ有シ師範学校、官立、公立中学校、高等女学校及之ト同等以上ノ官立、公立学校ニ於テ五箇年以上検定ヲ受ケントスル学科目ノ教授ヲ担当シ其ノ成績優良ナル者」とする一号が加えられることとなった。すなわち、この改正によってこれまで無資格教員としての任用を受け教職に従事していた官立・公立学校教員への無試験検定方式による教員検定受検、あるいはその合格による有資格教員への転身の途が開かれることとなった。さらに、一九二九（昭和四）年六月二四日文部省令

第三五号による改正では、同条第五号中から「官立、公立」の文字が削除され、以降においては官立・公立学校のみならず、私立学校における無資格教員においても、一定の教職経験を経た後には無試験検定方式による教員検定の受検が可能となったのである。ちなみに、同条第五号によって無試験検定の適用を受け、剣道・柔道の教員免許状を取得したものは多数に上っていたことは後に明らかにするところである。してみれば、同条改正は本稿考察部の背景としてとくに留意しておきたい。なお、一九三一（昭和七）年八月三〇日文部省令第一五号による改正で同条第五号は第六号に繰り下げられている。

もっとも他方、無試験検定適用者については戦時体制下のもとでその範囲をなお拡充せざるを得ない状況となり、一九四四（昭和一九）年二月一七日の「国民学校、青年学校及中等教員ノ検定及資格ニ関スル臨時特例」（文部省令第四号。以下、「臨時特例」）では、つぎの各号の該当者も無試験検定適用者として加えられることとなった。

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ中学校高等女学校教員検定規程第七条第六号（中略）ニ拘ラズ当分ノ内中学校高等女学校教員（中略）無試験検定ヲ

受クルコトヲ得

一 陸軍ノ將校又ハ海軍ノ士官、特務士官ニシテ現役ニ非ザル者及奏任官又ハ奏任官待遇以上ノ官吏タリシ者ニシテ中等学校ニ於テ一年以上検定ヲ受ケントスル学科目ノ教授ヲ担任シタル者ノ二 陸軍又ハ海軍ノ准士官、下士官ニシテ現役ニ非ザル者若ハ下士官タリシ者及判任官又ハ判任官待遇ノ官吏タリシ者ニシテ中等学校ニ於テ三年以上検定ヲ受ケントスル学科目ノ教授ヲ担任シタル者(中略)ノ四 専門学校、師範学校ノ本科又ハ専攻科ヲ卒業シタル者(中等学校高等女学校教員免許状ヲ有スル者ヲ除ク)ニシテ中等学校ニ於テ一年以上検定ヲ受ケントスル学科目ノ教授ヲ担任シタル者但シ師範学校本科卒業生ニ在リテハ昭和十八年度以後ノ卒業者ニ限ルノ五 中等学校卒業者、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者又ハ文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校若ハ高等女学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者ニシテ中等学校ニ於テ四年以上検定ヲ受ケントスル学科目ノ教授ヲ担任シタル者ノ六 武道ニ付相当ノ経歴ヲ有スル者ニシテ中等学校ニ於テ三年以上体錬科武道ノ教授ヲ担任シタル者

陸軍兵科下士官以上ノ軍人ニシテ現役ニ非ザル者又ハ兵科下士官タリシ者ニシテ体錬科体操、体錬科武道又ハ体錬科教練ニ付無試験検定ヲ受ケントスル場合ハ前項第一号又ハ第二号ノ中等学校ニ於ケル教授ノ経歴ヲ要セズ

すなわち、同規程第四条の各号は「教員検定ニ関スル規程」第七条第六号で教職経験が五年以上の者を無試験検定適用者としていたのに対し、共通してその年数を緩和するものであった。第一号・第二号については軍人等の階級別にその年限を一年あるいは二年以上とし、第四号・第五号ではその学歴に応じて二年あるいは四年以上とした。また第六号については武道教員に関する条件を特段に緩和し、教職経験を三年以上に引き下げ、かつ「教員検定ニ関スル規程」第七条第六号ではその該当者は「相当ノ学歴ヲ有」する者としていたのに対し、これを「武道ニ付相当ノ経歴ヲ有スル者」とした。要するに同規程第四条第六号の適用によって武道教員免許状を取得する場合においては、学歴は不問とされたのであった。なお、同規程第四条各号に該当し、剣道・柔道の教員免許状を取得した者が一定数に上っていたことは後に明らかとするところであり、また第六号にあつては特段に武道教員

に關する該当者の範圍を拡充している。してみれば、同規程制定の主要な目的は、武道あるいはそれを含めた「体錬科」教員の補充にあつたと思われ、これは「教員で出陣する者が漸く多くなり、その欠を補うことが漸く困難になつたため、軍人又は官吏等を以てこれを補う」<sup>(1)</sup>ため講じた措置であつたといえる。

## 2. 武道教員資格法制の概要

中等諸学校における剣道・柔道の正科採用は、法制上、一九一一（明治四四）年七月三一日文部省令第二六号による中学校令施行規則の改正が嚆矢であり（第十三条（中略）体操ハ教練及体操ヲ授クルヘシ又擊劍及柔術ヲ加フルコトヲ得）、ついで翌年一九一二（明治四五）年六月二一日文部省令第一五号による師範学校規程の改正では師範学校においても剣道・柔道が正科として位置づけられることとなつた（第二十四条）。なお、同日発せられた「中学校令施行規則中改正ニ付キ教育内容ノ充實改善注意方」（文部省訓令第四一號）ではその採用につき、「擊劍及柔術ハ從來各學校ニ於テ任意ニ之ヲ施設シ生徒ノ志望ニ依リテ科外ニ之ヲ習ハシメタリシモ今回正科トシテ体操中ニ加フルコト得シメタル所以ハ擊劍及柔術カ生徒心身ノ鍛練上ニ及ホス成績ニ徴シ其ノ施設ヲ認メタ

ルニ因ルモノトス」との説明がなされている。これまで正科教材として正式な位置づけをもたなかつた剣道・柔道であつたが、実際には多数の中等諸学校においてすでに随意科目としての授業が展開されていた。ちなみに、鹽谷宗雄の調査によれば、一九一二（明治四五）年における柔道の実施状況は二七〇校中一八九校に上つていたといふ<sup>(2)</sup>。そして文部当局は武道における教育的価値を認め、ここに法制上はじめて剣道・柔道が正科教材として位置づけられることとなつたのであつた。ただし、この時点では剣道・柔道を「加フルコトヲ得」としたのであり、体操科中におけるいわば「選択科目」としての位置づけであつた。

もつとも、教員資格法制上では武道に關する教員免許状の規定の制定はいまだないのであるから、武道教育従事者の任用については、各学校ともにすべて前節に示した「教員免許状ヲ有セサル者ヲ教員ニ充ツルヲ得ル件」の規定に基づくものであつたことはいうまでもない。こうした事情のなか、中学校における正科教材としての剣道・柔道は一九一二（明治四五）年度より実施に移されることとなり、以降、武道教員のさらなる需要増加は暗に予想され得るところであつた。事実、文部省普通学務局による調査をみれば、全国公立・私立中学校における

武道教員者数は、一九二一（大正元）年時点で三二五名、翌年は三三六名、翌々年は四〇五名であり、この三年間で八〇名の増加をみせている。なお、中学校数はこの間、五校の増加に過ぎない<sup>15)</sup>。そこで文部当局は一九一一（明治四五）年一月二四日（媛普一一二号）に武道教員に関する通牒を各地方庁に発し、当面の取扱いについて左のとおり<sup>16)</sup>に通知した。

客年文部省第二十六号ヲ以テ中学校令施行規則中改正ヲ加ヘラレ来学年ヨリ体操科ニ於テ擊劍及柔術ヲ授クルコトヲ得ルコト、相成候ニ就テハ自然右受持教員採用ノ向モ可有之ト存候処何等教員免許状ヲ有セシテ専ラ擊劍及柔術ヲ受持ツヘキ教員明治三十二年文部省令第十五号第三条ノ關係ニ於テハ教諭助教諭ト称スルコトヲ得サルハ勿論ニ候ヘ共第四条ノ關係ニ於テハ当分ノ内有資格無資格何レニモ属セサルモノトシテ御取扱相成度依命此段及通牒候也

すなわち、これ以上の武道教員数の増加は、さきにみた「教員免許状ヲ有セサル者ヲ教員ニ充ツルヲ得ル件」第四条規定（無資格教員の任用を教員全体数の三分の一に制限するもの）に抵触することが予想されるため、同通

牒は武道教員については教員者数から除外するという断急的な処置を講ずる旨を通知するものであった。その後、文部当局は一九一四（大正三）年四月二日に文部省令第一一号により同規程を改正し、武道教員を左のとおり、法制上、正式に位置づけることとした。

第一条ノ二 師範学校中学校ノ擊劍又ハ柔術ノ教授ヲ担当セシムル為当分ノ内各号ノ一二該当スル者ヲ教員ニ採用スルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル専門学校ノ卒業生ノ二 教員検定ニ関スル規程第五条第一号若ハ第三号乃至第六号ノ一二該当スル者ニシテ主トシテ擊劍又ハ柔術ヲ教授スル学校ニ於テ三箇年以上修業シ文部大臣ニ於テ特ニ其ノ成績優良ナリト認定シタル者

また同日には文部省告示第六一号を発し、同規程第一条第二項第一号による指定が「私立大日本武徳会武術専門学校本科国語漢文兼修科卒業生」であることを明示している。なお、第二号中にみられる「教員検定ニ関スル規程第五条第一号若ハ第三号乃至第六号」とは、「中学校卒業生」（第一号）、「専門学校入学者検定期規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者」（第三号）、「専門学校入学者検

定規程第八条第一号二依り一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者」(第四号)、「小学本科正教員ノ免許状ヲ有スル者」(第五号)、「尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者」(第六号)のことであった。要するに、同規程の改正は有資格教員不在のなかにあって、他方ですでに無資格者によって広く実施されている武道教育の実情を鑑み、法制上、正式に武道教員を位置づけ、一つはすでに武道教員養成を実施している私立大日本武徳会(武術専門学校卒業生に対する優遇を図り、一つは既存の教育従事者といえども、その学歴を中等教育修了者程度以上とし、一つは一定の教職教養を有する者を優遇すること、もって武道無資格教員に対する最低限度の質的保障を図ろうとするものであったと思われる。もつとも、こうした施策は同条前段にみられる「当分ノ内」とする文言からも推察されるように、将来的に有資格教員の供給が充足されるまでの例外的な措置として講じられたものであったことは論を俟たない。したがって、文部当局は中等諸学校における剣道・柔道の正科採用を決定する一方で、武道教員に関する教員養成並びに資格法制上の整備に着手することとした。

まず、教員養成に関する施策としては、一九一三(大正二)年七月に東京高等師範学校規則第四七条(師範

学校、中学校、高等女学校教員ノ欠乏ヲ充タスタメニ特別ノ必要アル場合ニ於テハ専修科ヲ置クコトアルヘシ)に基づき、「体操ヲ主トスル者」、「柔道ヲ主トスル者」、「剣道ヲ主トスル者」からなる体操専修科を東京高等師範学校(以下、東京高師と略記する)に開設することとし、その養成を開始した<sup>(1)</sup>。そして同専修科第一回生が卒業年度を迎えた一九一六(大正五)年三月二十九日には文部省令第八号を発し、「教員検定ニ関スル規程」第二条第二項に改正を加え、体操科の教員免許状を「体操、撃剣、柔術」の三種とした。すなわち、ここにおいてはじめて教員免許資格法制上、剣道・柔道に関する独立した教員免許状が制定されることとなったのであった。そして以降、教員免許令の定めるところにより、「教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学校ノ卒業生」および試験検定あるいは無試験検定のいずれかによって教員検定に合格した者等が、漸次、剣道・柔道の教員免許状を取得することとなったのであった。なお、このときの改正ではこのほか、同規程第十一条を改正し、「体操科中撃剣及柔術ノ試験ハ女子ニ対シテハ之ヲ行ハ」ないことを確認している。

その後、中等諸学校における剣道・柔道の実施は、大正・昭和と戦時気運の興隆もあって増加の一途を辿っ

ていく。一例として文部省普通学務局の調査による一九二三（大正一二）年から一九三〇（昭和五）年までの中学校における武道教育実施状況を示せば第一表のとおりであった。同表によれば、一九三〇（昭和五）年までにはほぼすべての中学校において武道教育が実施されていたことがわかる。こうした時流のなか、文部当局は昭和初期に至り、中等諸学校における剣道・柔道の必修化を決定した。すなわち、一九三〇（昭和五）年四月八日に行われた実業学校諸規程の改正では、学科課程上、体操科の一教材として武道科目の部分的な必修化が認められ、<sup>(18)</sup> ついで翌年一月一〇日文部省令第一号による師範学校規程の改正（第二十四条）および同日文部省令第二号による中学校令施行規則の改正（第十七条）では、師範学校、中学校における学科課程上、剣道・柔道が正科必修科目として正式に位置づけられることとなった。なお、同月二〇日に発せられた文部省訓令第二号では、中学校令施行規則の改正について「今般文部省令第二号ヲ以テ中学校令施行規則ヲ改正セリ（中略）剣道及柔道ハ之ヲ体操科中ニ於テ必修セシムルコトトナセリ是レ剣道及柔道ガ我が国固有ノ武道ニシテ質実剛健ナル国民精神ヲ涵養シ心身ヲ鍛練スルニ適切ナルヲ認メタルガ為ニシテ兩者又ハ其ノ一ヲ必修セシメントス」との説明がなさ

第一表 中学校における武道授業実施状況

	中学校数	柔道 (正科)	柔道 (科外)	柔道合計	剣道 (正科)	剣道 (科外)	剣道合計
1923 (大正 12) 年	465	232	151	383	281	157	438
1924 (大正 13) 年	489	278	115	393	327	136	463
1925 (大正 14) 年	500	339	81	420	402	83	485
1926 (大正 15) 年	516	369	80	449	447	84	531
1927 (昭和 2) 年	528	388	63	451	452	67	519
1928 (昭和 3) 年	542	416	56	472	476	56	532
1929 (昭和 4) 年	553	444	49	493	499	45	544
1930 (昭和 5) 年	555	459	43	502	505	34	539

註）本表は、文部省普通学務局『全国公立私立中学校ニ関スル諸調査』（『文部省教育統計・調査資料集成』第12巻～第19巻、大空社、1988年）により作成した。

れている。要するに、この期に至り、一つにはほとんどの中等諸学校男子生徒に対しては實際上、すでに武道教育が実施されていること、一つに国民精神の涵養に対する教育的価値が武道教育に認められること、などの理由により中等諸学校における武道教育の必修化が採用されたのであった。

以上のような経緯を経て、法制上、確固たる位置づけをもつこととなった中等諸学校における武道教育は、その後は進展する時代の影響もあって、いよいよ国民に関心をもたれるところとなった<sup>19)</sup>。しかし、一九四五（昭和二〇）年八月の敗戦とともにその情勢は一変する。すなわち、同年一月六日には文部次官通牒（発体八〇号）が発せられ、各種の学校教育から武道教育は禁止されることとなった。そして翌年三月七日文部省令第一〇号による「中学校高等女学校教員検定規程」の改正では、剣道・柔道に関する教員免許状の効力失効が明示されることとなった（「附則 本令施行前授与シタル（中略）体錬科武道ノ内剣道、体錬科武道ノ内柔道（中略）ノ教員免許状ハ其ノ効力ヲ失フ」。すなわち、一九一六（大正五）年以來の武道教員免許状はここにその姿を消すこととなったのであった。

### 三 『教員免許台帳』における武道教員免許状取得者数の検討

これまでの検討では教員免許令を中心に中等諸学校教員任用制度の概要を一瞥し、ついで武道教員免許状に関する法制上の位置づけ等を確認した。では、その具体的な実態、とりわけ教員免許状の取得状況はいかなるものであったのだろうか。本章では旧学制下における武道教員免許状取得者数を総体的に検討したい。なお、教員免許令では教員免許状の取得方法を養成方式と教員検定方式との二種に大別し、さらに教員検定方式を試験検定と無試験検定の二種に小別していたことはすでに述べたところである。そこで本章ではこの区分にしたがって、それぞれの実態を検討しよう。

#### 1. 「教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学校ノ卒業生」における武道教員免許状取得状況

まず、「教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学校ノ卒業生」の実態について明らかにしよう。官立教員養成諸学校卒業生の場合、検定を要せずして卒業と同時に教員免許状が下付されている。『教員免許台帳』記載の武道教員免許状取得状況を検討すれば、つぎの教育機関の

いずれかにおいて武道を一定期間修学した者が、その該当者であった。すなわち、(一) 東京高師 (二) 広島高等師範学校 (以下、広島高師)、(三) 第一臨時教員養成所 (東京高師内、以下、第一臨教) (四) 東京体育専門学校 (以下、東京体専) である。なお、このほか、東京文理科大学 (以下、東京文理科大) 卒業生も含まれていた。

もっとも、東京高師、広島高師、第一臨教が教育免許令第三条前段にみられる「教員養成ノ目的ヲ以テ設置」された官立教員養成諸学校であることは周知のとおりであり、その卒業生が同令の定めにより教員免許状を取得したことは多言を弄すまでもない。他方、東京理科大は一九二九 (昭和四) 年四月に開校された「大学令」(一九一八「大正七」年二月六日勅令第三八八号) に基づく大学であり、また東京体専は一九四一 (昭和一九) 年五月に開校された「専門学校令」(一九〇三「明治三六」年三月二七日勅令第六一号) に基づく専門学校であった。<sup>21)</sup>したがって、法制上からみれば、これら両校は先の官立諸学校とは本質的にその設立目的を異にするもので、その卒業生については教育免許令第三条前段の規定に原則的には該当するものではないが、両校卒業生の取扱についてはそれぞれ省議決定および大臣裁定によって教員免許令第三条前段に準ずるものとして取扱う

旨が確認されている。<sup>22)</sup>

さて、官立教員養成諸学校における武道教員免許状取得状況を検討してみよう。それを示したのが第二表である。このうち、まずはもっとも多くの教員免許状取得者を輩出している東京高師についてみてみよう。東京高師では一九一三 (大正二) 年に「体操ヲ主トスル者」、「柔道ヲ主トスル者」、「剣道ヲ主トスル者」の三専修からなる体操専修科が開設され、明治末期の中等諸学校における剣道・柔道の正科採用に対応したことはすでに述べたとおりである。またその後の一九一五 (大正四) 年には「甲組ハ体操、乙組ハ柔道、丙組ハ剣道ヲ主トスル」体育科 (特科) を開設し、さらに一九二一 (大正一〇) 年四月からは特科であった体育科を本科の一学科に改編して、以降、同体育科を中心に武道教員養成を展開した。したがって、同表からも明らかのように、武道に関する教員免許状が制度化された一九一六 (大正五) 年からその廃止に至るまでの間、ほぼ恒常的にその該当者が教員免許状を取得しており、総計は剣道が三〇八名、柔道が三四一名であった。なお、体育科 (特科) の修業年限は四年であったが、一九一六 (大正五) 年度および一九一七 (大正六) 年度の入学者はおらず、そのため一九二〇 (大正九) 年度および一九二二 (大正一〇) 年



第二表 「教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル国立学校ノ卒業生」における武道教員免許状取得状況

学 校 名 学 科 目	東京高師		広島高師		第一臨教		東京文理科大		東京体専	
	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道
1916 (大正 5) 年 3月卒業	10(1)	12								
5月卒業		(1)								
1917 (大正 6) 年 3月卒業	6	11	2							
5月卒業	1									
1918 (大正 7) 年 3月卒業	4	1	1							
1919 (大正 8) 年 3月卒業	6	5(2)								
1920 (大正 9) 年 3月卒業										
1921 (大正 10) 年 3月卒業										
1922 (大正 11) 年 3月卒業	8(1)	9								
1923 (大正 12) 年 3月卒業	9	4								
1924 (大正 13) 年 3月卒業	7(2)	13				1				
1925 (大正 14) 年 3月卒業	4	5								
1926 (大正 15) 年 3月卒業	5(1)	9(2)	1							
1927 (昭和 2) 年 3月卒業	8(1)	8(1)	1	7						
5月卒業	2	1								
1928 (昭和 3) 年 3月卒業	9	10(1)	3	1						
1929 (昭和 4) 年 3月卒業	7	4(2)	3							
6月卒業		1								
1930 (昭和 5) 年 3月卒業	9	7(1)				1				
1931 (昭和 6) 年 3月卒業	12	12(3)								
1932 (昭和 7) 年 3月卒業	9	13								
1933 (昭和 8) 年 3月卒業	12(1)	13(2)	3	1						
6月卒業	1									
7月卒業	1									
1934 (昭和 9) 年 3月卒業	10	14	2	1						
1935 (昭和 10) 年 3月卒業	15	15	2	3						
1936 (昭和 11) 年 3月卒業	11	11(4)	4	5						
1937 (昭和 12) 年 3月卒業	13(2)	11(3)	5	3						
1938 (昭和 13) 年 3月卒業	6	8(3)	2	2						
1939 (昭和 14) 年 3月卒業	21	23(2)	3	6						
1940 (昭和 15) 年 3月卒業	18(3)	21	4	1						
1941 (昭和 16) 年 3月卒業	12(4)	17(2)	4	5						
12月卒業	17(1)	18	6	3				1		
1942 (昭和 17) 年 3月卒業			1							
9月卒業	13(1)	16	3	3						
1943 (昭和 18) 年 3月卒業			2							
9月卒業	19	20	4	5				1		
1944 (昭和 19) 年 2月卒業			1	1						
9月卒業	16(1)	18	2	2				1	19(2)	18(9)
1945 (昭和 20) 年 4月卒業		(1)								
9月卒業	7	11		1					13(1)	12(1)
10月卒業									1	(4)
11月卒業									5	
1946 (昭和 21) 年 3月卒業									3	1
合 計	308(19)	341(30)	59	50		2		3	41(3)	31(14)

註) 本表は『教員免許台帳』(国立公文書館所蔵)により作成した。

度については卒業生がいない。また第二表では(カッコ)として、東京高師卒業生中、体操専修科および体育科における剣道・柔道専修者以外の武道教員免許状取得者数を別に示した。すなわち、他学科あるいは他専修の所属ながらも随意科目としての剣道・柔道を兼修し、その結果、卒業時に武道教員免許状を取得した者の数値である。その総計は、剣道が一九名、柔道が三〇名であった。要するに、東京高師卒業生では三二年間に剣道三二七名、柔道三七一名の教員免許状取得者が確認され、武道教員免許状取得者の総数は六九八名であった。

東京高師について武道教員免許状取得者数が多いのは、広島高師であった。もともと、広島高師では東京高師に開設されたような体育(武道)を専門とする学科・専修等は開設されておらず、その該当者はいずれも所属する学科・専修等の学科課程上加えられた武道科目(随意科目)を履修することで武道教員免許状を取得した者である。具体的には一九一七(大正六)年三月卒業者(一九一三「大正二」年入学者)のうち、一名は本科博物学部の卒業生でもう一名は本科国語漢文部、一九一八(大正七)年三月卒業者(一九一四「大正三」年入学者)の一名は本科国語漢文部であった。また広島高師では一九一五(大正四)年二月三日文部省令第四号による

高等師範学校規程の改正に基づき、従来の予科・本科の制度を廃止して文科・理科の二学科制とするとともに両学科をそれぞれ三部にわけ、各部に主要学科目を定めることとした。すなわち、文科第一部は国語・漢文、文科第二部は英語、文科第三部は歴史・法制経済、理科第一部は数学・物理学、理科第二部は物理学・化学、理科第三部は地理学・生物学がその主要学科目であった。<sup>26)</sup>ちなみに、各学科各別に取得状況を示したのが第三表である。同表によれば、文科では剣道三二名、柔道二四名、理科では剣道一八名、柔道二四名の教員免許状取得者が確認される。またこのほか、同年の改正に基づき設置された教育科(特科)のうち<sup>27)</sup>に、剣道教員免許状取得者が六名、柔道教員免許状取得者が一名、および一九一八(大正七)年に設置された徳育専攻科のうち<sup>28)</sup>に、剣道・柔道の教員免許状取得者が各一名ずついる。要するに、これらを総計すれば、広島高師卒業生では三一年間に剣道五九名、柔道五〇名の武道教員免許状取得者が確認され、その総数は一〇九名であった。

また期間的にみて東京体専卒業生における教員免許取得者数は注目される。東京体専は一九四一(昭和一六)年五月に体操科および武道科(剣道部及柔道部)からなる官立専門学校として開校し、修業年限は四年であっ

第三表 広島高師文科・理科卒業生における武道教員免許  
状取得状況

学科・部		文科第一部	文科第二部	文科第三部
学科目	剣道	15	7	9
	柔道	7	13	4
学科・部		理科第一部	理科第二部	理科第三部
学科目	剣道	7	7	4
	柔道	7	5	12

註) 本表は、『教員免許台帳』(国立公文書館所蔵)により作成した。

た。<sup>29</sup>したがって、本来であれば第一回卒業生は一九四五(昭和二〇)年三月の卒業となるわけだが、同表から明らかかなように第一回生は一九四四(昭和一九)年九月に卒業している。これはその後の不規則な卒業年月からも推察されるように、戦時体制下におけるいわゆる「繰り上げ卒業」の結果と思われる。いずれにしても武道教員

免許状の失効が確認される一九四六(昭和二一)年三月までに五回の卒業生を送り出し、その間、武道科卒業生では剣道で四一名、柔道で三二名の教員免許状取得者が確認される。なお、東京高師同様にそうした武道専修者以外における武道教員免許状取得者数を第二表では(カッコ)で別に示した。その数は剣道で三名、柔道で一四名であった。要するに、東京体専卒業生では三年間に剣道四四名、柔道四五名の教員免許状取得者が確認され、武道教員免許状取得者の総数は九三名であった。

そのほか、若干数ではあるが、第一臨教卒業生および東京文理科大卒業生中にも武道教員免許状取得者がみられた。第一臨教ははじめ一九〇二年(明治三五)年三月二十九日に東京帝国大学内に設置されたが(文部省告示第五八号)、一九〇八(明治四一)年三月三〇日には一旦廃止されている(文部省告示第一一四号)。その後、一九二二(大正一一年)四月一〇日に東京高師内に再び設置されることとなり、その際には歴史漢文科、英語科、数学科、歴史地理科および体操科が開設され、修業年限は二年であった(文部省告示第三四四号)。したがって、第一回生は一九二四(大正一三)年三月に卒業することとなる。しかし、第一臨教はその後、一九三三(昭和八年)三月九日文部省告示第七七号によって同月三十一日を

もって廃止されることが明示された。要するに、第一臨教卒業生では開設期間の一〇年間に柔道二名の教員免許状取得者が確認されるところとなる。なお、東京文理科大の開設等についてはすでに述べたとおりであるが、第二表によれば一五年間に柔道二名の教員免許状取得者が確認されるところとなる。

ただし、同校卒業生における取扱いには留意を要する。すなわち、東京文理科大卒業生にみられる柔道教員免許状取得者は、いずれも教育学科の卒業生であった。しかし、東京文理科大学学則（第四十四条）および同校「教員資格二関スル内規」からすれば、制度上、東京文理科大学教育学科卒業資格をして武道教員免許状の取得が可能であったとは考えにくく、また同校全学科の学科課程上、剣道・柔道の学科目は随意科目としても確認することはできない。要するに柔道教員免許状取得者の二名が同校在籍期間中に柔道を履修することは制度上からみれば不可能であったと考えられる。したがって、これは恐らく、同校における入学資格（同校学則第十八条）に「高等師範学校文科、理科、体育科卒業生」および「高等師範学校元本科卒業生」が含まれていたことからみて、その該当者が何らかの事情によって高師卒業時点では柔道に関する教員免許状を申請せず、その後、進学した東

京文理科大卒業時における教員免許状申請時に同校での履修科目に合わせて過去の履歴等を証明し、これによってその取得の許可を得たように思われる。しかし、この点については推論の域をでず今後の検討課題とするが、いずれにしても『教員免許台帳』上での記載では、その取得事由欄に同校卒業として柔道教員免許状が授与されているので、本稿では第二表中に含めることとした。

以上、本節では官立教員養成諸学校における武道教員免許状取得者数の詳細を検討したが、これらの総計を示せば、剣道四三〇名、柔道四七一名となり、その総数は九〇一名であった。旧学制下における中等教員養成においてこうした官立教員養成諸学校が、理念上、一貫して正系の教員養成機関として位置づけられていたことは周知のとおりである。しかし、こうした官立教員養成諸学校卒業生のみによって、急増する中等諸学校への武道教員供給は充足され得るものではなかったことは、この検討によって明らかである。むしろ、その総数からみて、中等武道教員界における官立教員養成諸学校卒業生の占める割合は僅少であったとさえいえる。そこで、その補完的役割を担うのが教員検定（試験・無試験）に合格した教員免許状を取得した有資格者たちであったことは次節以下の検討によって明らかである。もっとも、このこと

は官立教員養成諸学校の歴史的意義を不問とするのではなく、あくまで数量的見地からみた場合のもので、その意義は教員養成史上における教員の質的保障に果たした役割に求められるように思われる。とくに武道教員養成史上におけるこうした問題については、稿をあらたて論じることとしたい。

## 2. 試験検定（文検）による武道教員免許状取得状況

つぎに試験検定、いわゆる文検による教員免許状取得者の実態について明らかにしよう。文検は一八八五（明治一八）年に制度が創設され第一回試験が行われており、一九四九（昭和二四）年の試験を最後に廃止されたが、その間、通算八一回の試験が行われている<sup>31</sup>。もともと、戦局の悪化に伴い、一九四四（昭和一九）年および一九四五（昭和二〇）年については実施されず、兩年については無試験検定のみの実施であった<sup>32</sup>。ゆえに、これを剣道・柔道についてみれば、一九一六（大正五）年の第三〇回試験から一九四三（昭和一八）年第七八回試験の間に計二七回実施され、その合格者には教員免許状が下付されたこととなる。その詳細を示したのが第四表である。同表によれば、文検による武道教員免許状取得者数は、二八年間で剣道一二九名、柔道七三名であった

ことが確認され、武道教員免許状取得者の総数は二〇二名であった。なお、同表では『文部省年報』に記載されている各年の志願者数を加え、その結果得られる免許状下付率を参考までに全科目平均とともに示した。これによれば、その下付率は剣道二七・六二パーセント、柔道三〇・八〇パーセントであり、全科目の平均八・九三パーセントとは大きな隔たりがあったことが示される。もっとも、その理由については（一）母体数の少なさに起因する数的処理上の問題、（二）剣道・柔道の関しては、武道教員資格制度が成立する以前よりすでに安定した制度基盤を有する武道界自体が存在するという特殊性の問題、などが推察されるが、紙幅の関係上、こうした問題への言及はすべて今後の検討課題とする。よって、ここではこの数値が文検からみる武道教員免許状取得状況の特質である点のみを指摘しておきたい。

## 3. 無試験検定による武道教員免許状取得状況

最後に無試験検定による教員免許状取得者の実態について検討しておこう。無試験検定の適用者は「教員検定二関スル規程」第五条および改正後は第七条で明示されているが、時代が下るとともにその範囲は拡大されていったことはすでに述べた。武道教員免許状取得状況に

第四表 「文検」による武道教員免許状取得状況

年代	試験回数	志願者数		免許状取得者数		下付率 (%)		
		剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道	全科目平均
1916 (大正 5) 年	第 30 回	23	12	2	1	8.70	8.33	8.21
1917 (大正 6) 年	第 31 回	19	9	7	2	36.84	22.22	7.84
1918 (大正 7) 年	第 32 回	22	4	3	2	13.64	50.00	7.61
1919 (大正 8) 年	第 33 回	14	6	4	1	28.57	16.67	12.00
1921 (大正 10) 年	第 35 回	22	18	6	2	27.27	11.11	10.70
1922 (大正 11) 年	第 36 回	21	18	8	2	38.10	11.11	10.66
1923 (大正 12) 年	第 38 回	21	18	5	1	23.81	5.56	8.51
1924 (大正 13) 年	第 40 回	15	16	5	2	33.33	12.50	8.68
1925 (大正 14) 年	第 42 回	24	11	4	3	16.67	27.27	7.65
1926 (大正 15) 年	第 44 回	39	17	5	3	12.82	17.65	6.83
1927 (昭和 2) 年	第 46 回	44	14	5	1	11.36	7.14	8.64
1928 (昭和 3) 年	第 48 回	33	7	3	0	9.09	0.00	5.63
1929 (昭和 4) 年	第 50 回	36	8	3	1	8.33	12.50	7.57
1930 (昭和 5) 年	第 52 回	0	10	0	2	0.00	20.00	7.78
1931 (昭和 6) 年	第 54 回	16	0	2	0	12.50	0.00	7.63
1932 (昭和 7) 年	第 56 回	0	11	0	3	0.00	27.27	7.83
1933 (昭和 8) 年	第 58 回	36	0	5	0	13.89	0.00	8.53
1934 (昭和 9) 年	第 60 回	0	12	0	4	0.00	33.33	8.04
1935 (昭和 10) 年	第 62 回	33	0	3	0	9.09	0.00	9.25
1936 (昭和 11) 年	第 64 回	0	12	0	6	0.00	50.00	8.99
1937 (昭和 12) 年	第 66 回	33	0	5	0	15.15	0.00	9.69
1938 (昭和 13) 年	第 68 回	0	4	0	1	0.00	25.00	10.27
1939 (昭和 14) 年	第 70 回	25	0	10	0	40.00	0.00	11.67
1940 (昭和 15) 年	第 72 回	24	18	7	4	29.17	22.22	14.29
1941 (昭和 16) 年	第 74 回	X	X	6	6	X	X	X
1942 (昭和 17) 年	第 76 回			14	12			
1943 (昭和 18) 年	第 78 回			17	14			
合 計		467	237	129	73	27.62	30.80	8.93

註) 1. 本表中の志願者数欄は、各年の『文部省年報』により作成した。  
 2. 本表中の免許状取得者数欄は、『教員免許台帳』（国立公文書館所蔵）により作成した。

ついてみれば、つぎの者がその該当者であった。すなわち、(一)許可学校卒業生、(二)「教員検定二関スル規程」第七条第五号(第六号)該当者、(三)「臨時特例」第四条該当者、であった。なお、武道教員免許状に関する指定学校は皆無であった。

まず、許可学校卒業生における教員免許状取得状況をみてみよう。武道教員免許状につき、その卒業生に対する無試験の取扱いを認可された学校はつぎの三校であった。すなわち、一九一八(大正七)年四月一日に私立大日本武徳会武術専門学校(一九一九「大正八」年八月一日に私立大日本武徳会武道専門学校と改称認可。以下、武専)、一九三三(昭和八)年三月一五日に国士館専門学校(以下、国士館専)、一九四四(昭和一九)年四月八日に日本体育専門学校(以下、日体専)である。ただし、その適用は武専については「大正十年三月以降ノ卒業者」、国士館専については「昭和八年三月以降ノ卒業者」、日体専については「昭和十八年九月以降ノ卒業者」に限るものであった。<sup>33)</sup> もっとも、日体専卒業生については『教員免許台帳』にその記載はなく、卒業生は戦時体制下のもとに武専に関する教員免許状を取得することがなかったのではないかと思われる。ただし、同校卒業生については一九四三(昭和一八)年四月二三日の

文部省告示第五〇〇号において実業学校における任用資格の一つに指定されており、したがって、たとえ教員免許状を有さずとも、当該校の卒業資格をもって実業学校における任用を受けることが可能であったことはさきに述べたとおりである。

さて、各許可学校における武道教員免許状の取得状況を検討してみよう。それを示したのが、第五表である。同表によれば、武専では一九二一(大正一〇)年から一九四三(昭和一八)年の二三年間に剣道三五六名、柔道三三〇名の教員免許状取得者が確認され、その総数は六八六名であった。また、国士館専については一九三三(昭和八)年から一九四三(昭和一八)年の一一年間に剣道四〇九名、柔道二五九名の教員免許状取得者が確認され、その総数は六六八名であった。もっとも、許可学校を指定学校との手続き上における相異で説明すれば、指定学校とは「文部大臣がその学校卒業者に試験を用いず所定の教員免許状を授与する学校を指定する」ものであったのに対し、許可学校とは「文部大臣が申請をまつて、その学校の卒業者に所定の教員免許状を授与することを許可する」ものであった。<sup>34)</sup> すなわち、許可学校の卒業生については当該学校の卒業資格とは別に教員免許状取得に関する判断が学内でなされ、その結果に基づき学

第五表 許可学校における武道教員免許状取得状況

卒業年月	武 専				国 士 館 専			
	免許状下付者数		卒業 者数	卒業生中 に占める 取得者率 (%)	免許状下付者数		卒業 者数	卒業生中 に占める 取得者率 (%)
	学 科 目				学 科 目			
	剣 道	柔 道			剣 道	柔 道		
1921 (大正 10) 年 3 月	13	4	18	94.40				
1922 (大正 11) 年 3 月	12	3	15	100.00				
1923 (大正 12) 年 3 月	6	3	9	100.00				
1924 (大正 13) 年 3 月	4	3	7	100.00				
1925 (大正 14) 年 3 月	9	9	18	100.00				
1926 (大正 15) 年 3 月	17	13	32	93.75				
1927 (昭和 2) 年 3 月	8	5	13	100.00				
7 月	1							
1928 (昭和 3) 年 3 月	14	17	32	96.87				
1929 (昭和 4) 年 3 月	8	12	22	90.90				
1930 (昭和 5) 年 3 月	12	14	26	100.00				
1931 (昭和 6) 年 3 月	15	16	31	100.00				
1932 (昭和 7) 年 3 月	14	17	31	100.00				
1933 (昭和 8) 年 3 月	15	13	28	100.00	23	22	57	78.94
1934 (昭和 9) 年 3 月	17	18	25	100.00	33	23	65	86.15
1935 (昭和 10) 年 3 月	21	18	39	100.00	35	20	74	74.32
1936 (昭和 11) 年 3 月	19	19	38	100.00	37	25	65	95.38
1937 (昭和 12) 年 3 月	21	21	42	100.00	40	33	76	96.05
1938 (昭和 13) 年 3 月	15	16	32	96.87	46	32	83	93.97
1939 (昭和 14) 年 4 月	22	19	47	100.00	29	30	64	92.18
1940 (昭和 15) 年 3 月	20	18	38	100.00	37	20	74	77.02
1941 (昭和 16) 年 3 月	21	20	41	100.00	40	21	70	87.14
12 月	17	19	36	97.22	31	10	44	93.18
1942 (昭和 17) 年 9 月	19	15	34	100.00	26	20	58	79.31
1943 (昭和 18) 年 9 月	16	18	34	94.11	32	3	48	72.91
合 計	356	330	688	99.70	409	259	778	85.86

註) 1. 本表中の免許状下付者数欄は、『教員免許台帳』(国立公文書館所蔵)により作成した。  
 2. 本表中の卒業者数欄は、各年の『文部省年報』により作成した。



校長が文部当局へ申請を行うものであった。したがって、許可学校といえども、その卒業生すべてが教員免許状を取得したわけではない。実際、『教員免許台帳』にも許可学校卒業生につき、「学校長上申二依り取消」との記載がしばしばみられ、またなかには「出願資格ナキ者ニ付願書返却」、「欠席時数超過ニ付抹消」など教員免許状申請後であっても「不合格ニ付取消」となり抹消されている者が散見される。もともと、場合によっては自ら武道教員免許状の申請を行わない者等も卒業生中にはいたと思われるが、一応参考までに第五表では『文部省年報』に記載されている各校の卒業生数を加え、そのうちを占める武道教員免許状取得者率を示した。それによれば、武専のその割合は九九・七パーセントであり、国士館専の場合は八五・八六パーセントであった。

つぎに「教員検定二関スル規程」第七条第五号（第六号）該当者による武道教員免許状の取得状況について明らかにしよう。それを示したのが、第六表である。この該当者とは、さき

第六表 「教員検定二関スル規程」第七条第五号（第六号）による武道教員免許状取得状況

卒業年月	学科目	剣	道	柔	道
1922 (大正 11) 年			12		11
1923 (大正 12) 年			19		11
1924 (大正 13) 年		4			6
1925 (大正 14) 年			6		11
1926 (大正 15) 年			5		13
1927 (昭和 2) 年			7		11
1928 (昭和 3) 年			11		2
1929 (昭和 4) 年			7		9
1930 (昭和 5) 年			10		5
1931 (昭和 6) 年			13		11
1932 (昭和 7) 年			19		6
1933 (昭和 8) 年			29		22
1934 (昭和 9) 年			29		22
1935 (昭和 10) 年			15		12
1936 (昭和 11) 年			52		25
1937 (昭和 12) 年			36		16
1938 (昭和 13) 年			17		15
1939 (昭和 14) 年			13		7
合 計			304		215

註) 本表は『教員免許台帳』（国立公文書館所蔵）により作成した。

に述べたように一九二一（大正一〇）年の同規程改正時にあらたに加えられたもので、一定の教職経験を積んだ無資格教員を示す。なお、一九三一（昭和七）の改正によって、第五号が第六号に繰り下げられたこともすでにふれたとおりである。同表によれば、そうした該当者では一八年間に剣道三〇四名、柔道二一五名の教員免許状取得者が確認され、その総数は五一九名であった。また、一九三〇（昭和五）年以後、その数値が増加傾向にあるが、これはさきにふれた一九二九（昭和四）年の同規程改定による影響とみてよい。すなわち、それまで「官立・公立」に限定されていた条件が同規程改正により削除さ

れた結果、私立学校在籍の無資格教員が同規程の適用を受け教員免許状を取得したためと思われる。なお、同規程該当者の記載は一九三九（昭和一四）年を最後にみられない。しかし、同年周辺に規程改正等の法制上の変更もみられず、これが『教員免許台帳』記載上の変更によるものか、あるいはそのほかの理由によるものかは判然としない。すべて今後の検討課題としたい。

最後に「臨時特例」第四条該当者による武道教員免許状の取得状況について明らかにしよう。それを示したのが、第七表である。この該当者とは一九四四（昭和一九）年に制定された「臨時特例」第四条に明示された各号適用者であり、その詳細はすでに述べた。各号該当者による武道教員免許状取得状況は、つぎのとおりであった。すなわち、一九四四（昭和一九）年、一九四五（昭和二〇）年の両年で、その総計は剣道四八名、柔道二八名の武道教員免許状取得者が確認され、総数は七六名であった。とくに武道教員に限定した第六号適用者による取得は、剣道二三名、柔道一三名、総数三六名となっており、その占める比重が大きい。これはさきに述べたように、第六号がとりわけ武道教員に関する無試験検定の適用条件を緩和するものであったことに由来することはいうまでもない。

第七表 「臨時特例」第四条による武道教員免許状取得状況

	第一号		第二号		第三号	
	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道
1944（昭和19）年	1	1	4		1	1
	第五号		第六号		総計	
	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道
	3	1	7	9	16	12
1945（昭和20）年	第一号		第二号		第三号	
	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道
		2	13	4	1	1
	第五号		第六号		総計	
	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道
	2	5	16	4	32	16

註）本表は『教員免許台帳』（国立公文書館所蔵）により作成した。

以上、本節では無試験検定における武道教員免許状取得者数の詳細を検討したが、これらの総計を示せば、剣道一一七名、柔道八三二名となり、その総数は一九四九名であった。したがって、これまでに明らかにしたそのほかの取得方法による総数は、官立教員養成諸学校卒業生が九〇一名、文検による者が二〇二名であつ

たから、『教員免許台帳』からみる旧学制下における武道教員免許状取得者数の総計は三〇五二名であった。してみれば、全体に占める無試験検定方式による武道教員免許状取得者数は六八・八五パーセントと極めて高く、武道教員界における有資格者輩出率からすれば、中等諸学校教員任用制度上、同方式の重要性は高く評価される。しかし、他方で、その歴史的推移とともに無試験検定適用者のその範囲は次第に拡大され、この動向を鳥瞰的にみれば、教員の質的保障という点において課題が残る方向性に進むものであったことも本稿では指摘した。とりわけ、武道教員についてはそれが「臨時」的であったとはいえ、中等教員をして「学歴不問」を容認するまでに至った点については、わが国における教員養成史上、とくに留意したい。

#### 四 おわりに―旧学制下における武道教員養成に果たした国士館専門学校の歴史的意義

以上、本稿では旧学制下における武道教員免許状取得者数への考察を課題の中心に据え、それに関わる法制および実態の両面から検討を加えた。もっとも、冒頭で示したように本稿の目的はこうした基礎的作業を通して、旧学制下における武道教員免許状取得者数を総体的視点

から明らかにし、もって戦前の武道教員養成上における国士館専の位置づけを実証的に検討することであった。もっとも、これまでの検討において旧学制下における武道教員免許状取得者数の全体像はすでに明らかし、総体的視点からの考察あるいはその結果得られる今後の検討課題等も、それぞれ各節において論じている。したがって、本章ではもう一つの課題であった武道教員養成史上における国士館専の位置づけを明らかにし、紙幅の関係上、稿を閉じることとした。

そこで本章では、これまでの検討によって得られた武道教員免許状取得者数の全体像をあらためてつぎの時代区分にしたがって再検討し、その上で国士館専の歴史的意義を考えてみたい。すなわち、一九一六（大正五）年の武道教員免許状の成立から一九四六（昭和二一）年の廃止に至る間を三期にわけ、一九一六（大正五）年から無試験検定による教員免許状取得者が現れる前年の一九二一（大正一〇）年までを第一期、一九二二（大正一一）年から国士館専の卒業者が現れる前年の一九三二（昭和七）年までを第二期、一九三三（昭和八）年から武道教員免許状の失効する一九四六（昭和二一）年までを第三期とする。この時期区分にしたがい教員免許状の取得方法および取得事由別にその総数（剣道・柔道の合

第八表 取得方法および取得事由別武道教員免許状総数およびその割合

時代区分		官立教員養成諸学校					試験検定	無試験検定				合計
		東京 高師	広島 高師	第一 臨教	東京 文理 科大	東京体 専		文検	武専	国士 館専	「教員検 定二関ス ル規程」 第七条五 号(第六 号)	
第一期	1916 (大正 5) 年	60	3				30					93
	～ 1921 (大正 10) 年	(65.51%)	(3.22%)				(32.25%)					
		(67.74%)					(32.25%)	(0%)				
第二期	1922 (大正 11) 年	200	16	2			58	249		209		734
	～ 1932 (昭和 8) 年	(27.24%)	(2.17%)	(0.27%)			(7.9%)	(33.9%)		(28.47%)		
		(29.7%)					(7.9%)	(62.39%)				
第三期	1933 (昭和 8) 年	438	90		3	72	114	437	668	310	76	2208
	～ 1946 (昭和 21) 年	(19.83%)	(4.07%)		(0.13%)	(3.26)	(5.16%)	(19.79%)	(30.25%)	(14.03%)	(3.44%)	
		(27.3%)					(5.16%)	(67.52%)				

計)とその期に占める割合を示したのが第八表である。同表によれば、まず、さきに検討を加え総数の少なさを指摘した官立教員養成諸学校卒業生であったが、時代区分別にみれば第一期に占める割合は圧倒的に高く、第二期以前、すなわち教員検定中に無試験検定方式が成立する以前においては数量的見地からみてもその果たした役割は大きいといわねばならない。しかし、つづく第二期では教員免許状取得方法に無試験検定方式が加わることでその割合は約三割程度となった。この割合は第三期においてもほぼ同様である。要するに、第二期以降におけるその割合を免許状取得方法別にみた場合には、教員免許制度における無試験検定方式の果たす機能はきわめて重要であったことが前章につづき、なお、確認されることとなる。

もっとも、『文部省年報』等によって算出される無試験検定方式による免許状取得者全体数への着眼あるいはその研究の重要性は、これまでの中等教員養成史研究上でも幾度となく指摘されており、こうした結論は従来の諸研究にみられる指摘を武道教員養成史の観点から実証的に例証したにすぎない<sup>(35)</sup>。もっとも他方、これまでの諸研究では教員免許状取得方法別の数値を通覧し、その結果から無試験検定方式による教員免許状取得者数が増加

傾向にあることを認め、その要因を指定学校・許可学校卒業生の算入に求めることがおおむねの共通理解であったように思われる。しかし、史料上の制約もあつてか、同方式による教員免許状取得者数をさらにその取得事由別に考察した研究は寡聞にしていまだ接していない。そこで、第八表に示される無試験検定方式による教員免許状取得者に注目し、さらにその取得別事由の詳細を検討してみよう。

無試験検定方式による免許状取得者が現れるのは、第二期以降となる。第八表によれば、その取得事由中に占める割合は第二期および第三期を共通して許可学校卒業生がもつとも高いことが確認される。しかし、他方では同方式による教員免許状取得者数に占める「教員検定二関スル規程」第七条第五号（第六号）該当者およびわずか二年間における「臨時特例」該当者の割合は、看過しえないものであることが明らかとなる。要するに、武道教員免許状取得者状況からみる限り、無試験検定方式による教員免許状取得者数の増加の要因は、一つにこれまでの共通理解にあつた許可学校卒業生等の算入に求められる一方、一つに無試験検定適用者の範囲拡大という法制上の問題にあつたといえる。もつとも、こうした事実とは武道教員免許状取得者特有にみられる特質であるとも

考えられ、これを旧学制下における教員免許状取得者状況の一般的傾向とするには、そのほかの学科目における取得状況等も含めて、なお検討する必要がある。したがって、この点については稿をあらためて論じることとするが、いずれにしても同表の示す結果からして、これまでの諸研究にみられる「無試験検定による教員免許状取得者」指定学校・許可学校卒業生との構造的把握には再検討を要することは明らかである。

また、こうした無試験検定方式による許可学校卒業生以外の免許状取得者に注目したとき、武道教員養成史上における国士館専の歴史的意義を見出すことができる。すなわち、国士館専卒業生が教員免許状を取得し武道教員界へ輩出される以前の状況は第二期に示されたもので、この期にあつては武道教員免許状取得者といえども、そのうちの約三割は「教員検定二関スル規程」第七条第五号（第六号）該当者であつた。こうした該当者は、そもそも同規程制定当初においてはその適用範囲には含まれるものではなかったが、後年、有資格教員の不足する事情のなかにあつて便宜的に容認されるものとなつたことはすでに述べたとおりである。要するに別のいい方をすれば、第二期においては、実地経験はあつても、いわゆる「教職教養」などの修学によって得られる教員の資

質には課題を残す者が一定程度その数を占めていたといえる。他方、そもそも許可学校がその認可を受けるためには「きわめて厳格な国家的規制が加えられ」るものでもあり、また認可後にあつては、「全般的に国家管理のもとに置かれ」るものであつた。すなわち、許可学校における教員養成制度やその卒業生（無試験検定合格者）に授与された教員免許状は、「無試験」といへども、あるいは「無試験」であるがゆえの当然の措置として一定程度に管理政策を通じた質的保障が図られていたとみてよい。してみれば、筆者は許可学校たる国士館専がもっとも多くの有資格者を輩出した事実を、武道教員養成史上、高く評価したい。

註

- (1) 『昭和年間法令全書 第三卷一六』（原書房、一九二二年）二七頁。
- (2) 『至徳専門学校 東京 自 昭和四年三月 至昭和二十一年一月』（国立公文書館所蔵）。
- (3) なお、国士館専門学校では、その後、一九三六（昭和一一）年には「国語」、一九三八（昭和一三）年には「漢文」に対する同種の認可を受けている（『官報 第二八四〇号』、『官報 第三四〇七号』）。そう

した学科目からみる国士館専門学校の教員養成史上における歴史的意義等については、稿をあらためて論じる予定である。

- (4) 牧昌見『日本教員資格制度史研究』（風間書房、一九七一年）三六四頁参照。
- (5) 同前、三六〇頁・三八〇頁参照。
- (6) 文部省大学学術局『専門学校資料（上）』一七〇頁。
- (7) 『学校法人日本体育会日本体育大学八十年史』（不味堂、一九七三年）七六五頁。
- (8) 同前、四八七頁。
- (9) 同前、七七三頁・七七八頁。
- (10) なお、第四条中の規定に師範学校が含まれない理由としては牧昌見の説明が妥当と考える。すなわち、牧は「そのようなことがあり得ないとの判断があつた」と指摘している（牧昌見『日本教員資格制度史研究』〔前掲書〕三六九頁）。
- (11) 「教員検定ニ関スル規程」は、一九三一（昭和七）年八月三〇日文部省令第一五号の改正によって「師範学校中学校高等女学校検定規程」に改称され、ついで師範学校が官立専門学校に昇格したことに伴い、一九四三（昭和一八）年三月三一日文部省令第三五号によってその名称を「中学校高等女学校教員検定

規程」とした。

(12) 前掲註(4) 三八〇頁。

(13) 『近代日本教育制度史料 第五卷』(大日本雄弁会講談社、一九六四年) 五三五頁。

(14) 大瀧忠夫・松本芳三・小川長治郎『学校柔道』(不味堂書店、一九五一年) 七頁。

(15) 文部省普通学務局『全国中学校ニ関スル諸調査』(大空社、一九八八年)。

(16) 『文部省例規類纂 第三卷』(大空社、昭和六二年) 八二〇頁。

(17) 『東京高等師範学校一覽自大正二年四月至大正三年三月』(国立国会図書館所蔵)。

(18) 各種の実業学校諸規程改正は、同日に文部省令第五号(「工業学校規程中改正」、第六号(「農業学校中改正」、第七号(「商業学校規程中改正」、第八号(「商船学校規程中改正」、第九号(「水産学校規程中改正」)によって行われている。一例として、改正された「工業学校規程」第十条をみれば、「工業学校ノ学科目ハ修身、公民科、国語、数学、物理及化学、図画、体操(武道ヲ含ム)並工業ニ関スル学科目及実習トス(後略)」とされた。

(19) 前掲註(14) 七頁。

(20) 一九二九(昭和四)年四月一日勅令第三七号「官立文理科大学官制」。

(21) 一九四一(昭和一六)年三月二九日勅令第二七六号「文部省直轄諸学校中改正」。

(22) 東京文理科大については、一九三二(昭和七)年四月一三日に文部次官通達によって省議決定した旨が通知されている(『文部省例規類纂 第五卷』「前掲書」二九頁)。また東京体専については一九四四(昭和一九)年四月二八日に大臣裁定が下されている(『文部省例規類纂 第七卷』「前掲書」四一頁)。

(23) 『東京高等師範学校一覽自大正四年四月至大正五年三月』(国立国会図書館所蔵)。

(24) 『東京高等師範学校一覽自大正十年四月至大正十一年三月』(国立国会図書館所蔵)。

(25) 『東京高等師範学校一覽自大正五年四月至大正六年三月』(国立国会図書館所蔵) および『東京高等師範学校一覽自大正六年四月至大正七年三月』(国立国会図書館所蔵)。

(26) 『広島高等師範学校一覽従大正四年至大正五年』(国立国会図書館所蔵)。

(27) 同前。

(28) 『広島高等師範学校一覽従大正七年至大正八年』(国

- 立国会図書館所蔵)。
- (29) 『東京高等体育学校一覽昭和一七年七月』(筑波大学附属図書館所蔵)。
- (30) 『東京文理科大学一覽』(国立国会図書館所蔵)。
- (31) 寺崎昌男・「文檢」研究会編『「文檢」の研究』(学文社、一九九七年) 三頁参照。
- (32) 一九四四(昭和一九)年四月七日文部省令第二〇号。一九四四(昭和一九)年六月六日文部省令第三七号。一九四五(昭和二〇)年三月一三日文部省令第二号。
- (33) 『官報 第一六九七号』、『官報 第一八六一号』、『官報 第五一六八号』。
- (34) 中島太郎『教員養成の研究』(第一法規出版、一九六一年) 九頁。
- (35) 船寄俊雄「教員養成史研究の課題と展望」(『日本教育史研究 第二三号』、一九九四年) 参照。
- (36) 前掲註(4) 三九五頁。
- (37) 同前。



研究ノート

森俊蔵懷中日記に見る国士館創立期

熊本 好宏



はじめに

森俊蔵は、一九一九（大正八）年一月に財団法人国士館が設立した際、初代の監事及び評議員を務めた人物である。<sup>1)</sup>

二〇〇九（平成二二）年七月、本学の佐々博雄文学部教授に同行し、森俊蔵の五男春光氏を訪ね、森俊蔵懷中日記を拝見する機会を得た。そもそも懷中日記の存在については、平成一六年に『森俊蔵日記戦役従軍日記』<sup>2)</sup>が同刊行会編で出版され、同書から『従軍日記』のほかにも一九〇八（明治四二）年以降の懷中日記の存在を認めれていたが、幸いにもこの機会を得たのである。

森俊蔵は、一八七一（明治四）年、福岡県糟屋郡に森儀蔵の次男として生まれた。明治二二年に陸軍幼年学校

に入学し、同二五年に士官候補生として野戦砲兵第六連隊に入隊。同二七年に陸軍士官学校を卒業後、日清戦争、日露戦争に従軍した。一九一六（大正五）年に砲兵大佐となり、翌六年予備役編入、昭和二一年三月に享年七五で逝去している。

懷中日記には、一九〇八（明治四二）年から一九四四（昭和一九）年の俊蔵逝去間近まで、一日も欠かさず天候までもが克明につづられている。また、懷中日記とあわせて、俊蔵が参加した行事のプログラムや領収書などが相当数残されており、大変貴重な史料群である。

本稿は、国士館創立期に役員を務めた森俊蔵の懷中日記の要点を紹介し、これに若干の補説を加えて国士館の動向の検討を試みた。史料中の表記は、人物名等のほかはできるだけ常用漢字に改めた。明らかな誤字と判断できるものもあつたが、補うことを控えた。また、省略部

分が多いのは、後蔵個人や家族に関する記述を除き、極力国士館に関する記述を中心としたためである。

一 財団法人化への支援と世田谷移転

大正七年一月一五日

国士館ノ案内状来ル、(中略) 夕食後国士館ニ至リ

小村欣一氏ノ外交談ヲ聞ク、尋常ナリ、夜十一時帰宅ス

大正七年一月一六日

(前略) 青年大民団伊藤重親氏ノ書来ル、又雑誌大民ヲ送り来リシモ多数落葉セリ (後略)

大正七年一月一七日

(前略) 大民団ニ雑誌ヲ返送シ、交換ヲ申込み送金ス (後略)

大正七年一月一八日

(前略) 返送シタル大民ヲ取換ヘテ送り来ル

大正七年一月二四日

(前略) 頭山家ニ到リ、頭山満翁ト寺尾亨博士トノ囲碁ヲ観、九時頃帰宅 (後略)

大正七年三月七日

(前略) 大民団及赤坂軍人分会ノ書来ル (中略) 午

後伊藤重親氏来訪、世事ヲ談 (後略)

大正七年三月二四日

(前略) 大民団ヨリ夕刻来談ヲ催シ来リシモ断ル (後略)

大正七年三月三一日

(前略) 柴田徳次郎氏来訪、時事ヲ談ス (後略)

大正七年四月一七日

大民団国士館ノ書来ル (中略) 伊藤重親氏来訪ス、筑前人会開催ノ為ナリ

大正七年四月二二日

終日在宅、本夜筑前人会発起人会開催ニ付キ出席ノ筈ナリシモ、頭痛甚シキ為断ハレリ (後略)

大正七年五月二日

午前寺尾博士ヲ訪問シ、出兵論一冊ヲ受領シ来ル、午後国士館ニ柴田氏ヲ訪ヒ帰途 (後略)

大正七年五月十一日

午前在宅読書、午後国士館ニ到リ、江木冷灰博士ノ講話 (法制ノ趨勢) ヲ聴ク、特異ノコトモナシ、今日ノ学者ハ博士ノ言ノ如ク、何レモ片輪トナリ完全ノ用ヲナスモノナシ

大正七年六月一五日

(前略) 国士館ニ赴キテ、訓練ニ就テ談話シ、十時

半頃帰宅ス

大正七年六月二十七日

(前略) 国士館花田氏来訪

大正七年七月一七日

(前略) 大民団国士館ヨリ贈物到来ス、何ノ為ナル

ヤ(後略)

大正七年八月一九日

大民団ノ書来ル(中略) 夕食後大民団本部ニ到リ、

伊藤六郎氏ノ北京行送別会ニ列シ、夜十一時半頃帰

宅ス(後略)

大正七年八月二九日

(前略) 筑前青年会ノ緒方竹虎氏、佐伯千之助氏、

来訪(後略)

大正七年九月六日

終日在宅読書、大民ノ書来ル、神武氏来訪、筑前人

会及同青年会ノ件ニ就テ談話、青年会ノ幹事長タル

ヲ承諾ス(後略)

大正七年九月一〇日

(前略) 午前佐伯千之助氏、午後柴田徳次郎氏来訪、

共ニ筑前青年会ノ件及時事ヲ談ス(後略)

大正七年九月一二日

(前略) 大民団ヨリ原稿用紙ヲ送り来ル(後略)

大正七年九月一四日

(前略) 柴田徳次郎氏ニ参会不能ノ断状ヲ出ス(後略)

大正七年九月一五日

伊藤氏来訪、柴田氏ノ書ヲ持来ル(中略) 此夜花田

大助氏ノ婚礼ニ列席ス

大正七年九月二九日

(前略) 午後札幌麦酒会社ニ於ケル筑前大学生郷友

会ニ出席シ、青年会幹事長トシテ青年会発達ノ必要

ヲ口演ス、添田博士外各種ノ人士ニ会ス、夜八時半

帰宅ス(後略)

大正七年一〇月二日

午前花田氏来訪、(中略) 夕食後大民団ニ到リ、内

田良平氏ノ講話ヲ聞ク(主トシテ日支ノ關係ニ就テ)

頭山夫人来訪

大正七年一〇月一二日

(前略) 次テ大民団ニ到リ、青年ノ訓練修養及閥族

ノ跋扈ヲ口演シ、午後六時前帰宅ス(後略)

大正七年一〇月一五日

(前略) 大民ノ原田氏来訪

大正七年一〇月二七日

(前略) 佐伯仙之助君来訪、筑前青年会ノ件ニ就テ

談話ス(後略)

大正七年十一月一日

(前略) 国士館ヨリ国士祭ノ御神供ヲ贈り来ル(後略)

大正七年十一月三日

(前略) 国士館一週年祝賀ノ餅ヲ贈り来ル

大正七年十一月四日

(前略) 午後国士館ノ迎使来ル、依テ四時ヨリ赴キ

一場ノ口演ヲナシ、八時半頃帰宅ス、爾後館員門外

ニ来リ万歳ヲ唱ヘテ辞去セリ

大正七年十一月六日

(前略) 白石簡牛両氏来訪

大正七年十一月二三日

朝頭山氏ヲ訪フ(中略) 午後花田氏ヲ訪ヒ、漆器ヲ

贈(後略)

大正七年十一月二五日

(前略) 国士館ヨリ記念日ノ写真ヲ贈り来ル(後略)

大正七年十一月二二日

(前略) 大民団ノ書来ル、国士館ニテ講話ス、長瀬

鳳輔氏モ講演セリ、柴田氏来訪セル由

大正七年十一月二二日

(前略) 夕食後大民団ニ到リ、武者小路公共氏(外

務省欧米課長)ノ講話ヲ聴キ、夜半過帰宅ス(尋常

普通ノコトノミナリキ)

大正七年十一月二四日

(前略) 午後神田橋畔和強楽堂ニ於ケル筑前青年会

ニ出席スル者百二十余名、青年ノ振ハサルハ遺憾ナ

リ、夜七時半頃帰宅ス

大正七年十一月二五日

午前神武氏ヲ訪ヒ相携ヘテ黒田家ニ到リ、家会山中

氏ニ会シ、昨日ノ青年会ニ対シ、黒田公爵家ヨリ下

賜金アリシ礼ヲ述フ(後略)

大正七年十一月三〇日

(前略) 野田通相祝賀会ノ通知状来ル

大正七年十二月六日

(前略) 野田通相祝賀会ニ出席ノ旨返信ス(後略)

大正七年十二月一〇日

(前略) 華族会館ニ於ケル野田通相入閣祝賀会ニ出

席シ、各種ノ人ニ会合シ、夜八時半頃帰宅ス(後略)

大正七年十二月二六日

(前略) 柴田氏花田氏ヨリ、醬油及酒ヲ送り来ル(後

略)

大正八年一月二日

(前略) 大民新年号来ル

大正八年一月一四日

(前略) 柴田氏来訪、快飲ス(後略)

大正八年一月二四日

(前略) 花田大助氏国士館建築ノ件ニテ来訪ス、若干ノ意見ヲ述フ(後略)

大正八年一月二九日

(前略) 国士館新築發起人会ヲ中央亭分店ニ開催、之ニ出席スル者、田尻博士、寺尾博士外十数名、夜八時帰宅ス

大正八年二月二十四日

(前略) 花田氏来訪(榎代ノ件)(後略)

大正八年二月二五日

午前柴田氏来訪、国士館建築地実視ヲ請フ、依テ共ニ自動車ニテ世田谷松陰神社西側地区ニ到リ実地ヲ見、意見ヲ述ヘ午後過帰宅ス(後略)

大正八年二月二七日

(前略) 乃木式、陽明学、大民ノ各雑誌代金ヲ送附ス(後略)

大正八年三月一日

(前略) 普通選挙示威運動行ハル、天下閑人ノ多キコトカナ

大正八年三月六日

午前国士館ヲ訪ヒ、先日依托ノ金ヲ返ス(後略)

大正八年三月一三日

(前略) 柴田氏来訪、国士館ノ件漸次進捗ス(後略)

大正八年三月二五日

(前略) 花田、喜多両氏来訪、明日喜多氏婚礼出席案内ノ為ナリ(中略) 柴田氏来訪、明日其ノ妹婚礼ニ付、案内ノ為ナリ(後略)

大正八年三月二六日

(前略) 喜多、柴田両家婚礼ノ式ニ列シ(出雲大社ニテ宣誓式、紅葉館ニテ披露宴) 夜十時二十分帰宅ス(後略)

大正八年三月二七日

柴田氏来謝(後略)

大正八年三月二九日

(前略) 喜多悌一氏新夫婦及鳥津氏来訪、花田氏国士館ノ件ニテ来訪(後略)

大正八年三月三〇日

喜多悌一氏ノ従兄、佐々木良太郎氏来訪(後略)

大正八年四月四日

(前略) 喜多悌一氏ノ書来ル(中略) 夕食後喜多氏夫妻ノ出立ヲ上野停車ニ見送り、後柴田、花田氏等ト上野公園ヲ一周シ、夜十時頃帰宅ス

大正八年四月七日

(前略) 柴田氏来訪、時事ヲ談スル少時、国士ノ輩

出ヲ望ムコト切ナリ（後略）

大正八年四月一二日

（前略）大民団ヨリ迎使来リシ由、不在ノ為赴カス（後略）

大正八年四月一七日

（前略）国士館建設ノ件ニテ花田氏来訪、時事ヲ談スルコト時余

大正八年四月二二日

（前略）国士館ノ使者来ル、山中氏ヲ訪フ（後略）

大正八年四月二六日

（前略）花田氏、牛島氏来訪、国士館及青年会ノ件談話（後略）

大正八年四月二九日

（前略）花田氏国士館ノ件ニテ花田氏来談、五月帰省ニ決ス、頭山氏ヲ訪フ（後略）

大正八年四月三〇日

（前略）午後柴田氏来訪（中略）夜十一時東京駅発、西下

大正八年五月二日

正午前古賀駅着、妻ニ発信シ花田氏ニ發電ス（後略）

大正八年五月三日

（前略）午後零時三十分博多着、玄洋社ニ到ル、花

田氏不在、即ち月成氏ヲ訪フ、次テ水野会館ニ赴キ花田氏ニ会ス（後略）

大正八年五月四日

午前、月成、武谷、進藤諸氏ヲ訪フ（後略）

大正八年五月五日

花田氏ト宮崎八幡宮ニ参拝シ、抱洋閣ニテ昼食シテ帰ル（後略）

大正八年五月六日

進藤喜平太、月成勲両氏来訪、今後ノ運動方法ヲ協定ス（後略）

大正八年五月九日

津田氏宅ニ到ル、会スル者、進藤、佐藤、古賀、太田、篠崎、井原、佐賀、月成、津田、花田諸氏及子ノ十一名、相談ノ結果花田ヲ使トシテ急ニ帰京セシム、良好ノ成績ト認ム、月成氏来訪（後略）

大正八年五月一四日

午前在宅、十一時花田氏ヨリ電報来ル（中略）午後零時半自宅出發、三時水野旅館着、妻ノ書ヲ受領ス、月成氏ヲ招ク、夜来訪協議ス

大正八年五月一七日

終日在宿（中略）小澤作右衛門氏来訪、閑談ス、月成氏来訪、花田氏ノ電報ヲ提示セラル

大正八年五月一八日

小澤氏ノ招請ニヨリ同氏宅ニ到ル、次テ西公園ヲ同氏ト共ニ散歩シ吉原亭ニテ快飲シテ帰館ス、花田氏東京ヨリ帰来ス、氏ハ夕食後進藤氏及月成氏ヲ訪問セリ

大正八年五月一九日

(前略) 月成氏来訪、直ニ宿舍ヲ移転ス、新館ハ大阪屋ナリ(後略)

大正八年五月二〇日

(前略) 大阪屋ニ進藤、大原、佐藤、井原、月成五氏会合、今後ノ運動方法ヲ協定セラル(後略)

大正八年五月二十一日

月成氏、花田氏ト共ニ六本松ニ森田正路氏ヲ訪ヒ要談ス、同意ヲ得タリ、午後大原義剛氏来訪閑談(中略) 夜半前迄花田氏ト閑談ス

大正八年五月二二日

午前八時旅館ヲ出テ月成、井原、花田三氏同行、若松市ニ到リ阿部瀧次郎氏ヲ訪フ、次テ吉田磯吉氏ヲ訪ヒ共ニ要談ヲ済ス後、月成、井原、阿部、花田諸氏ト昼食ヲ共ニシ、午後六時半帰宿ス、花田氏ハ帰省ス、月成氏ト夕食ヲ共ニス(後略)

大正八年五月二三日

(前略) 花田氏郷里ヨリ帰来ス

大正八年五月二四日

(前略) 夜、阿部瀧次郎氏来訪、依テ月成氏ヲ招キ十二時頃マテ談話ス

大正八年五月二六日

午前進藤氏ノ紹介ニ依リ花田氏ト共ニ、葉室豊吉氏及市長久世庸夫氏ニ会シ、要談ヲ済シ帰宿ス、月成氏来訪(後略)

大正八年五月二七日

午前花田氏ト共ニ津田氏ヲ訪ヒ要談(中略) 月成氏来訪(後略)

大正八年五月二八日

午前花田氏ト共ニ中島徳松氏ヲ訪フ、不在ナリ、名刺ヲ托ス、次テ花田氏ト別レ武谷閣下ヲ訪フテ要談ヲ済ス(後略)

大正八年五月二九日

(前略) 吉本久吉氏ヲ訪フ、月成氏ノ電報来ル(後略)

大正八年五月三一日

(前略) 花田氏ノ書来ル(二通) 今後ノ行動ニ関シテノ予報ナリ(後略)

大正八年六月二日

(前略) 古賀駅ヨリ乗車、博多ニ出テ花田氏ニ会ス(後略)

略)

大正八年六月三日

(前略) 午後月成氏来訪、帰京ノ相談ヲ決シ、五時四七分博多駅発車、東上ス(後略)

大正八年六月六日

(前略) 午前柴田氏来訪、共ニ事業ノ経過ヲ談シ快歎ス、同氏ヨリ酒樽ヲ贈リ来ル(後略)

大正八年六月七日

朝、頭山氏ヲ訪フ(中略) 国士館ノ為ノ会合、根津邸ニテ催サレシモ、都合ニヨリ行カズ(後略)

大正八年六月八日

(前略) 柴田氏ヨリ昨夜根津邸ニ於ケル会合、都合能ク運ヒシコトヲ報告シ来ル(後略)

大正八年六月一〇日

進藤、佐藤、大原、古賀、篠崎、太田、森田、佐賀、井原、津田、武谷、阿部、月成、花田ノ十四氏ニ発信ス、朝柴田氏来訪(中略) 大民六月号来ル(後略)

大正八年六月一四日

(前略) 午後柴田、花田両氏宅ヲ訪フ、共ニ不在ナリキ(後略)

大正八年六月一八日

(前略) 柴田氏来訪、赴福ノ相談ヲ定メテ後、国士

館新築場ヲ視察(中略) 更ニ柴田氏ヨリ花田氏ノ書

ヲ転送シ来リ、赴福ヲ中止ス、花田氏ノ書来ル、赴福中止報告ノ書ナリ(後略)

大正八年六月一九日

花田氏ニ返信シ近況ヲ通知シ、将来ノ企画ヲ予告ス(後略)

大正八年六月二〇日

(前略) 柴田氏来訪(中略) 閑談、数刻(後略)

大正八年六月二一日

月成氏ノ書来ル、依テ返信ス(後略)

大正八年六月二五日

(前略) 月成氏ノ書来ル(促帰県)、柴田氏ヲ訪ヒ、右ニ付協議ス(中略) 大民団国士祭ノ使者来ル(後略)

大正八年六月二六日

(前略) 阿部瀧次郎氏ノ書来ル(帰県ヲ促シ来ル)

大正八年六月二七日

(前略) 午後高木氏来訪、旅費ヲ携行シ来ル、戸籍謄本ヲ渡ス(中略) 月成、花田両氏ニ出發着福ヲ通知ス

大正八年六月二八日

阿部瀧次郎氏ニ返信ス、喜多悌一氏ノ書来ル、同氏ニ返信ス(中略) 頭山、上野両家ヲ訪ヒ帰省ノ告別



ヲナス、夜十一時東京駅発車、西下帰国ノ途ニ就ク  
大正八年六月三〇日

午後零時半博多駅着、花田氏来迎（中略）花田氏ト  
共ニ旅館大阪屋ニ到ル、間モナク月成氏来訪、共ニ  
盃ヲ挙ク（後略）

大正八年七月二日

午前十時ヨリ宿舍ニ進藤、井原、古賀、津田、佐賀、  
月成諸氏ヲ招待シ、東京ノ模様ヲ報告シ後、昼餐ヲ  
共ニス（後略）

大正八年七月三日

午後零時半博多発、月成、花田両氏ト共ニ若松市ニ  
到リ、ひさや旅館ニ投宿ス（後略）

大正八年七月四日

朝、阿部、月成、花田三氏ト共ニ、石崎敏行氏ヲ其  
ノ宅ニ訪ヒ、要談ヲ済シ帰宿ス、午後月成、花田兩  
氏ト共ニ朽木、松川、三好、井上、佐藤ノ五氏を訪  
フ、夜阿部氏来訪、十二時半迄談話ス

大正八年七月五日

月成、花田両氏ト共ニ小倉ニ小林徳一郎氏ヲ訪ヒ確  
定、花田氏ト戸畑ニ安川清三郎ヲ訪ヒ要談、中原ニ  
テ昼食、吉田磯吉氏ヲ訪ヒ確定、（中略）三人相携  
ヘテ夜九時幸袋駅着、駅前ノ旅宿ニ投宿ス（伊藤屋）

大正八年七月六日

月成、花田両氏ト共ニ伊藤傳右衛、中野昇、麻生太  
吉、貝島榮四郎、四家ヲ各ソノ住居地ニ訪ヒ、直方  
ニテ昼食シ、午後四時博多大阪屋旅館ニ帰宿ス、花  
田氏ハ途中福岡ニ下車シ井原氏ヲ訪ヒ、五時半頃帰  
来ス、是レニテ先ツ大体ノ要務ヲ終ル（後略）

大正八年七月八日

花田氏ト荒津氏ヲ訪フ、次テ進藤氏ヲ訪ヒ、其ノ案  
内ニテ葉室豊吉氏ヲ訪ヒ要談ス、幾岡氏ニ会ス、進  
藤氏ニ別シ佐藤氏ヲ訪ヒ、次テ花田氏ニ別シ武谷閣  
下ヲ訪ヒ告別シテ帰宿ス（後略）

大正八年七月九日

花田氏ト共ニ、堀、津田、佐賀、古賀、太田、篠崎、  
日高諸氏ヲ訪ヒ、挨拶並ニ告別ス、水野旅館ニ立寄  
ル途中、千代田町ニテ月成氏ニ会シ要談ス（後略）  
大正八年七月一〇日

午前進藤、幾岡、月成、安河内諸氏ヲ訪ヒ告別ス（中  
略）本日出発ノ予定ナリシモ都合ニヨリ延期ス

大正八年七月一二日

（前略）下関ニ到リ夜十一時五十分同地帰京ノ途ニ  
就ク

大正八年七月一四日

午後八時四十分東京駅着九時三十分帰宅ス（中略）  
頭山家ヲ訪ヒ帰宅ヲ通告ス、夕刻柴田氏来訪セシ由

（後略）

大正八年七月一七日

（前略）花田氏来訪、共二頭山氏ヲ訪フ、尚臥床中  
ニ付面会セズ、直ニ辞シ帰ル（後略）

大正八年七月二十七日

（前略）国士館上棟式参列ス、無事終了ス（後略）

大正八年八月二日

（前略）上月、野本、山縣、柴田諸氏ノ書来ル（後略）

大正八年八月五日

（前略）葉梨新五郎君来訪談話ス（後略）

大正八年八月一六日

（前略）花田氏来訪時事ヲ談スルコト数刻（後略）

大正八年八月一八日

（前略）大民団ヨリ原稿ヲ受領ニ来ル（後略）

大正八年八月二〇日

（前略）花田氏ヲ訪フ、不在、大民団ニ到リ要談ヲ  
託シ、日本一八月号ヲ受領シテ帰宅ス（後略）

大正八年八月二二日

（前略）国士館ノ建築状況ヲ視テ正午過帰宅ス（後略）

大正八年八月二二日

（前略）午後花田氏来訪、時事ヲ談スル数刻ニシテ  
辞去ス（後略）

大正八年九月一日

（前略）柴田、花田、羽梨三氏来訪、談話ス（後略）

大正八年九月二日

（前略）羽梨氏来訪正午迄談話ス（後略）

大正八年九月三日

（前略）午前頭山、寺尾、柴田三氏ト国士館新築場  
ヲ見ル、殆ント落成セリ（後略）

大正八年九月四日

（前略）国士館ノ書来ル、明日来館希望ノ為ナリ

大正八年九月五日

（前略）国士館ニ到ル時二九時十分ナリ、柴田、花田、  
山崎三氏ト昼食ヲ共ニシ爾後閑談、帰途（後略）

大正八年九月七日

（前略）柴田、神田両氏来訪、閑談ス（中略）威光、  
正光ハ午後国士館ニ行キ夜十時半帰宅ス、花田氏見  
舞状ヲ送ル

大正八年九月二二日

（前略）羽梨君来訪、大民原稿ヲ交附ス、花田氏ニ  
弔詩ヲ送ル（後略）

大正八年九月二〇日

(前略) 国士館ヲ視、豪徳寺ニ遊ヒ (中略) 午後四時帰宅ス (後略)

大正八年九月二十九日

(前略) 夜、濱地氏宅ニテ国士館ノ件ニ就テ相談会アリ、之ニ列シ十一時帰宅ス、神武氏ト同行、徒歩ス

大正八年一〇月八日

午前大民団本部ニ到リ、花田、喜多両氏ニ会シ閑談  
時余ニシテ帰ル (後略)

大正八年一〇月九日

(前略) 結城虎五郎氏来訪 (後略)

大正八年一〇月一日

(前略) 午後世田ヶ谷国士館ニ到リ、同夜開催ノ茶話会ニ臨ミ談話ヲ試ミ、同夜同所ノ本部ニ宿泊ス、新築ノ家ニテ寝心地大ニ良シ

大正八年一〇月二日

終日国士館ニアリ、東京市ヨリ来遊スルモノ多シ、館生等ハ終日馬ニ乗り楽シク一日ヲ暮ス、同夜亦茲ニ宿泊ス (後略)

大正八年一〇月一三日

国士館ニ在リ、次テ喜多宅ニ到リ昼食ノ饗ヲ受ク、雨降り始ム、午後帰宅セシトセシモ雨為中止、入浴

ス、午後五時半雨止ム、即チ帰途ニ就キ六時五十分頃帰宅ス、兎等大ニ悦ベリ

大正八年一〇月一四日

午後九時過自宅ヲ出テ十時半頃国士館着、同夜茲ニ宿泊ス、庭園ノ草ヲ刈ル、秣草トシテ刈取りニ来ル老人アリ (後略)

大正八年一〇月一五日

終日国士館ニ在リ、庭園ノ草ヲ刈ル、来遊スル者多シ、中ニ曹洞宗大学ノ学生二名アリ、時余談話ス、彼等ハ無為ノ学徒ナリ

大正八年一〇月一六日

午前在館草刈リ、午後二時迄同様、三時過発五時前帰宅ス (後略)

大正八年一〇月二二日

(前略) 花田氏来訪、国士館ノ件要談ス (中略) 国士館ノ書来ル

大正八年一〇月二五日

(前略) 夕食後、京橋濱地氏宅事務所ニテ、国士館評議員会ヲ開ク、会スル者、長瀬、渡邊、松野、平島、柴田、喜多、予ノ八名ナリ、十時過帰宅ス

大正八年一〇月二十九日

花田氏ヲ招キ海妻氏弔祭ノ件ヲ話ス (中略) 国士館

ノ書来ル（後略）

大正八年一〇月三〇日

国士館落成式並開館式案内状来ル（中略）海妻氏告

別式ニ参拜ス（後略）

大正八年一〇月三一日

森本、上月、山口、許斐、山本、千葉、横道、佐藤

諸氏ニ、国士館落成式案内状ヲ發送ス（後略）

大正八年一二月二日

（前略）国士館ニ到リ、落成式挙行ノコトニ付協議

ス（中略）明石大将ノ追悼法会ニハ柴田氏ヲ代拜セ

シム（後略）

大正八年一二月三日

（前略）山中、尾崎、上野、大音、神田、中島諸氏ニ、

国士館落成式案内状ヲ發送ス（中略）柴田氏来訪（後

略）

大正八年一二月六日

（前略）大民国士館新築記念号及第一証券信託株式

会社ノ書来ル（後略）

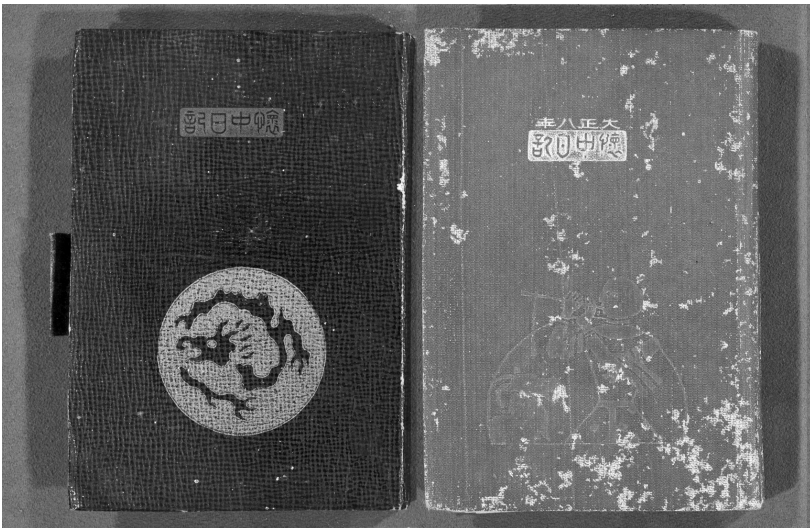
大正八年一二月九日

国士館新築落成式ヲ挙行ス、午前八時二十分迎ヒノ

自働車ニ兒女等ヲ從ヘテ乘リ、九時半国士館着、正

午挙式五十分ニテ終リテ後、食事及余興観覧、頗ル

盛会ナリキ、午後六時二十分帰宅ス、今後ノ任一層  
重シ



森俊蔵懷中日記

国士館と俊蔵の關係は、少なくとも一九一八（大正七）年一月一五日に国士館に赴き、小村欣一の講演を聞いたことに始まった。大正六年の国士館創立の後、大正八年に財団法人国士館を設立し、世田谷に校地を得るまでを、懷中日記に概観した。

俊蔵は、一九一七（大正六）年より後に記す大正二二年九月の関東大震災で罹災するまで、赤坂区靈南坂町に住居を構えていた。この靈南坂には、福岡の同郷である頭山満も近隣に居を構えており、懷中日記には家族間の交流を示す記述も散見される。また、俊蔵が細やかに記した懷中日記を見れば、俊蔵が多数の人物と往来していたことが窺える。例えば、大正八年一〇月九日に俊蔵を訪ねた「結城虎五郎」に着目したい。杉山茂丸とともに頭山満の両翼と称された結城虎五郎は、玄洋社を支えた鉱業家である。本稿には史料を示さなかったが、俊蔵は結城の依頼で、大正八年一月二二日から翌九年一月二八日まで、山形県の大石田鉱山に行き、一時は「結城鉱業」の経営事務に参画している。結果として、石炭採掘量や設備等の問題によって、結城の鉱山経営から離れている。

さて、俊蔵は、一九一八（大正七）年頃より国士館の臨時講師として「軍学」を教授している。国士館では、

大正七年一月二一日の俊蔵の講話以外にも、大正七年五月一日の「江木冷灰」の講話など、多数の識者が教鞭をとっている。「江木冷灰」は、法学者江木衷のことで、大正六年一月の国士館創立当初から教えており、同年時もその任にあつたことを認めることができる。俊蔵は、江木の講話を聞き、学者を「片輪」と評価した江木に賛同したことにも着目したい。学者に欠如する具体的な何かは記されていないが、俊蔵が学者に信念が欠如していると考えていたとすれば、「国士館設立趣旨」にある「徳性の涵養」を視野に入れた国士館教育の理念に賛同し、後に支援する一要因であつたと考える。

懷中日記を見れば、一九一九（大正八）年四月三〇日から六月三日まで、六月二八日から七月一二日までの二度にわたって、俊蔵は東京を離れて福岡に赴いている。福岡では、花田大助と合流し、月成勲や進藤喜平太らと会い、安川敬一郎の三男である安川清三郎等の多数要人を訪問し、会談を重ねている。安川清三郎は、福岡の炭鉱経営等を営む実業家であり、俊蔵自らが、国士館への資金提供を福岡県内の要人に依頼したことを示すものである。大正八年の国士館は、一月九日に財団法人の設立とともに、麻布から世田谷に校地を移転し、大講堂ほか建物の整備を進めており、大資金が必要となっていた

時期である。なお、七月六日の「是ニテ先ツ大体ノ要務ヲ終ル」と記したように、俊蔵の活動は成功に終わっている。

俊蔵の活動も実を結び、一九一九（大正八）年七月二七日、俊蔵も「国士館上棟式」すなわち大講堂の上棟式に参列した。式には、頭山満、寺尾亨、日本郵船の原田金之助、横井時敬、濱地八郎、結城虎五郎、美和作次郎、麻布区長松涛泰造、豪徳寺住職梶川乾堂、長瀬鳳輔、阿部秀助等をはじめ、生徒、建築関係者、地域住民等の約三〇〇人が参列して催されている。次いで、大正八年一月九日、俊蔵は、国士館からの迎への車に乗って「国士館落成式」に一家で参列する。式は、完成した大講堂で挙行され、俊蔵は、開会の挨拶の大役を務めた。<sup>(8)</sup> 懐中日記には、式の「盛會」を記すとともに、「今後ノ任一層重シ」と締めくくり、国士館支援への決意を表している。

このように、国士館に深く関わることとなった俊蔵は、一九一六（大正五）年六月に創刊した雑誌『大民』にも、度々原稿を寄せている。大正八年八月一八日に『大民』に寄せた原稿は、「国士館新築記念号」と題して発行された『大民』第五卷第一号の「記念号発刊に際して」<sup>(9)</sup> に掲載されたと考えられる。俊蔵は、この号で「国士館は

眞の国士を陶冶せんが為めに成る」と記して、西郷隆盛に「アヤカルを望む」ために「西郷南洲翁遺訓」を示した。俊蔵の国士館教育に寄せる期待が伺える。また、大正八年九月一二日の「大民原稿」は、同年一月号の「佛徒の自覚を望む」として掲載された。<sup>(10)</sup>

以上のように、一九一八（大正七）年七月一七日の国士館からの贈物に対して、「何ノ為ナルヤ」と日記に記したように、一時は国士館関係者との接点も希薄だった俊蔵であったが、度々の書簡や訪問の往来も一因となつて、大正八年四月七日に「国士ノ輩出ヲ望ムコト切ナリ」と記したように、徐々に国士館の支援に傾注する経緯が読み取れる。

## 二 国士館教育の動向と大民倶楽部

大正八年二月一〇日

（前略）喜多氏ニ発信シ誠之校生徒参館ノ件ヲ紹介ス（後略）

大正八年二月一七日

（前略）又大民十二月号ノ原稿ヲ草ス、  
大正八年二月一八日

（前略）又原稿ヲ草ス、許斐少将及羽梨君来訪ス、

羽梨君ニ原稿ヲ渡ス（後略）

大正八年二月一九日

（前略）午前九時半頃発国士館ニ到ル、皆不在、昼食後庭園清掃、日没後入浴、夕食後信書ヲ認ム、喜多君来訪、次テ柴田君帰来、十一時過迄談話、就寝ス

大正八年二月二〇日

国士館ニ在リ、午前十一時半頃本郷誠之校生徒男女四百余名来館、昼食芋堀競争、大根拔ヲナサシム、喜多君ヲ訪ヒ午後五時帰宅ス（後略）

大正八年二月二二日

鈴木孝雄、許斐良太郎両氏ニ国士館新築記念号ヲ送

（後略）

大正八年二月八日

羽梨氏ニ原稿文ヲ発送ス（後略）

大正八年二月一〇日

（前略）頭山、濱地両氏ニ婚礼ノ祝電ヲ発ス（後略）

大正九年二月一日

（前略）上塚司氏夫人ノ死去、葬式ヲ報シ来リシモ時刻ノ関係ニテ会葬シ得ズ（後略）

大正九年二月五日

（前略）此夜上野不忍池生池院ニ於ケル大民俱樂部

例会ニ出席、西伯利撤兵可否ノ論ヲ聞キ十二時帰宅ス

大正九年二月八日

（前略）青年学生等普通選挙ノ為運動セリ、幾年カノ後ニハ成功セン（後略）

大正九年二月一四日

大民二月号来ル（後略）

大正九年二月一七日

花田氏ノ病氣ヲ見舞ヒテ手塚氏ヲ訪フ（後略）

大正九年二月二五日

（前略）普通選挙案委員会ニテ敗ル、当然ノ成行ナリ（後略）

大正九年三月二日

（前略）柴田氏来訪、簡牛氏婚礼祝宴ノ招待状来ル（後略）

大正九年三月四日

（前略）寺尾亨氏来訪一時間余時事ヲ談ス（後略）

大正九年三月五日

（前略）喜多氏及其ノ友人来訪時余閑談ス（後略）

大正九年四月七日

（前略）国士館ノ規則書ヲ送来ル（後略）

大正九年四月九日

花田、原田、喜多諸氏ヲ訪ヒ国士館ニテ簡單ナル口演ヲナシテ後、有田義兄ノ宅ニ立寄り昼食ノ饗ヲ受ケ、午後四時半頃帰宅ス（後略）

大正九年四月一五日

（前略）午後八時自宅ヲ出テ国士館ニ到リ、柴田、南里、喜多、山内、花田諸氏ニ会シ談話、後午後五時頃帰宅ス

大正九年五月二四日

（前略）上野夫人来訪、寺尾博士ノ我身勝手ノ希望ニ就テノ談話ヲ聞ク、若シ事実ナレハ非常識ノ極ナリ（後略）

大正九年五月二七日

（前略）大民団ノ山岸久雄氏来訪（後略）

大正九年六月一日

（前略）五時半ヨリ、海上ビルディング内ナル中央亭支店ニ於ケル、国士館ノ重要会議ニ出席ス、会スル者十八名、夜八時半帰宅ス

大正九年六月三日

（前略）大民団本部ニ到リ、六時頃帰宅ス（後略）

大正九年六月一二日

（前略）濱地氏ヨリ和譯金剛経ヲ送り来ル（後略）

大正九年六月一七日

国士館ニ到リ一場ノ講演ヲナス、柴田氏他十名在リ（後略）

大正九年六月一八日

午前国士館ノ為ニ御科林ノ一部払下願書ニ調印ス

（後略）

大正九年六月一九日

（前略）五時大民俱樂部ニ到リ、時事談ヲ試シ、翌午前三時半ニ至ル、帰宅シタルハ四時半頃ナリキ

大正九年七月一日

（前略）柴田氏来訪衆議院傍聴券ノ配布ヲ受ク（中略）議員開院式挙行

大正九年七月五日

（前略）国士館ヨリ募金ノ書類ヲ送り来ル

大正九年七月六日

国士館、大民俱樂部、軍政研究会、佐官会ノ書来ル、午前大民俱樂部ニ到リ談話ス（後略）

大正九年七月八日

（前略）国士館ヨリ酒樽ヲ贈呈シ来ル（後略）

大正九年七月一八日

（前略）花田氏来訪、議会傍聴券ヲ贈ラル（後略）

大正九年七月一九日

（前略）午後衆議院傍聴ニ行ク、全然衆戯ナリ、形



式的ナリ、出席議員半数以下ナラン、怠業モ亦極ミナリ、噫又噫（後略）

大正九年七月二〇日

花田氏来訪、閑談少時、大民原稿ヲ渡ス、威光ニ国士館ニ到リ修養スヘキコトヲ訓話ス（後略）

大正九年七月二二日

（前略）午後威光国士館ニ宿泊ニ行ク、修養ノ功ヲ積ミ得ンコトヲ、深ク希望ス（後略）

大正九年七月二三日

大民俱樂部及渡邊祺一郎氏ノ書来ル、共ニ返信ス（中略）内閣大臣ノ投機的營利事件新聞紙上ニ暴露セラ（後略）

大正九年七月二八日

（前略）寛園蔵君、国士館ノ土地払下請願書ニ調印ノ為来訪ス

大正九年七月三二日

（前略）午後五時ヨリ、築地精養軒ニ於ケル国士館評議會ニ出席ス、頭山、寺尾、田尻、根津、美和各氏以下二十二名、夜九時半帰宅ス（後略）

大正九年八月三日

（前略）国士館ニ到リ夜八時半頃帰宅ス（中略）日高氏、大民団ノ書、共鳴第十六号来ル（後略）

大正九年八月四日

（前略）大民八月号、原田政治氏ノ書来ル（後略）大正九年八月七日

（前略）午後五時国士館ニ到ル、大迫尚道大将閣下ノ修養上ニ関スル講演アリ、後二、三氏講演後辞去、十時過帰宅ス（後略）

大正九年八月八日

（前略）夕食後、神田明治会館ニ到リ、大民俱樂部ノ時代革新講演会ヲ傍聴ニ行ク、可ナリノ成績ナリキ、午後九時三十分終了、地久庵ニテ夜食十一時二十分帰宅ス（後略）

大正九年八月一日

（前略）岡部少佐、柴田、花田、喜多氏ノ書来ル（後略）大正九年八月二二日

（前略）柴田氏、喜多氏来訪、午後、木挽町萬安ニ於ケル今村氏歓迎会ニ出席（後略）大正九年八月二二日

大正九年九月七日

（前略）山岸氏来訪七月三十一日撮影ノ写真ヲ受領ス、大民原稿ヲ渡ス（後略）大正九年九月七日

大正九年九月九日

(前略) 午後八時三十分下関着、九時門司上陸、神武、

原田、柴田、喜多、花田諸氏ニ発信ス(後略)

大正九年一〇月二二日

(前略) 夜十時四十分東京駅着(後略)

大正九年十一月七日

(前略) 国士館ノ使者来ル、藤氏及国士館ノ書来ル

大正九年十一月八日

国士館ヨリ自動車ヲ以テ迎ニ来ル、依テ頭山氏父子

及濱地氏ト之ニ赴ク、小橋内務次官、井上東京市電

気局長ノ講演アリ、予モ亦一場ノ談話ヲ試ム、喜多

氏宅ニテ昼食、午後五時帰宅ス(後略)

大正九年十一月九日

午後泰子ヲ供ヒ国士館ニ到ル、開館一週年ノ祝式ヲ

行フ、講演、柔道、剣道、筑前琵琶等アリ、夜十時

自動車ニテ帰宅ス、帝大学生等学生会開会ニ付、出

席希望ノ為来訪セシ由

大正九年十一月五日

(前略) 大民十一月号来ル、森本、岡島、柴田、花

田四氏ハ亡兄ノ為香典返シヲ送ル、夕刻柴田氏来訪

(後略)

大正九年十一月九日

(前略) 国士館ニ到リ講話ス、帰途霞町ニテ柴田、上塚、山岸三氏ト会食ス(後略)

大正九年十一月二二日

(前略) 柴田、上塚、花田三氏来訪(中略) 国士館ノ書来ル

大正九年十一月二六日

(前略) 午後帰宅後、国士館ニ行き講話、夜茲ニ宿泊ス(後略)

大正九年十一月二七日

(前略) 昼食後、寺尾、齋村、大島、柴田諸氏ト木挽町萬安ニ到リ、夜八時帰宅ス(後略)

大正九年十一月三〇日

(前略) 国士館ヨリ自動車ヲ以テ迎ニ来ル、寺尾博士ト同行ス、途中勝田主計氏邸ニ立寄ル、勝田氏ノ欧米視察談アリ、帰途霞町ニテ食事ヲナシ、夕刻帰宅ス(後略)

大正九年十二月四日

国士館ニ到リ軍事講話ス(後略)

大正九年十二月一六日

国士館ニ到ル、床次内相ノ講演アリ、午後三時過自動車ニテ帰宅(後略)

大正九年十二月二〇日

大正九年十二月二〇日

大正九年十二月二〇日

大正九年十二月二〇日

大正九年十二月二〇日

大正九年十二月二〇日

大正九年十二月二〇日

大正九年十二月二〇日

(前略) 国士館終業式ニ参列ス、式後寄宿舎ノ忘年会ニ臨ミ、終フテ喜多氏宅ニ赴キ柴田氏ノ誕生日ヲ

祝スル為、夜半過マテ快飲快談シテ、帰途ニ就ク、家ニ帰省セシハ午前一時ナリ (後略)

大正九年二月二日

(前略) 国士館ヨリ乾鯛ヲ多数贈リ来ル (後略)

大正九年二月二五日

(前略) 花田氏ヨリ酒ヲ贈リ来ル (後略)

大正九年二月二九日

(前略) 国士館ヨリ醬油ヲ贈リ来ル (後略)

大正九年二月三〇日

(前略) 国士館ヨリ餅ヲ贈リ来ル (後略)

大正一〇年一月一日

(前略) 来訪、高橋、森本、葦津、坂井、金子、柴田、上塚、花田、和地知、田沼諸氏其ノ他多数アリ (後略)

大正一〇年一月五日

(前略) 大民新年号着 (後略)

大正一〇年一月一〇日

(前略) 花田氏自動車ニテ迎ヘニ来ル、依テ国士館ノ始業式ニ臨ム (後略)

大正一〇年一月一三日

来翰国士館、発翰伊藤重親氏、来訪上野夫人、許斐

氏、羽梨氏 (後略)

大正一〇年一月二日

(前略) 午後頭山、寺尾、柴田、上塚諸氏ト同車築地精養軒ニ於ケル国士館評議員会ニ出席スルモノ

二十余名、中ニ野田通相、田中陸相、早川鐵治氏等アリ (後略)

大正一〇年一月二七日

(前略) 夜濱地氏邸ニテ国士館教育事項ニ付会議アリ、出席ス

大正一〇年二月三日

午前国士館ニ行ク、帰途柴田氏ト霞町ニテ昼食ヲ共ニス、花田氏一月二十一日精養軒ニテ撮影ノ写真ヲ持チ来ル (後略)

大正一〇年二月四日

普通選挙案ハ昨三日、衆議院ニ於テ国憲両党提出ノモノ共ニ、即決否決セラル、固ヨリ当然ノコトナリ、

議員等自覚セヨ (後略)

大正一〇年二月一日

国士館、剣、柔道終業式ニ臨ミテ後、喜多氏宅ニ立寄ル、夕刻齋村五郎氏ヲ供ヒ帰宅、夕餐ヲ共ニス (後略)

略)

大正一〇年二月二日

(前略) 来訪喜多氏兄弟、藤井氏 (後略)

大正一〇年二月二日

(前略) 来訪月成勲氏、来翰床次内相演述、午後国士館ニ喜多氏ヲ訪ヒ祝賀ス (後略)

大正一〇年二月二日

(前略) 来訪国士館学生大島氏 (後略)

大正一〇年二月二三日

(前略) 来翰香椎中佐、国士館、来訪羽梨君、原稿ヲ渡ス (後略)

大正一〇年三月七日

来訪花田氏 (自著、南無観世音菩薩ヲ寄贈セラル)

大正一〇年三月一三日

(前略) 午後花田氏ヨリ電話報知アリ、同気倶楽部ニ赴キ渡邊薫美氏ノ講演ヲ聴キ、八時頃帰宅ス (後略)

大正一〇年四月三日

来訪花田氏 (中略) 午後国士館ノ自動車来ル、上塚氏ト同乗、外務省ニ到リ、外相内田氏ヲ誘ヒ国士館ニ赴キ同氏講話、濱地氏自動車ニテ六時半頃帰宅ス、夜暴風雨

大正一〇年四月五日

(前略) 来訪齋村氏、大島氏、神田氏 (後略)

大正一〇年四月一七日

国士館住宅新築落成式挙行ニ付き、頭山父子、寺尾氏、花田氏等ト同乗、之ニ赴キ、夕刻帰宅ス (後略)

大正一〇年四月二七日

(前略) 来翰国士館 (中略) 午後、新橋ニテ買物ヲナシテ品川ニ到リ、有線電車ニテ渋谷ニ下車、玉川電車ニテ三軒茶屋ニ下車、国士館ニ行ク、帰宅シタルハ午後七時半頃ナリキ (後略)

大正一〇年五月一六日

(前略) 来訪花田氏、神田氏、原田氏、大井湛氏 (後略)

大正一〇年五月一九日

(前略) 来訪花田氏、浅井氏 (後略)

大正一〇年五月二日

(前略) 来訪国士館伊藤学生 (後略)

大正一〇年五月二二日

午後八時四十分自宅ヲ出テ国士館ニ到ル、威光、正光、次テ来ル、天野弘一氏送別会、筑前琵琶弹奏数曲、午後六時過帰宅ス (後略)

大正一〇年六月一日

(前略) 来訪花田氏 (中略) 午後六時ヨリ日比谷陶々亭ニ於ケル国士館ノ会食ニ出席、夜十時帰宅ス (後略)

大正一〇年六月一二日

午後六時ヨリいろはニ於ケル山岸氏婚禮、披露宴ニ出席、十時帰宅ス

大正一〇年六月一五日

午前在在宅、大民ノ原稿ヲ草シキ午後、之ヲ交附ス  
(中略)大民本部及花田氏ヲ訪ヒ四時半帰宅ス(後略)

大正一〇年六月一七日

午後九時室ヲ出テ国士館ニ到リ、立助君ノ宅ニテ昼食、小川平吉氏来館ス、来訪原田氏(後略)

大正一〇年七月四日

(前略) 来訪頭山立助氏、馬場恭一氏(後略)

大正一〇年七月五日

(前略) 喜多氏来訪、国士館ヲ勸ム、依テ頭山立助氏夫婦ト共ニ之ニ赴キ、夜八時半頃帰宅ス(後略)

大正一〇年七月六日

午前大民団本部ニ到ル、喜多氏ト霞町増田ニ赴キ昼食ス、柴田、上塚、花田、関野諸氏来ル、午後西川中将邸ニ名刺ヲ出シテ後、二時過帰宅ス(後略)

大正一〇年七月七日

(前略) 午後国士館学生ノ支那旅行見送ノ為、東京駅ニ行キ六時帰宅ス(後略)

大正一〇年七月一八日

(前略) 国士館ヨリ六月十一日ノ写真ヲ贈リ来ル

大正一〇年七月二三日

(前略) 午後国士館ニ到リ茲ニ宿泊ス(後略)

大正一〇年七月二四日

午前国士館ニ在リ、午後帰宅ス(後略)

大正一〇年八月一〇日

(前略) 来翰宮地氏、久氏、佐伯氏、齋村氏(後略)

大正一〇年八月一四日

(前略) 来訪喜多氏、国士館学生(後略)

大正一〇年八月一六日

(前略) 終日在宅、原稿起草ノ為ナリ(中略) 来訪喜多氏及門脇永太郎氏(乃木將軍講演依頼ノ為ナリ)、国士館学生(大民原稿受領ノ為ナリ)(後略)

大正一〇年八月二二日

(前略) 来訪坂井氏、喜多氏(後略)

大正一〇年九月二三日

(前略) 来翰上塚氏等(後略)

大正一〇年九月二四日

(前略) 兎翰上塚氏(後略)

大正一〇年九月二五日

国士館寄宿舎落成式ニ出席ス、子供等モ皆行キタリ、午後芝青松寺ニ於ケル結城虎五郎氏ノ葬式ニ参列ス

大正一〇年九月二七日

午前国士館ニ到リ間宮老師ノ講演ヲ聴ク、有益ノ話アリ、森氏ノ宅ニテ昼食、後自動車ニテ紅葉館ニ行キ、柴田、小村両氏ノ送別宴ニ列シ、夜九時半帰宅ス、来訪葦津氏、来翰国士館、大民団（後略）

大正一〇年九月二九日

（前略）柴田、小村両氏、告別ノ為来訪（後略）

大正一〇年九月三〇日

午前大民団本部ニ到リ、柴田氏洋行壮行会ニ参列、次テ東京駅ニ赴キ、午後〇時半発車ヲ見送り帰宅ス、来翰喜多敬太郎氏、頭山家ヨリ松茸ヲ贈リ来ル

大正一〇年一〇月八日

（前略）来翰花田、森、喜多三氏（後略）

大正一〇年一〇月二一日

国士館ニ行ク、坂井氏送別会アリ、発翰原口少将（坂井氏紹介状）（後略）

大正一〇年一〇月二二日

（前略）頭山立助氏ヲ訪フ、夕刻ヨリ陶陶亭ニ於ケル坂井大輔氏送別会ニ、頭山立助氏ト同行出席ス、会スル者主客十七名、夜九時帰宅ス（後略）

大正一〇年一〇月二三日

（前略）来訪坂井氏、告別ノ為、来宅ス（後略）

大正一〇年一〇月一五日

（前略）昼食後東京駅ニ到リ、坂井大輔氏ノ渡米出發ヲ見送り（後略）

大正一〇年一〇月一八日

（前略）谷中全生庵ニ於テ、故来島恒喜氏三十三回忌（明治三三年一〇月一八日大隈外相爆撃自裁）ニ列席ス（後略）

大正一〇年一〇月二四日

（前略）来翰武田濇氏（後略）

大正一〇年一〇月二七日

松陰神社ニ参拝ス、本日ハ松陰安政六年刑死ノ日ナリ、国士館ニ行キ森氏宅ニテ昼食、午後五時頃帰宅ス、印度人ト同車ス、日本語頗ル巧ミナリ

大正一〇年一〇月二八日

（前略）発翰上月氏、柴田氏、小村氏（後略）

大正一〇年一一月一日

（前略）来翰関野直次氏、赤坂区公会及柴田、小村両氏（後略）

大正一〇年一一月二日

（前略）国士館教務会議ノ為、大民団本部ニ行キ、夜食後、銀座ノ夜店ヲ視、若干買物ヲナシ、十一時前帰宅ス（後略）

大正一〇年一月一〇日

(前略) 来翰書、国士館規則書 (後略)

大正一〇年一月一四日

(前略) 午後麻布連隊区司令部ニ到リ、大演習ニ関スル件ヲ聞き、次テ古市龍八郎氏ヲ訪フ、面会セズ、国士館ニ行キ帰途 (後略)

大正一〇年一月一七日

午前国士館ニ到リ、特別大演習及飛行機ニ就テ講話ス、頭山立助宅ニテ昼食後、濱地氏ト同氏自動車ニ乗り、午後一時五十分帰宅ス (後略)

大正一〇年二月二日

(前略) 花田氏来訪、共ニ自宅ヲ出、増田ニテ昼食、国士館ニ到リ、夜八時頃帰宅ス (後略)

大正一〇年二月二日

(前略) 午後中央亭ニ於ケル国士館評議員会ニ出席ス (後略)

大正一〇年二月二日

(前略) 来翰柴田玉宗氏、午後国士館ニ到リ帰途 (後略)

大正一〇年二月二日

午前麹町隼町二八ニ喜多氏ヲ訪ヒ、次テ神田氏ヲ訪フ (中略) 来訪花田氏 (後略)

大正一〇年二月三日

(前略) 国士館ヨリ謝礼ヲ贈リ来ル (後略)

大正一一年一月三日

(前略) 喜多氏養母死去ノ通知来ル、来訪者多数

大正一一年一月四日

(前略) 隼町ニ到リ、故山田刀自ノ棺前祭ニ列シ、午後過帰宅ス (後略)

大正一一年一月一〇日

(前略) 本朝四時三十分侯爵大隈重信薨去ス、年八十五歳

大正一一年一月一四日

(前略) 発翰柴田、小村両氏 (後略)

大正一一年一月一七日

(前略) 午後日比谷公園ニ於ケル故大隈侯ノ告別式ニ参列ス (後略)

大正一一年一月二七日

(前略) 午前頭山母堂及花田氏 (中略) 来訪 (中略) マンチエスタ―発翰柴田氏ノ書来ル (後略)

大正一一年一月三十一日

(前略) 華府会議ヨリ昨三十日帰京ノ坂井大輔氏来訪 (後略)

大正一一年二月六日

(前略) 喜多改山田氏ノ書来ル、花田氏来訪 (後略)

大正一一年二月二日

(前略) 山田悌一氏ヨリ故山田登美子刀自一夕話ヲ送リ来ル (後略)

大正一一年二月二八日

上塚、花田、山本、的野、有馬五氏ニ礼状ヲ發送ス (後略)

大正一一年三月八日

(前略) 夕刻国士館関野氏ヨリ吉本氏ヲ使トシテ金一五〇送リ来ル (後略)

大正一一年三月一七日

本日午後一時三分、藤田留治郎ナルモノニ重橋ニテ上奏ヲ投シツ、爆弾自殺ヲ遂ゲタリ、誠ニ不祥事ナリ

大正一一年三月一八日

(前略) 市川洋造、長谷川良信、横道、三氏ノ書来ル (後略)

大正一一年三月二二日

(前略) 国士館ヨリ来遊ノ案内アリシモ気進マス、終日空シク家ニ在リ読書ス

大正一一年四月四日

(前略) 国士館要覽来ル (後略)

大正一一年四月八日

午前東京駅ニ到リ柴田氏ノ婦朝ヲ出迎フ、次テ山田氏宅ニ行キ、柴田氏ノ話ヲ若干聞キ午後二時半帰宅ス (後略)

大正一一年四月九日

葦津氏来訪、相携ヘテ松陰神社ニ参拜、国士館ヲ観覽セシメ頭山立助君宅ニテ昼食後辞去 (後略)

大正一一年四月一二日

(前略) 大民ノ小杉三郎君来ル、原稿ヲ渡ス、頭山立助訓来宅 (後略)

大正一一年四月一三日

(前略) 午前葦津氏来訪縁談ノ為ナリ、坂井氏次テ来訪 (中略) 午後原田氏来訪 (後略)

大正一一年四月一六日

午前在宅、国士館生二名、手塚大尉、上野未亡人來訪 (攻略)

大正一一年四月一八日

(前略) 大民ノ小杉君来宅ス (中略) 小川氏、国士館ノ書来ル、花田氏来訪 (後略)

大正一一年四月一九日

(前略) 小杉君大民四月号ヲ持チ来ル (後略)

大正一一年四月二〇日



(前略) 夕刻ヨリ中央亭ニ於ケル天野、柴田、坂井三氏ノ歓迎会ニ出席シ、夜九時半帰宅ス(後略)

大正一一年四月二二日

国士館ニ到ル、洪澤栄一子爵来館講演、午後三時帰宅ス(中略) 高橋久次、原田政治両氏来訪(後略)

大正一一年五月一三日

(前略) 小川氏及大民団ノ書来ル、共ニ返信ス(後略)

大正一一年五月一八日

(前略) 葦津氏、小杉氏(小杉氏ニ原稿ヲ渡ス)(後略)

大正一一年五月二〇日

午後四時自宅ヲ出、大民団本部ニ到リ茶話会ニテ講演後、夜十時半帰宅ス(後略)

大正一一年六月三日

終日在宅、葦津、神田、坂井、柴田、原田、福柳諸氏来訪(後略)

大正一一年六月六日

(前略) 大民六月号来ル(中略) 国士館生及大島涛息氏来訪(後略)

大正一一年六月二〇日

(前略) 頭山先生ヲ訪ヒ揮毫ヲ依頼シ、立助君ノ病氣ヲ見舞フ、神田、花田両氏及国士館生来訪ノ由(後略)

大正一一年六月二二日

(前略) 国士館生花田順平、同薫来訪ス(後略)

大正一一年七月二日

(前略) 国士館ヲ訪フ、帰宅シタルハ午後八時半頃ナリ(中略) 国士館ニテ進藤氏、齋村氏、森氏、山田氏等ヲ訪フ、長瀬氏ト閑談ス

大正一一年七月六日

花田氏来迎、共ニ国士館ニ到ル、野田、栗野両氏来館、野田氏ノ講演アリ(後略)

大正一一年七月一四日

(前略) 小杉君花田氏ヨリノ酒ヲ持チ来ル(中略) 大民ノ書来ル

大正一一年七月一五日

(前略) 大民団ニ返信ス(中略) 山田氏ヨリ酒ヲ送り来ル

大正一一年八月一日

早朝自宅ヲ出テ国士館ニ到リ、本日ヨリ開始ノ夏季講演(阿部、山崎、天野三氏)ヲ聴キ帰途、有田家ニ立寄り、午後六時半帰宅ス(後略)

大正一一年八月三日

午前国士館ニ行き、有馬頼寧学生ノ講演ヲ聴キ、午後二時帰宅ス(中略) 大民八月号来ル(後略)

- 大正一一年八月四日  
午前頭山先生ト国士館ニ到リ、印度人ボース氏ノ講演ヲ開キ、午後一時帰宅ス、正光ハ国士館ニ宿泊ス  
(後略)
- 大正一一年八月七日  
(前略) 国士館ノ中村君来ル
- 大正一一年八月八日  
(前略) 威光、正光、甥長、国士館ヨリ帰宅ス、午後威光ハ再国士館ニ行ク(後略)
- 大正一一年八月一日  
(前略) 午前寺尾亨博士来訪(後略)
- 大正一一年八月二三日  
午前国士館ニ行ク、評議員会ノ為ナリ(中略) 威光ハ国士館ニ赴ク(後略)
- 大正一一年八月一九日  
(前略) 夕食後大民団本部ニ於ケル会議ニ出席ス、帰宅シタル八十時過ナリ(後略)
- 大正一一年八月二〇日  
(前略) 午後在宅、大民ノ原稿ヲ草ス(中略) 大民ノ奥田君来ル、原稿ヲ渡ス
- 大正一一年九月六日  
(前略) 大民倶楽部ニ返信(中略) 月成氏、国士館、大民クラブ、地理歴史協会ノ書来ル
- 大正一一年九月八日  
(前略) 白石好夫氏ノ書来ル、浅井正純君来訪ノ由
- 大正一一年九月九日  
(前略) 白石氏ニ返信ス(後略)
- 大正一一年九月一〇日  
(前略) 浅井君来訪(中略) 大民倶楽部ノ書来ル
- 大正一一年九月一五日  
(前略) 大民倶楽部ニ欠席通知書ヲ発ス、威光国士館ニ行ク(後略)
- 大正一一年九月一九日  
終日在宅、大民原稿ヲ草シ又読書ス(後略)
- 大正一一年九月二〇日  
(前略) 浅井氏原稿ヲ渡ス(後略)
- 大正一一年一〇月一日  
(前略) 夕食後国士館ニ赴ク(後略)
- 大正一一年一〇月一六日  
(前略) 浅井氏来訪、威光国士館ニ帰ル(後略)
- 大正一一年一〇月一九日  
(前略) 小杉君来訪(中略) 大民十一月号(中略) 来ル
- 大正一一年一〇月二一日

(前略) 午後読書及大民原稿草案 (後略)

大正一一年一〇月二三日

終日在宅、読書及大民原稿草案、浅井、神田、花田及小杉諸氏来訪、小杉氏ニ原稿ヲ渡ス (後略)

大正一一年一〇月二八日

(前略) 大民俱樂部ノ書来ル (後略)

大正一一年一〇月三〇日

(前略) 柴田氏ヨリ鯛ヲ贈リ来ル、筑前産ナリ (後略)

大正一一年一二月九日

国士館第一回卒業式ニ参列ス (中略) 大民俱樂部ノ

書来ル

大正一一年一二月一七日

(前略) 大民ノ武田君来訪、原稿ヲ依囑ス (後略)

大正一一年一二月一八日

(前略) 大民俱樂部茶話会ニ出席シ夜十時半帰宅ス

大正一一年一二月二日

(前略) 朝山田、今井両氏告別ニ来ル

大正一一年一二月二五日

(前略) 室田、羽梨、工藤三氏ニ返信ス。林 (伊地知)

君告別ノ為来訪ス

大正一一年一二月二七日

(前略) 大民、門脇氏ノ書来ル

大正一一年一二月六日

午前国士館ニ到リ、法学博士岡實氏ノ講演ヲ聴キ、午後三時半帰宅ス (中略) 大民ノ武田君来宅ス

大正一一年一二月七日

終日在宅読書、又原稿ヲ草ス (後略)

大正一一年一二月八日

(前略) 武田君来ル、原稿ヲ渡ス

大正一一年一二月一六日

(前略) 柴田氏、頭山夫人、林夫人来訪、頭山家ヨ

リ土産ヲ貰フ (後略)

大正一一年一二月二四日

(前略) 午前十時自宅ヲ出テ銀座街ヲ視テ後、築地

精養軒ニ於ケル国士館評議員会ニ出席、昼食後更ニ

同所ニ於ケル大民俱樂部ノ忘年会ニ列席、午後六時

過頭山翁ト同乗、帰宅ス (後略)

大正一一年一二月三〇日

(前略) 国士館ヨリ餅ヲ贈リ来ル (後略)

大正一一年一二月一日

(前略) 佐藤氏、柴田氏、阿部源蔵其ノ他多数来賀

ス (後略)

大正一一年一二月二五日

(前略) 大民俱樂部並武田氏 (渡邊海旭氏ノ文封入)

ノ書及勤務演習ニ関スル書来ル (後略)

大正二二年二月一四日

大民新聞来ル (後略)

大正二二年三月三一日

(前略) 大民俱樂部ノ談話会ニ行 (後略)

大正二二年四月八日

(前略) 国士館ヨリ高橋菊藏氏ノ死去ヲ通知シ来ル

大正二二年四月九日

(前略) 高橋菊藏氏ノ葬式ニ列シ為メ、午後国士館ニ行ク (後略)

大正二二年四月一四日

(前略) 武田瀨君来訪ノ由 (後略)

大正二二年四月二四日

(前略) 午後モンソン氏ヲ訪フ、大民俱樂部ニ立寄り、陸軍省ニ吉田氏ヲ訪フ (後略)

大正二二年五月一〇日

(前略) 大民俱樂部ニ到リ頭山翁清話ヲ受領シ来ル (後略)

大正二二年五月一四日

(前略) 大民俱樂部ノ書及小冊子、門脇氏ノ書来ル

大正二二年五月一八日

(前略) 国士館ニ行キ秋山博士ノ講演ヲ聴キ帰途 (後

略)

大正二二年五月二〇日

(前略) 柴田氏、原夫人、川崎萬藏氏、甥勝等来訪 (後略)

大正二二年五月三〇日

(前略) 午前国士館ニ行キ海軍中将加藤寛治氏ノ講演ヲ聴ク、帰途 (後略)

大正二二年六月五日

(前略) 大民六月号、入江大佐、郷友会ノ書来ル (後略)

大正二二年六月六日

(前略) 大民俱樂部、海外団本部ノ書来ル

大正二二年六月九日

(前略) 大民俱樂部ニ到リ茶話会ニ出席、午後十時帰宅ス (後略)

大正二二年六月一六日

(前略) 夜大民俱樂部ニ於ケル高橋、上塚両氏ノ送別会ニ出席シ、八時半帰宅ス (後略)

大正二二年六月一九日

(前略) 花田順平氏ヨリ海外団ノ書類ヲ送り来ル (後略)

大正二二年六月二八日

(前略) 国士館ニ行キ午後五時半帰宅ス (後略)

大正一二年七月二二日

(前略) 夕食後大民俱樂部ニ行キ協議ニ列ス(後略)

大正一二年七月一三日

(前略) 花田氏ヨリ酒ヲ送リ来ル、柴田氏、原田氏

来訪(後略)

大正一二年七月一四日

(前略) 夕食後大民俱樂部茶話会ニ出席、九時過帰

宅ス(後略)

大正一二年七月二二日

(前略) 花田、山田両氏ノ書来ル、国士館生来ル

大正一二年七月二八日

(前略) 国士館ニ行ク(中略) 花田、山田、千葉氏

ノ書来ル

大正一二年八月一日

(前略) 大民ノパンフレット来ル

大正一二年八月七日

(前略) 国士館ヨリ講演会ノ件、電話アリ(後略)

大正一二年八月八日

(前略) 夕食後大民俱樂部ニ行ク(後略)

大正一二年八月一七日

(前略) 午後護国寺ニ於ケル田尻子爵ノ葬儀参列ス

(後略)

大正一二年八月一九日

(前略) 大民俱樂部ニ到リ秋山氏ト同行、当麻山光

明学園ニ赴ク(後略)

大正一二年八月二〇日

午前軍事ニ関スル講演ヲナシ昼食後、光明学園ヲ辞

シ八王子ヲ経、午後六時半帰宅ス(後略)

大正一二年八月二八日

(前略) 午後故加藤首相告别式ニ総理大臣官邸ニ行

ク、朝花田氏、夕中村君、夜葦津氏来訪(後略)

一九一九(大正八)年に世田谷に移転した国士館は、

法令に基づく課程ではないものの高等部、次いで大正

一二年に中等部を設置して、一定の教育体制を整えた。

長文にわたったが、関東大震災で被災した俊蔵が国士館

に居住する直前の大正一二年八月までを、懷中日記に概

観した。

俊蔵は、監事及び評議員の任を勤めるとともに、国士

館での行事に多数参加している。一九二二(大正一〇)

年四月三日、俊蔵は、上塚司とともに外務省に外務大臣

内田康哉を訪ね、国士館の「本部楼上」で内田の「座談的」

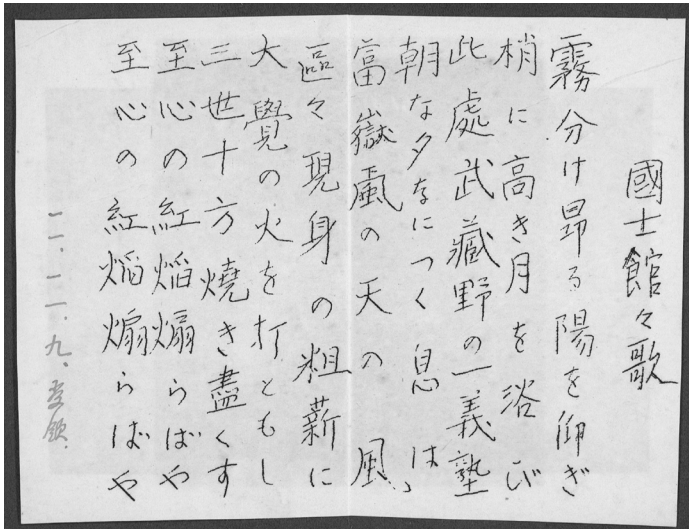
外交談を聞く。また、大正一一年四月二二日には、大講

堂で渋沢栄一の講演を聞いている。渋沢は、この講演の

直後に、大正一〇年に発足した国士館維持委員会に加わり、国士館を支援することになる。

また、俊蔵は、一九二一（大正一〇）年四月一七日に、国士館内に完成した館宅五軒の披露式に参列した<sup>(1)</sup>。館宅は、国士館講師陣が住居として使用し、学生と身近に接し、まさに寢食を共にするために建設された。大正一〇年七月七日には、「支那事情」を教えた学監森茂の引率で、高等部第一期生の「支那旅行」見送りに、俊蔵は東京駅へ赴いている。大正一一年一月九日の高等部の第一回卒業式にも参列にした。懐中日記に挟まれていた「国士館々歌」は、左部に書かれた「受領」の文言から、卒業式に受け取ったものであり、卒業式で歌われたものと考えられる（写真）。

さて、懐中日記にも記されている「大民俱樂部」の活動について述べておきたい。大民俱樂部は、一九一九（大正八）年二月二〇日、赤坂見附の皆香園で発起人会が開催され発足した<sup>(2)</sup>。翌九年一月八日には、丸の内中央亭で第一回大民俱樂部例会が開催され、頭山満等二三名が参加して普通選挙問題を討議している<sup>(3)</sup>。大正九年二月五日に俊蔵が参加した「大民俱樂部例会」は、第二回目の開催であった。この会の主題は「西比利亞撤兵の可否」についてで、長瀬鳳輔の発言を口火に討議が行われてい



懐中日記中の国士館々歌

る。<sup>(20)</sup>

一九一三(大正二)年四月に発足した青年大民団は、大正五年に機関紙『大民』を創刊した後、大正六年にこの教育機関として私塾「國士館」を創立する。<sup>(21)</sup> いわば青年大民団は、国士館の母体であった。大正八年に発足した「大民俱樂部」は、青年大民団を改称しただけでなく、国士館の世田谷移転を契機に、再度、団体内部の意義付けを模索したという意義を持っている。

一九二二(大正一一)年三月一八日、俊蔵に「長谷川良信」の書簡が届いているが、柴田徳次郎が創立委員に名を連ね、大正八年一月に長谷川が創設した「マハヤナ学園」<sup>(22)</sup>は、大民団の一事業として位置づけられた。大正九年一〇月頃の「大民団清規」には、その目的部分に「育英養材、「国士館」を経営す。文化指導、「大民俱樂部」を経営す。共済互恵、マハヤナ学園を経営す。」と掲げられ、大民団の各活動が明確にされている。<sup>(23)</sup>

大民団の中で、機関雑誌『大民』の発行をはじめとする事業を担った「大民俱樂部」の活動は、懷中日記からも窺うことができる。一九二〇(大正九)年二月一四日、俊蔵の元に届いた『大民』二月号は「普通選挙号」と題して発行された。同号には、大正九年一月に前述した第一回例会の討議を受けて、貴族院・衆議院の両院全議員

に対して提出した勧告状を掲載し、あわせて、議員五〇名より大民俱樂部に寄せられた勧告状の回答も掲載した。<sup>(24)</sup> これらの運動の高まりの中で、俊蔵は、大正九年二月八日に、学生運動の高揚を見て「幾年カノ後ニハ成功セン」と一定の希望を示しつつも、三月二五日には、廃案の結果を「当然ノ成行ナリ」と記したように、少なからず客観的に見ていたようである。

加えて、一九二〇(大正九)年八月一二日に、俊蔵が参加した「今村」の歓迎会に着目したい。「今村」は、同年九月七日の記述からも、青年大民団鹿兒島支部の主干を務めた今村貞治であろう。<sup>(25)</sup> 鹿兒島支部は、既に大正八年一月二日に今村宅に三八名が集って発足していた。そのほか大民俱樂部の支部は、大正一二年八月八日に発足した宮崎の都城支部のほか、弘前、秩父、広島に設けられており、大民俱樂部の活動は、地方に広がりを見せつつあった。

### 三 関東大震災と俊蔵の国士館生活

大正一二年九月一日

午前十一時五十八分、空前ノ大地震東京市街各所ニ  
火災起リ、被害甚大、激震止マズシテ、夜ニ入り益々

強盛ナリ

大正一二年九月二日

午前三時半ヨリ四時迄ノ間ニ、我カ家ハ遂ニ焼ケ落チタリ、妻子等ヲ世田ヶ谷ニ避難セシメ後、大村邸前ニアリ、五時此方面火止ム、(中略)自動車ヲ迎ヘ来リ、荷物ヲ国士館ニ運フ、内田、末次、有田家ヲ訪フテ国士館ニ到ル

大正一二年九月三日

(前略)昨夜来、朝鮮人暴動ノ風説ニテ人心洶々タリ、東京市街ハ大約五分ノ四消失セリ

大正一二年九月五日

午前吉見大尉ノ使来ル、午後吉見大尉ヨリ乗馬及伝騎二名ヲ遣ス、依テ新宿駅ニ到リ交通ノ状況ヲ問合セ、小石川中島家、本郷森本家ヲ訪フ、皆無事、十花ヨリ義弟上京シ来レリトノ事ナリ(後略)

大正一二年九月六日

午前中島義弟及同村吉田孫作氏、見舞ノ為メ国士館ニ来ル(中略)終日国士館ニ在リ(後略)

大正一二年九月七日

終日国士館ニ在リ(中略)国士館今後ノ件ニ付会議ス、此夜ヨリ旧寄宿舎階下ニ移眠ス

大正一二年九月八日

避難後、国士館大講堂ニ收容セシ貨物全部ヲ、旧寄宿階下二室ニ移転ス、威光焼跡ニ行ク

大正一二年九月九日

終日国士館ニ在リ、庭園掃除(後略)

大正一二年九月一〇日

終日国士館ニアリ、中学部登校者十四名ニ対シ、今回ノ災害ヲ機トシ訓話ス

大正一二年九月一三日

午後八時発大民俱樂部ニ行ク、昼食後東京市役所、東京府庁及芝浦配給班ニ行ク、米三十俵其他受領ノ事ヲ定ム後、麻布連隊区司令部ニ行キ、午後六時帰館ス(後略)

大正一二年九月一四日

(前略)終日在館、本日学生等芝浦ニ到リ、白米三十俵、塩鮭三箱(九十尾)ヲ受領シ、午後六時半帰館ス

大正一二年九月一五日

中学部授業開始、館長以下懇談、偕行社ニ到リ(中略)赤坂区役所及警察署ニ立寄り、午後四時帰館ス(後略)

大正一二年九月一八日

(前略)夜茶話会ニテ訓話ス(後略)



大正一二年九月二一日

午前上級学生ニ対シ講話ス、終日在館（中略）頭山氏御殿場ヨリ帰着

大正一二年九月二二日

（前略）頭山翁同立助来訪、夜本部ニテ柴田玉宗氏、匹田氏ト十時迄談話ス（後略）

大正一二年九月二三日

（前略）終日在館、掃除及洗場ヲワカス（後略）

大正一二年九月二四日

終日在館、午前本部ニテ柴田玉宗氏ト囲碁後、石井澄之助君及仕官予科生徒阿部勇雄君ト談話ス（中略）

夜匹田氏来談（後略）

大正一二年九月二五日

午前在館、午後（中略）大民倶楽部ニ到ル、皆不在ナリ（後略）

大正一二年九月二八日

（前略）午前本部ニ在リ、午後庭園草刈リ、夜早寝、安眠

大正一二年九月二九日

午前柴田館長カ、学生ニ対スル講話ヲ聞ク（中略）夜柴田館長嚴父ノ死去ヲ知ル、山田家ニ行ク

大正一二年一〇月一日

（前略）学生ニ談話ス（後略）

大正一二年一〇月二日

学生ニ談話ス（中略）頭山家ヨリ牛肉ヲ送り来ル（後略）

大正一二年一〇月六日

終日在館（中略）夜柴田玉宗氏来訪、福岡ヨリ帰京ノ通告ナリ

大正一二年一〇月七日

（前略）終日在館、午前柴田玉宗氏、宇田川来訪（後略）

大正一二年一〇月八日

終日在館（中略）光明学園ノ小林重良氏来ル、夜匹田少佐来談ス

大正一二年一〇月九日

終日在館、野田翁来館、柴田玉宗氏ト相共ニ、頭山翁ヲ訪フ、夜柴田氏匹田氏来談ス

大正一二年一〇月一一日

（前略）午後学生ニ談話ス（中略）上塚氏来訪（後略）

大正一二年一〇月一二日

午前在館、午後頭山翁ヲ訪フ、囲碁ヲ観ル（後略）

大正一二年一〇月一三日

午前在館、柴田館長ノ学生ニ対スル講話ヲ傍聴ス（後略）

大正一二年一〇月一五日

午前在館、午後高等科学生ニ対シ訓示的談話ヲナス、  
世田谷区長羅災者調査ニ来ル (後略)

大正一二年一〇月一七日

朝 (中略) 松陰神社ニ参拝ス (中略) 阿部秀助氏来  
訪 (後略)

大正一二年一〇月二二日

(前略) 矢野閑学生退館ニ付、告別ニ来ル

大正一二年一〇月二三日

(前略) 中学生ニ訓話ス、越智、白杉二氏、大民俱樂部、  
偕行社、酒保ノ書及筑紫史談第二十七号来ル (後略)

大正一二年一〇月二四日

大民俱樂部ノ評議員会ニ出席ス (後略)

大正一二年一〇月二七日

午前 (中略) 松陰神社ニ参拝ス、幼年学校生徒来拝  
ス、伊藤大佐以下在リ、乃木將軍猷石燈籠ノ写真 (大  
地震ニ倒レサリシモノ) ヲ示ス生徒ニ対シ教官訓話  
セリ (後略)

大正一二年一〇月二九日

(前略) 学生ニ談話ス、伊藤七郎君来ル

大正一二年一〇月三〇日

午前中学生ニ対シテ勅語ヲ奉読シテ後、訓話ス、陸

軍省ニ高田中佐ヲ訪ヒ、瑞三等ヲ貰ヒ受ク、大火ノ  
時、紛失シタルヲ以テナリ (後略)

大正一二年十一月一日

(前略) 国士館運動会、夜茶話会 (後略)

大正一二年十一月三日

午後九時発、田少佐、柴田玉宗君ト同行、横浜市慘  
害ノ跡ヲ巡視、帰途鶴見総持寺ヲ視察シ、午後六時  
過帰館ス

大正一二年十一月五日

(前略) 午後学生ニ談話ス、配給品毛布及襦袢各一  
枚ヲ久了松本伊之助氏持来ル

大正一二年十一月九日

(前略) 国士館第二回卒業式 (後略)

大正一二年十一月一〇日

(前略) 国士館卒業生ノ為ニ、青山いろはニテ送別  
宴ヲ催シ、之ニ出席ス (後略)

大正一二年十一月二日

(前略) 午後学生ニ談話ス (後略)

大正一二年十一月五日

(前略) 終日在館、夜ハ頭山翁ノ惠贈ニテ、学生一  
同ト共ニ会食ス

大正一二年十一月二日

(前略) 長瀬、山田、柴田、匹田氏等ト中学生ヲ同行、洗足池本門寺等ニ遊ヒ、大森ヨリ乗車、午後四時半帰着ス(後略)

大正一二年一月二四日

午前中学生ニ日露戦争ノ話ヲナス、午後弁論部ノ演説ヲ傍聴ス、上塚氏ノ欧州漫遊感想談アリ

大正一二年一月二六日

(前略) 午後学生ニ日露戦後当時ノ事情ヲ談話ス、夜匹田君来訪

大正一二年一月二七日

(前略) 羅災申告書ヲ赤坂区役所ニ行ク(後略)

大正一二年一月二八日

(前略) 国士館学生乗馬ノ件ニテ、近衛野砲兵連隊ニ行キ連隊長ニ会シ、承諾ヲ得、午後在館ス

大正一二年一月三〇日

学生ニ談話ス(中略) 終日在館、午後草薙ヲナス

大正一二年二月一日

終日在館、午前学生ニ軍隊教育ノ要領ヲ談話ス、午後草刈ヲナス(後略)

大正一二年二月三日

(前略) 終日在館、草薙ヲナス、学生鈴木虎雄君退館ニ付、告別ニ来ル(後略)

大正一二年二月五日

午前頭山翁ヲ訪フ、石井環氏ノ書来ル、草薙ヲナス、午後、苔香園ニ於ケル生存同盟発会式ニ出席、六時半帰館ス(中略) 学生佐藤利市君帰郷ニ付、告別ニ

来訪ノ由(後略)

大正一二年二月六日

午前頭山翁赤坂福吉町ニ転居ニ付見送ル(中略) 草薙ヲナス、午後電話ニテ乗馬ノ件ヲ近砲ニ問合セシ

メ諒解ヲ得、八日ヨリ開始ノ事ニ決定ス

大正一二年二月七日

午前学生ニ談話ス(中略) 午後草薙ヲナス、学生丸山栄之助君帰国ニ付、同石井澄之助君岐阜行ニ付、

告別ニ来ル

大正一二年二月八日

午前在館、草薙ヲナス、午後学生ヲ供ヒ近衛砲兵連隊ニ到リ乗馬演習ヲナサシム(後略)

大正一二年二月一〇日

(前略) 終日在館、午後学生弁論会ニ出席ス(後略)

大正一二年二月十一日

午前在館、草薙ヲナス(中略) 大久保寅雄氏、生存同盟ノ書、乃木式第百七号、偕行社、酒保物価表、

来ル(後略)

大正一二年一二月一四日

浅草仏教青年伝道会館ニ於ケル生存同盟ノ演説会ニ出席、午後六時三十分帰館ス（後略）

大正一二年一二月一五日

午前（中略）世田ヶ谷ぼろ市ヲ見物ス、実ニ盛ナルモノナリ（中略）午後学生ヲ供ヒ近砲ニ乗馬ニ行キ、荒蒔大佐、門馬中佐ニ会ス、夜横田一技君来訪

大正一二年一二月一七日

（前略）午前在館、草薙、午後学生ヲ供ヒ近砲ニ乗馬ニ行ク（後略）

大正一二年一二月一八日

午前在館（中略）午後小石川伝通院ニ於ケル生存同盟ノ演説会ニ行キ、六時前帰ル（後略）

大正一二年一二月二二日

終日在館、午後終業式（中略）夜学生ノ茶話会アリタルモ風邪ノ為、出席セス、児女ハ出席ス

大正一二年一二月二三日

終日在館（中略）夜山田氏宅ニテ会食、勝国寺住職来訪ノ由

大正一二年一二月二四日

芝増上寺ニ於ケル無縁名土追悼会ニ参列ス（中略）柴田、匹田両氏、桑原学生、告別ニ来ル（後略）

大正一二年一二月二六日

終日在館、草薙（中略）山田氏ヨリ酒ヲ送り来ル（中略）春日学生、告別ニ来ル

大正一二年一二月三〇日

（前略）此日正午ヨリ国士館餅撒、夜十二時半頃終了ス（中略）不幸ナリシ年ハ去リタリ

大正一三年一月一日

国士館関係者一同ト明治神宮ニ参拝シテ五個條ノ御誓文ヲ奉読シ、天皇皇后両陛下、摂政宮殿下、大日本帝国ノ萬歳ヲ各三唱ス、野田、栗野、頭山、葦津、内田諸氏及大民俱樂部ヲ訪問ス（後略）

大正一三年一月四日

終日在館（中略）学生伊藤金五郎君入営出発ニ付、告別ニ来ル

大正一三年一月五日

終日在館（中略）国士館雑煮会（後略）

大正一三年一月八日

終日在館（中略）齋村氏ヨリ伊勢神宮参拝記念品ヲ送り来ル（後略）

大正一三年一月一日

午前大民俱樂部建築地鎮祭ニ列ス（中略）夜匹田氏来訪

大正一三年一月一二日

午前在館、午後学生ヲ供ヒ近砲ニ乗馬演習ニ行キ、  
入江大佐、瀬木君ニ会ス（後略）

大正一三年一月一四日

午前在館（中略）柴田玉宗氏ト夕食ヲ共ニス（中略）  
武道寒稽古開始

大正一三年一月一五日

（前略）世田ヶ谷ボロ市ヲ観ル（後略）

大正一三年一月一六日

終日在館、午後中学生ニ談話ス（後略）

大正一三年一月二〇日

（前略）匹田氏来訪、学生乗馬演習取締ノ件報告アリ

大正一三年一月二一日

終日在館（中略）学生剣道教師岡野亦一氏来着（中略）  
午前中学生ニ談話ス

大正一三年一月二五日

午前在館（中略）国士館学生弁論会茶話会アリ（後略）

大正一三年一月三〇日

中村誠太郎君上海行、告別ニ来ル（後略）

大正一三年一月三一日

（前略）夕食時柴田玉宗君ヲ招キ共ニ飲ム談笑爽快

ナリ

大正一三年二月一日

終日在館（中略）在米堀氏兄弟ニ岡本祐君渡米ノ件  
ニ関シ、依頼状ヲ発ス

大正一三年二月四日

終日在館（中略）夜石井澄之助君来訪ス

大正一三年二月六日

（前略）午前学生ニ談話ス（中略）千田君告別ニ来  
ル

大正一三年二月七日

終日在館（中略）夜匹田君来訪、住宅ノ件ニ付テ話  
ノ為ナリ（中略）伊藤七雄君ヨリ土産、寒豆腐ヲ贈  
リ来ル

大正一三年二月八日

終日在館、午前柴田館長ト学生ニ談話ス、今ノ学生  
ハ多クダメ（後略）

大正一三年二月一〇日

終日在館（中略）朝石井君ニ訓話ス（後略）

大正一三年二月一二日

終日在館（中略）学生尾崎君、外国語学校受験ニ関  
スル書類ヲ持来ル

大正一三年二月一四日

終日在館、杉浦重剛氏昨日午後一時十五分逝去セラ  
レタルヲ本朝承知ス、居室ノ土壁ヲ板壁ニ改修成ル

大正一三年二月一五日

大民俱樂部上棟式ニ参列ス(後略)

大正一三年二月一六日

(前略) 午前大民俱樂部ニ行キ、午後杉浦重剛翁告  
別式ニ参列ス(後略)

大正一三年二月一七日

午前柴田君ト出京、神保町ニテ別シ(中略) 午後二  
時帰ル、威光近砲ニ乗馬ニ行ク(後略)

大正一三年二月二三日

(前略) 学生弁論会開催(後略)

大正一三年二月二七日

終日在館(中略) 夜白鳥堯助氏、ブラジル移民及同  
国実況ノ活動写真ニテ説明ス、来観者頗ル多シ

大正一三年二月二八日

午前在館、午後大民俱樂部評議会ニ出席ス(後略)

大正一三年二月二九日

午前在館、藤井氏ニ講演依頼状ヲ発ス(中略) 館生  
福島隆吉君青島行ニ付告別ニ来ル

大正一三年三月八日

午前在館(中略) 山田氏ヨリ鯛ヲ贈リ来ル、頭山乙

次郎君、伊地知君来訪

大正一三年三月一二日

午前在館、竹上中将、対露同志会ノ書来ル(後略)

大正一三年三月一六日

午前在館(中略) 午後大民俱樂部ニ行ク、船越氏ヲ  
訪フ、三河屋ニ於ケル T. O. A. 会ニ出席、東京ホ  
テルニ於ケル船越氏立候補相談会ニ列席(後略)

大正一三年三月一七日

午前在館、学生ニ談話ス(中略) 暴露膺懲有志会ノ  
書来ル(後略)

大正一三年三月一八日

午前在館(中略) 午後暴露膺懲会發起人会ニ出席、  
六時帰還ス(後略)

大正一三年三月二〇日

午前演伎座ニ於ケル暴露膺懲大会ニ出席(中略) 学  
生桑原善一君告別ニ来リシ由

大正一三年三月二一日

(前略) 大民俱樂部落成式ニ参列シ、午後五時帰ル、  
朝長瀬氏来訪

大正一三年三月二六日

柴田氏立候補相談ノ為、進藤、山田両氏ト麻布野田  
邸ニ到ル、次テ島原、堀米両氏ヲ訪フ、昼食後隼町

大民倶楽部ニ赴キ、有志相会シ相談協議決定ス、午後八時過帰ル（後略）

大正一三年三月二七日

（前略）陸軍省ニ鹿野主計氏ヲ訪ヒテ、大民倶楽部ニ行キ、モンソン商会ヲ訪フテ帰ル（中略）学生深水君告別ニ来ル

大正一三年三月二八日

（前略）柴田玉宗君、山田君来ル、マハヤナ学園ノ書来ル（後略）

大正一三年三月二九日

（前略）中野正剛氏ノ書来ル

大正一三年三月三〇日

（前略）六本木ナル柴田ノ選挙事務所ニ到ル（後略）

大正一三年三月三一日

終日選挙事務所ニ在リ、三十数年目ニ林重俊氏ト相会ス（後略）

大正一三年四月二日

（前略）選挙事務所ニ行ク、大民倶楽部ニ於ケル暴露膺懲会ニ出席ス、参謀本部員三宅中佐露国ノ事情ヲ講演ス、午後七時帰ル（後略）

大正一三年四月三日

午前在館（中略）大井氏生徒ヲ供ヒ来訪、岡野君来

訪（後略）

大正十三年四月四日

（前略）威光ハ柴田氏ノ政見発表演説傍聴ニ出京、宿泊ス

大正一三年四月五日

（前略）柴田玉宗氏ト同行、上野ニ到リボース氏ニ会シ、本庄ニ赴キ下車、長瀬氏ニ会シ相共ニ自動車ニテ群馬県多野郡鬼石町ニ到リ、日地劇場ニテ講説、頗ル盛況、夜ハ有志ノ歡迎宴ニ臨ミ、十二分ノ優遇ヲ受ケ、十一時過キ就寝ス（後略）

大正一三年四月七日

隼町ニ於ケル故高橋氏ノ一週忌ニ列シ、後裁判所ヲ

見物シ、選挙事務所ニ立寄り、玉宗君高橋未亡人ト

同行、午後六時帰ル（後略）

大正一三年四月八日

真藤氏ト選挙事務所ニ到リ（中略）葦津、頭山、尾崎、船越、渡邊諸氏ヲ訪問後、事務所ニ立寄り、午後五時半帰ル（後略）

大正一三年四月一〇日

選挙事務所ニ到ル、午前松井氏ヲ訪フ、午後山本氏、長岡氏、原田氏ヲ訪ヒ、六時帰ル（中略）暴露膺懲会ノ書来ル

大正一三年四月一日

(前略) マハヤナ時報(中略)ノ書来ル(中略)選挙事務所ニ到リ、午後五時帰宅ス、柴田玉宗氏ヨリ酒ヲ貰フ

大正一三年四月二日

選挙事務所ニ行ク、原田君来所ス、山本氏ヲ訪フ不在、伊森氏ヲ訪ヒ要談ヲナス(中略) 宮川応援会ノ書来ル

大正一三年四月九日

(前略)終日選挙事務所ニ在リ、午後幹部会議ヲ開ク、少シモ樂觀出来ズ(後略)

大正一三年四月二二日

(前略) 選挙事務所ニ行ク、午後神田、大音、吉田、頭山、葦津、船越諸氏ヲ訪フ、七時帰宅ス(後略)

大正一三年四月二四日

(前略) 選挙事務所ニ在リ、午前有権者三名ニ依頼ノ為メ訪問、午後山本政太郎氏ヲ訪ヒ依頼ス、三古谷氏ニ会ス(後略)

大正一三年四月二五日

(前略) 選挙事務所ニ到リ、午後三古谷、久野、船越三氏ヲ訪問ス、午後四時頃帰館ス(後略)

(前略) 岡本祐君ヲ堀兄弟ニ紹介ノ書ヲ、岡本君ニ渡ス

大正一三年四月二八日

(前略) 選挙関係書数通(中略) 暴露膺懲会演説速記録来ル、午前選挙事務所ニ在リ(中略) 福島、頭山、葦津、橋野、伊森諸氏ヲ訪ヒ、午後六時半帰ル(後略)

大正一三年四月二九日

選挙関係書来ル(中略) 選挙事務所ニ到ル、午後青山事務所巡視、夕食後柴田氏ト共ニ榎坂、福吉両町有志会ニ会談後、十二時前帰ル

大正一三年五月一日

選挙事務所ニ行キ、午後三時半帰館(中略) 岡本祐君渡米告別ニ来ル(後略)

大正一三年五月二日

威光ヲシテ岡本君渡米ヲ東京駅ニ見送ラシメ、堀氏宛ノ礼状ヲ依托ス(中略) 午前選挙事務所ニ行キ、次テ船越、大橋、久野、葦津諸氏ヲ訪フ、途中石田氏ニ会ス、午後学生ヲ供ヒ偕行社ニ行ク(後略)

大正一三年五月三日

(前略) 午前選挙事務所ニ到(中略) 船越氏ノ推選依頼書来ル



大正一三年五月四日

船越氏ノ推薦状ヲ郷里ノ親籍知人ニ發送ス（中略）  
森本母子來訪、井上角五郎氏托贈品ヲ持來ル（中略）  
午後伊森氏ヲ訪フテ後、選挙事務所ニ到ル、次テ牛  
込ニ佐藤氏ヲ訪ヒ、七時三十分帰館ス

大正一三年五月五日

（前略）永井柳太郎氏ノ柴田推薦狀來ル、午前選挙  
事務所ニ到リテ後、青山六丁目同事務所ニ赴キ、同  
所員ト相供ヒ明治神宮ニ参拜ス（後略）

大正一三年五月六日

午前選挙事務所ニ在リ、午後麻布区宮下坂下両町ヲ  
戸別訪問ス（中略）議員候補推薦狀來ル

大正一三年五月七日

（前略）選挙事務所ニ到リ後赤坂区各事務所ヲ巡視  
ス、選挙入場券來ル、候補者推薦狀來ル

大正一三年五月八日

選挙事務所ニ到ル、鳥居庄次郎氏ト麻布赤坂有権者  
数十軒ヲ訪問ス、夜麻布及赤坂ニ於ケル演説会ニ到  
リ、十一時半事務所ニ帰り、次テ増田屋ニ行キ、茲  
ニ大林、依田両氏ト共ニ泊ル、船越氏ノ電報來ル

大正一三年五月九日

舟越氏ニ發電ス、午前事務所ニ在リ、午後鳥居氏

ト有権者ヲ訪問ス、夜平野氏ト青山一丁目ニ到リ、  
十一時過帰り、次テ依田氏ト夜半過増田屋ニ到リ泊  
ル、横道氏、原山氏ノ書、選挙推薦書來ル

大正一三年五月一〇日

本日ハ投票日ニ付、早朝増田屋ヲ出テ事務ニ行キ、  
爾後麻布赤坂両投票所ヲ往來スルコト数十回、頭山  
家ニ到ル不在、午後七時二十分帰宅ス、森本秀子、  
玉置氏ノ書、選挙推薦ノ書來ル

大正一三年五月一日

午前事務所ニ到リ、開票ノ結果ヲ見ル、午後六時ニ  
至ルモ不可ナリ、遂ニ落選ス（中略）午後六時六本  
木発七時横道家着、伊森、垂井氏等ト会飲ス、十時  
過辞去、十一時半帰宅ス

大正一三年五月一日

終日在館（中略）柴田両氏、高橋未亡人等來訪ス（中  
略）夜花田、大傍、尾崎ノ三學生來訪、談話ス

大正一三年五月一六日

（前略）石井澄之助君來訪（後略）

大正一三年五月一八日

（前略）谷川學生歸來挨拶ニ來ル（後略）  
大正一三年五月二一日

終日在館（中略）深見學生挨拶ニ來ル

大正一三年五月二二日

終日在館、高橋家ヲ訪フ（中略）高橋一夫氏ノ渡歐送別ヲ兼ね、本夜寄宿舎楼上ニテ茶話会ヲ催シ、九時散会ス（後略）

大正一三年五月二四日

午前在館（中略）昨二十三日秩父長瀨地方ニ修学旅行シタル中学生、夜九時頃大雨中ニ帰館ス、夜大雨  
大正一三年五月二五日

終日在館（中略）上塚司氏来訪（後略）

大正一三年五月三一日

（前略）柴田氏ト昼食ヲ共ニス（中略）大民俱樂部、国民対米大会ノ書来ル

大正一三年六月二日

午前在館、午後大民俱樂部評議会ニ出席ス（後略）

大正一三年六月三日

終日在館（中略）学生大傍君帰郷ニ付告別ニ来ル（後略）

大正一三年六月六日

（前略）本日午後秩父宮殿下演習ニテ来館ノ由（後略）

大正一三年六月八日

終日来館（中略）柴田巖生君来訪（後略）

大正一三年六月一一日

（前略）黒龍会、中野正剛氏、脇田勇氏ノ書、乃木式第113号来ル（中略）加藤高明内閣成立

大正一三年六月一五日

（前略）夜柴田氏来訪、転居ノ件ヲ催告ス（後略）  
大正一三年六月一六日

終日在館（中略）岡本祐氏、脇田勇氏ノ書来ル、学生小川忠太郎君勤務演習召集ニテ出発ニ付告別ニ来ル

大正一三年六月二六日

（前略）午前在館（中略）学生鄭恩澤君休暇帰鮮ニ付告別ニ来ル（中略）柴田玉宗氏ト夕食ヲ共ニス  
大正一三年七月一日

芝増上寺ニ於ケル国民対米大会ニ、發起人トシテ列席、午後六時半帰宅ス（中略）頭山氏及び白杉氏ノ贈物到来ス（中略）米国排日移民法実施

大正一三年七月四日

午前山田君ト住宅ヲ見ニ行ク（中略）学生桑原善一君休暇帰郷ニ付、告別ニ来ル

大正一三年七月八日

終日在館、黒龍会ノ書来ル、横田一枝君来訪（中略）夜寄宿舎ニテ茶話会ヲ催ス、支那人ノ観タル日本人ヲ話ス、夜花田氏来訪

大正一三年七月九日

柴田館長来話、小川忠太郎君帰来ス(中略) 横田君  
辞去、終日在館

大正一三年七月一日

(前略) 午後世田谷警察署員、鮮人鄭恩澤ノ事ヲ調  
査ニ来ル、愚ノ極ミナリ

大正一三年七月一三日

黒田侯爵庭園ニ於テ催サレタル郷友会ノ士官候補  
生、送別会ニ出席、一場ノ講話ヲナス(中略) 尾崎  
来七君帰省、告別ニ来ル(後略)

大正一三年七月一三日

(前略) 国民対米会ノ報告書来ル、終日在館(後略)

大正一三年七月一六日

終日在館、中学生学期末試験本日終了(後略)

大正一三年七月一七日

午前在館(中略) 学生恒吉君帰省ニ付告別ニ来ル

大正一三年七月一九日

午前中学生成績発表(中略) 学生鈴木善一君休暇中、  
支那旅行ニ付告別ニ来訪セシ由(中略) 朝、立助君  
ヲ訪フ

大正一三年七月二〇日

(前略) 山田君ヲ訪フ、寺尾、二宮両学生休暇帰省

ニ付告別ニ来ル(後略)

大正一三年七月二四日

終日在館(中略) 有馬純雄老人(八十八才) 本日午  
前十一時半頃死去、夜半頃迄御伽ス(後略)

大正一三年七月二五日

(前略) 故有馬純雄氏告別式(中略) 雑誌生存同盟  
来ル

大正一三年七月二七日

終日在館(中略) 学生富満、川越両君休暇帰省ニ付  
告別ニ来ル、横田一枝君告別ニ来ル、齋村氏子女帰  
省ニ付告別ニ来ル、朝山田君来訪ス

大正一三年七月二八日

(前略) 長瀬氏ニ住宅新築ノ件ヲ途中ニテ話ス

大正一三年七月三一日

午前七時半発、赤坂河野書店、東京駅、大民俱樂部、  
星桜会ニ行キ、帰途有田家ニ立寄ル(後略)

大正一三年八月四日

終日在館、中村、木庭、武田三氏及国民対米会ノ書  
来ル(後略)

大正一三年八月七日

(前略) 柴田玉宗氏、学生手島志垣両君帰省ニ付、  
告別ニ来ル(中略) 終日在館

大正一三年八月一日

朝横田君来訪（後略）

大正一三年八月一三日

終日在館、学生谷川君帰来ス（後略）

大正一三年八月一六日

（前略）学生鈴木君帰来ス

大正一三年八月二三日

池尻ノ貸家ヲ視テ後、赤坂福吉町ニ葦津氏ヲ訪フ（中略）居住地ノ件ヲ妻子ニ相談ス（後略）

大正一三年八月二五日

（前略）午前在館、午後妻及春光ヲ供ヒ池尻ノ貸家ヲ見ル、修繕中ニテ適良ナリ、然ルニ今後ノ事ヲ考慮シ断然、帰郷スルコトニ決心シ、家主及小川運送店ニ之ヲ通知シテ帰ル（後略）

大正一三年八月二七日

朝学生寺尾君帰来ス、昨日認めタル帰郷予報五通ヲ發送ス、頭山氏転居ノ通知来ル（後略）

大正一三年八月二八日

終日在館（中略）学生柴田満洲生本日帰国セリ

大正一三年八月二九日

（前略）午前八時半出發大民俱樂部ニ行ク（中略）柴田館長引越来来訪

大正一三年八月三〇日

朝柴田館長、伊森父子（中略）来訪（中略）齋村氏ヨリ土産ヲ貰フ、柴田玉宗氏帰来ス

大正一三年八月三一日

（前略）朝、玉宗氏ニ帰国ヲ内談ス（後略）

大正一三年九月一日

（前略）終日在館、長瀬氏、尾崎君ヨリ土産物ヲ送り来ル、中学生始業式、真藤氏ト会谈帰国ノ件ヲ予報ス（中略）夜柴田君来ル、朝少雨、伊藤重親君来ル

大正一三年九月二日

（前略）生存同盟八、九月号来ル（後略）

大正一三年九月三日

午前六時半出發九段ニ到リ、在米堀氏兄弟ニ帰村通知ヲ發ス（中略）岡部中佐及大民俱樂部ノ書来ル、武田瀨君告別ニ来訪セシ由

大正一三年九月四日

（前略）羽梨君ニ会ス、頭山、横道、出石、安東、岡島各家ニ帰国ノ告別ニ行キ午後六時帰館ス（中略）

吉池慶正氏来訪ノ由

大正一三年九月九日

午前在館、帰国通知書ヲ認め了ル（後略）

大正一三年九月一〇日

午前残りノ荷物ヲ整理シ妻子ヲ供ヒ、国士館諸先生、生徒及各館舎ニ到リ告别、十時同所発、上月家ニ告別後、有田家ニ到リ昼食、午後（中略）頭山家ニ到リ更ニ告别、威光正光ノ事ヲ依頼（中略）東京駅ニ到リ夕食、午後七時二十分出發西下ス（後略）

大正一三年九月一二日

（前略）午後五時半下関着、門司ニ渡リ、六時四十五分門司発、九時新宮着下車、九時五十分帰宅ス出迎者多数（後略）

大正一三年一二月一四日

葦津氏ノ書、高木浪次郎氏ノ訃報来ル（後略）

大正一三年一二月一六日

（前略）柴田氏ニ悔状ヲ発ス（後略）

一九二三（大正一二）年九月一日、関東大震災で被災した俊蔵が、国士館に居を移し、大正一三年九月に福岡へ転居するまでの一年間を、懷中日記に概観した。

俊蔵は、関東大震災の翌二日に国士館に避難し、大講堂の一角に荷物を収容した後、八日には「旧寄宿舎」の一室で生活することとなった。まず、国士館が震災の被害をほとんど受けなかったことが認められるが、大正

一二年一〇月二七日の松陰神社「石燈籠」倒壊の記述から、国士館周辺には多少の被害が出たことも窺える。

俊蔵の国士館生活は、終日を国士館で過ごすことも多く、庭園の掃除や草刈りをし、館長柴田徳次郎の学生講話を聞き、時には学生に自ら訓話も行っている。懷中日記には、学生との交流機会が増えたことで、従来不明であった国士館の在学生と催された行事が、多数記されている。例えば、一九二四（大正一三）年六月二六日に「帰鮮」の報告に訪れた鄭恩澤の記述や、大正一三年八月二八日の帰国した「満洲生」柴田の記述から、中国大陸からの在学生を認めることができた。また、大正一二年一二月二八日、俊三は近衛野砲兵連隊に出向き許可を得て、一二月八日より数回の乗馬演習を行った。学生のために自身の経歴を活用したのであろう。大正一三年二月二七日のブラジル移民の映画上映にも参加した。大正一三年七月にアメリカ排日移民法成立の直前で、ブラジル移民への関心が高揚したこともあり、大正二年にブラジルサンパウロ州に設けたイグアペ植民地<sup>28</sup>の海外興業株式会社主任であった白鳥堯助が来学している。

また、俊蔵は、一九二四（大正一三）年三月二〇日より五月一日まで、柴田徳次郎の選挙運動を支援している。第二次憲政擁護運動の最中に実施された第一五回普

通選挙に、東京二区で立候補した柴田<sup>30</sup>は、結果一九〇五票を集めたが、革新倶楽部の林田亀太郎に及ばず落選した。なお「船越氏」は、福岡九区で立候補した憲政会の船越雄尾である。福岡九区は俊蔵本家の選挙区であった。

### おわりに

日記は、日々の正確な事実の記述であることは自明である。後日に、恣意的に記述を改めることは、まず考えられない。森俊蔵の懐中日記は、この日記という性格から、加えて、俊蔵が非常に客観的に日々の事象を記述していることから、国士館創立期を探る上で、その史料価値は大変高いものである。

ここまで、森俊蔵の懐中日記から、俊蔵が財団法人設立に関わった一九一八（大正七）年から、福岡に帰郷する大正一三年頃までの活動を通して、国士館の動向を概観した。

俊蔵は、一九一八（大正七）年から自ら福岡に赴き資金集めに奔走し、財団法人設立に関わり、大正八年一月二五日から計六回の評議員会に出席し、役務をこなした。また、臨時講師として、国士館に時折足を運んでは学生に「軍学」を教授し、雑誌『大民』への寄稿をはじめ

めとして大民団の活動に参加し、衆議院議員に立候補した柴田徳次郎の選挙支援までも行った。なにより、大正一二年の関東大震災後の約一年間は、俊蔵自らが国士館の敷地内に住み、学生と密に交流しつつ生活を共にしている。懐中日記は、俊蔵の国士館に対するさまざまな支援だけでなく、国士館の学生生活の一端を知る貴重な史料である。

懐中日記からは、俊蔵との数多くの人物間の交流が読み取れる。ここには、柴田徳次郎をはじめとする国士館関係者から、頻繁に自宅への来訪や書簡の往来が記され、俊蔵が関係した人々を知るとともに、国士館に関連した交流関係を推し量ることができる。今後の課題は、懐中日記に記された人物をはじめ、細かな事象の論理的考究であり、後の研究に期待するところである。

懐中日記を拝見した折に、春光氏から「関東大震災の時に、燃えていく家から辛うじて懐中日記だけは運び出したことを、父より何度も聞いた」というお話をいただいた。いかに俊蔵自身が、自身の懐中日記に対する強い思いを持っていたかを感じつつ、本稿が更なる国士館の研究の一助になれば幸いである。

最後に、「国士館のためになれば」と、今回快く「森俊蔵懐中日記」をご提供頂いた森春光氏に、深く感謝申

し上げる。

註

- (1) 東京都公文書館蔵「財団法人設立ノ件」一九一九年一〇月。
- (2) 森俊蔵日露戦役従軍日記刊行会『森俊蔵日露戦役従軍日記』上巻(高志書院、二〇〇四年)、下巻(同、二〇〇六年)。
- (3) 『東亜先覚史伝』(黒龍会、一九三六年)。  
なお、結城虎五郎は、山田悌一が国士館に関係する端緒を作ったとされており、『先師録』七一頁、国士館創立期に深く関連した人物であった。
- (4) 『大民』第三卷第八号(青年大民団、一九一八年八月)。
- (5) 「国士館設立趣旨」一九一七年。
- (6) 有馬学編『近代日本の企業家と政治 安川敬一郎とその時代』(吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (7) 『大民』第四卷第八号(青年大民団、一九一九年八月) 三六頁「国士館上棟式」。
- (8) 『大民』第五卷第三号(青年大民団、一九一九年一月) 五四頁。  
「国士館落成式並に開館式」記事中には、「劈頭森俊蔵氏の敬虔なる開会の挨拶あり」と記されている。
- (9) 『大民』第五卷第一号(青年大民団、一九一九年一〇月) 九九頁。
- (10) 『大民』第五卷二号(青年大民団、一九一九年一月) 一七頁。  
なお、国士館史資料室等で収蔵する『大民』が、現在のところ限られており、残念ながら懷中日記に記された提出「原稿」すべてを認めることができなかった。
- (11) 国立公文書館蔵「国士館専門学校設置ノ件」昭和四年。
- (12) 『大民』第七卷第五号(大民俱樂部、一九二一年五月) 六七頁「国士村便り」。  
なお、「国士村便り」には、内田の講演を「四月五日」と記しているが、俊蔵日記中の四月五日の天候は「晴曇晴、暖」と記されていることから、「三日」の誤りである。
- (13) 『大民』第八卷第六号(大民社、一九二二年六月) 三〇頁。  
同号には、口絵に洪澤栄一講演の写真があり、講演要旨「国士館生諸君に」が掲載されている。
- (14) 『大民』第七卷第五号(大民俱樂部、一九二一年五月) 六七頁。

- (15) 『大民』第七卷第四号(大民俱樂部、一九二二年四月)九六頁「国士村便り」第一期一週間学科配当。
- (16) 『大民』第七卷第八号(大民俱樂部、一九二二年八月)三四頁、史伝「曾國藩」。
- (17) 『大民』第七卷第七号(大民俱樂部、一九二二年七月)一一八頁「国士村便り」。
- (18) 『大民』第六卷第一号(大民団、一九二〇年一月)八〇頁。
- (19) 『大民』第六卷第二号(大民団、一九二〇年二月)五五頁。
- (20) 『大民』第六卷第三号(大民団、一九二〇年三月)六〇頁。
- (21) 前掲註(9)七頁「大民団及国士館の由来」。
- (22) 『マハヤナ学園六十五年史』資料編(一九八四年)。
- (23) 『大民』第六卷第一〇号(大民俱樂部、一九二〇年十一月)。
- なお、同年六月発行号掲載の「大民団清規」では、「マハヤナ学園」「大民俱樂部」の位置付けが曖昧である。
- (24) 『大民』第六卷第二号(大民団、一九二〇年二月)一頁「大民俱樂部の貴衆両議院に発したる勸告状」。
- (25) 同前、二七頁「大民俱樂部の普通選挙案に対する
- 貴衆両院議員の回答」。
- (26) 前掲註(8)五九頁「鹿児島支部第一回茶話会」。
- (27) 都城市立図書館蔵『三州日日新聞』第一五七〇号(三州日日新聞社、一九二三年八月九日)二面。
- (28) 外務省編『日本外交文書』第三〇卷。
- (29) 『伯刺西爾時報』大正八年三月。
- (30) 洪沢史料館蔵「柴田徳次郎衆議院議員立候補ニ付報告ノ件」一九二四年三月。



## 国士館史関係資料の翻刻並びに補註

### 第一卷

#### 凡例

- 一 ここには、国士館史編纂のため調査収集された資料のうちから、翻刻・校訂と補註が終了し、重要度の高いものを順次紹介する。
- 一 資料には適宜、通し番号と表題を付し、その下に（ ）で出典を略記した。
- 一 資料は、漢字・仮名遣いとも、できるだけ原本に忠実に翻刻したが、一部に句読点を補い読みやすく改めた。
- 一 現在では読みにくくなった旧字には、平仮名でふりがなを付したが、もともと原本にあるふりがなは片仮名で表記した。
- 一 資料の成立事情及び資料中に使用される用語で意味を解しにくいと思われるものには、簡略に補註を付し、読者の理解に資した。
- 一 資料の翻刻・校訂は、国士館史資料室収蔵の原本ないしは原本から作成した忠実な複製資料によった。
- 一 資料の校訂と補註は、阿部昭が担当した。

一 大正五年六月 青年大民團主旨（『大民』創刊号、大正五年六月）

青年大民團主旨<sup>\*1</sup>

今や内外多事、皇國の隆頽は係つて一つに吾人の雙肩にあり。見よ天下は滔々として輕薄虚偽に流れ、剛健質實の氣風は全然跡を絶ち、殊に似非文明の思潮は益々險惡に、固有の民性は方に地を拂はんとす。斯の如くんば、かけまくも 皇室の尊嚴を傷つけ、延いて皇國の前途を危うせんとす、實に冷汗恐懼の至りならずや。奉公愛國の士、正に蹶然憤起すべきの秋にあらずして何ぞ。是れ吾人青年が國家の柱石となり、勇往邁進せざる可からざる所以なり。顧ふに國家將來の鴻圖を期し、刻苦砥礪以て志操を練磨し、精進向上の實を擧げ、他日國勢を大成するの基礎を造り、皇國をして宇内の宗と仰がしめん事、是れ當さに同志の務めならずや。青年大民團創立の趣旨、亦實に茲に存す。

\*1 青年大民團主旨 青年大民團は、社会改良のため青年に自覚を促す文教活動を行わんとして結

成された学生・青年・教師らによる社会啓蒙団体。大正二（一九一三）年四月頃、東京で結成され

たと伝えられる。この「主旨」は、それから三年余り経過した大正五年六月に創刊された青年大民團の機関誌『大民』創刊号の巻頭に掲げられたものである。主旨が作成された時期は、機関誌創刊よりさらに遡ると推定されるが未詳である。草案執筆者については諸説あるが未詳、今後の検討を要する。機関誌『大民』は、創刊号の表紙に、「[THE] DAIMIN」の読みが付されていることから、当初はそう呼称されていたと推定される。しかし、大正六年六月一日発行の『大民』一周年紀年號には、「DAIMIN」の読みが記され、一周年を期に変更されたと推定される。なお、青年大民團そのものも大正八年に國士館の財団法人化、高等部の開設を達成した直後に「大民團」と改称している。

\* 2 冷汗恐懼 冷や汗し恐れかしこむこと。

\* 3 蹶然憤起 地をけてふるい立つこと。

\* 4 鴻圖 大きなはかりごと、目標。

\* 5 刻苦砥礪 苦勞し、修養に励むこと。

\* 6 志操 かたく守つて変えないみさお。

\* 7 字内の宗 天下・世界の大本、中心。

二 大正五年六月 青年大民團規約（『大民』創刊号、大正五年六月）

青年大民團規約<sup>\*1</sup>

- 一、本團員は、士道の大本に<sup>ホンドンイン</sup>基き、常に<sup>ツネ</sup>心身修練を<sup>シンシンンユウレン</sup>怠る可<sup>オコタ</sup>からず
- 一、本團員は、社會の儀表とな<sup>ギヒヨウ\*3</sup>つて濁世淨澄の任に<sup>ダクセジヨウトウ\*4ニ</sup>當る可<sup>アタ</sup>し
- 一、本團員は、献身的行動を<sup>ケンシンテキコウドウ</sup>尊重し、苟も<sup>イヤシク</sup>輕舉盲動す可<sup>ケイキヨモウドウ</sup>からず
- 一、本團員は、飽までも<sup>アク</sup>正義の味方となり、<sup>セイギ</sup>邪悪は<sup>ミカタ</sup>些も<sup>ジャアク</sup>恕す可<sup>スコシ</sup>からず
- 一、君國を<sup>クニコク</sup>思ふの外、<sup>オモ</sup>他念ある可<sup>ホカ</sup>からず
- 一、常に<sup>ツネ</sup>高邁なる志操を<sup>コウマイ</sup>持し、苟も<sup>イヤシク</sup>野卑賤劣の言行ある可<sup>ヤヒセンレツ\*5</sup>からず
- 一、學問は<sup>ガクモン</sup>智徳の精進<sup>チトクシヨウジン</sup>向上<sup>コウジヨウ</sup>を旨とし、<sup>\*6ムネ</sup>爵祿の<sup>シヤクロク</sup>如きは<sup>\*7ゴト</sup>一切念頭に<sup>イツサイネントウ</sup>挿<sup>サシハサ</sup>む可<sup>ベ</sup>からず

青年大民團

\*1 青年大民團規約 機関誌『大民』創刊号に掲載された結社の規約である。前掲の「主旨」同様、

成立時期はさらに遡ると推定されるが未詳。これ以後、『大民』誌上に毎号掲載される。青年大民團

から大民團への名称変更にともない、大正八年二月一日発行の『大民』第五卷第三号では、「大民團盟約」と名称を改めて掲載されるが、内容は踏襲している。なお、青年大民團の本部は、当初、東京市牛込区細工町二一番地に置かれたと伝え、大正五年六月一五日発行の『大民』創刊号の奥付にある発行所青年大民團の住所も、これと一致している。その後、機関誌発行によって発展した事業活動の必要から、本部を赤坂区表町三丁目四番地に移し、大正六年三月一〇日発行の『大民』第二卷第三号奥付と、同年四月一日発行の『大民』第二卷第四号の奥付には、発行所としてこの住所が記載されている。しかし、同年六月一日発行の『大民』一周年<sup>(マ)</sup>紀年号の奥付には、発行所として青年大民團住所を、麻布区筭町一八二番地としており、四月から五月の間に再移転が行われたと推定される。大正六年十一月、青年大民團が「活學を講ず」の歴史的宣言（『大民』第二卷第一号誌上）を発し、国士館が開設されたのは、まさにこの地であった。

\*2 士道の大本 武士の道徳を儒教の教養で秩序づけたもの。聖人の教えである人倫の道によって自己を律し、その立場から社会を指導することを使命とする武士の道徳。単に「武」や「強」のみを強調する「武士道」とは一線を画し、文武両道に立脚した真の武士道精神を指す。

\*3 儀表 手本、模範。 \*4 濁世淨澄 濁った世の中をきよめ、きれいにすること。

\*5 野卑賤劣 下品でいやしく劣っていること。 \*6 智徳の精進向上 智徳を兼ね備えた人

格の形成を学問・教育の目的とした。 \*7 爵祿 爵位と俸給、地位や名誉と報酬。

三 大正六年十一月 宣言「活學を講ず」(『大民』第二卷第一号、大正六年十一月)

物質文明の弊、日に甚だしく、人は唯だ科學智を重んじて徳性の涵養を知る。今日に於て教育とは唯だ科學智の賣買たるのみ、科學智の必要は本より言ふを待たざれども此の如きは唯だ物質文明に終る。精神文明なくして國家豈に一日の安きを得んや、蓋し精神文明は物質文明を統一指導するものなり。精巧の武器萬種羅列するも、兵士起つて之を運用するに非れば、戰場に何等の効果なからん。吾人は精神文明と精神教育とを此際に唱道して國家の柱石たるべき眞智識を養成せん事を期す。

文化僻陋に及ぶの今日、率爾として此の如きの言を聞かば、或は吾人を以て迂となす者あらん。然れど、今日の日本文化は猿真似の文化なり、悉く之れ西洋直譯の文化なり。其の表面を模倣せるものなり、其の弊害を識別する處なくして凡て唯だ舶來品を宗と仰ぐの文化なり。

- \*1 宣言「活學を講ず」 青年大民團機閱誌『大民』（大正六年一月刊）の巻頭に掲載された宣言文。後日、この宣言の趣旨に則り、「國士館設立趣旨」が作成され、國士館設立の呼びかけが行われた。
- \*2 科學智 科学の知識や技術。明治維新以降西洋から流入した近代科学の知識を念頭に置いて使われている。
- \*3 徳性の涵養を知る ここでは徳性の涵養の「足らざる」を知る、と補い理解すべきである。知識や技術のみを重視することから、気がつけば徳性の涵養を怠ることを戒めたものである。次に掲げる「國士館設立趣旨」では、このくだりを「徳性涵養を忘る」と改めている。
- \*4 眞智識しんちしき 智識は智恵や見識を意味するだけでなく、それを備えた高僧、または指導者の人物を意味し、「善智識」などと用いる。ここでは「眞智識」と用い、「精神教育」によって「物質文明」を制御しうる見識を備えた指導者、すなわち「國士」を指す。
- \*5 僻陲へきすい 辺境、田舎。
- \*6 率爾そつじ にわかに、突然に。
- \*7 迂まが 実情にそぐわない、物ごとにとく实际的でないこと。

國家の最高學府たる帝國大學は骨抜きせる奴隸的の官吏養成所なり、藩閥の走狗を養ふの地なり、

かくして智識の寶庫は天下に公開されざるなり。可し公開さるゝの日ありとするもノート式講義は畢竟ひっきよう死學\*1のみ。其説く處高遠深邃\*2なるが如きも、遂ついに之れ形式範疇はんちゆうのみ、何等の信念なく誠熱なき鸚鵡の口着\*3似のみ、人を化するの力なし。形式、規則、規律、試験、之れ今日の所謂教育なるものなり。青年の勉學は唯だ試験を通過せんが為めの手段のみ、自覺し自發して學を講ずるに非るなり。唯だ教はる所を其儘に受入れて、何等の疑問を起さゝる者は幸福なるのみ。彼等の教場學を授けらるゝや、拙劣なる速記者たるのみ、走れる丈け走らせらるゝ馬車馬の如きのみ。故に能く學ぶと稱せらるゝ者も亦唯だ、所謂いわゆる養勉強\*4するのみ。其漸ようやく學校を終るや、一生の精力を消費し盡くして精神上のインポテントとなり、何等の思想を生み出すの能力なきなり、獨立せる人格なきなり。官僚の踏臺ふみだいとなりて氣息奄々\*4たり、ノートに養はれてノートに生きる者は日本の學者なり、二十世の腐儒\*5なり。

\*1 死學 後続の文言にあるとおり、「唯だ試験を通過せんが為めの」勉學で、「自覺し自發して學を講ずるに非る」ため、「教はる所を其儘に受入れて、何等の疑問を起さざる」ため、「教場學を授けらるゝや、拙劣なる速記者たるのみ」で、学んだ事柄や人が生かして使われることのない学問・教育のありかたを指す。ここでは「活學」という言葉と対比して使われている。「死學」と「活學」



の違いも自ずとあきらかである。

\*2 高遠深邃こうえんしんすい 学識がたいへん高く深いこと。

\*3 口着似くちまね 口つきを似せること。「くちまね」と読むか。

\*4 氣息奄々きそくえんえん 息もたえだえで、今にも死にそうなようす。

\*5 二十世の腐儒ふじゆ 「二十世」は「現代」の意味か、「腐儒」は役に立たない学者のこと。

かくして日本國には、着似有つて意志無し。意志なきの一等國は、日本を以て嚆矢こうし\*1となし、西人\*2は日本を以て、一種特判(別カ)、他と比類なき骨董國と見なせり。骨董の一等國は日本に於て其の眞に一等なるを見る。現代の青年又多く骨董品\*3たるべく養成せらる。多少の意志ある者は、親父の目より見れば危険なり。かくして人間らしき者は、凡て注意人物と見なされて社會の迫害こうむを蒙る。役人の意向を奉伺して其の言の如くに行動する者のみは、善人なり、善哉々々\*4。汝もろ諸もろろの善男善女、唯だ劃一かくいつと規律とを守りて、苟いやしくも新しきに目を走る勿なかれ。新らしきものは常に役人の目に付き易やすく、眞なるものは、常に危し。かくして日本の教育は徹底せる舶來品にもあらず、純なる日本品にもあらざる、毒にも益にもならぬ間に合せ物となり、單なる死物となり終れり。

\* 1 嘴矢<sup>くちし</sup> ものごとの初め。 \* 2 西人 西洋人。 \* 3 骨董品 現実の用をなさぬ品。

\* 4 善哉々々 けっこうなことではないか。本当に国を思う者が退けられ、役人の意向だけを尊重して行動する者のみが迎えられる世の中を皮肉って言ったことば。

吾人茲<sup>ここ</sup>に於てか卓落不羈<sup>\*1</sup>、高く形式の外に超脱して、活學を講ずるの道場<sup>\*2</sup>を開設せんと欲す。法三章<sup>\*3</sup>、唯だ眞に師たり弟たるの情誼<sup>\*4</sup>に依つて之を維推<sup>\*5</sup>せん事を期す。來る者は拒まず、去る者は追はず、天空海濶<sup>\*6</sup>、嘗て他の拘束を受けず、唯だ自ら守るの禮と節とを尚<sup>たつと</sup>ぶのみ。

かくして此の道場は、大自在力を孕むの契機たるを期す。陋隙<sup>\*8</sup>僅かに膝を交ふるの一小寺<sup>（千七）</sup><sup>\*9</sup>小屋たりと雖も、以て大正維新の大業を成就するの松蔭塾に私淑<sup>ししゆく</sup>せん<sup>\*10</sup>とす。一心足つて萬能始めて用ふべし、我が道場の期する處は心學<sup>\*12</sup>なり、活學<sup>\*13</sup>なり、信念の交感<sup>\*14</sup>なり。理を説いて理に墮<sup>だ</sup>せず、術を語つて術に溺<sup>おぼ</sup>れず、舌頭<sup>ぜつとう</sup>能く萬有を吐吞<sup>とどん</sup>して、方丈裡に風雲を捲かんとするに在り。

\* 1 卓落不羈<sup>たくらくくみ</sup> 抜きんでて優れ、制度に縛られることのないこと。

\* 2 活學を講ずるの道場 「活學」は明治中期の新聞論説に使用例が散見する。知識を機械的に切

り売りすることではなく、学んだ事柄や人が、真に世の中のため生かされるような学問・教育のありかた、を指す。「講ず」とは、文字通り、師弟・友人が集まり学問や物事の道理について議論し合い研究すること、すなわち「講学」を意味する。そうした学問・教育を行う教場を創る理想を述べたもの。

\* 3 法三章 僅かに三か条しかない法。漢の高祖が、前代の複雑な法を、殺人・傷害・盗みの三つを罰する簡略な法に改めた故事による。ここでは、真の学問の場には、形式ばかりで複雑な法規則はいらぬことを述べている。 \* 4 情誼 信頼によって結ばれた親しい間柄。

\* 5 維推 これをおし進める、おしひらくの意味。「国士館設立趣旨」では、「之を維持せん」と改めている。 \* 6 天空海濶 天と海が広々としているごとく度量が広くさっぱりしていること。

\* 7 自在力 思いのままに發揮できる力。 \* 8 陋隙 狭苦しい場所。「国士館設立趣旨」では、「陋隘」と改められている。

\* 9 膝を交ふる 師弟がその中に入れば、膝がくつつくほどに狭いことを言う。「国士館設立趣旨」では、「膝を容るゝ」と改められている。

\* 10 松蔭塾に私淑せん 青年大民團は「大正維新」を標榜し、社会の啓蒙・改良を目指したことから、明治維新に貢献した人物を多く輩出した松下村塾を範としようとした。

\* 11 一心足って萬能始めて用ふべし 知識・技能・道具など何事も、それを活かして使おうとする

精神があつて初めて活用される、心がなければ死物化する。

\* 12 心學しんがく 「心学」という言葉は、江戸時代初めから朱子学や陽明学で「心の修養の学」というような一般的な意味で用いられていたが、江戸中期以降は、石田梅岩の創始した庶民教育思想（石門心学）の呼称として用いられることが多い。ここでは、西欧の経験科学的知識や儒学のうち朱子学にみられる分析的な理学に対し、個人の主体性や実践を重視しようとする知行合一論的な立場で心を修養することとして用いられている。

\* 13 活學かつがく 『大民』の「宣言」及び「國士館設立趣旨」で教育の根本精神として用いられた用語であり、古典に典拠を有しない言葉であるが、日本の近代教育史上、画期的な意義を内包する言葉である。その意味するところは、西欧から直輸入した物質文明とその知識・技術を鵜呑みにし、機械的に詰め込む学問・教育ではなく、それを用いる人の役割に視点を置く精神教育を重視することで、物質文明優先の文化的退廃を克服しようとする教育思想に立脚している。また、幕末の洋学思想や明治の欧化政策の影響で、実利を重視する実用の学が尊ばれる傾向に対し、東洋の精神文明と西洋の物質文明の統合、科学智の習得と知行合一による実践の重視を含意する。

\* 14 信念の交感なり 「活學」の道場、すなわち真の学問・教育の場は、知識の機械的受け売りの場であつてはならず、師弟が互いにその信ずるところを議論し研究し合い信頼の絆で結ばれたとこ

ろであるべきだ、との理想。

\*15 方丈裡りに風雲を捲まかん 「方丈」は師の住まいする、小さな教場を指す。新しく設ける教場から、新しい学問・教育の嵐、息吹を捲き起こそうとする意気込みを述べたもの。

#### 四 大正六年十一月 国士館設立趣旨

##### 国士館設立趣旨<sup>\*1</sup>

物質文明の弊、日に甚だしく、人は唯だ科學智を重んじて、徳性涵養を忘る。今日に於て教育とは唯だ科學智の賣買たるのみ、科學智の必要なるは本より言ふを待たざれど、此の如きは唯だ物質文明に終る。精神文明なくして國家あ豈あに一日の安きを得んや。蓋けだし精神文明は物質文明を統一指導するものなり。精巧の武器、萬種ばんしゆ羅列られつするとも、兵士起つて之を運用するに非るよりは、戦場に何等の効果なからん。吾人は精神文明と精神教育とを此際に唱道して國家の柱石たる眞智識を養成せ

ん事を期す。

一國の最高學府はまた天下に公開されざるなり。若し公開さるゝとするも、ノート式の講果はひつきょう畢竟しんすい死學のみ。其説く處高遠深遂なるが如きも、遂に之れ形式範疇はんちゆうのみ。何等の熱情なく、信念なし。人を化するの力なし。形式、規則、規律、試験、之れ今日の所謂教育いわゆるなるものなり。

\*1 國士館設立趣旨 一九一七（大正六）年一月四日の國士館発会式を期して発せられた告知文である。内容は、同年一月の『大民』巻頭に掲げられた「宣言」の内容に、若干の省略と修正の手が加えられている。

\*2 精神文明と精神教育とを此際に唱道して國家の柱石たる眞智識を養成せん事を期す 「精神文明と精神教育とを此際に唱道」は、西洋輸入の「物質文明」偏重の傾向に対して、東洋の「精神文明」の役割を重視する立場から「精神教育」に力を注ぐことで、将来の日本の柱とも礎ともなるべき指導者を育成することこそ國士館設立の目標であるとして、國士館教育の理想を端的に表明した章句である。「智識」とは、世を正しく導く指導者、すなわち國士を意味すると解釈するべきである。

吾人茲こゝに於てか卓落たくらく不羈ふき高く形式の外に立つの士\*1に依り、膝を交へて親しく活學を講ずるの道場\*2を開設せんと欲す。法三章、唯だ眞に師たり弟たるの情誼に依つて之を維持せんを期す。來る者は拒まず去る者は追はず、天空海濶てんくうかいかつ他の規束なく、唯だ自ら守るの禮\*3と節\*3とを尚ぶのみ。

而して此の道場は大自在力を孕はらむの契機たるを期す。陋隘ろうあい僅かに膝を容るるの一小寺（千セ）小屋たりと雖も、大正維新の松蔭塾たるの効果あらん。一心足つて萬能始めて用ゆべし。\*4我が道場の期する處は、心學なり、活學なり、信念の交感なり。理を説いて理に墮せず、術を語つて術に溺れず。舌頭萬有を吐吞とどんして方丈裏に風雲を捲かんとするに在り。

\*1 卓落不羈高く形式の外に立つの士 「士」は人物。「卓落不羈」は他に抜きんでて優れ、規則や制度に束縛されていないことをいう。「高く形式の外に立つ」の文言とともに、既存の他のいかなる組織や制度にも縛られず独自の見地を堅持できる人物。設立される國士館に集う賢人たちが、そうした人物であることをいう。

\*2 活學を講ずる 機械的な知識の受け売りは「死學」で、人を教化する力なしとし、学んだ知識・技能を眞に活かす実践力を有する人を育てる学問・教育のありかたとして「活學」を提唱している。「活學」は、漢籍の古典に典拠のない語であるが、幕末から明治にかけて西洋から流入した実利・実

用の学から生じた知識偏重を戒め、知識・技能を真に使いこなす側にある人間の主体性に視点をあてた独創的な学問教育論である。明治中期の新聞論説に使用例が散見する。

\*3 唯だ自ら守るの禮と節 新たに設立される教育機関は、おおらかで、複雑な規則は用いず、そこで学ばんとする者が自らを律し正す「禮節」によるのみとする学風について説いたもの。

\*4 一心足って萬能始めて用ゆべし 諸々の知識や技能も、それを用いる者の意思や心のありかた、すなわち精神のはたらきによって、はじめて活かされ、効果を発揮するということ。

一、場所 麻布區筭町一八二番地 青年大民團本部

二、時間 午後七時より九時まで（日曜祭日休み）一日二時間

一、費用 一ヶ月一圓（其他一切不要）

先生 原口 竹次郎<sup>\*1</sup>

山崎 源二郎<sup>\*2</sup>

中野 正剛<sup>\*3</sup>

伊藤 重次郎<sup>\*4</sup>



課目

米國研究、涵養、世界時事、東洋古學、殖民、  
財政、哲學、軍政、經濟、美學、  
基礎法制、社會學、歷史、東邦學、

發會式

永井	頭山	柴田	寺尾	江木	田尻	宮島	三宅	阿部
柳太郎 <sup>*12</sup>	満 <sup>*11</sup>	徳次郎	亨 <sup>*10</sup>	衷 <sup>*9</sup>	稻次郎 <sup>*8</sup>	大八 <sup>*7</sup>	雄次郎 <sup>*6</sup>	秀助 <sup>*5</sup>

一、会場 青年大民團本部（麻布笄町一八二 電話芝四六九）

一、期日 十一月四日（早朝より相撲、午後一時會式）

一、先輩の講話

臨場先輩（確定）

田尻稻次郎、三浦 梧樓<sup>\*13</sup>、頭山 満、江木 衷、犬養 毅<sup>\*14</sup>

宮崎<sup>(他)</sup> 大八、三宅雄次郎、寺尾 亨、添田 壽一<sup>\*15</sup>、原口竹二郎、

山崎源二郎、阿部 秀助、伊藤重次郎、長島 隆二、中野 正剛、

野田<sup>(卯)</sup>□太郎、神武品太郎、結城虎五郎、（其他）

十一月一日より事務開始す（十一月五日より始講）

青年大民團本部

麻布笄町一八二番地

電話 芝四六九番

\*1 原口竹次郎 早稲田大学教授、南方調査の先駆者。

\*2 山崎源二郎 東京帝大教授、財政

- 経済学。 \* 3 中野正剛 明治一九年福岡県生まれ。東京朝日新聞記者を経て『東方時論』社主。代議士。浜口内閣の通信政務次官。 \* 4 伊藤重次郎 山下合名会社調査部嘱託。海運論。
- \* 5 阿部秀助 明治九年福岡県生まれ。東京帝大卒。慶應義塾大学理財学科教授。
- \* 6 三宅雄次郎 雪嶺。万延元年金沢生まれ。東京帝大卒。同大准教授を経て文部省編輯局員。雑誌『日本人』『日本』『日本及び日本人』を中心に活躍したジャーナリスト・哲学者・歴史家。
- \* 7 宮島大八 詠士。書家。慶応三年生まれ。米沢藩出身。東京商学校中退、清国留学、張廉卿に師事。帰国後、東京帝大講師、東京外国語学校講師歴任、善隣書院を開き日華親善に尽力。
- \* 8 田尻稲次郎 嘉永三年生まれ。薩摩藩出身。米国留学、エール大学で財政経済を学び帰国。大蔵省入省。会計検査院長、貴族院議員。大正七年から九年まで東京市長。
- \* 9 江木衷（まこと） 安政五年生まれ。岩国藩出身。東京帝大卒。法学。弁護士。内務大臣秘書官、参事官。 \* 10 寺尾亨 安政五年生まれ。福岡藩出身。パリに留学、国際法を学ぶ。帰国し東京帝大法科大学教授。外務省参事。辛亥革命勃発により革命政権顧問就任。
- \* 11 頭山満 安政二年生まれ。黒田藩出身。国会開設運動を経て玄洋社設立、炭坑経営者。国権主義・アジア主義運動家。 \* 12 永井柳太郎 明治一四年金沢生まれ。早稲田大学卒。英国留学帰国後、早大教授。社会政策・植民政策。大正六年九月早大騒動で早大を追われる。同九年代議士。

拓務相・逋信相・鉄道相、大日本育英会初代会長歴任。 \* 13 三浦梧樓 弘化三年、菽生まれ。

戊辰戦争参加。陸軍少将、東京鎮台司令官を経て、学習院長、貴族院議員。朝鮮国駐在特命全権公使。枢密顧問官。 \* 14 犬養毅 安政二年生まれ。岡山藩出身。慶応義塾に学び、『東海経済新

報』『交詢雑誌』『郵便報知新聞』発刊に参画。立憲改進黨を結成。進歩党、憲政党、憲政本党、立憲国民党、大正政変後、第一次護憲運動。立憲同志会、国民党総理。 \* 15 添田壽一 元治元

年筑前生まれ。東京帝大卒。大蔵省入省。大蔵次官を経て台湾銀行初代頭取。日本興業銀行初代総裁。

五 大正八年一〇月 国士館の本義（『大民』第五卷第一号、國士館新築記念号、大正八年

一〇月）

#### 第四章 國士館の本義<sup>\*1</sup>

(一) 國家の大本は文教に在り<sup>\*2</sup>

以上述べ来れる處、當我國の弊害の一端に過ぎぬ。而かも此の如きは我等をして到底坐視するに堪へざらしむる處である。我等は此の如き弊害を除き、日本國民をして何等拘束なき、眞の自由の立場から新たに直出して、其の實力を十分に發揮せしめ、依て以て國運を開拓せしめん事を期する。之が為めには我々は種々の手段を講じ、幾多の事業を開始する。已<sup>すで</sup>に今日迄我等は雑誌「大民」に依つて、我等の意の在る處を宣傳し來つた。又大民團本邦<sup>(部カ)</sup>内に國士館を開校して青年の教育に従事し來つた事は已<sup>すで</sup>に述べた通りである。今や時運會して、國士館新築成り、世田ヶ谷松陰祠畔<sup>しはん\*3</sup>に移る事となつたのである。

吾人は國家改善の根柢を文教<sup>\*4</sup>に置く、殊<sup>こと</sup>に戦後經營の要諦<sup>ようてい\*5</sup>を文教に在りと見る。眞に日本人の目を開き、日本人をして其地位と任務とを自覺せしめ、依て其の進むべき道を知らしむる事は文教に頼る外はない。知るは行ふの始めである、從來盲目になり勝ちな日本人を教へて眞の知見を開かしまる事は之れ日本の急務である。

\*1 國士館の本義 大正六年開設された私塾國士館は、早速文教活動を開始するとともに、教育機

関としての組織と教場の整備に努めた。大正七年には國士館の財団法人化と教場拡充のための移転が企画された。翌八年には世田谷の現在地に用地を確保、講堂を建設して移転する計画があきらかにされた。講堂は四月に着工、七月に上棟式、一〇月には財団法人設立の申請を行った。本書は世田谷講堂の落成を間近に、財団法人の設立申請手続き中に、青年大民團機関誌に掲載されたものである。筆者は不詳。

\*2 國家の大本は文教に在り 国家建設の大道は学問と教育にある、との考え。國士館創業者たちの国家観、教育観がもつとも端的に表現された一句である。

\*3 祠畔しはん 「畔」はものほとり、かたわらをいう。ここでは松陰神社の近傍を意味する。

\*4 文教に置く 「文教」は学問と教育により人と社会を教化すること。社会改良を目的とする青年大民團の運動が、当時、文教による社会啓蒙活動に重点を置いていたことは、本節表題や後続の文章と合わせみて明らかである。

\*5 戦後経営の要諦 「要諦」は物事において肝心な事柄。第一次世界大戦は、一九一八（大正七）年一月に休戦が成立し、翌年六月、ヴェルサイユ講和条約が結ばれた。ここでは大戦後に生じた内外の諸課題への対応策として最も重要な事柄の意味。

然るに何事ぞ、日本は文の國に非ずして武の國であると論定され、文部大臣は常に伴食大臣として殆んだ存在を認められなかった。今や獨逸は屈辱講和を余儀なくせられて世界に於ける武國主義は影を潜め、今後の列強は文國として文明の經濟戦に入る事となった。日本獨り幾十師團と八々艦隊のみを以て世界に覇を稱へんとするは愚かしい事である。同時に人民を愚にし官僚権を私するは亡國政治なる事、露國之を證明して居る。世界の日本は大いに文教の興隆を計らなくてはならぬ。兵勇と武器とは末である。先づ眞の人間を作る事である。閩族官僚の手足たる人民を作る勿れ。唯だ眞に人たるの人民を養成せよ。日本の戦後經營に缺くべからざる事は人を作る事である。

\*1 日本は文の國に非ずして武の國であると論定され ヴェルサイユ条約によって日本は旧ドイツの權益を継承し、山東半島や南洋諸島における權益を拡大した。このため米中を初めとする連合国の間から、これを非難する動きが表れていた。 \*2 伴食大臣 「伴食」は主客のお伴をして

馳走にあずかること。職にふさわしい実権・実力が伴わない、名前だけの大臣。

\*3 屈辱講和 ヴェルサイユ条約は、戦勝国側が、敗戦国のドイツに巨額の賠償金を課し、軍備を制限し、本国領土の一部を割譲させるきびしいものとなった。 \*4 今後の列強は文國として

講和条約締結後、戦勝国が中心となって、国際紛争を平和的に解決するための、国際協力機関を設立しようとする機運が盛り上がり、一九二〇（大正九）年に国際連盟が設立された。

\*5 露國之を証明 帝国ロシアでは、一九一七（大正六）年に革命政権が成立していた。

\*6 世界の日本は大いに文教の興隆を 世界が国際協調に向かうなかで、日本の向かう方向は、軍備の拡張よりも文教の興隆が優先される、との主張。

なう 名けて教育といふ。立派な名稱であるが、今日の我が教育制度と教育機関と自稱教育者とは、すべて生命なき死物である。由来日本の文教は人民を権者の道具となさんが為めの機関であった。眞理を教へ自由研究を許して、以て眞人を作る事を為さずして、唯だ覇者の権力維持に都合好き理窟を青年子弟の頭脳に詰め込んだのである。故に日本には一人の世界的思想家哲學者がない。偶また藝術家の如きものあれど、彼等は眞の文學者に非ずして器用な藝人である。近松、馬琴、西鶴、芭蕉、光淋（毒）、廣重の徒と、皆な一藝人である。彼等は覇者はしやの方便主義政策下に安住して嘗て天地の大經たいけいに觸れず、又人間の眞価値を考へなかつた。而して一方に山鹿素行、大鹽平八郎、佐倉宗吾（\*2）の徒、皆な反逆者として忌避きひされた。偶ま明治維新の改革者なる者が現はれたけれども、之れ自發的に人間の



眞髓しんずいを捉とらへたものでなくして、黒船の襲来に驚いて長夜の眠ねむりを醒さまされたる徒のみ。日本の文化は明治維新の政治的革命に依つて、何等の変化を受けなかった。唯だ徳川幕府に代へて薩長幕府が新形式の上に築きずかれたのである。其精神に於ては依然、島國的日本である。覇者の日本である。人民を愚にするの政治である。而して民間政黨の最終目的も亦薩長幕府より時々政權を自黨に借用せん事であった。即ち日本の文化は明治の革命に依つて何等の變化を受けなかったのである。

\*1 天地の大經 「天地」は、この世界、世の中。「大經」は、人の踏むべき大道、常道。すなわち

人倫の道。 \*2 山鹿素行、大鹽平八郎、佐倉宗吾の徒 日本の近世史上において自らの志

操に忠実に義挙の行動に出て権力により罰せられた人々。 \*3 唯だ徳川幕府に代へて薩長

幕府が新形式の上に築かれた 薩長藩閥政權に反対する勢力の間にみられた明治維新観。

日本の記録には名僧智識なる者の名が残つて居るけれども、之れ世捨人である。利己主義なる隱遁者いんとんしゃである。彼等は八萬何千卷といふ馬鹿げた浩瀚たふらんなる經文の中に窒息して生きながらの木乃伊みらいとなつたのである。然しかればお寺の本堂には死氣漂ただようて居る。豈あに衆生濟度しゆじゆどあらんや。日本の文明

は斯の如き僧侶の囀語（まねごと）に累（た）せられて生々の氣を失った。夫れ教育者は大哲學者宗教家でなくてはならぬ。眞を見て言はず義を見て成さず、俗人に媚（こ）び權者に阿（おも）り、其地位をのみ顧慮（こりよ）するが如きは教育の本旨に遠い。教育者は殉道者（じゆんどうしや）の覺悟を要する。今や官學の校長は一行政官の如く、私學の校長は奉加帳廻りに浮身（うきみ）を襲（ゆづ）して其の校舎の美と設備の華を競ひ、以て唯だ生徒の數を増さん事に腐心する。教育者とても大なる常識を要する事勿論なるも、俗智と俗才とは教育者に大害あり。唯だ直情徑行（ちよくじやうけいこう）、其の理想に向つて驀進（まうしん）する者にして始めて教育者たるを得る。學校は科學智の小賣所にして、校長は市場の親方の如きは今日の現状である。

\*1 浩瀚（こうかん） 書籍の大部で量の多いこと。

\*2 衆生濟度（しゆじやうさいど） 仏教語で仏や觀音が、衆生（生き

とし生きるもの）を迷いの海から救い出し彼岸にわた（度）すこと。人々を救つて悟りを得させること。

\*3 囀語（まねごと） ねごと、たわごと。

\*4 直情徑行（ちよくじやうけいこう） 他人の迷惑や周囲の事情

を考えずに、思うことを実行にうつすこと。

「神は天地の主宰にして人は萬物の靈なり」之れ吾人が、三十年前の國民教育第一期に諳誦を強ひ

られた日本道德の金科玉条きんかぎよくじよう\*1である。然れども嗚呼ああ、此神は何處に在りや、此人は何處にありや。今日の人民は権者富者の奴隷にして八百萬の神社は宗教に非るなり。故に眞の人間を作らんが為めには、國家を改善しなくてはならぬ。人民を萬物の靈たらしめんが為めの教育を施さなくてはならぬ。祖先崇拜の精神を曲解して排他主義に陥る時は、世界の除け者にせらるゝ危険がある。現に乃木神社を宗教の神と見て佛耶教ふつてう\*2を一掃して日本を固有の神の國に還元せしめん事に腐心する頑迷老年あり。青年團を起して以て青年思想を劃一かくいつにせん事を圖るあり。御用教育所たる大學内に視學官と國民教育を司る校長とを集めて舊式の尚武主義を強要するあり。此に於て國民教育の任に當る校長なる者は、端役人の如く鞠躬きよく\*3如たる舶来瘦犬式のフロック姿となる。彼には人を教化するの風丰ふうほうなく、他に感激を與ふるの生気なく、権者の命之れ従ふの耄ぼけたる人形である。

\*1 金科玉条 非常に大切な法令。転じて主義・主張をまもるべき信条を指す。

\*2 佛耶教 仏教とキリスト教。ここではともに外来の宗教として排外主義者の攻撃の対象にされることを言う。

\*3 鞠躬きよく如じよ 身をかがめて、うやまいつつしむ様子。

吉良上野介式の視學官に死命を制せらるゝ制度下にある校長は、到底児童の教育に専念する事が出来ない。斯くして校長は其地位を失はざらんが為めに、校内の設備と形式を整へて権者の目を眩まし、生徒を人質に捉へて餘計なる設備の費用寄付を父兄に強要する。各教師亦校長の鼻息を窺ひ、其の電車車掌にも劣る報酬より打算して被備者根性となり、出来る丈け骨惜みをする。嗚呼此の如くして次代の國民を作るべき義務教育の場は、市井の遊藝教授所にも劣るものとなる。何の師弟の情誼あらんや。何の學業獎勵あらんや。唯だ有るものは形式的試験と、細々しい道具立てのみ。經濟思想を養成すと稱して児童貯金を獎勵するも、今日の如く贅澤な道具立てを以てしては、児童に濫費を教ふるに等し。嗚呼次代の國民は禍なるかな。今日の壯麗なる學校は、質に於て寺子屋にも劣る。斯の如き状態を以てして萬物の靈長たるべき人間を作り得るか。抑も亦天地の主宰たる神を奉ずるの眞人間を作り得べきか。吾人が大民團組織の當初より麻布 笄 町の陋屋に國士館學校を開いた所以は主として茲に在る。今や國士館新築成り更始大躍進の時機に會した。我等は我等の事業の一つとして先づ眞の教育の場所を設くるのである。而して活學を講じて活人を作るのである。然らば吾人の活學と名くるものゝ意義如何？

\*1 更始 古いものを改め、新しく始めること。

\*2 活學を講じて活人を作る 國士館の教

育のねらいを端的に述べたものである。「活學」は学んだ知識や技能を活かすことができる実践的力を有する人間を育成する学問・教育のありかたを指しており、産業と直接結びつく実用の学という意味ではない。

## (二) 是れ活學の大道場

今や文明の趨勢すうせいが主として物質上に傾き、成金主義横行の世となった。従て人は唯だ科學智を重んじて徳性の涵養かんようを忘却\*1した。今日に於て學問教育とは科學智の売買たるに過ぎざる事となった。勿論科學智の必要なるは言ふに俟たざる事ながら、今日の趨勢すうせいに放任する時は物質の文明に止まり、精神文明は退歩する。精神文明なくしては國家が保てない。精神文明は物質文明を統一指導して其用を為さしむる動力である。\*2精巧な武器が萬種羅列するも兵士起つて之を運用するに非あらざるよりは戰場に何の効果も奏し得ない。故に吾人は精神文明と精神教育とを此際に唱道して國家の柱石たるべき「眞智識者しんちしきしや」を養成せん事を期\*3するのである。明智を開いて知行合一する所に活學の意義が存する。\*4文化僻陲\*5に及んで居る今日、卒然そつぜん此の如き言を聞かば或は吾人を以て迂うとなす者もあらう。併しかし今日の日本文明は猿真似ざるまねであつて西洋直譯の文明、而かも其の外觀を模倣せるに止まる。其の眞価を究めず、其の弊害を識しらずして唯舶來品はくわいひんを難有がると同じ程度の文明である。

\*1 人は唯だ科學智を重んじて徳性の涵養を忘却した 前掲「宣言」「國士館設立趣旨」以来、國士館設立に際し再三繰り返される基本的モチーフである。

\*2 精神文明は物質文明を統一指導して其用を為さしむる動力である 「精神文明」と「物質文明」の対比のうえで、「精神文明」の優位性を主張する思想の背景には、佐久間象山の「東洋の道德、西洋の芸術（科学技術を意味する）」以来の「和魂洋才」思想に加え、「今日の日本文明は猿真似であつて西洋直譯の文明、而かも其の外観を模倣せるに止まる」とする、西洋文化直輸入の社会への批判が込められている。また、「西洋文明Ⅱ物質文明」と「東洋文明Ⅱ精神文明」を対峙させる思考方法には、欧州列強のアジア進出が激化した明治中期以降、岡倉天心の思想にみられるアジア主義的文明観の片鱗が垣間見える。士道の大本にもとづき心身の修練に努め、智徳の精進向上を目指すとする國士館教育の精神の土壤には、そうした伝統が底流となっている。

\*3 國家の柱石たるべき「眞智識者」を養成せん事を期する ここで言う「智識」は、世の中を正しく導く指導者を意味し、「眞智識者」とは「善知識」と同様の使い方である。従つて、ここでは設立する國士館において、國家を担うに充分な力を備えた指導者を養成することを期する、の意味になる。

\*4 明智を開いて知行合一する所に活學の意義が存する 新しい知識を充分に積極

的に修得した上で、それを死蔵することなく実践に活かすこと、すなわち活學の含意するところを端的に示した一章である。 \*5 僻陲<sup>へきすい</sup> 辺境、田舎。

見よ今日我が最高の學府は奴隸的官吏養成所である。走狗<sup>\*1</sup>飼育所である。権者に都合悪しき點は講義する事を許さない。故に眞の知識は開放されない。其のノート式講義は、遂に死學たるに終る。其説く所高遠深奥なるが如きも、之れ曲學<sup>\*2</sup>阿世の形式教育のみ。何等の信念なく熱誠なく、人を化する力がない。設備と規則と試験と之れ其の教育なるものである。學生の勉學は唯だ試験を通過せんが為めの手段たるに過ぎない。自覺し自發して學を講ずるに非ず。唯だ無批判に知識の断片を詰込まれるのである。其の教室に在るや拙劣なる速記者たるのみ。唯だ馬車の如く精を涸<sup>こ</sup>らして試験なる目標に向つて走る。然れば其の漸<sup>ようや</sup>く校を卒業した時には精力殆<sup>ほと</sup>んど盡<sup>つ</sup>き、精神上のインポートとなり、何等新たなものを産み出す能力がない。自由意志なく獨立の人格なく、官僚の手足となりて迎合<sup>すべ</sup>之れ事とし、唯だ他の用をなすべき機械たるに終る。最高學府<sup>す</sup>已<sup>しか</sup>に然り。其の下に在る教育機關も凡<sup>すべ</sup>て之に準じて死學を詰め込むに過ぎない。斯<sup>か</sup>くして出来上るは拜金主義の技師と、阿世の腐儒<sup>\*3</sup>である。

\* 1 走狗そうく 狩猟に使われる狗（いぬ）。転じて、他人の手先となって使役される人を意味する。官学

が権力の手先となって働く人間ばかりを養成している、とする批判。

\* 2 曲學きまがく阿世あせい 学問を曲げてまで権力や世俗におもねること。

ねるだけで役に立たない学者。

\* 3 阿世あせいの腐儒ふじゆ 世におも

然しかれば日本には眞ま似ねがあつて獨自の意志がない。獨自の意志なき一等國は日本を嚆こう矢しとする。

西人せいじん\*<sub>1</sub>は日本を以て一種特別の比類なき骨董國\*<sub>2</sub>と見なして居る。骨董の一等國は日本に於て其の眞に一等なるを見る。今日の日本に何等の感激なく賞讃なく興國の氣象なきは凡て此の如き死學の餘弊である。

吾人深く茲こゝに鑑かんみる處あり。國士館を開いて卓たく落らく不ふ羈き高く形式の外に超越する活學を講ずる。其主義精神\*<sub>3</sub>とする處は、自由獨立、各人をして其天賦の能力を存分開發せしむるに在る。人各特長あり。其欲する處に善導して之を大成せしむるが吾人の教育方針\*<sub>4</sub>である。國士館は決して或る一種の限られた人間の養成所ではない。其講學\*<sub>5</sub>の方法としては自修自發を旨とする。教師の口述を筆記する如



き迂愚<sup>\*6</sup>に倣<sup>なら</sup>はず。又妄<sup>みだ</sup>りに不要の諳記を強要せず。詰込みにあらずして誘導にある。教師は命令者  
 にあらずして相談相手である。同時に館生は自分の労力に依って自活を期する。<sup>\*8</sup>即ち學校附属三千  
 坪の畑を耕すと共に、別に或種の室内工業を営み、之に依て各自の生活費を辨するのである。要す  
 るに我國士館の主義方針<sup>\*9</sup>は、自由、自修、自活の三條に帰する。而して校紀<sup>こうき</sup>の點<sup>てん</sup>に至っては何等  
 煩瑣<sup>はんさ</sup>なる規程を設けずとも、唯だ眞に師たり弟たるの情誼に依って之を維持せん事を期する。来る  
 者は拒まず、去る者は追はず。天空海闊唯だ自ら守るの禮節を尚ぶ。斯くして我が國士館は大自在  
 力を孕むの機關たるを期する。正に之れ大正維新の大業を成就すべき第二の松陰塾である。我が國  
 士館の期する處は吉田松陰の如き実践躬行<sup>\*10</sup>以て他を率ゐ、天下の患に先立つて患ふるの眞骨<sup>（頂カ）</sup><sup>\*11</sup>頭あ  
 る人間を作る事である。一心足って萬能始めて用ゆべし。吾人の論ずる所は、心學である、活學で  
 ある、信念の交感である。理を説いて理に墮せず、術を語って術に溺れず、舌頭<sup>ぜつとう</sup>能く萬有<sup>とどん</sup>を吐吞して、  
 方寸<sup>ほうすん</sup>裡に風雲を捲かんとするにある。

\* 1 西人 西洋人。 \* 2 骨董國 もはや生き生きとした活力を失っている国。

\* 3 其主義精神 ここでは「活學を講ずる」ところの「主義精神」の意味で用いられているが、そ  
 れを、「自由獨立」「各人をして其天賦の能力を存分に開發せしむるに在る」と説明している。

\* 4 教育方針 国士館を開設する教育方針を、「人各特長あり。其欲する處に善導して之を大成せしむる」にありと、人間教育の普遍性に立脚して説明している。 \* 5 講學の方法 「講學の方法」とは、学問教育の方法であり、それについても「自修自發を旨とする」と、普遍的な学習の基本に立脚して説明している。

\* 6 迂愚 世間の事情に疎く、愚かなこと。

\* 7 誘導にある 機械的な詰め込みを退け、人間の能力・才能を引き出すことに教育の本旨があるとする普遍的原理を示している。

\* 8 自活を期する 国士館に学ぶものは、自分で働きなから自活することを勧めている。後に柴田徳次郎館長は、学生が学習目標とすべき「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の四徳目を掲げたが、その一つに「勤労」が加えられていることに注目したい。

\* 9 国士館の主義方針 国士館が学生に期待するところの「主義方針」は、「自由」「自修」「自活」の三條に帰する、と総括している。前に活學を講ずる「主義方針」を「自由独立」とし、「講學の方法」を「自發自修を旨とする」とし、国士館生は「自己の勞力によって自活する」と述べたことを総合要約したものである。

\* 10 実践躬行 自らの意思で実際に行動すること。

\* 11 天下の患に先立つて患ふる 世の中に災いが発生する前にそれを憂え心配すること。

同時に吾人は毫末智術\*1を疎おろそかにするものではない。必要なる新智識は之を尊重して一層の闡明せんめいに進まん事を期する。新智識と精神修養とは両々相俟まつて用を為す\*2。一方に偏するは深く戒むべき事である。其の精神修養のみを主張して邪路に陥り、「宇宙萬事唯だ一心の發露のみ、一心凝こつて成る處、萬種の差別見求めずして心胸に豁然かつぜんたるものあらん\*4。何を苦んで千種煩はしきの智術を逐一習得するの要あらん」と、なすが如きは禪家の詭辯を誤り信じて自らを愚にするものである。妖僧の催眠術と禪家の眞智識とは異なる。

今夫れ支那の經書を讀む者は誤つて腐儒となり、西洋百科の學を講ずる者は灰殻となる。腐儒と灰殻とは共に偏局せる者の陥る弊害である。儒書を學ぶ者は、精神修養に没頭して新智識の開發を粗にし、遂に頑愚にして當世の事務を知らざる木偶\*5と化す。之に反して西洋百科の學を修むるものは、其の新智術に眩惑せられて自己精神の所依\*6を忘れ、翻々たる輕薄術學の徒\*7となり。所謂吹けば飛ぶ如き灰殻と化し、折角其の修得せる新智識も之を世道に資する處なきに終らしむる。二者共に新人天下を經營するの道に非ず。吾人が國家人類の趨勢を達觀して世と時とに適應するの活學を講ずる所以\*8のもの、深く茲に鑑る處あるに基く。而して我國士館は吾人の擅有物せんゆうぶつにあらず。財團法人となして之を天下に公開し、以て七千萬國民と共に此の大業を成就せん事を期するものである。

\*1 毫末智術こうまつちじゆつ

「智術」は科学的知識と技術を指す。前にその直訳輸入や機械的受け容れを批判した西洋の科学知識を指している。ここでは西洋の科学知識そのものの受容を軽視するものではないことを述べている。むしろ新しい知識は積極的に摂取し、さらにその内容を深め明らかにする努力をすべきことが主張されている。

\*2 新智識と精神修養とは両々相俟まつて用を為す 國士館の教育は新しい知識や技能を少しも軽視するものではなく、知識の修得と精神の教育とが統一されはじめたその効果が發揮されることを述べている。

\*3 一方に偏する 新しい知識や技術を学ぶことを軽視し、精神的修養のみを重んじ、それに偏ること、すなわち、いわゆる精神主義に陥る危険性を戒めている。

\*4 豁然かうぜんたるものあらん 迷いや疑いを打ち払うことができようか、できないだろう、の意。

\*5 木偶こく 木ぼりの人形。転じて物の役に立たない人間。

\*6 所依 よりどころ。たよりにするところ。

\*7 術學じゆがくの徒 学問のあることをひけらかし、自慢する人物。

\*8 活學を講ずる所以 西洋の科学的知識技術の修得のみに偏り、精神の修養を怠ること、精神の修養のみに偏し、新しい科学知識の修得を怠ること、こうした双方への偏りを防ぐことで、活きた学問を、学んだことを実践に活かすことのできる人物、すなわち「活人」を作ること、これが「活學を講ずる所以」である。

六 大正八年一月 国士館の主旨及び本領（『大民』第五卷第三号、大正八年二月）

### 国士館の主旨及本領

（国士館開館式<sup>\*1</sup>に於ける演説要領）

長瀬鳳輔

国士館の主旨及本領に就きましては事実上の創立者たる柴田徳次郎君が當然述べられる筈であります。同君は唯今式辭<sup>しきじ</sup>を述べられましたので、僭越<sup>せんごつ</sup>ながら不肖<sup>ふしょう</sup>なる私が同人中の年長者と云ふ所から簡単に申上げる事に成りました次第であります。

さて此の主旨本領に就きましては規則書や又雑誌「大民」を御覧下さいますれば御諒解<sup>ごりょうかい</sup>が出来る事と存じますが、その主旨は極めて簡單明瞭で、即ち国士たるべき人材を養成<sup>\*2</sup>しやうと云うのであります。又その本領に至りましては別に詳しく申し上げる迄もなく、第一此の講堂の建築が殿堂風でもあれば又寺院風でもありますが要するに純日本式であります所を御注目下されば自然御

合點が行くかと存じます。それに又校舎の位置をば特に松蔭神社の側に選みました點から致しましても、大概御諒解が出来られる事と存じますが、吾々は此の國士館をば大正の松陰塾たらしめたいと云ふ理想<sup>※3</sup>を有して居るのであります。

**\*1 國士館開館式** 麻布笄町を拠点に活動を開始した國士館は、大正七年教育環境を改善し、組織の財団法人化を図るための準備を開始した。曲折を経て世田谷の松陰神社畔の現在地に用地を確保、講堂を建設し移転する計画となった。講堂建設は大正八年四月に始まり、同時に進められた法人化も、一〇月に申請を行い、十一月はじめに講堂の落成と財団法人の認可を受ける運びとなった。一月九日には落成式を兼ねて財団法人國士館の開館式が挙行された。これはその式典における長瀬鳳輔の挨拶である。長瀬は、法人化して最初に設置された國士館高等部の初代学長である。

**\*2 國士たるべき人材を養成** 國士館の主旨本領をもっとも端的に明言している。

**\*3 大正の松陰塾たらしめたいと云ふ理想** 國士館の母体をなした青年大民團は「大正維新」を標榜し、文教活動を基軸とする社会啓蒙運動を展開していたが、明治維新に貢献した人物を多数輩出した松下村塾の掣みに倣うことを目標とした。

そこで此の國士と云ふ言葉の意味に就まして少しく私一個の見解を述べたいと存じますが、御承知の如く此の國士の士と云ふ文字は昔は『さむらい』即ち武士の事に用ひましたのでありますが、今日では斯かる特別の階級は無いのでありますから、そのやうな意味では無論ないのであります。そこで士とは即ち男子と云ふ意味で、英國の所謂マンと同意義であります。私は之をば『人格者』即ち英語のマン・オブ・キャラクター(トカ)を解したのであります。所で單に『人格者』と申しまするとその意義が聊いささかか漠然たる嫌きらいがありますが、兎とに角かく「人格者」だとか或は「人材」は今日我が國に於きまして決して尠すくないとは言へないと存じますが、眞に我が日本の國家或いは社會の爲にもその身命をも捧げると云ふやうな立派な志を懐いだいて居り又之を實行する人物となりますと果して澤山たくざんにあるでありますやうか。而かして又人格者や人材をば養成する學校はありまして、後に申しましたるやうな人物をば養成しまする學校となりますると遺憾いかなながら私は未だ之を聞かないのであります。

そこで我々は斯かる人物を養成しやうと云ふ所から「士」と云ふ文字の上に特に『國』と云ふ字を加はへたのであります。此の『國』は英語のナショナル或は又『國粹』と同じ意味で、かの角觥つがひ\*が日本國獨特の競技であります所から之をば『國技』と稱しますると同じ理由に基づくのであ

ります。即ち我が日本國に限りて他國には無いやうな眞の國家を思ふ大人格者\*2をば養成したいのであります。

\*1 角觚すまう

本来は「かくてい」と読む。もともとは力や技を競べる競技を意味するが、転じて相撲を指す。

\*2 眞の國家を思ふ大人格者

これは國士館が養成しようとする「國士」についてのもっとも簡潔な定義である。

所で又その國獨特の人格者と申しますると御承知の如く英國にもゼントルマンと申すものがあります。此のゼントルマンと云ふ言葉は何づれの國語にも翻譯の出来ないものでありまして、日本でも之を紳士と譯やくして居りますが、是れも決して適切ではありません。寧ろ支那人の所謂『君子』が之に稍やや近い意味を持つて居るかと存じます。けれども此のゼントルマンの意義は君子とも又大に違つて居るのでありまして、鳥渡一言ちよつとでは説明が出来ないのでありますが、之に就ては能く知られて居る話があります。或る英國の少年が母親に向かひまして、『ママ・ゼントルマン』とは如何トウ云ふ人を云ふのですかと聞きました。するとその母親は『ゼントルマン』とは『ゼントル』即ち優し



いマン即男らしい人を云ふのでありますと答へました。是が一番その解釋として要を得て居ると云ふ事なのであります。して見ると吾々の所謂國士と同様、立派なる人格者\*1を稱するのであります。けれどもゼントルマンは紳士とも譯されて居ります通り、多少資産もありその身成りも立派でなければなりません。吾々の云ふ國士はたとへ貧乏であらうがその着けて居る衣服などは見すばらしからうが、そんな事はチットも構はないのであります。心さへ美しくあれば可い\*2のでありますから私は國士の方がゼントルマンよりも遙はるかに優まつて居ると存じます。私は兎に角今日我が國に於きまして最も必要なのは國家或は社會の爲めに自己の利益をば犠牲に供しても意としないと言ふやうな眞に愛國的精神\*3に満ちて居る人格者でありまして、即ち吾々の所謂國士をば政界は勿論實業界にも教育界にも宗教界にも或は又労働界にも澤山に欲しいのであります。

\*1 立派なる人格者 これも「國士」の実に端的な定義である。 \*2 心さへ美しくあれば

可い 「國士」、人格者の定義が富貴にかかわるものでないことを指している。

\*3 愛國的精神 ここでは期待される「國士」像を、自己犠牲も惜しまない愛國精神にあふれる人

物と説明している。

そこで今日我が國に於ける眞の國士とも稱すべき人格者は決して無い譯わけではありませぬが、現に此の國士館の創立に關して至大なる援助をせられました所の今此の席にお出でになる頭山先生の如きは確かにその好典型であると存じます。

私は斯かる見地からしまして此の國士館に對し満腔まんきやうの賛意を表しますと同時に淺學ながら教鞭の勞を喜こんで執とらうと思ふのであります。

今日はほんの唯校舎が出来たばかりなだったので、その新築式を舉行致しまするに過ぎないのであります。愈よ學生を全國から募集しまして國士たるべき人材を養成致しまするのは將來の事に属して居るのであります。就てはどうか皆様方の御賛助を得まして將來健全なる發達を遂げまして再び今日御列席を辱はづかしふ致しましたる皆様と共に五年或は十年の後に此の同じ講堂に於て名譽ある紀念會を催ほしまする事が出来ましたならば如何計り愉快でありませうか。吾々同人は一にその日の到来を切望する次第であります。<sup>\*1</sup>

\*1 その日の到来を切望する次第であります 財団法人國士館開館式典に学長として、一〇年後飛

躍を期して挨拶した長瀬鳳輔は、大正一五年七月七日、その日を待たず逝去した。

七 大正八年一月 財團法人國士館寄附行為（法人移管資料）

財團法人國士館寄附行為<sup>\*1</sup>

第壹章 目的

第壹條 本財團法人ハ國士タルノ人材ヲ養成スルヲ目的トス

第貳章 名稱

第貳條 本財團法人ハ國士館ト稱ス

第參章 事務所

第參條 本財團法人ノ事務所ハ東京府下荏原郡世田ケ谷村字世田ケ谷千六番地ニ置ク

第四章 資産ニ關スル規定

第四條 柴田徳次郎、侯爵小村欣一ヨリ寄附シタル國士館現在ノ不動産ヲ別紙目錄ノ通本財團法人ノ資産トス

本財團法人ノ會計年度ハ毎年四月壹日ヨリ始まり翌年參月參拾壹日ニ終ル

第五條 本財團法人ノ資産ハ理事之ヲ管理ス

第五章 役員ニ關スル規定

第六條 本財團法人ニハ七名以内ノ理事ヲ置キ法人ノ事務ヲ處理セシム

理事ハ互選ヲ以テ分担事務ヲ定ムルコトヲ得

第七條 本財團法人ニハ參名以内ノ監事ヲ置キ事務ヲ監査セシム

第八條 本財團法人設立ノ際ハ長瀬鳳輔 侯爵小村欣一 阿部秀助 柴田徳次郎 花田大助ノ五

名ヲ理事トシ 山崎源二郎 森俊藏ノ弍名ヲ監事トス

第九條 理事及監事ノ任免ハ評議委員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十條 理事及監事ノ任期ヲ參ケ年トシけつゐん缺員ヲ生シタル場合ニハ評議委員會ニ於テ之ヲ選舉ス

補缺役員ハ前任者ノ殘任期間ヲ以テ其任期トス

第十壹條 本財團法人ニハ參拾名以内ノ評議委員ヲ置ク

第十貳條 評議委員ノ任期ハ終身トス

第十參條 本財團法人設立ノ際ハ寺尾亨 濱地八郎 根津嘉一郎 長瀬鳳輔 侯爵小村欣一 山崎

源二郎 森俊藏 阿部秀助 柴田徳次郎 花田大助 松田道一 渡邊海旭 飯田延太郎

松野鶴平 佐藤正ヲ評議委員トス

評議委員ハ本財團法人ニ關スル重要ナル事項ヲ決議ス

第拾四條 評議委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員會ノ決議ヲ經テ之ヲ選任スルコトヲ得

第拾五條 評議委員會ノ決議ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 但會議ニ出席シタル委員過半数

ニ滿チタルトキハ決議ヲ爲スコトヲ得

第拾六條 本財團法人ニハ顧問五名ヲ置ク

第拾七條 顧問ノ任期ハ終身トス

第拾八條 本財團法人設立ノ際ハ頭山滿 野田卯太郎 子爵田尻稻次郎ヲ以テ顧問トス

顧問ハ評議委員會ノ諮詢しじゆんニ應ヘ本財團法人ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス

第拾九條 顧問ニ缺員ヲ生シタルトキハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員會ノ決議ヲ經テ之ヲ選任ス

## 第六章 附則

第貳拾條 本財團法人ノ寄附行爲ハ評議委員半数以上ノ同意ニヨリ文部大臣ノ認可ヲ經テ變更スルコトヲ得

大正八年拾壹月六日

財團法人國士館設立者

柴田徳次郎

小村 欣一

\* 1 財團法人國士館寄附行為 財団法人化に向けて作成された寄付行為の手続き書類である。

\* 2 國士タルノ人材ヲ養成スル 寄付行為の第壹条に法人設立の目的として明示された文言である。

\* 3 侯爵小村欣一 財団法人設立に際し、柴田徳次郎とともに申請人となった。第一次第二次桂太郎内閣で外相を務めた小村壽太郎の長男。

## 八 大正一五年一月 柴田徳次郎述『國士館と教育』

### ◎國士とは

國士とは悟った者

悟った者とは、例へば將棋の駒の歩の成った様なものである。

将棋の駒の、飛車とか角とかは其の數に限りがある。併し歩は澤山ある。

頂度チヨウド國家の大臣は十名かそこらで、限りがあるが、一般國民は五千萬でも、六千萬でも差支へない様に、

又學校なら教師には限りがあるが、生徒では誰でもあり得る。

又軍隊では、將校には制限があるが、一兵卒では誰でもあり得る。

それでは歩はつまらぬものかと云ふに、どうして、なか／＼、この歩が一度び成つたら、大變な働きをする。

大臣必ずしも羨む必要はない。一無名ムメイの平民でも、悟つた者は、獨得の天地がある、働きがある。學生でも、兵卒でも、會社の一社員でも同様である。

地位や職業は何であつても、相當に練れた智慧を持つて、時と場所とに應じて、人も信じ、我も安んじる事の出来る者國士である。

◎國士館の主義\*

一言に盡すと

殉國の精神である。

(何時でも、國の爲め、命を悦んで投げ出す)

其の内容は、

誠意

勤勞

見識

氣魄

の四つである。

誠意とは、親切である。

勤勞とは働く事である。

老人、子供、病人等が、身の不如意に泣いて居る事を思へば、壯健な者が、働く事の出来るのは「有り難い事」である。實に勤勞は壯健なる者の「特權」である。

而も、自分は何時でも働く氣だ、といふ氣丈<sup>キダ</sup>では不可<sup>イカ</sup>ぬ。勤勞を實際にやった經驗と、自信とがあつて、いざと云ふ時には、自らシャベルを採り、鋤<sup>ト</sup>を執つて「この通り」にやるのだ、と少くとも十人二十人の労働者の頭分位には成り得、又労働に對して如何に骨が折れるかと云ふ、理解と同情とが、有る様でない、と、將來の教養ある紳士とは云ひ難い。



見識とは、昔は威張る事になって居るが、そうではない。正しい理解力である。

人は何と云つても、自分は「かく見る」と天下舉つて云ふけれ共、自分は「かく信ずる」と云ふ「正しく物事を理解する智慧」即ち「理解力」を持つ者は鮮い。

氣魄と云ふのは、責任を盡すことによつて、次第に養はれる「心の強さ」「信念の力」である。夜、よく眠つて置けば働く時元氣であり、食事時に、食ふて置けば、學ぶ時樂である様に、せねばならぬ事を常にやつて行けば、何時、何處で、何事に遇つても、平然として處置される。

昔の傑い坊さんや、英雄、偉人達は、平素から何時死んでもよい覺悟で、眞劍にやつて居るから、首の座に据へられても「歸するが如し」で従容として義に就いて行つたのは氣魄である。この誠意、勤勞、見識、氣魄が一つに練り合つたものが、即ち殉國の精神である。

津田三藏が、露國の皇太子を斬つた様な、動機は愛國でも、結果に於て、國家の損害を招く様な事は、見識が無いからであり、外務省が、卑屈至極にも青島を投げ出した様な、口では列國の誤解を解く爲めと云つて居るが、結果に於て、非常なる外國の侮辱を受けた事は、氣魄が無いからである。

動機も愛國であり、結果も愛國でなくては殉國の精神とは云ひ難い。其の爲には、即ち、見識、氣魄の内容が、國際的日本人としては特に重要である。

更に、誠意、勤勞、見識、氣魄を内容とした殉國の精神は如何にして養ふか。

それは、不斷に

讀書

體驗

反省

を勵むのである。悟りの道順と同じである。

讀書とは、

善き書物を讀む事である。先輩友人の善言嘉語ゼンゲンカゴを聞く事である。世の中の事、自然の現象を、心を込めて觀る事である。試験の間に合せや、誤間ゴマかしでなく、眞に理解する迄やるのである。

而して、善いと感じた事は、直ちに實行する。

之が、

體驗である。

善いと思ふ丈けで、實行せないのは、まだ眞に感じたのでない。眞に理解したのでない。讀書して得た事は、實際身に行ふ。即ち、體驗したら、これが思ふた通りに、善い結果になったか如何か、じつと瞑目メイトシして考へて見る。

反省である。

反省して見ると、思ひ通りにやれる事もあれば、思はぬ結果を見る事も多い。

そこで又讀書する。實行する。考へる。之も晝も夜も、遊ぶ時も、働く時も、常に怠らずに繰り返す。

根氣よく勤め抜けば、自分位の資質ウマレツキなら、も一度生れて來ないでも結構、自分としては、遺憾の

少ない人生を働き通して居ると云ふ信念、安心が自然と湧いて、人を咎めず、天を恨まず、誠意の智者、勤勞の勇者と爲り、殉國の活精神が躍動して來る。

\* 1 國士館の主義 大正一五年一月四日に発行された柴田徳次郎述『國士館と教育』に収載され

ている。國士館は前年、中學校令にもとづき中學校を設置したのに続き、この年、學校令にもとづき夜間の商業學校を開設、一月には創立十周年の記念祝典を迎えていた。同書は、これにあわせて刊行されたものである。



国士館の思い出

松陰の風背に受けて―職員ドタバタ奮戦記―

今坂 節也



教員でも職員でもない？

「これが君の机だ。担任は四年A組、当面教育実習手続きを進めることだ。判っているな。」

新任の紹介と挨拶が終わり、案内してくれた事務長がこういうと、ポンと机の表面を叩き、私の顔を覗き込んだ。

「怪我するなよ。」

ニヤリと笑い、戻っていった。

事務長は来年は定年を迎えるという、まるで羨びた大根のような（失礼）元陸軍少佐だったが、言うことはきつい。

思わずウツと息が詰まった。古びた木製の片袖机は表面の木目がガサガサにけばだち、うっかり掌で撫でると

確かに棘がささってしまいそうだ。チラと隣の同僚（と思われる）を見るとそ知らぬ顔で書類を繰っている。彼の机も似たり寄ったりだった。

一応椅子に座り（こいつも何処かねじでも緩んでいるのかグラグラしている）、片袖の引き出しを開けようとするとガタピシとなかなか引き出せない。この分では、閉めるときには蹴飛ばさないと入らないだろう。

隣の人に尋ねた。

「机の上に敷くマットは支給してくれますか？」

「自分で揃える。」

まるで合宿所で上級生からシカトされている新入部員並みの扱いだ。後で知ったことだが、旧海軍兵学校七二期・元海軍大尉、海上自衛隊艦隊司令・海将補（少将）の経歴で、見渡す限りの事務室一、二、三人はほとんど同じような経歴の持ち主だとか。自衛隊歴だけの私がペヤ

ンペヤンの小僧扱いをされても致し方がなかったわけだ。

一九八一（昭和五六）年四月初め、国士館大学体育学部事務室に就職初日のことだった。事務室は五号館一階の右半分にあった。

一応、仕事内容についての事前教育を受けてはいたものの、前任者は定年前配置で図書館に移っており、申し送りを聞きに行ったが「詳しいことはB組C組の先生に聞けよ。四年生だからな、何よりも卒業できるように引張って行くことだ。」

あとはそっぽを向いている。

B組の主事は海兵七三期、戦時中スマトラ沖海戦で乗艦が沈没し、長時間漂流した体験を持ち、自衛隊では海上幕僚監部の課長を務めた元海将補の猛者。大柄でおっとりした感じの人だったので、恐る恐る教育実習手続きについて質問をすると言。

「申し送られたのでしよう。あとは自分で考えなさい。」  
C組は「自分で揃えろ」の人。聞かなくても答えはもつとひどいだろう。

こうなったら自分でやる他はない！心にズシンと重石が据わった感じだったが

「よし、この重石をすぐにでも軽石にしてみせるぞ。」



創業者柴田徳次郎愛用の机

「負けず嫌いの「肥後もっこす魂」がむくむくと湧き上がり、五十の手習いが始まった。

何ごとにもアバウトの目立つシステムだったが、一つだけ妙に几帳面な事があった。

「君の初任給は、前職の最終月額から年金月額を差し引いた額だ。」

とにかく、見様見真似でがむしゃらに、四年生A組全員教育実習手続きなども捌き、大過なく終わり、「保健体育」の教員免許状を手に、勿論、卒業証書も手に、翌年三月、無事巣立っていった。

机と言えば、現在（平成二二年）、柴田会館四階国史館史料展示室に創立者柴田徳次郎館長が亡くなるまで愛用していた両袖机が展示されているが、黒檀でもマホガニーでもない、木製で木目の荒い粗末な机だ。国史館創立の苦闘を忍ぶ遺品として是非一見を勧めたい（前頁写真）。

私の掌と心に棘を刺した木製机は確か翌年、スチール製に変えられた。

一九六三（昭和三八）年四月三日、次のような館長指示が会報された。

「今後、学生の訓育を担当の学生課先生を『学生監』と

呼ぶことにする（原文のママ）」

この会報には伏線があった。

一九五八（昭和二三）年四月、体育学部設置に伴い、館長は「学生の訓育を担当する学生課職員制」を新たに設け、主に学生の生活指導にあたらせていた。

しかし、昭和三六年政経学部が設置され、その後も次々と新学部の設置が計画される中で急増する学生の訓育が疎かになることを憂えた館長は、訓育指導面強化の為、旧軍将校出身者を中心とした職員を大量に採用し、強力な権限を持つ「学生監」制度を立ち上げた。

それは、「学生に実践倫理を徹底監督するため館長が創設した特殊制度」であり、籍は各学部に置いたが、身分は館長直轄で、学生の実践倫理の指導にあたっては館長の直接指揮を受け、館長に対し意見を述べることが出来た。また、実践倫理「必修科目・一単位」を担当し、単位を落とすと学生は卒業が出来ず、学部長と言えども介入できなかつた。

職務の幾つかを抜粋する。

一、学生に対し諸法規・国史館諸規程、館長指導方針、学生監注意等を厳格に指導実施させる。

一、学生服の厳格な着用

一、学業の出来ばえについて関係教員との密接な連絡

一、家庭との連絡

このように職員たる学生監が実質的に、学生の生殺与奪権を握ってしまっていた。ここでは、館長の学園運営基本方針や、この制度の功罪について触れるつもりは全くない。

学生監制度が設けられてから約一〇年後、一九七三(昭和四八)年二月二六日、柴田徳次郎館長は没した。その直後に設けられた学園近代化委員会の要請に応じ、新執行部(柴田梵天総長)は、早くも同年九月一日次のような総長指示を会報している。

「学生の制服は現在のものを存置するが、その着用は強制しない。」

実践倫理は一步後退した。

学園の運営面で一枚一枚、皮を剥ぐように近代化が進められていった。中でもこの一〇年間、教育権を剥奪されたように感じていた教員と、学生指導面で全権を握っていたかに見えた学生監との間のギクシヤクとした軋轢もこの近代化の波の中で変わっていった

翌一九七四(昭和四九)年四月

「学生監の呼称を学生主事に変更し、実践倫理の単位は廃止する。」

この時点で教員のような職員のような学生監という名

の一群の存在は、ようやく専任職員の身分に戻った。この学生主事の呼称も、一九七九(昭和五四)年四月には学生係と再改称された。

「職員は職員らしく事務だけを執っておればよいのだ。」という空気がアリアリと感じられる。

その後、一九八三(昭和五八)年の学園騒動を機に自衛隊出身者の採用は停止され、職員の学生生活指導に費やされる時間と労力は、徐々に希釈されていった。一九九六(平成八)年三月、私が定年退職をしたのを最後に、旧軍・自衛隊出身者は総て学園から姿を消した。

当時、学部以外の法人本部などに位置した旧軍・自衛隊出身者も多数いた。彼等の多くは管理職に就き、その最大の功績は『国士館規程集』(通称赤本)を創り上げたことである。

**体育学部引越し始末記**

時計の針を一気に一九九〇(平成二)年まで進める。

一九八一(昭和五六)年、体育学部職員に奉職してから九年の歳月が流れていた。この間、学園は一九八三(昭和五八)年、柴田梵天総長の退陣に繋がる騒動の後、経営体制が一新され、将来計画を確立し、健全近代化の途



を着実に歩み始めていた。

しかし、騒動の余波は思わぬところにも現れていた。

一九八四（昭和五九）年度体育学部の受験生は七〇〇名台に減少し、受験料の激減など経営上の危機もさるころながら、入学生を十分に確保出来るかという深刻な状況に直面していた。結果、受験者のほとんどを合格させる処置を執り、この年の入学生は例年より一クラス増の体制でスタートした。

私は、先輩方より定年までの先行きが長いので、再来年（平成四年）に予定される学部の多摩校舎移転の準備担当を兼ねて、この年（平成二年）、体育学部事務長に任じられていた。この時点でまだ各学年・各クラス別担当学生係（主事）制度は続けられていた。

当時の世田谷校舎、鶴川校舎への学部配置状況は、鶴川校舎に一般教養科目修学を主体とした政経学部、法学部、文学部の一・二年生及び短期大学を収容したとはいうものの、世田谷校舎には上記三学部の三・四年生と、実技、実験を主体に修学するために鶴川校舎に分離可能な工学部と体育学部の全学年と国士館高等学校、中学校全学年がひしめき合い学生も溢れかえていた。体育学部に関して言えば、五号館の固有の教室、だけではどうしても収容できずに一年C組だけは鶴川校舎の馬小屋跡

（現在の鶴川図書館付近）の教室に一年間隔離される変則体制が取られていたし、世田谷のグラウンド（現国士館高等学校・中学校校舎・グラウンド）に至っては、そのほとんどの時間が体育学部の実技授業やクラブ活動に入り乱れて使われ、ラグビー部がスパイクで掘り返した後を陸上部がばやきながら均して使い「権兵衛が種播きや烏がほじくる」とからかわれる始末。ましてや他学部、高校などの体育授業は全くの日陰者扱いで、若林公園の中をグルグル駆け足で走り回っていたなどという笑えない話しも残っていた。

事実、教室不足の状態は深刻で、私は昭和六一年から事務長になるまでの三年間、学部教務係に就いていたが、毎年、年度授業計画の教室の割当てに四苦八苦し、時期になると一〇号館の文学部教室借用のために教務課、文学部事務室に身を縮めて日参していた。

一九八六（昭和六一）年五月二十九日に発足した国士館将来計画委員会（委員長・教養部 坂井正郎教授）は、法人からの諮問事項「小野路・多摩地区の活用」について、「速やかに体育学部の移転を実施すべき」と答申し、設立に向けて準備が進められた。移転計画確定後までの流れを追ってみる。

「平成二年一〇月一〇日 多摩校地、体育学部新校舎新

築工事地鎮祭 地名地番多摩市永山七丁目三一 建築面積／七〇五八・六三五平方メートル 構造／鉄筋コンクリート建一部鉄骨建 階数／地上六階地下一階 完成予定／平成四年四月一日

〔平成三年八月六日 多摩・小野路校地 グランド整備 工事安全祈願祭〕

〔平成四年二月二八日 多摩校舎新築工事定礎式〕

〔平成四年三月一〇日 多摩・小野路校地、第三種公認陸上競技場（四〇〇メートル全天候トラック他）竣工引渡し（三・八・六施工）〕

移転反対の声も根強かった。

「世田谷校舎は、創立者が武道系専門学校として立ち上げ、短期大学体育科を経て四年制大学に発展させ、最初の学部として体育学部を生み育てた由緒ある地である。この歴史ある地から体育学部を切り離すのは忍びない。」

情緒的には頷けるが、前にも述べたように、グラウンド等を始めとする体育施設等の展開は既に飽和状態にあり、発展はおろか現状維持すら困難になりつつあった。

また、なかには「あのような僻地では都会志向の学生は集まらない」というもつともらしい理由もあった。

事実、この時期に某大学が神奈川県厚木市のさらに西丹沢山系の麓近くに広大な新校地を開発したが間もなく撤退してしまった。確かに、あの地は余りにも奥すぎた。

しかし、昭和五〇年代中頃から多摩の横山には八王子から川崎にかけて著名大学（全学部又は一部の学部）がずらりと軒並みにキャンパスを展開（又は移転を準備）し、国士館の体育学部移転予定地の多摩市永山校地は丁度その並びのほぼ中間地点にあった。少し長くなるが、多摩横山に校地を占める大学名を高尾山の麓から東に挙げてみる。

拓殖、法政、造形、家政学院、松陰、東京薬科、首都（旧都立大）、多摩美、明星、帝京、大妻、玉川学園、駒沢女子、聖マリアンナ、恵泉、多摩美、国士館、多摩、日本女子、明治、専修……。

中でも戦前（一九四五年）からの老舗は、生田の日本女子大と町田の玉川学園。玉川学園は、小田急に「玉川学園前」という駅名まで持っていた。

「多摩丘陵の開発が進む前の小田急の駅名は、新宿から多摩川を越えて町田まで稲田登戸（現登戸）→向丘遊園→東生田（現生田）→西生田（現読売ランド前）→（新設・百合ヶ丘）→（新設・新百合ヶ丘） 柿生→鶴川→玉川学園→新原町田（現町田）。西生田と柿生の駅間距離が四、

四キロメートルもあり、私鉄では最長駅間距離ではないかと言われていた。当時、小田急多摩線などは影も形もなかった。」(『小田急史』など)

その小野路・多摩校地は、一九六五(昭和四〇)年、創立者が国士館の将来の発展を見越して購入した土地で、多摩丘陵の分水嶺である尾根幹線の南側斜面に位置していた。

校地取得の状況を『国士館年表資料』から抜粋する。

「昭和四〇・一・三〇 小野路校地用土地第一回買収契約。七〇一八坪(坪五〇〇〇円×七〇〇〇円)」

「昭和四〇・九・一 小野路買収の隣接地二万一三六〇坪を坪当たり年一〇円で借地契約(地主三人)」

「昭和四〇・二・二六―一二・三〇 小野路校地用土地を逐次買収 延二万三二五二坪(地主一人)。第一回買収と併せて計三万三七〇坪の買収完了。(租税特別法の適用を受けるためには三万坪以上の買収が必要であった。)」

校地の行政区画は、中央を東西に走る山道を境に、北側校舎地区が多摩市、南側グラウンド地区が町田市に分かれていた。

ここで、多摩校地を含む多摩の横山の地勢と歴史に触



多摩校地 グラウンドとの間の山道

れてみる。

関東山地は、信州浅間山を基点に南下して秩父―丹沢―箱根―天城の各山地を縦走し、伊豆石廊崎の突端で黒潮に身を沈める。

その秩父・丹沢山地の中間、武蔵国と甲斐国を背分けする小仏峠を軸にして東南に幅約四キロメートルの台地が、八王子付近から多摩川に沿い、更に武蔵国と相模国を南北に分ける御殿峠を跨ぎ、関戸(鎌倉時代に霞ヶ関という関所が設けられていた。現在も南木戸跡が残っている)、稲城を過ぎ、溝の口の先で川崎平地に溶けるようにして終わる。この間約三〇キロメートル。通称多摩丘陵と呼ばれているが、古代は、この関東平地に舌のよ

うに伸びた丘陵を「多摩の横山」と呼び習わしていたとも言う。

多摩丘陵の文化は不思議な一面を持っている。何故か相模に面した温かい南斜面には見るべき事跡が無く、半面、関東の空っ風をまともに受ける北斜面と多摩川との間に挟まれた帯状の河岸平地では（現在の京王線沿い）名利高幡不動（厄除け不動尊。大きな五重塔や土方歳三―幕末の新撰組副長・多摩出身―の像も建っている。）、百草園（徳川幕府の薬草園・広大な梅林で有名。歌人若山牧水の碑もある。）、また、矢野口の弁天洞窟（威光寺・弘法大師が参籠したと伝えられる全長約六〇メートルの、蠟燭の火でも足許が覚束ないくらいの真つ暗闇の洞窟）など興趣をそそられる多くの旧蹟に出合うことができる。

このように丘陵北面に豊かな事跡が多いのは、多摩川の滔々たる流れがあつたればこそのこと。生命の源である水と人との深い係わりをそこに見ることが出来る。多摩川は多摩横山丘陵育みの親なのである。

多摩校舎の正門前を東西に、通称尾根幹線が走り抜けている。この尾根道は昔から武蔵と相模の分水嶺で、近くは戦前、相模原の三菱重工が製造していた戦車のテス

トコースが八王子御殿峠の鍮水から関戸橋上の乞田まで続いていた。昭和三〇年頃、この尾根幹線には乞田に峠の茶屋のような茅屋が建っているだけで、鍮水との間の尾根幹線には他に家はほとんどなかった。昔は、この尾根道で狐や狸が群れ遊んでいたと言う話しが土地の古老の間に言い伝えられている。

しかし、昭和四〇年代、この尾根幹線を中心に大型団地の走りともなった都下有数のマンモス多摩平団地が開発され、薄がそよぎ、鳥たちが飛び交う昔日のひなびた面影はアツという間に消えてしまい、コンクリート団地群が林立し、鉄道も小田急多摩線などがスルスルと滑り込んできた。

多摩永山駅方向から新鎌倉街道を南下し、尾根幹線の陸橋を潜って直ぐの卸団地脇を左折し、細いくねり道を登ると多摩校舎の南門前が出る。門前をそのまま通り過ぎ、通称小野路道と言われる山道を約三キロメートル、東南東に進めば和光学園協から鶴川広袴台地に入り、やがて国士館大学鶴川校舎（現町田キャンパス）に行き着く。

また、南門の手前を左折し、多摩校地の外側に沿って行くと山道は校舎敷地とグラウンド地区を分断し、なおも約一・五キロメートルほど進んで諏訪地区で尾根幹線に

合流する。

今に残るこの山道は

「野津田から関戸への抜け道（はや道）の一部で、「いざ鎌倉」を関東一円に伝える騎馬伝使が、またそれを受けて鎌倉に向かう軍団の先駆が急いで通り抜けた軍事古道の一つだった。」（『鎌倉古道の再考』『多摩のあゆみ』五五号、平成元年五月）

なにげなく今まで見続けていた山道にも古い歴史の跡が刻まれていた。

歴史のついでの話。

「鎌倉街道は総て相模国鎌倉を起点として上道、中道、下道に分かれていた。

上道⇨町田―府中―入間―花園―児玉―高崎を経て関東北西部へ

中道⇨鶴ヶ峰―荏田―世田谷―板橋―鳩ヶ谷―幸手―古河を経て関東中北部へ

下道⇨六浦―菊名―大手町―隅田―松戸を経て関東東部へ」（『鎌倉街道探索の旅』さきたま書房）。

武家政治が確立したのは、鎌倉幕府からであり、その主力は関東一円に領地を与えられた武士集団であった。

「鎌倉武士は、上から賜った領地を護るために命を懸けていた。一所懸命（転じて一生懸命）の語源である。」（『漢

語林』）。

鎌倉街道は、鎌倉幕府が国を護り、武士集団が一所懸命に領地を守り抜くための必須の道、命の綱道だった。

しかし、移転には問題が多かった。その中でも一九九〇（平成二）年に中東地域で勃発した湾岸戦争の影響で鉄骨やセメントの価格が急騰し、資金面から設計変更を余儀なくされていた。

地域的問題としては、グラウンド地区（小野路地区）を中心に鳥類・小動物保護の制限区域になっており、例えば、夜間照明設備禁止などの厳しい条件が設定されていた。また、丘陵の斜面ではしばしば古代人の住居跡などの遺跡が発見されており、万一回の工事中にそれが発見された場合はまた、保存のための別問題が生じてくる恐れもあった。―幸い遺跡は発掘されなかったが―

また、寮の問題が二つあった。

一つは、多摩地区の西隅に国士館高等学校の野球グラウンドが設けられており、隣接して野球部寮が建っていた。大学構内に高校設備があるべきではない、どこかに移すべきだとの論が高まったが、高校野球部が一九八八（昭和六三）年春の第六三回高校選抜野球大会に初出場が決まると途端、「勝てば官軍」移転話しはそれこそどこか

に消えてしまった。

今一つは、集中寮がないこと。世田谷では、六〇〇名収容の松陰寮が柔・剣道始め多くのクラブ員の住まいになっていたが、新校地には集中寮計画はなく、各クラブごと自力で寮設備のある建物を探さなければならなかった。一部の寮生は、学部が移転してから約一年間、世田谷松陰寮から往復二時間以上かけて通学することを余儀なくされるなど思わぬ波紋も生じていた。

しかし、今まで述べた問題は法人の運営方針に係る大局的な問題で、一事務長が事を左右する性質のものではなかった。

「入れ物は作る。移転関連の必要経費は準備する。但し、移転に伴う計画・実施は体育学部に一任」

法人の体育学部多摩校舎移転についての基本的考え方はこうだった。早く言えば、金は出すが、引越しの手伝いは一切しないよ。と言うことだ。それではあまりにつれないと思ったのかどうかは知らないが、「体育学部移転事務連絡会議」と称する会合が月一回程度計画された。目的は「体育学部の移転を全学挙げて支援する」となっていたが、結局体育学部担当者（私）からの一方的経過説明だけで、なまじ口を出すと手伝わなければならぬ羽目に陥るのを嫌ってか、他学部事務長などからの

発言は一切無かった。

《彼等はまるで船宿の女将のようだ。はい、行ってらっしゃいと、客を満載した屋形船の艫をトンとつき、アア清々した後は船頭任せ波任せと笑っているだけだ。》

そのような風景を思い浮かべながら、私は内心歯ざしりをしていった。但し、ただ一人だけ何かと助けてくれたのが法人総務課長 S 氏だった。特に、法人理事などとの交渉などは積極的に間に入ってくれた。まさに地獄で仏だった。

そのような始末で、事務方の問題は縁の下の暗闇を手探りするに似た地道なことばかりだった。

手探りの実体を全部上げるときりがないので、二つだけ紹介する。

### 1. スクールバスの増発

最寄り駅の京王線永山駅から大学まで直線距離で約二キロメートルある。世田谷校舎で言えば、小田急梅ヶ丘駅と大学を往復するくらいの距離になる。

尾根幹線を通る路線バスはあるが、時間間隔が空きすぎていて。事前調査では、特定のクラブ学生以外、女子学生を中心に電車通学または駅周辺に下宿したい希望が

多かったし、今後入学してくる学生のため、バス本数の増発が絶対に必要との結論になった。

S 法人総務課長と二人で京王バス本社に乗り込み、増発について担当役員等と交渉したが、なかなかうんと言わない。二回目の交渉で会社側から提案があった。

「大学がバスを一台購入し、我が社に預けて貰えれば増発を考えましょう。」

「学生の不便を見過ごしにして移転はないでしょう。学生あつての大学です。」

と、S 課長の応援を得て、法人の財務担当理事と膝詰め談判をした。

結果、理事も了解して「バス一台を購入し、運用を京王バス株式会社に委託する」契約が成立した。バス購入費は高級乗用車三台分位だった。バス会社や財務担当理事との交渉の段階で、労を厭わずに支援してくれたS 課長の厚意はシミジミと心に沁みだ。

## 2. コンテナ倉庫

「本館地下に一般倉庫及び書類保管倉庫と駐車場を設けて貰いたい。」

当初の設計段階で事務方の要求があればと言われ、世田谷校地で不自由している事柄の改善をこのようにお願

いをした。

とくに世田谷校舎では、学園が膨張し、授業内容が充実するにつれて教室数が不足し、極端に言えば、隙間さえあれば教室に活用する始末で、倉庫のスペースはほとんどなかった。また、この時点、図書館は一〇号館地下にあり、一般文書を収納する余地など全くなかった。この学内全般にわたる倉庫不足は書類等を充分整理選別しないままに破棄・焼却することが多く、残すべき記録等の散逸が目立っていた。この弊を多摩の新校舎では打破したかった。

しかし、予算の圧縮は教室数の削減にまで及んだので、ましてや地下設備のことなど無い袖は振れないと、簡単に一蹴された。

倉庫がないと溢れた荷物は廊下に溢れかねない。何時も一番弱いところにしわ寄せがくる、などと愚痴を言っている暇はない。とにかく、倉庫が必要だ。無い知恵を絞り、「収納小屋を建ててみよう」と発想を変えた。

昔の伝手を辿り「日本通運から一〇トンコンテナを購入して屋外に据える」案を再び理事に示し、三台分の予算を獲得した。

据付場所はグラウンド地区、ラグビー場と陸上競技場の間の空き地に決めた。コンテナの内部は人が立つて歩け

るほどの高さがあり、幅も中央を通路にして両側に柵を設けることが出来る広さがある。ただ、周囲が鉄板なので夏場、内部の温度が極めて高くなるので、熱に弱い物は置けない難点はあったが、当座は凌げる。後は、落ちてから次の手段を考えればよい。この際、出たところ勝負はやむを得なかった。

この他にも学生食堂業者選定の問題もあったが、附近の大学の学食を片端から見学調査し、多摩校舎に見合うデータを整理し、入札方式を元にした公平なルールで無事捌いた。

いよいよ引越す。学年末と新学期始めの二週間足らずの極めて短日に運び終わらなければならない。その間には卒業式の諸行事も控えている。机やロッカーなどの家具類は既に新品が準備されているので、移すのは中身だけでよい。各研究室毎に搬送の緩急別や着先の階別などを示したマーケティング用紙と段ボールを準備し、世田谷と多摩にそれぞれ繰出係と受入係の体育学部職員を貼り付けた。

京王運輸の担当者と綿密な運行計画を練り、ヨイ・ドン。

世田谷・多摩双方の作業補助員に各研究室、各クラブの学生の応援があったこともあり、引越すはスムーズ

に進行した。紛失や行く先不明の荷物は一つもなく、計画通りほぼ完璧に終了した。コンテナ倉庫もほぼ満杯になり、さしあたり廊下などに荷物が溢れる最悪の事態は避けられた。

後は学生を待つばかり。ただ、本年度からの入学生はあの世田谷校地・校舎にしみ込んだ歴史の香りを知る機会がほとんどなくなるのだなど、一抹の寂しさは否めなかった。

「平成四年四月七日 多摩校舎開校式」  
私は、ある理由で世田谷に残った。



多摩キャンパス空撮



国士館を支えた人々

長瀬鳳輔



長瀬鳳輔高等部学長（大正8年～15年）

国士館は創立以来、政界、財界、教育界、新聞・言論界など多方面の人々によって支えられてきた。そうした恩人の一人に、国士館高等部（大正八年一月開設）の初代学長を務めた長瀬鳳輔（ながせほうこ）があげられる。

浪江 健雄



長瀬は、一八六五（慶応元）年、現在の岡山市栄町で開業医を営む長瀬時衡（ときむら）の次男として生まれた。時衡が軍医となったので、その転勤にともない各地へ転住、幼少時代に大阪の漢学者高見照陽に漢学の教えを受けた。一八八〇（明治一三）年、東京外国語学校へ入学し、中国語を修学。次いで、一八八三（明治一六）年、東京帝国大学予備門に入り、この間にアメリカ及びドイツへの留学を果たした。まずは、一八八五（明治一八）年に、かつて新渡戸稲造・佐藤昌介（北海道帝国大学初代総長）・元良勇次郎（日本最初の心理学者）らも学んだジョンズ・ホプキンス大学へ留学し、歴史及び経済学を修学。ついで、一八八八（明治二一）年、ドイツへ留学し、一八九四（明治二七）年、ハルレ大学において、ドクトル・オブ・フィロソフィー（哲学博士）の称号を取得する。同年に帰国すると、直ちに山口高等学校教授となり、

一八九六（明治二九）年、陸軍大学教授、一八九九（明治三二）年、陸軍参謀本部嘱託、一九〇二（明治三五）年、台湾総督府外事課事務嘱託を拝命し、アモイ東部地域調査に派遣される。一九〇六（明治三九）年、再び参謀本部付きとなり、一九〇九（明治四二）年には参謀本部陸軍編修を拝命している。

一九一七（大正六）年、国士館開塾時に阿部秀助（慶應義塾大学教授）の斡旋で講師を務め、一九一九（大正八）年の世田谷移転・財団法人化に際して、理事に就任、さらに国士館高等部学長を務めた。一九二三（大正一二）年、中等部校長となり、同年参謀本部陸軍編修を辞し、国士館内に引越して教育に専念した。一九二五（大正一四）年、中学校創立の際、校長に就任。一九二六（大正一五）年、胃腸疾患により帝国大学付属青山外科病院に入院するも、同年七月七日逝去し、翌日国士館葬が営まれ、学内墓地へ葬られた。享年六一歳。当日の会葬者、弔電及び弔辞を寄せた人々は千余名を数えたという（『国士館々報』第二巻第五号）。

長瀬の人となりについて、親交のあったジャーナリスト満川亀太郎は、その著書『三国干渉以後』（平凡社、一九三五年）において「氏は参謀本部編修であったが、昼間は殆どその全部を新聞記者との応接に費やし、自宅

に帰つてからは深更まで数種の雑誌に執筆する、のが常であった。客を愛し、殊に青年志士を指導して倦むところを知らず、ドイツのベルリン・バグダッド政策や、ロシア革命に対する観察は全く堂に入ったものであった」と述べている。

長瀬は、欧米への留学を契機に、西欧近世史、とくにフランス革命後の外交史を研究し、外交史の権威として知られていた。また、陸軍参謀本部在職中には、当時の国際情勢を分析するのに不可欠な、中央アジア・バルカン半島の研究を深めたことから、国際事情に通じた知識人として重んじられた。

長瀬が活躍していた時代は、第一次大戦後の世界再編のただ中にあり、欧米列強と肩を並べ、アジアの盟主たらんとしていた日本の行く先については、多くの論客たちによって盛んに論じられていた。長瀬もその内にあり、数多くの論考を発表している。

主要著書には『巴爾幹の変遷』（富山房、一九一四年）、『土耳其及土耳其人』（富山房、一九一五年）、『現代バルカン』（東京宝文館、一九一六年）、『擾乱の露西亞』（鍾美堂書店、一九一七年）、『欧州大乱の真相』（竜川社、一九一八年）、『ケーザル時代羅馬史論』（興亡史論刊行会、一九一八年）、『ナポレオン・ボナパルト』（実

業之日本社、一九一八年)、『土耳其廢頽史』(外交時報社出版部、一九二〇年)、『巴爾幹の将来』(外交時報出版部、一九二〇年)、『戦後の列強』(民有社、一九二一年)、『土耳其の新形成に対する史的觀察』(日本教育者協会、一九二三年)、『世界各国興亡表』(世界国政調査会、一九二六年)などがある。また、雑誌・新聞等へ寄稿したものを取り上げれば枚挙に暇がない。

長瀬の時論で特筆すべきは、欧米留学の経験に加え、中国・台湾での職務経験もあることから、東アジア情勢を肌で感じ取っての立論であり、欧米とアジアの双方を冷静に分析できる優れたバランス感覚を持っていたことにある。その一端が垣間見られる論考を紹介しよう。

「世界主義よりも日本主義」(『亜細亞時論』第五卷第五号)と題する論考では、昨今の「世界主義」は、アジア諸民族が自己を忘れ、欧米に追隨する姿勢にあるとし、日本も例外ではないとしている。そして、その原因の一つが当時の教育にあると論じている。すなわち「現在の日本人は、小学校を卒業して中学校に入学すると、逸早く欧米崇拜の教育を受け、高等学校、大学校と進むにつれて愈々益々其度を高むる結果、遂には日本自国を軽んじ、日本人自身を卑んで怪まざるに至る者が多い」としている。要するに、当時の日本が欧米に負けまいとしす

ざるあまり、日本古来の良き伝統や精神を忘れかけていることに警鐘を鳴らしていたのである。また、一九一九(大正八)年一月二二日、大民本部での講演では「科学は西洋人より教つたのは万人の衆しく認むる処である、然し乍ら、唯一の誇りたるべき道徳人道迄も、彼等の恩恵に依りたるが如く吹聴する学者あるに至っては真に驚かざるを得ない、此に至っては西洋謳歌主義も又極まれりと云ふべしであらう」(「光輝ある東洋文化」『大民』第四卷第一号)と述べ、精神文化まで西洋を手本とすべきではないとしている。

この精神は、国士館高等部開館式での演説(『大民』第五卷第三号、本誌一六三―一六八頁に全文掲載)にも現れている。まず、真に国家・社会のために生命をも捧げる志を抱き、実行する人物が「国士」であるとし「吾々の云ふ国士はたとへ貧乏であろうがその着けて居る衣服などは見すばらしかるうが、そんな事はチットモ構はないのでありまして、心さへ美しくあれば可いのでありますから私は国士の方がゼントルマン (gentleman) よりも遙かに優つて居ると存じます」と、つまり「ボロは着ても心は錦」といった日本古来の美德を持った人物を育てんとしたのである。

こうした長瀬の思想は、第一次大戦後の日本を極めて

危機的狀態にあると断じたところからきている。とくに、第一次大戦において戦勝国側にあつたことからの慢心が國中に蔓延しているのではないかと危惧している。この点については、彼の論文や講演で数多く指摘されている。とくに、日本の國際連盟常任理事国入りに浮かれ、アメリカウイルソン大統領の「民族自決」発言の裏にある有色人種の差別化に対する反応があまりに鈍いことと、國政を論じる者の愛國心の欠如した不真面目なる態度につき深く憂慮している。

それでは如何にすべきなのか、日本はどうあるべきなのか、長瀬が最も重要視したのが眞の愛國者たる青年の育成であつた。『大民』第三卷第一号には「起てよ我が青年」と題する一文が掲載されている。そこには長瀬の叫びにも似た言葉が綴られている。やや長文になるが、次に挙げてみる。

實に今日我が帝國に於ける最も大なる欠陥として認むべきものは、必らずしも富力でもなければ兵力でもない。即ち愛國心の欠如である。遺憾ながら我が國には眞に愛國的政治家がない。眞の愛國的教育家がない。眞の愛國的思想家がない。眞の愛國の学者がない。今や我が國家の國際上に於ける危機は時々

刻々に近づきつゝ、あるではないか。

此の際此の秋<sup>トキ</sup>吾人の最もその必要を感じるは各方面に於て愛國的至誠を以て満てる人物の輩出せん事である。

要するに我が國民の時局に対する態度は甚だ眞率を欠いて居る。否極めて不真面目である。斯かる愛國的至誠もなく真面目なる氣概もなき國民にして果して克く來たるべき世界の大變局に処して禍なきを得るであらうか。吾人は之に対して深く憂慮に堪へざるのである。

すなわち、「愛國的至誠を以て満てる人物の輩出」が急務であり、それなくして世界の大變局に立ち向かうことは困難であると論じている。

こうした思想は、國士館高等部開館式での言葉にも如実に表れており、國士館において眞の愛國者たる「國士」の育成を目指したと言える。残念ながら、長瀬はその育成の道筋をつけた後、ほどなく世を去つた。しかし、その精神は國士館教育の熱き志として今日も息づいていのである。

国士館の草創期には政界、財界、文化・教育界から多くのの人々による支援があった。漢学者で書家としても数多くの作品を遺した宮島詠士（写真1）もそのうちの一人である。私塾「国士館」の設立を宣言した「国士館設

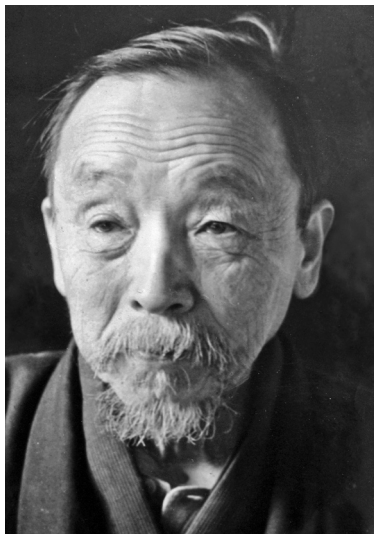


写真1 宮島詠士（大八）  
（中国語学校善隣書院所蔵）

立趣旨」（本誌一三九〜一四六頁全文掲載）に、詠士も支援者の一人として名を連ねている。

宮島詠士は、一八六七（慶応三）年一月二〇日（勲位記では一〇月一四日）、米沢城下猪苗代片町に米沢藩士である父宮島誠一郎の次男として生まれた。諱は吉美、通称大八、昂齋きよくさいと号した。長男が夭折したため、實際は嫡男として育った。詠士の能筆は幼児期から祖父に欧陽詢（唐代の儒家、書家）の臨書を課せられたことによるとされている。祖父一郎左衛門吉利（号を一瓢）は、米沢藩の三手組五十騎の長手御槍組頭（二〇〇石）で、御筆吟味方を勤め、書道に精通していた。

父の宮島誠一郎（号を栗香、養浩堂）は、米沢藩校の興讓館助教に二九歳で就任した英才で、戊辰戦争時には勤皇の大義の下、奥羽列藩同盟成立に尽力した人物として知られる。その際作成した建白書の草案では、大局的

国士館を支えた人々

宮島詠士（大八）

漆畑真紀子



見地から戦争を回避し和平を結ぶ自論を展開、東北諸藩の賛同をとりつけ副使として江戸に上り勝海舟の添削を仰ぎ、英国船に乗船、横浜から兵庫へ向かい、京都にいた土佐藩主山内容堂の手を経て建白書を朝廷に進達する重責を果たした。以来、生涯勝海舟を兄事し、そのアジア観は海舟の影響が多分に見られる。

誠一郎は一八七〇（明治三）年に建白受理機関である待詔院下局出仕となり明治政府官界に登場し、左院大議生、修史館御用掛などを歴任した後、一八九六（明治二九）年に貴族院議員に勅撰された。漢籍への造詣が深く中国文化に精通し、さらなる夢を詠士に託し、中国との善隣友好の道を歩ませたのも、ほかならぬ父誠一郎であった。

詠士はそんな父の政府出仕に従い、一八七二（明治四）年に米沢から母とともに上京した。一八七七（明治一〇）年一歳の時、以前から薫陶を受けていた勝海舟の門に入り、一四歳で清国公使随員の黄遵楷ウァンジュンカイにつき中国語の音韻を学んだ。一八八〇（明治一三）年二月、アジア主義的政治団体である興亜会が設立され、活動には誠一郎をはじめ旧幕府の関係者が深く関与していた。興亜会を中心の活動は支那語学校の運営にあった。詠士はこの興亜会支那語学校で一五歳より中国語を勉強した。そ

の二年後、一八八二（明治一五）年五月に財政上の理由から支那語学校が閉鎖されると、そこで教鞭をとっていた清人教師張滋昉と在籍の生徒一九名が東京外国語学校漢語学科へと移籍された（『東京外国語大学史』東京外国語大学、一九九九年）。このとき、「男装の麗人」川島芳子の養父としても知られる川島浪速や、本誌一九一―一九四頁で取り上げた国士館初代学長長瀬鳳輔とも同窓となった。余談だが、後年、長瀬の死にあたり、『国士館々報』第五卷第二号に「長瀬氏の追憶」と題して、次のような詠士の談話が掲載されている。

余は元の東京外国語学校に在りて長瀬氏と同窓の關係にありしも、在校中は遂に交際を結ぶの機なく、同氏が独逸留学を終へ帰朝以來始めて親交を訂するに至れり。氏は謹嚴にして熱情の人なりしを以て、交りを重ぬるに随ひ互の間に情義益々厚きを加へたり。而して氏が学者として真面目の態度は夙に余の敬重を受け、多方面に大なる裨益を与へられしは周知の事也。（後略）

一方の川島浪速は無類の暴れん坊で、詠士は随分とひどい目にあつたらしい。こんな逸話が残っている。

ある日、校庭で遊んでいるうちに二人が喧嘩した。

もちろん川島の腕力にはかなわない。宮島（詠士）は散々殴られ鼻血を出して仆れ、泣きだした。川島は、「鼻血ぐらいで泣くやつがあるか」とまた殴つた。すると宮島は、「おれは殴られて泣くのぢやない、君が友人のおれを鼻血が出るまで殴る―その残酷無情の心根が情けないし、哀れでならないのだ」といつた。それをきいて川島も、「そうか、おれがわるかつた」と乱暴を謝し、扶け起して泥を払つてやつた。（石川順「宮島大八と張廉卿」『海外事情』第五卷第一〇号、拓殖大学海外事情研究所）

以来生涯にわたつて親しい友情を続けたという。詠士の温和純真な人柄が偲ばれる話である。

一八八五（明治一八）年、東京外国語学校が廃校となつて東京商業学校に吸収されたのを期に、同期生であつた長谷川辰之助（後の二葉亭四迷）とともに退学するが、詠士はその後も経書を学び、四書を暗誦するなど古典の勉強に励んだ。そのころ、父誠一郎のもとに、懇意にしていた清国公使黎庶昌から張廉卿の文集二冊と廉卿書の蘇東坡詩幅が贈られた。詠士は「当時私は十七歳であつ

たが、その書を見て非常に愉快に感じ、又その文集中の黎氏に与うる書を読んで大いに感動」（魚住和晃『宮島詠士―人と芸術―』二玄社、一九九〇年）したという。こうして廉卿へ入門するべく清に渡る志を立てた。

一八八七（明治二〇）年四月、二一歳の詠士は黎庶昌からの紹介状を携えて、保定（現河北省中部）にある蓮池書院に留学する。張廉卿（裕釗）は清朝末期に活躍した儒学の大学者で詩文に優れ、漢魏六朝の諸碑など石刻文字を研究する碑学を大成し、その鋭さを書に表現するという書風を確立した人物である。また、蓮池書院に外国人の入学を容認した最初の山長（学長）であると考えられる。詠士は蓮池書院山長張廉卿の下で書の研究に専念するとともに、中国の歴史や文物に親しみ、修行を重ね、自己形成を行った。一八八九（明治二二）年いったん帰国し、三年後に従妹にあたる保科芳子と結婚、その半年後、再び渡清したが、一八九四（明治二七）年に師張廉卿が死去、同年日清戦争の勃発により、悲嘆のうちに帰国した。

帰国後、詠士は中国語の権威として東京帝国大学漢学科の講師や東京外国語学校の主任として教鞭をとつたが、四、五年して辞任する。官の禄を食むことを徹底して嫌つた詠士は、これ以後、政界の陰の助言者としての

立場を守った。中国語を教え日中親善に尽くしたいとの念から、一八九五（明治二八）年に平河町の自宅に学舎を設け、「詠帰舎」と名付けて中国語を教えた。命名は、恩師である勝海舟が「詠而帰」（「論語」先進篇）の扁額を揮毫してくれたことに由来し、以来、自らも詠帰、詠而帰と号するようになった。一八九八（明治三一）年には学舎を平河天神脇へ移築し「善隣書院」と改称、さらに一九〇六（明治三九）年、紀尾井町に新校舎を建設、一九一七（大正六）年、麴町に洋館の善隣書院新校舎を完成させて教育の場を拡大させた。戦前の日本で最も標準的な中国語教科書として知られた『急就篇』を著したのもこの頃である。

またこの時期、詠士が政界の助言者として重んじられたことを示すエピソードがある。一九一九（大正八）年、第一次世界大戦後のヴェルサイユ講和会議に日本全権として赴く牧野伸顕が渡欧に先立ち、この際日本としてこの会議に提言すべきはなにかと聞いたところ、詠士は傾倒する勝海舟に思いを馳せつつ、「（海舟ならば）来るべき会議に世界人類はその皮膚の色を超越して無差別平等であるべきことを強調せらるゝ、ことと察せられます」と応えた。牧野が会議で上程した「世界人類平等決議案」には、その裏に詠士の助言が秘められていたのである（前

掲石川論文参照）。

一九四〇（昭和一五）年には、多年にわたる教育への功績が称えられ、文部大臣から表彰を受けた。そして一九四三（昭和一八）年に七七歳で亡くなるまで、教育者として中国を真に理解する日本人の育成に努めた。その伝統を継承した善隣書院は、現在も中国語学校善隣書院として代々木の地にある。

一九一七（大正六）年、青年大民団より私塾「国士館」創立を呼びかける「国士館設立趣旨」が発せられるが、そのなかに講師として「宮島大八」（詠士）の名が記されている。国士館では、月曜から土曜まで午後七時から九時までの二時間を基本とし、政治、経済、社会、宗教、哲学、武道、外国語などの科目を各講師が教授したが、詠士も講師のひとりとして孟子などの儒教哲学を講義した。講師のなかには善隣書院での教え子今村貞治もいた。詠士が国士館設立の発起人となり講師を務めるまでに、どのような経緯があったのか、本学に史料が不足しているためまだ不明な点が多い。

書家として名の通っていた詠士だが、師である張廉卿と同じく書の弟子をとることはなかったという。国士館においても、書を教えることはなかった。しかし、詠士



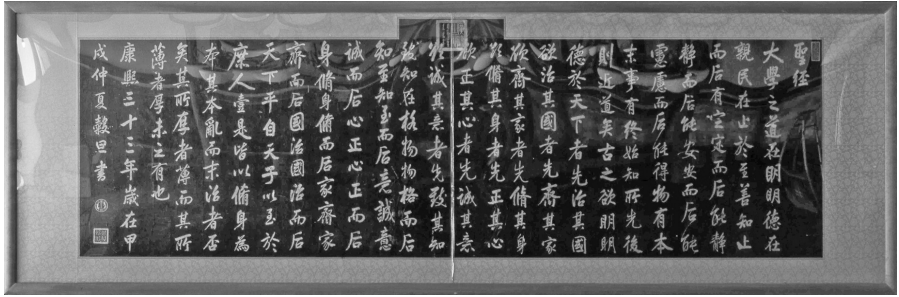


写真2 現在も大講堂内に掛かる「聖經大学」の扁額

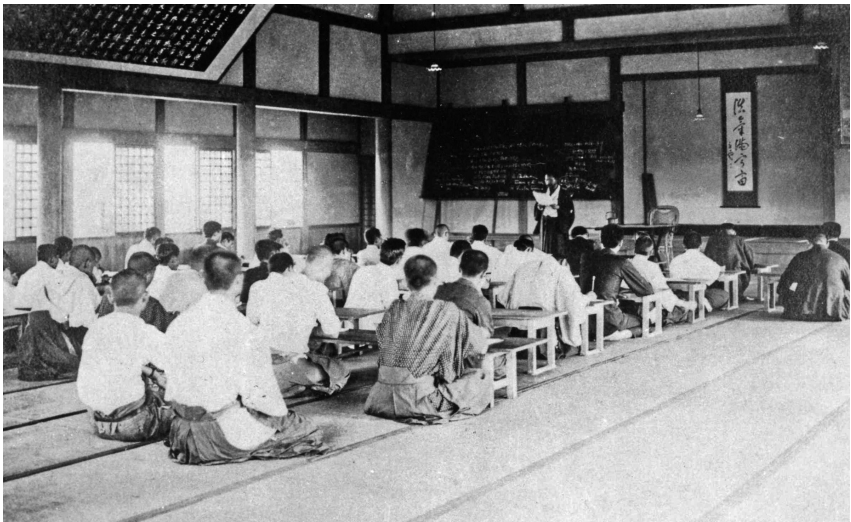


写真3 大正10年頃の講堂内における講義の写真  
左上部に「聖經大学」の扁額がみえる

より寄贈されたものに、世田谷キャンパス中央に位置する大講堂に今も掲げられている「聖經大学」の扁額がある。中国歴代の教育機関であった北京国子監に伝存する碑文から採られた拓本で、清朝第四代皇帝康熙帝の行筆である（写真2参照）。国士館高等部第一期生である武田瀨著『国を定めるもの』（学書房、一九八五年）に、「（一九一九「大正八」年）高等部に入学したばかりの私等第一期生が、渋谷から荷車で汗を流しながら運搬したのだ。大望に、胸躍らせ熱意をコメて掲げたものだった。―アノ拓本が、どのような関係から宮嶋先生（みやじま）の許に来たのかについては存知しない」とある。扁額は詠士より寄贈され、学生たちの手で大講堂内へ掲げられた（写真3参照）。四書の一つ『大学』の冒頭部、「大学の道は明德を明らかにするに有り」で始まる文中には、学問の道とこれに通じる人生訓が説かれている。現在、北京図書館にも同じ拓本が収蔵されているという。

詠士は終生、善隣書院にあって「人格陶冶」を旨とする教育を行った。宮島詠士の研究者魚住和晃氏によれば「宮島大八を知る人たちが異口同音にしたのが、その国士としての高風であった。―風雲急を告げる日中関係に對して、人類愛の大きな視野から論じてその打開の方策

を提言し、日中兩國を跨って多くの信望を集めた」（宮島詠士における書法思想）『宮島家三代―宮島詠士の書を中心に―』米沢市上杉博物館、二〇〇五年）という。宮島詠士もまた、先の「国士館設立趣旨」にみられる、「精神教育」を重視することによって将来の指導者たる「智識者」育成を目指す、国士館教育を支えた恩人であった。

平成21年度事業報告

1. 国士館百年史編纂委員会並びに専門委員会

国士館百年史編纂事業を進めるため平成二十一年六月から、国士館百年史編纂委員会が新委員のもとに再発足し、新たに設置された専門委員会が発足した。今年度の国士館百年史編纂委員会並びに専門委員会の委員会名簿と今年度の開催日程および審議事項は次の通りである。

(1) 国士館百年史編纂委員会

国士館百年史編纂委員会名簿

(任期：平成21年6月～平成23年5月)

委員長 阿部 昭 理事(年史編纂担当)

国士館史資料室長

副委員長 南 克之 常任理事(総務担当)

副委員長 安西 博見 理事(広報担当)

委員	山崎 弘之	政経学部教授(副学長)
委員	三浦 信行	政経学部教授
委員	朝倉 利夫	体育学部教授
委員	中島 徹	法学部教授
委員	佐々 博雄	文学部教授
委員	岸本 健	理工学部教授
委員	原田 信男	21世紀アジア学部教授
委員	平木 茂	高等学校定時制課程教頭
委員	小谷 正己	法人事務局長
庶務	国士館史資料室事務長	福原 一成
	国士館史資料室	熊本 好宏

今年度の編纂委員会開催と審議事項

第9回 平成21年6月12日(金) 13時30分より

会場 国士館大学世田谷キャンパス1号館3階

庶務

国士館史資料室事務長 福原 一成

第1会議室

国士館史資料室 熊本 好宏

審議事項 国士館百年史編纂事業の基本計画につ

国士館史資料室 浪江 健雄

いて(案)

国士館史資料室 漆畑真紀子

第10回 平成21年12月11日(金) 13時30分より

今年度の専門委員会開催と審議事項

会場 国士館大学世田谷キャンパス1号館3階第

第1回 平成21年6月12日(金) 14時30分より

1会議室

会場 国士館大学世田谷キャンパス1号館3階第

審議事項 国士館百年史編纂事業の現状と課題に

2会議室

ついて(案)

審議事項 国士館百年史編纂事業の基本計画につ

国士館史研究年報の発行について(案)

いて(案)

国士館百年史編纂事業の現状と課題に

ついて(案)

(2) 国士館百年史編纂委員会 専門委員会

大学史の目次構成事例について

国士館百年史編纂委員会 専門委員会名簿

第2回 平成21年7月10日(金) 13時30分より

(任期…平成21年6月～平成23年5月)

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館2階

専門委員長 阿部 昭 国士館史資料室長

同窓会会議室

副専門委員長 佐々 博雄 文学部教授

審議事項 平成21年度前期調査計画について(案)

専門委員 湯川 次義 早稲田大学教育学部教

国士館史資料室収蔵資料の分類定義に

授

ついて(案)

専門委員 山崎 真之 文学部非常勤講師

第 3 回 平成 21 年 9 月 25 日（金） 13 時 30 分より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館 2 階

同窓会会議室

審議事項 研究紀要発行の方針について（案）

平成 21 年度秋期調査計画について（案）

第 4 回 平成 21 年 11 月 6 日（金） 11 時より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館 2 階

同窓会会議室

審議事項 『楓原』国士館史研究年報について（案）

第 5 回 平成 21 年 12 月 11 日（金） 15 時より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館 2 階

同窓会会議室

審議事項 国士館百年史編纂事業の現状と課題に

ついて（案）

第 6 回 平成 21 年 3 月 19 日（金） 11 時より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館 2 階

同窓会会議室

審議事項 『国士館史研究年報』作成について

次年度調査計画について（案）

## 2. 国士館史資料室収蔵資料区分と検索目録の整備状況

国士館史に関する資料の調査収集と整理（検索目録の作成）は、国士館百年史編纂事業の土台をかたちづくるものである。資料の収集と整理ができていなければ、分析研究する過程に入ることができない。計画としては、今後三年間を資料の調査収集と目録整備の重点期間とし、百年史編纂の基礎を固める予定である。資料は、現在収蔵する資料のほか、今後調査収集が進むにつれて年々増加していくことが予想される。そこで、今後、資料が増加することを念頭に置きつつ目録整備計画を立案するため、収蔵資料の現状と今後三年間で整備するうえの諸課題について整理を行った。

### (1) 収蔵資料の区分について

国士館史資料室（以下、「資料室」という）が収蔵（保存・管理）し、利用をはかる国士館史に関する歴史資料（以下、「収蔵資料」という）を、体系的に整理し、恒久性を持った国士館アーカイブズを整備してゆく観点から、次のごとく区分仕訳することとした。

#### ① 所蔵資料

##### ① 法人記録史料

国士館及びその前身たる教育機関、またはこれらに属する組織が、作成・発行・受領した記録史料（原本を基本に、一部、複製物を含む）。このなかには、すでに資料室に収蔵されている記録史料のほか、法人が管轄する組織から今後、移管または管理委託されてくる記録史料も含まれる予定である。なお、法人管理資料の移管手続き等の詳

細については、現在、検討中である。

## ② 出版刊行物

国士館及びその前身たる教育機関、またはこれらに属する組織が印刷発行した出版刊行物（原品を基本に、一部、複製物を含む）。

## ③ 映像・音声資料

国士館及びその前身たる教育機関、またはこれらに属する組織が、作成・使用した写真その他映像・音声資料（一部、複製物を含む）。

## ④ 国士館史に関連するその他の物品資料

国士館及びその前身たる教育機関、またはこれらに属する組織または個人が使用した物品で、上記①～③以外の一切の資料。

## ② 調査収集資料

① 外部機関（資料所蔵施設）からの調査収集資料  
国士館外の資料所蔵施設が所蔵する資料のうちから、国士館史に関する資料を複製物のかたちで調査収集した資料。

## ② 個人所蔵者からの調査収集資料

個人が所蔵する資料のうちから、国士館史に関する資料を複製物のかたちで調査収集した資料。

一部に関係者からの口述聞き取り調査記録を含む。

## ③ 参考図書

国士館史を調査研究する参考文献として資料室が所蔵する参考図書。外部の機関・個人から寄贈を受けた図書・雑誌類を含む。一部、複製物を含む。

## (2) 検索目録の整備状況

この収蔵資料の区分については、国士館史資料室が原案を作成し、専門委員会での検討を経て、編纂委員会で決定した。なお、この区分ごとの収蔵資料の移管、収集の流れは「国士館百年史編纂事業の現状と課題」の末尾に付した図（二一頁）の通りである。

前項に示した収蔵資料区分ごとの資料整理の進捗状況は次の通りである。なお、整理は、次のような目録形式を基に、パソコンを用いたデータベース作成によって進めている。

国士館史料室収蔵資料目録

No	資料名	年・発行年	年コード	差出・発行	数	内容・概要	形態
458	今日のイタリア (大民文庫 2)	昭和 15 年 8 月 20 日	19400820	日刊大民社出版部	1	大民文庫、イタリア大使館情報官ミルコ・アルデマーニ、下位春吉共著、発行者花田半助、三好貞夫編集、日刊大民新聞社出版部、大民文庫発刊趣旨、大民新聞掲載原稿を再編集	冊
459	大英帝国の致命線	昭和 15 年 11 月 20 日	19401120	日刊 大民新聞社出版部	1	大民文庫、ワルター・シュネーフース著、訳者池田林儀、発行者花田半助、日刊大民新聞社出版部、大民文庫刊行一覧	冊
460	リップントロップ独外相獅子吼 ヨーロッパ及東亜再建の戦ひ	昭和 16 年 12 月 8 日	19411208	日刊 大民社出版部	1	大民文庫、編者三好貞雄、発行者柴田徳次郎	冊
461	徳富蘇峰先生序文 大民新聞社訳編ヒトラー政権十年	昭和 18 年 5 月 10 日	19430510	日刊 大民新聞社出版部	1	大民文庫、編者大民社編集局、発行者花田半助、徳富蘇峰序文	冊
462	野田大塊翁十三回忌追悼録	昭和 14 年 2 月 23 日	19390223	中根栄編纂兼発行	1	日絵野田大塊(野田卯太郎)写真、追悼談柴田徳次郎ほか寄稿	冊

① 所蔵史料目録

① 法人記録史料目録

目録化が終わった収蔵資料の数は未だ全体の一割程度である。百年史編纂の根本史料であり、今後、法人が管轄する組織から移管または管理委託されてくる資料が増加していくことも念頭に置き、作業を進める必要がある。基本史料であるから、もっとも早く完了させたい目録である。

② 出版刊行物目録

要覧、案内(学校、入試等)、名簿、便覧、シラバス、紀要、会報・広報・新聞、卒業アルバム等、定期刊行されるものが多く、またその種類も近年多様化しており、確実に増加していくことに対応しなければならぬ。これまでは利用済みのものがすべて廃棄され、大切にされてこなかった傾向があり、今後は、この分野でも系統的保存が行われるようなシステムづくりが重要である。

③ 映像・音声資料目録

写真資料には映っている人物や場所等の特定が難しいものが多いことから、目録化に時間がかか



る。残り四三七〇点を処理するには重点期間中だけでは厳しいのが現状である。

#### ④ 国士舘史に関連するその他の物品資料目録

『国士舘大学新聞』等で本学に関する資料や情報の提供をお願いしていることもあり、次第に点数が増加しているが、まだまだ不足することから、今後継続的に行われる必要がある。

### (2) 調査収集資料目録

外部機関（資料所蔵施設）からの調査収集した資料。これには国立公文書館、東京都公文書館、渋沢史料館、外務省外交史料館、九州大学石炭資料研究センター、徳富蘇峰記念館、福岡県地域史研究所、アジア歴史資料センター、国立国会図書館憲政資料室、国立公文書館つくば分館等での調査収集資料が含まれる。これまでに調査した分の目録化はすべて完了しているが、外部機関での調査そのものは、まだ緒についたばかりであり、今後の調査で収集される資料の増加も計算に入れておかねばならない。

### (3) 参考図書目録

事業推進上、必要に応じて購入する図書のほか関係機関が発行する紀要類が、寄贈・交換を通じて毎年増加していく。資料室のレファレンス機能を充実させるためにも適宜充実していくべきものである。

それらの収蔵資料整理には、現在、法人記録史料担当一名（及びアルバイト学生二名、合計週八時間程度）、写真その他映像・音声資料と参考図書担当の二名とに分けて作業を進めているが、既存資料の目録化を今後三年以内に完了するのはなかなか難しく、雑誌及び新聞『大民』等の重要資料の目録化を優先して進めているが、作業人員のさらなる増員が望まれる。

### 3. 国士館史資料室の活動

#### (1) 百年史編纂事業にともなう資料の調査と整理

##### ① 調査計画

国士館百年史及び史料編の刊行をめざし、関係資料の悉皆調査を行う。平成二一年度は、資料の所在が明確である機関等から実施する。史料編の編集を念頭におき、時期を次の四段階に区分し、分担して調査を行うように計画する。

I期…前史・創立～中学校創設（大正期）

II期…諸種学校設置～至徳学園（昭和27年頃迄）

III期…国士館再建～総合大学（昭和50年代末頃迄）

IV期…昭和60年代以降～現在

##### ② 調査の時期区分と分担

調査にあたり、国士館の歴史を先の通り四期に

時代区分し、専門委員の指導のもと、資料室員がそれぞれ分担するものとする。但し、実際の調査にあたっては、担当以外の者も含め、数人で協力する共同調査を実施している。

##### ③ 整理・保存

調査・収集した文書や写真等の資料は、前述した通り目録化し、データベースを作成している。一方、収集資料を後世に継承するために、劣化の著しい資料については適切な保存処置を施す等、資料の保存対策にも力を入れている。

#### (2) 平成21年度の主たる資料調査

今年度、実施した資料調査ならびに収集の主なものは以下の通りである。

① 森俊蔵家（現当主森春光氏）調査

森俊蔵は福岡県出身で、明治・大正期に活躍した軍人。大正六年国士館開塾後は講師として軍学を教授。大正八年財団法人化の際に監事に就任した。同年の世田谷移転に際しては、郷土である福岡県の炭鉱事業家を中心に、支援協力者を募るなど、国士館の草創期を支えた人物の一人である。

同氏の自筆日記を子孫の森春光氏が所蔵されていることから史料調査を行い、日記等を借用し、写真撮影を行った。

日 時…平成21年7月27日（月）

調査者…佐々博雄文学部教授・資料室員熊本好宏  
借用資料

明治41年～昭和19年 森俊蔵日記 37冊

芳名カード（明治43年頃～大正12年頃） 1冊

領収書一式（大正8年7月～大正10年12月）

2束

出納帳（昭和9年1月～11年12月） 1冊

出納帳（付備忘録）（昭和11年1月～12月） 1冊

出納帳（付備忘録）（昭和15年1月～12月） 1冊

金銭出納帳（昭和15年1月～昭和17年10月）

1冊

金銭出納帳（昭和17年11月～昭和21年2月）

1冊  
計44点

特記事項…大正7年頃より福岡県等での募金活動、

大正12年関東大震災被災後1年間の国

土館内での仮住居生活ほか

### ② 学校設置申請史料調査（於東京都公文書館）

本学中学校や専門学校の設定申請に関する資料調査（一部再確認を含む）を行った。このうち新たに発見した資料としては「高等学校産業教育設備台帳国士館高等学校」（昭和三八年）、再確認としては「元帥閑院宮殿下参謀総長御就任国民感謝大会二関スル件」（昭和七年一月）、それぞれ複写した。

日 時…平成21年7月 計4回

調査者…資料室員浪江健雄

### ③ 石井光次郎関係文書調査（於国会図書館憲政資

室）

本学を支援した著名人の一人である石井光次郎（元副総理、衆議院議長）について国会図書館憲政資料室所蔵の「日記」（昭和二五年～五六年）よ

り国士館関係記事を検索し、関係箇所の複写を行った。

日 時…平成21年8月～9月 計7回

調査者…資料室員浪江健雄

複写箇所

昭和41年5月13日

法務委員会にて市川議員より国士館顧問のことにつき質疑

とにつき質疑

昭和47年5月29日 国士館大学にて講演

昭和48年1月26日

柴田徳次郎氏死去（2月6日柴田邸訪問、3

月15日仏事）

昭和48年6月13日

安高・三浦両氏来訪（朝鮮高校との紛争につ

き釈明）

昭和50年1月25日

柴田徳次郎氏三周忌、追悼の言葉を述べる

昭和50年7月10日

柴田梵天氏、中元挨拶、蔭経団院長への名誉

博士号贈呈の件につきアドバイス

昭和50年11月4日

国士館大学58周年にて講演、祝辞を述べる

昭和52年8月23日

『国士館六十年史』の序文を起草する

昭和52年11月4日

国士館大学60周年、祝辞を述べる

銅像の「柴田徳次郎先生」の文字を書く

昭和53年12月21日

柴田梵天氏来訪、私学振興について話し合う

昭和54年10月2日

朝日新聞記者と会見、選挙に対する要望を述

べる、「まず国士たれ」と示唆

昭和55年7月13日 柴田梵天氏来訪

#### ④ 教員免許台帳調査（於国立公文書館つくば分館）

国立公文書館つくば分館所蔵の教員免許台帳から国士館専門学校「教員無試験検定」の実態調査を行った（調査継続中）。

日 時…平成21年8月17日（月）

調査者…専門委員山崎真之・資料室員熊本好宏・

同漆畑真紀子

#### ⑤ 宮崎県都市立図書館調査

『大民』（青年大民団発行機関誌）および地方新

間による国士館関係記事の調査を行った。

日 時…平成21年10月5日(月)～8日(木)

調査者…資料室事務長福原一成・資料室員熊本好

宏

『大民』ほか複写

第2巻第7号 (大正6年7月発行)

第2巻第8号 (大正6年8月発行) ※新出

第2巻第9号 (大正6年9月発行)

第8巻第10号 (大正11年10月発行)

第10巻第5号 (大正12年5月発行)

第10巻第6号 (大正12年6月発行)

第10巻第7号 (大正12年7月発行)

山田悌一編『故山田登美子刀自一夕話』(大正11年2月発行)

『三州日日新聞』(南九州の地方新聞) 調査

大正12年 240頁複写

大正15年 42頁複写

特記事項

・大正12年3月9日、都城市内での国士館大民

倶楽部による講演会を開催(写真参照)。講

師は、長瀬鳳輔(国士館学長)・ボース・ラ

スピハリ(国士館教授)・柴田徳次郎(国士

三州日日新聞 大正十二年三月九日 (三州日日新聞第三編) (二)

## 国士館大民倶楽部 大講演會

三月十一日午後一時鎌達寺講堂無料  
ライオンズクラブ 長瀬鳳輔先生  
題詞「世界の不安と日本の使命」

長瀬鳳輔先生は當今最も時勢に敏感な先生は水く、國士館を知るの要諦であることはその講演でして世界の軍事少く文藝に親しむの士の知 政治の機密に於て、大分、少くせん所の人であります。其言を辭して専ら、国士館の學長、學壇の深遠なる殊に歴史として英才教育に従事し、務らるる地理と現代東西の政治に精 大民新報、世界事情の主宰と道せらるること天下に匹敵なして、國士の知識階級に努力せ、幾十の著作は世に普及せられて居ります。人格の崇高、その言論文章は江湖の新聞筆を備へたる一代の高士であり、誌争ふて掲げて弘布せられてます。

国士館教授 志士館ボース、ラスピハリ先生  
題詞「印度の現狀」

ボース、ラスピハリ先生は已に先を免れ、解家等の企圖印度の志士組織の現狀に於て、國士館に一身を賭し、其の漢を演、社稷の復興して仕居る稱世の大志士立を謀り、二位の同胞を英人、流轉なる日本籍、東洋諸邦のの特長より解放すべく、印度の現狀を説く、其の度が進歩、追放、鞭答の危険、國士館に徹する血地を脱して日本に亡命し、控、演の大演説。

標榜山崎翁の庇護により、傷か

国士館学長 柴田徳次郎先生  
題詞「世界の實狀と日本人の覺悟」

柴田先生は國士館の創設者として、親しく、彼の地各方面の館長であります。現代教育の代表的名士と、膝を交へて、憲法官事は形表し、因は、私學を以て、大にその智見を國に補助せらるるに於て、

五ヶ年 收

国士館大講演會記事 (大正12年3月9日付『三州日日新聞』所収)

館館長)。

・大正12年8月8日、都城実業倶楽部において  
大民倶楽部支部発会式を挙行。

### (3) オーラル調査結果

#### ① 聞き取り調査

次の二名の方に聞き取り調査を行った。

前田隆氏 (昭和17年国士館中学校入学)、平成21年4月24日 (金)、於国士館史資料室

前田氏持参のアルバムをもとに在校中の様子等を聞き取り。当日、アルバムを借用 (後日撮影)、後日、アンケートを送付。

森春光氏 (森俊藏家現当主)、平成21年7月27日 (月)、於森氏邸

「森俊藏日記」の伝来等について聞き取り。「森俊藏日記」を借用 (後日撮影)、返却時にアルバムを借用 (前掲、研究ノート・熊本好宏「森俊藏懐中日記に見る国士館創立期」参照)。

#### ② アンケート調査

国士館史資料室では、卒業生を対象にしたアン

ケート調査 (「国士館での学生生活について」等) を随時行っており、本年度は六名の方にご協力いただいた。在校中の所属は次の通りである。

中学校 (昭和17年入学)、中学校 (昭和19年入学)、体育学部 (昭和33年入学、体育学部1期生)、文学部教育学科初等教育専攻 (昭和48年入学、初等教育専攻1期生)、中学校・高等学校普通科 (昭和19年入学)、高等学校普通科・文学部文学科漢文専攻 (昭和38年入学)

#### (4) 資料保存

本年度は、次の資料について修復を行い、保存のための複製物を作成した。

・平成21年7月3日～8月31日 16 ミリシネフィルム「箱根駅伝映像」他20点  
・平成21年7月30日～8月31日 16 ミリシネフィルム「至心は四海へ」他5点

\*フィルムの電子化を業者に依頼し、複製物を作成。

## (5) 主な寄贈資料

- ・ 小林千恵子著『ひこうぐも』（光人社NF文庫、二〇〇五年）
- 寄贈者…小林千恵子氏（夫、小林照彦氏、国士館中学校卒）
- ・ 国士館大学文学部及び各種委員会関連資料一式
- 寄贈者…長島弘道氏（元文学部教授）
- ・ 創立者柴田徳次郎ほか筆、寄せ書き色紙
- 寄贈者…遠藤綾子氏（昭和40年3月短大国文科卒）
- ・ 教科書『老子莊子』『言志四録』
- 寄贈者…増田嘉久氏（昭和24年専門学校国語科卒）
- ・ 成績証明書、大学制服、大学時代使用教科書ほか一式
- 寄贈者…宮崎正之氏（昭和42年政経学部卒）
- ・ 昭和40年代報道部撮影『国士館大学新聞』用写真一式
- 寄贈者…永松拓也氏（昭和47年政経学部卒）

## (6) 教育普及活動

### ① 常設展示

国士館史資料室では、柴田会館四階に展示室を設け、国士館の歴史的歩みを記録した貴重な関係資料を一般公開している。国士館の創立者柴田徳次郎にゆかりの資料や、創立以来の支援者、各時代の学生生活に関する資料などが展示されている。

開室日時…月曜～土曜 10:00～16:00

（日曜祝祭日、学園の定める休日等を除く）

※観覧無料

今年度の入場者数 191 名

### ② 梅ヶ丘展示ルーム企画展

梅ヶ丘展示ルームにおいて次の企画展を開催した。

平成21年4月～5月「国士館のあゆみ」

平成21年8月～12月「国士館キャンパス今昔」

### ③ 企画展「国士館の歴史」

本年度のオープンキャンパス、父母懇談会開催時に世田谷キャンパス大講堂において、写真パネルによる企画展示「国士館の歴史」を開催した。「国

士館の歴史」を写真で紹介すると共に、「国士館九〇年の軌跡」(DVD)等を上映した。各開催時の日時、入場者数は次の通りである。

平成21年6月7日(日) オープンキャンパス150名  
 平成21年7月19日(日) オープンキャンパス150名  
 平成21年8月8日(土) オープンキャンパス180名  
 平成21年9月20日(日) オープンキャンパス143名  
 平成21年10月11日(日) 父母懇談会 510名  
 平成21年10月25日(日) オープンキャンパス135名

④ 楓門祭記念展示「国士館のあゆみ」

平成21年11月3日(火)～4日(水)に行われた楓門祭(学園祭)では、世田谷キャンパス大講堂において、楓門祭記念展示「国士館のあゆみ」を開催した。「国士館の創設」「諸学校の設立と戦争」「復興と総合大学へのあゆみ」「広がるキャンパスと現在」の四コーナーを設けて写真パネルを展示した。また、「国士館九〇年の軌跡」(DVD)等を上映した。入場者数は一一六〇名であった。

⑤ 特別展「国士館の中高の歴史」

平成21年11月2日(月)～3日(火)、秋楓

祭開催時に世田谷キャンパス高等学校・中学校校舎二階三―五教室において、特別展「国士館の中高の歴史」を開催した。

⑥ 中学生の職場体験学習の受け入れ

世田谷区内の中学校から生徒の職場体験学習についての依頼があり、二回にわたり受け入れを行った。資料室では仕事の一環である「歴史を編む」ことの体験を目的として課題に取り組ませた。

日時、学校名及び学年・受入人数

平成21年9月9日(水)～11日(金)

世田谷区立希望丘中学校2年生2名

平成21年9月28日(月)～30日(水)

世田谷区立船橋中学校2年生2名

⑦ パンフレット・リーフレットの作成

① 利用案内パンフレット

平成21年4月の国士館史資料室発足にあたり、従来設置されていた国士館資料室の案内パンフレットを改訂し、本学の歴史と関連する所蔵資料の紹介をはじめ、国士館史資料室の業務について学内外に周知する目的で、利用案内パンフレットを



作成した。

② 展示解説リーフレット

本年度、世田谷キャンパス大講堂で開催した企画展「国士館の歴史」の解説リーフレットとして「大講堂のおはなし」「創立者柴田徳次郎のおはなし」を作成した。これらは今回限りのものではなく、常設展示や各種イベント等においても利用できるよう心がけた。また、館歌、校章、松陰神社等を題材に、引き続き作成中である。

③ 収蔵資料の利用とレファレンス

本年度のレファレンスは、学内・学外合わせて二三件であった。学外からのレファレンスでは、末永二三（元大阪商船副社長・国士館理事）、香月梅外（元鏡泊学園中国語教師）、渡辺海旭（元大正大学理事長兼教授）等に関するものがあつた。

収蔵資料の利用では、日本私立大学協会より、『教育芸術新聞』（日本私立大学協会発行）特集企画「大学の校章（ロゴ）特集」及び「学園又は大学の創設者のエピソード」について掲載依頼があり、「大学の校章（ロゴ）特集」は『教育芸術新聞』第二三六二号に、「学園又は大学の創設者のエピソード」

「ド」（柴田徳次郎と大講堂・創設期）は第二三七六号にそれぞれ掲載された。

④ 『国士館史研究年報―楓原―』の発行

百年史編纂事業及び国士館史資料室について学内外に周知をはかることを目的に、百年史に関する研究論文・史料紹介等を収載する国士館史研究年報を毎年度刊行することにした。これには国士館史資料室の事業報告や本学関係者の思い出の記事等も掲載する。

(7) 室の構成

① 職員（平成21年度）

室長	阿部 昭（理事・文学部教授）
事務長	福原 一成
職員	熊本 好宏
準職員	浪江 健雄
派遣職員	奥平 暁子
	漆畑真紀子

② 施設の概要

所在地 〒154・0023 東京都世田谷区若林4・31・10  
名称 柴田会館

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、

地上4階

資料室施設面積

2階：館史事務室21.1㎡、館史研究室36.8㎡、

史料収蔵庫63.8㎡

4階：室長室13.7㎡、学術調査員室13.7㎡、

展示室119㎡

## (8) 活動日誌

(平成21年4月～平成22年3月)

### 【4月】

1日 国士館史資料室発足

室長：阿部昭（文学部教授）、事務長：福原一

成、職員：熊本好宏、準職員：浪江健雄・漆

畑真紀子、派遣職員：奥平暁子

「国士館のあゆみ」展開催（～5月31日、於世

田谷キャンパス梅ヶ丘校舎展示ルーム）

25日 『国士館大学新聞』第476号発行、「編纂室だよ

り15」掲載

### 【5月】

23日 国士館史資料室ホームページ開設

27日 国士館百年史編纂委員会要綱改正を理事会・

評議員会で承認

国士館百年史編纂委員会委員発令（委員長：阿

部昭ほか13名）、同委員会専門委員会発足、専

門委員発令（専門委員長：阿部昭ほか4名）

28日 全国大学史資料協議会東日本部会総会・研究

会に、福原一成、浪江健雄が参加（於東京経済

大学国分寺キャンパス）

### 【6月】

7日 平成21年度年度オープンキャンパスにて「国

士館の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大

講堂、入場者数150名）

10日 『教育学術新聞』第二三六二号（日本私立大学

協会発行）特集企画「大学校章（ロゴ）特集」

に記事掲載

12日 第9回国士館百年史編纂委員会開催

第1回国士館百年史編纂委員会専門委員会開

催

22日 政経学部戸津正勝教授監修・資料室主催「イン

ドネシア王宮伝統の美」展開催（～7月31日、

於世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎展示ルーム）



オープンキャンパス大講堂展示

【7月】

- 3日 16ミリフィルム「箱根駅伝映像」ほか（計20本）  
のデジタル化を関東インフォメーションマイ  
クロ株式会社に依頼
- 4日 明治大学史資料センター、平和祈念展示資料  
館調査（福原一成、熊本好宏、浪江健雄、漆  
畑真紀子）
- 6日 国立国会図書館にて九州における郷土資料目  
録の調査（漆畑真紀子）
- 8日 国立国会図書館にて九州における郷土資料目  
録の調査（漆畑真紀子）
- 9日 第66回全国大学史資料協議会東日本部会研究  
会に、浪江健雄が参加（於明治大学駿河台キヤ  
ンパス）
- 10日 第2回国士館百年史編纂委員会専門委員会開  
催
- 11日 群馬県同窓会会員来室（11名）
- 13～14日 国立国会図書館にて九州における郷土資  
料目録の調査（漆畑真紀子）
- 15日 企業アーカイブ実務セミナーに、福原一成が  
参加（於社団法人経済倶楽部）
- 16日 国立国会図書館にて九州における郷土資料目

録の調査（漆畑真紀子）

16～17日 東京都公文書館にて国士館関係史料調査

（浪江健雄）

19日 平成21年度オープンキャンパスにて「国士館

の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、

入場者数150名）

24日 国立国会図書館にて九州における郷土資料目

録の調査（漆畑真紀子）

25日 『国士館大学新聞』第477号発行、「国士館史資

料室だより」掲載

27日 森俊蔵関係資料調査および資料借用（佐々博

雄、熊本好宏、於森春光氏邸）

28～29日 東京都公文書館にて国士館関係史料調査

（浪江健雄）

28～30日 国立国会図書館にて九州における郷土資

料目録の調査（漆畑真紀子）

30日 16ミリフィルム「至心は四海へ」ほか（計5本）

のデジタル化を関東インフォメーションマイ

ク株式会社依頼

【8月】

1日 「国士館キャンパス今昔」展開催（～12月31日、

於世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎展示ルーム）

3日 国立国会図書館にて九州における郷土資料目

録の調査（漆畑真紀子）

5日 国立国会図書館にて九州における郷土資料目

録の調査（漆畑真紀子）

5～6日 国立国会図書館憲政資料室にて個人文書

の調査（浪江健雄）

8日 平成21年度オープンキャンパスにて「国士館

の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、

入場者数180名）

10日 国立国会図書館憲政資料室にて個人文書の調

査（浪江健雄）

17日 国立公文書館つくば分館にて国士館関係教員

免許台帳調査（山崎真之・熊本好宏・漆畑真

紀子）

26～27日 国立国会図書館憲政資料室にて個人文書

の調査（浪江健雄）

【9月】

9日～11日 世田谷区立希望丘中学校2年生（2名）

職場体験学習のため来室

9～10日 国立国会図書館憲政資料室にて個人文書

の調査（浪江健雄）

17日 国立国会図書館にて九州における郷土資料目

録の調査（漆畑真紀子）

20日 平成21年度オープンキャンパスにて「国士館の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、入場者数143名）

25日 第3回国士館百年史編纂委員会専門委員会開催

28～30日 世田谷区立船橋中学校2年生（2名）職場体験学習のため来室

【10月】

5～6日 国立国会図書館にて九州における郷土資料目録の調査（漆畑真紀子）

6～8日 都城市立図書館にて雑誌『大民』等調査および史料撮影（福原一成、熊本好宏）

11日 平成21年度年度父母懇談会にて企画展「国士館の歴史」展（於世田谷キャンパス大講堂、入場者数510名）開催

14日 『教育学術新聞』第二三七六号（日本私立大学協会発行）特集企画「学園又は大学の創設者のエピソード」に記事掲載

25日 平成21年度オープンキャンパスにて「国士館の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、入場者数135名）

29日 早稲田大学史資料センター調査（湯川次義、福原一成、浪江健雄、漆畑真紀子）

【11月】

2日 国士館高等学校・中学校秋楓祭にて特別展「国士館中高の歴史」開催を支援

3～4日 国士館大学楓門祭にて企画展「国士館のあゆみ」開催（於世田谷キャンパス大講堂、入場者数一六〇九名）

6日 第4回国士館百年史編纂委員会専門委員会開催

9～14日 国文学研究資料館史料管理学研修会に福原一成が参加（於佐賀大学）

11～13日 平成21年度大学職員情報化研究講習会に熊本好宏が参加（私立大学情報教育協会主催、於浜名湖ロイヤルホテル）

18日 沖縄県立球陽高等学校生徒訪問（2学年6名）  
14日 『国士館大学新聞』第478号発行、「国士館史資料室だより2」掲載

【12月】

3日 第68回全国大学史資料協議会東日本部会研究会（於横浜波止場会館）に漆畑真紀子が参加  
11日 第10回国士館百年史編纂委員会開催

第5回国士館百年史編纂委員会専門委員会開催

17日 茨城県立多賀高等学校生徒訪問（1学年40名）

28日 森俊蔵関係資料返却および写真資料借用（佐々博雄、漆畑真紀子、於森春光氏邸）

【1月】

27日 国立公文書館において学校設置申請関係史料調査（熊本好宏）

28日 第69回国立大学資料協議会東日本部会研究会

（於明治大学駿河台キャンパス）に浪江健雄が参加

【2月】

10日 国立大学資料協議会東日本部会研究会主催「日本の大学」展受付業務に漆畑真紀子が参加

24日 東京マラソンEXPO二〇一〇出展支援に熊本好宏が参加

【3月】

5日 DNP年史センター主催セミナー「アーカイブの発想と連想」（於DNP五反田ビル）に熊本好宏が参加

12日 国立国会図書館にて朝日新聞戦前紙面データベース所収国士館関係資料調査及び宮島詠士

（大八）関係資料調査（漆畑真紀子）

19日 第6回国士館百年史編纂委員会専門委員会開催

21日 平成21年度オープンキャンパスにて「国士館の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、入場者157名）

31日 森俊蔵写真資料返却および関係資料の受託（佐々博雄、熊本好宏、於森春光氏邸）

関係法規

国士館百年史編纂委員会要綱

(趣旨)

**第1条** 学校法人国士館（以下「本法人」という。）に、国士館創設以来の歴史を記録する国士館百年史（以下「百年史」という。）を編纂するため、国士館百年史編纂委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事のうちから、理事長の指名する者 若干人
- (2) 国士館大学専任教員のうちから、学長の指名する者 若干人
- (3) 中学校・高等学校教員から、校長の指名する者 若干人

(4) 法人事務局長、国士館史資料室長

(5) 学識経験者で、理事長が指名する者 若干人

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。第4号の委員は、職務在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第3条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、理事長が指名する。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(顧問)

**第4条** 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ委員会に出席するものとする。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の任務)

**第5条** 委員会は、次の各号の事項を行う。

(1) 百年史の編纂方針に関する事

(2) 百年史の刊行に関する事

(3) その他、百年史編纂に関する事

(委員会の運営)

**第6条** 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

可否同数の場合は、委員長が決する。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

(専門委員会の設置)

**第7条** 委員会に、専門委員会を置く。

(専門委員)

**第8条** 専門委員は、委員長の推薦により理事長が委嘱する。

する。

2 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

置く。

(専門委員長及び副専門委員長)

**第9条** 専門委員会に、専門委員長及び副専門委員長を

置く。

2 専門委員長は、委員会委員のうちから理事長が指名する。副専門委員長は、委員会委員のうちから専門委員長が指名する。

員長が指名する。

3 専門委員長は、専門委員会を統括し、代表する。

4 副専門委員長は、専門委員長を補佐する。

(専門委員会の任務)

**第10条** 専門委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

(1) 百年史の刊行計画案の作成

(2) 百年史の執筆・編集・校訂

(3) 資料の調査収集、その他百年史編纂に関する事



(専門委員会の運営)

**第11条** 専門委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。

2 専門委員会は、必要に応じ、専門委員以外の者を出席させることができる。

(経費)

**第12条** 委員会及び専門委員会の経費は、国土館史資料室の予算を充てる。

(委員会及び専門委員会の庶務)

**第13条** 委員会及び専門委員会の庶務は、国土館史資料室が担当する。

(改廃手続)

**第14条** この要綱の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

## 国士館史資料室規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、国士館史資料室（以下「資料室」という。）の組織及び運営について定める。

### (目的)

**第2条** 資料室は、国士館の歴史に関わる文献、文書及び物品等（以下「資料」という。）を収集・整理・保管し、将来に継承して、建学の精神の高揚と学園及びその教育・研究の進展等に資することを目的とする。

### (資料室長)

**第3条** 資料室長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2 資料室長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げ

ない。

### (職員)

**第4条** 資料室に、必要な職員を置く。

### (学術調査員)

**第5条** 資料室に、学術調査員を置くことができる。

2 学術調査員は、本学園の教職員のうちから資料室長が推薦し、理事長が委嘱する。

3 学術調査員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 学術調査員は、資料室長の指示を受け、次の調査研究等に従事する。

(1) 本学の理念及び本学史に関すること

- (2) 資料の収集・整理・保管等に関する事
- (3) 年史・資料集等に関する事
- (4) その他資料室に関わる学術的事項

(専門員)

**第6条** 資料室に、専門員を置くことができる。

- 2 専門員は、資料室長の指示を受け、次の業務に従事する。

- (1) 資料の収集・整理・保管・展示及び情報収集
  - (2) 年史・資料集等の企画及び編纂
  - (3) その他資料室に関わる専門的事項
- 3 専門員の任用期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(収集資料)

**第7条** 資料室は、次の資料を収集する。

- (1) 国士館の建学の精神に関する資料
- (2) 国士館の発展の経緯に関する資料
- (3) 国士館が設置する諸学校に関する資料
- (4) 国士館の創立者及び先人に関する資料
- (5) その他国士館に関する資料

(所蔵資料の開放)

**第8条** 資料室は、学園内外の希望者に所蔵資料を開放し、教育研究に資するとともに学園の歴史の紹介に努めるものとする。

- 2 資料室の開室及び所蔵資料の閲覧等の細部は、別に定める。

(資料の貸出し)

**第9条** 資料室の所蔵資料は、貸出しをしないものとする。ただし、教育研究及び学園の広報に役立つ等、特に必要性が認められた場合は、所定の手続を経て貸出しをすることができる。

(資料の管理)

**第10条** 資料室の資料及び物品の物品管理責任者は、資料室長とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 編集後記

『国士館史研究年報―楓原―』は、『国士館百年史』の編纂過程で調査収集された資料の紹介や、国士館史に関する研究報告の発表の場として企画されました。創刊号では、国士館創立に関する貴重資料の紹介を行ったほか、山崎真之専門委員と元文学部教授岩間浩氏の論文、旧職員今坂節也氏から思い出の記のご寄稿をいただきました。お忙しいところ快く執筆をお引き受けくださった皆様に深く感謝申し上げます。

今後も調査・研究の成果を積み重ねて『国士館百年史』につなげていきたいと考えます。ご愛読いただければ幸いです。編纂は着手したばかりです。資料収集など皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

(浪江健雄)

## 執筆者紹介

阿部 昭	国士館史資料室長
山崎 真之	学校法人国士館理事・文学部教授
岩間 浩	国士館大学文学部非常勤講師
今坂 節也	国士館大学元文学部教授
熊本 好宏	学校法人国士館旧職員
浪江 健雄	国士館史資料室室員
漆畑 真紀子	国士館史資料室室員

## 国士館史研究年報 楓原 二〇〇九 創刊号

平成22年3月31日発行

編集 国士館百年史編纂委員会 専門委員会

国士館史資料室

発行 学校法人 国士館

〒一五四―八五一五

東京都世田谷区世田谷四―二八一―

柴田会館二階

Tel 〇三―三四一八―二六九一

印刷 株式会社リョーワ印刷



